

(案)

白井市地域防災計画

(令和6年度修正)

第1編	総則
第2編	震災編
附編	南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画
第3編	風水害等編
第4編	大規模事故編

白井市防災会議

第1編 総 則

第1節 計画作成の趣旨	総-1
1. 計画の目的	総-1
2. 計画の構成	総-1
3. 主な計画との関係	総-1
4. 地区防災計画の策定	総-2
第2節 計画の基本的な考え方及び防災の基本方針	総-3
1. 計画の基本的な考え方	総-3
2. 防災の基本方針	総-4
3. 計画の概要	総-5
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	総-6
1. 白井市	総-6
2. 千葉県	総-6
3. 指定地方行政機関	総-7
4. 自衛隊	総-10
5. 消防機関	総-10
6. 広域市町村圏事務組合	総-10
7. 指定公共機関	総-10
8. 指定地方公共機関	総-11
9. 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	総-12
10. 市民等	総-13
第4節 防災面からみた白井市の概要	総-14
1. 白井市の地域概要	総-14
2. 白井市の災害履歴	総-18

第2編 震災編

第1章 総 則

第1節 地震対策の基本的視点	震-1-1
1. 災害に強いまちづくりの推進	震-1-1
2. 減災の視点からの対策の推進	震-1-1
3. 自助・共助・公助の連携による防災の推進	震-1-1
4. 過去の教訓を踏まえた実効性の高い計画の策定	震-1-1
5. 最大クラスの地震を前提とした計画	震-1-1
6. 複合災害等への対応	震-1-1
第2節 想定地震とその被害	震-1-2
1. 想定地震の設定	震-1-2
2. 被害想定結果	震-1-3
第3節 減災目標	震-1-5
1. 経緯	震-1-5
2. 防災・減災施策と目標	震-1-5

第2章 震災予防計画

第1節 震災に強いまちづくり	震-2-1
1. 震災に強い都市空間	震-2-1
2. 震災の予防	震-2-1
3. 震災に強い市街地	震-2-2

4. ライフライン施設	震-2-3
第2節 防災体制の整備	震-2-6
1. 事前の体制づくり	震-2-6
2. 職員初動マニュアルの整備	震-2-6
3. 各課配備体制の更新と報告	震-2-7
4. 広域防災体制の連携強化	震-2-7
5. 防災活動拠点の自立性構築	震-2-7
6. 業務継続体制の確保	震-2-8
7. <u>受援体制の促進</u>	震-2-8
8. <u>地区防災計画の普及</u>	震-2-9
第3節 情報連絡体制の整備	震-2-11
1. 情報の収集・連絡体制	震-2-11
2. 通信設備の点検と予防措置	震-2-11
3. 通信設備の整備	震-2-11
第4節 救助・救急・医療体制の整備	震-2-13
1. 医療救護体制の整備	震-2-13
2. 救助・救急知識の普及	震-2-13
3. 傷病者搬送体制の整備	震-2-14
第5節 <u>地震火災の防止</u>	震-2-15
1. 出火防止	震-2-15
2. 初期消火	震-2-16
3. 消防力の強化	震-2-16
第6節 要配慮者の安全確保	震-2-18
1. 避難行動要支援者	震-2-18
2. 社会福祉施設等	震-2-21
3. 外国人等	震-2-22
第7節 緊急輸送体制の整備	震-2-23
1. 緊急輸送道路の <u>指定</u>	震-2-23
2. <u>輸送体制の整備</u>	震-2-23
3. <u>緊急通行車両</u>	震-2-23
第8節 避難収容体制の整備	震-2-24
1. 避難体制の整備	震-2-24
2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	震-2-25
3. 指定避難所等の整備	震-2-26
4. 家庭動物対策	震-2-27
5. 避難所の開設・運営	震-2-27
6. 応急仮設住宅の用地確保	震-2-28
第9節 給水体制の整備	震-2-29
1. <u>飲料水の確保</u>	震-2-29
2. 非常用水源の保全・確保計画	震-2-29
3. <u>民間の井戸の活用</u>	震-2-29
第10節 備蓄体制の整備	震-2-30
1. 備蓄・調達体制の整備	震-2-30
2. 供給体制の整備	震-2-31
3. 燃料等の確保体制の整備	震-2-31
4. 備蓄場所の整備	震-2-31
第11節 防災意識の向上と知識の普及	震-2-32

1. 市職員に対して	震-2-32
2. 住民に対して	震-2-32
3. 児童・生徒等に対して	震-2-33
4. 避難行動要支援者に対して	震-2-34
5. 施設管理者に対して	震-2-34
6. 応急手当方法の指導・普及	震-2-34
第12節 防災訓練の <u>充実</u>	震-2-36
1. 防災訓練の <u>充実</u>	震-2-36
2. 防災訓練の <u>種別</u>	震-2-36
3. <u>訓練の実施と事後評価</u>	震-2-37
第13節 自主防災組織等の活動の推進	震-2-38
1. 地域住民	震-2-38
2. 事業所等	震-2-39
第14節 ボランティア活動体制の整備	震-2-40
1. ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	震-2-40
2. ボランティア団体の連携	震-2-40
3. ボランティアの養成	震-2-40
4. 災害ボランティアセンターとの連携	震-2-40
第15節 帰宅困難者等対策	震-2-41
1. <u>帰宅困難者等</u>	震-2-41
2. <u>一斉帰宅の抑制</u>	震-2-41
3. <u>帰宅困難者の安全確保対策</u>	震-2-42
4. <u>帰宅支援対策</u>	震-2-42

第3章 震災応急対策計画

第1節 災害応急活動体制	震-3-1
1. <u>情報収集・災害即応体制</u>	震-3-1
2. 災害対策本部体制	震-3-1
3. 職員の動員・配備	震-3-7
第2節 災害救助法の適用	震-3-9
1. 災害救助法の適用	震-3-9
2. 帳簿の作成等	震-3-10
第3節 情報収集・伝達	震-3-12
1. 通信手段の確保	震-3-12
2. 連絡体制の確立	震-3-13
3. 地震に関する情報	震-3-13
4. 時系列収集区分	震-3-14
5. 県等への被害報告	震-3-16
6. 広報活動	震-3-19
7. 被災者等への情報伝達	震-3-21
第4節 <u>広域応援の要請</u>	震-3-23
1. <u>国に対する応援要請</u>	震-3-23
2. <u>県に対する応援要請</u>	震-3-23
3. <u>指定地方行政機関等に対する応援要請</u>	震-3-24
4. 他市町村に対する応援要請	震-3-24
5. <u>消防広域応援の要請</u>	震-3-25
6. <u>医療提供者等の応援要請</u>	震-3-25
7. <u>その他の団体・企業等に対する協力要請</u>	震-3-26

8. <u>応援隊の受入体制</u>	震-3-26
9. <u>受援計画の策定</u>	震-3-27
10. <u>自衛隊に対する災害派遣要請</u>	震-3-27
第5節 救助・救急・医療活動	震-3-32
1. 救助・救急活動	震-3-32
2. 医療活動	震-3-33
第6節 消防活動	震-3-36
1. 消防活動の体制	震-3-36
2. 消防活動の方針	震-3-36
3. 消防団の活動	震-3-37
第7節 危険物等施設の対策	震-3-38
1. <u>市の対応</u>	震-3-38
2. 印西地区消防組合の対応	震-3-38
3. <u>事業者の責務と対応</u>	震-3-38
第8節 要配慮者対策	震-3-40
1. 在宅要配慮者の安全確保	震-3-40
2. 要配慮者利用施設における対策	震-3-41
3. 福祉避難所の設置	震-3-41
4. 要配慮者の生活の確保	震-3-42
第9節 <u>交通対策・緊急輸送</u>	震-3-43
1. <u>交通対策</u>	震-3-43
2. <u>緊急輸送</u>	震-3-44
3. <u>ヘリコプター発着場の設置</u>	震-3-45
第10節 障害物等の除去	震-3-46
1. 障害物の情報収集	震-3-46
2. <u>住宅関係の障害物の除去</u>	震-3-46
3. <u>道路関係の障害物の除去</u>	震-3-46
4. <u>環境汚染の防止対策</u>	震-3-47
第11節 避難収容活動	震-3-48
1. 避難指示等	震-3-48
2. 警戒区域の設定	震-3-50
3. 収容計画	震-3-50
4. 避難所の運営	震-3-51
5. <u>避難所の自治運営体制の整備</u>	震-3-53
6. <u>避難所の共存・閉鎖</u>	震-3-54
第12節 給水活動	震-3-56
1. 水源の確保等	震-3-56
2. 給水活動	震-3-56
第13節 食料・生活必需品対策	震-3-58
1. 食料品等の調達・供給	震-3-58
2. 生活必需品の調達・供給	震-3-59
3. 広域実施体制	震-3-59
第14節 保健衛生活動	震-3-61
1. 保健衛生対策	震-3-61
2. 栄養・食生活支援	震-3-61
3. 防疫対策	震-3-62
4. <u>家庭動物対策</u>	震-3-63

第15節	<u>行方不明者の捜索・遺体の処理等</u>	震-3-64
1.	<u>行方不明者の捜索</u>	震-3-64
2.	<u>遺体の処理</u>	震-3-64
3.	<u>遺体の安置</u>	震-3-65
4.	<u>遺体の埋火葬</u>	震-3-65
5.	<u>遺体の保管</u>	震-3-65
第16節	<u>廃棄物処理対策</u>	震-3-66
1.	<u>被害状況の調査・把握</u>	震-3-66
2.	<u>災害廃棄物の処理</u>	震-3-66
3.	<u>し尿処理</u>	震-3-67
第17節	<u>ライフライン対策</u>	震-3-69
1.	<u>上水道</u>	震-3-69
2.	<u>下水道</u>	震-3-69
3.	<u>電力施設</u>	震-3-70
4.	<u>ガス施設</u>	震-3-71
5.	<u>通信施設</u>	震-3-73
6.	<u>郵便事業</u>	震-3-75
7.	<u>道路及び橋梁等</u>	震-3-75
8.	<u>河川及び急傾斜地崩壊防止施設</u>	震-3-76
第18節	<u>建物・宅地対策</u>	震-3-77
1.	<u>被災住宅の応急処理</u>	震-3-77
2.	<u>応急仮設住宅</u>	震-3-77
3.	<u>被災構築物危険度判定士</u>	震-3-78
4.	<u>被災宅地危険度判定</u>	震-3-79
5.	<u>家屋被害認定調査</u>	震-3-79
第19節	<u>文教等の応急対策</u>	震-3-81
1.	<u>学校・保育施設等</u>	震-3-81
2.	<u>社会教育及び社会体育施設</u>	震-3-82
3.	<u>給食施設</u>	震-3-82
4.	<u>文化財等</u>	震-3-83
第20節	<u>ボランティアの活動対策</u>	震-3-84
1.	<u>災害ボランティアセンターの設置</u>	震-3-84
2.	<u>ボランティアの活動分野</u>	震-3-84
3.	<u>ボランティアとして協力を求める個人、団体</u>	震-3-85
4.	<u>災害時における参加の呼びかけ</u>	震-3-85
5.	<u>災害時におけるボランティアの登録、派遣</u>	震-3-85
6.	<u>ボランティア受入体制</u>	震-3-86
7.	<u>災害対策本部との調整</u>	震-3-86
第21節	<u>帰宅困難者等対策</u>	震-3-88
1.	<u>一斉帰宅抑制の呼びかけ</u>	震-3-88
2.	<u>企業、学校など関係機関における施設内待機</u>	震-3-88
3.	<u>大規模集客施設や駅等における利用者保護</u>	震-3-88
4.	<u>帰宅困難者等の把握と情報提供</u>	震-3-89
5.	<u>一時滞在施設の開設及び施設への誘導</u>	震-3-89
6.	<u>徒歩帰宅支援</u>	震-3-89
7.	<u>帰宅困難者（特別搬送者）の搬送</u>	震-3-90
8.	<u>要配慮者等の視点からの対策</u>	震-3-90

第22節	災害警備・防犯対策	震-3-91
1.	災害警備・防犯対策	震-3-91

第4章 震災復旧・復興計画

第1節	市民生活安定化計画	震-4-1
1.	被災者の生活確保	震-4-1
2.	住宅の建設等	震-4-4
3.	中小企業への融資	震-4-4
4.	農林漁業者への融資	震-4-5
5.	義援金の受付・配付	震-4-4
6.	被災者生活再建支援金の支給	震-4-5
第2節	生活関連施設等の復旧計画	震-4-7
1.	上下水道施設	震-4-7
2.	電気施設	震-4-8
3.	ガス施設	震-4-8
4.	通信施設	震-4-8
5.	公共土木施設	震-4-8
第3節	財政援助等に関する計画	震-4-11
1.	激甚災害特別財政援助法	震-4-11
第4節	災害復興	震-4-13
1.	災害からの復興に関する基本的な考え方	震-4-13
2.	復興本部の設置	震-4-13
3.	復興計画の策定	震-4-13
4.	特定大規模災害時の措置	震-4-14
5.	復興対策の研究、検討	震-4-14

附編 南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画

第1節	計画策定の主旨	震附-1
第2節	活動体制の確立	震附-4
1.	情報収集体制の設置	震附-4
2.	白井市災害対策本部の設置	震附-4
第3節	南海トラフ地震関連情報に伴う情報収集・伝達	震附-5
1.	南海トラフ地震関連情報の伝達	震附-5
2.	広報活動	震附-5
3.	広聴活動	震附-5

第3編 風水害等編

第1章 総 則

第1節	風水害対策の基本的視点	風-1-1
1.	災害に強いまちづくりの推進	風-1-1
2.	減災の視点からの対策の推進	風-1-1
3.	自助・共助・公助の連携による防災の推進	風-1-1
4.	過去の教訓を踏まえた実効性の高い計画の策定	風-1-1
5.	複合災害等への対応	風-1-1
第2節	風水害危険区域の把握	風-1-2
1.	水害危険区域	風-1-2

2. 土砂災害警戒区域	風-1-7
3. 火山災害の想定	風-1-8

第2章 風水害等予防計画

第1節 災害に強いまちづくり	風-2-1
1. 災害に強い都市空間	風-2-1
2. 風水害等災害の予防	風-2-1
3. 火災に強い市街地	風-2-2
4. ライフライン施設	風-2-2
第2節 防災体制の整備	風-2-3
1. 事前の体制づくり	風-2-3
2. 職員初動マニュアルの整備	風-2-3
3. 各課配備体制の更新と報告	風-2-3
4. 広域防災体制の連携強化	風-2-3
5. 防災活動拠点の自立性構築	風-2-3
6. 業務継続体制の確保	風-2-3
7. 受援体制の促進	風-2-3
8. 地区防災計画の普及	風-2-3
第3節 情報連絡体制の整備	風-2-4
1. 情報の収集・連絡体制	風-2-4
2. 通信設備の点検と予防措置	風-2-4
3. 通信設備の整備	風-2-4
第4節 救助・救急・医療体制の整備	風-2-5
1. 医療救護体制の整備	風-2-5
2. 救助・救急知識の普及	風-2-5
3. 傷病者搬送体制の整備	風-2-5
第5節 火災の防止	風-2-6
1. 出火防止	風-2-6
2. 初期消火	風-2-6
3. 消防力の強化	風-2-6
第6節 水害の予防	風-2-7
1. 河水統制または河川改修	風-2-7
2. 河川・下水道の整備	風-2-7
3. 気象情報、河川水位等の把握	風-2-7
4. 浸水想定区域の周知等	風-2-8
5. 農作物等の水害予防対策	風-2-8
第7節 土砂災害の予防	風-2-9
1. 土砂災害警戒区域等	風-2-9
2. 急傾斜地崩壊危険区域等	風-2-10
3. 防災知識の普及、啓発	風-2-10
第8節 風害の予防	風-2-11
1. 竜巻等に関する知識の普及	風-2-11
2. 農作物等の風害・ひょう害防止対策	風-2-11
3. 施設等の風害防止対策	風-2-12
第9節 雪害の予防	風-2-13
1. 道路雪害防止対策	風-2-13
2. 気象（積雪等）の観測	風-2-13

3. 農作物等の雪害防止対策	風-2-13
第10節 要配慮者の安全確保	風-2-14
1. 避難行動要支援者	風-2-14
2. 社会福祉施設等	風-2-14
3. 外国人等	風-2-14
第11節 緊急輸送体制の整備	風-2-15
1. 緊急輸送道路の指定	風-2-15
2. 輸送体制の整備	風-2-15
3. 緊急通行車両	風-2-15
第12節 避難収容体制の整備	風-2-16
1. 避難体制の整備	風-2-16
2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	風-2-16
3. 指定避難所等の整備	風-2-16
4. 家庭動物対策	風-2-16
5. 避難所の開設・運営	風-2-16
6. 応急仮設住宅の用地確保	風-2-16
第13節 給水体制の整備	風-2-17
1. 飲料水の確保	風-2-17
2. 非常用水源の保全・確保計画	風-2-17
3. 民間の井戸の活用	風-2-17
第14節 備蓄体制の整備	風-2-18
1. 備蓄・調達体制の整備	風-2-18
2. 供給体制の整備	風-2-18
3. 燃料等の確保体制の整備	風-2-18
4. 備蓄場所の整備	風-2-18
第15節 防災意識の向上と知識の普及	風-2-19
1. 市職員に対して	風-2-19
2. 住民に対して	風-2-19
3. 児童・生徒等に対して	風-2-19
4. 避難行動要支援者に対して	風-2-19
5. 施設管理者に対して	風-2-19
6. 応急手当方法の指導・普及	風-2-19
第16節 防災訓練の充実	風-2-20
1. 防災訓練の充実	風-2-20
2. 防災訓練の種別	風-2-20
3. 訓練の実施と事後評価	風-2-20
第17節 自主防災組織等の活動の推進	風-2-21
1. 地域住民	風-2-21
2. 事業所等	風-2-21
第18節 ボランティア活動体制の整備	風-2-22
1. ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	風-2-22
2. ボランティア団体の連携	風-2-22
3. ボランティアの養成	風-2-22
4. ボランティアセンターとの連携	風-2-22
第19節 帰宅困難者等対策	風-2-23
1. 帰宅困難者等	風-2-23
2. 一斉帰宅の抑制	風-2-23

3. 帰宅困難者の安全確保対策	風-2-23
4. 帰宅支援対策	風-2-23

第3章 風水害等応急対策計画

第1節 災害応急活動体制	風-3-1
1. 情報収集体制・災害即応体制	風-3-1
2. 災害対策本部体制	風-3-1
3. 職員の動員・配備	風-3-1
第2節 災害救助法の適用	風-3-3
1. 災害救助法の適用	風-3-3
2. 帳簿の作成等	風-3-3
第3節 情報収集・伝達	風-3-4
1. 通信手段の確保	風-3-4
2. 連絡体制の確立	風-3-4
3. 気象情報等の収集・伝達	風-3-4
4. 時系列収集区分	風-3-5
5. 県等への被害報告	風-3-5
6. 広報活動	風-3-5
7. 被災者等への情報伝達	風-3-5
第4節 広域応援の要請	風-3-6
1. 国に対する応援要請	風-3-6
2. 県に対する応援要請	風-3-6
3. 指定地方行政機関等に対する応援要請	風-3-6
4. 他市町村に対する応援要請	風-3-6
5. 消防広域応援の要請	風-3-6
6. 医療提供者等の応援要請	風-3-6
7. その他の団体・企業等に対する協力要請	風-3-6
8. 応援隊の受入体制	風-3-6
9. 受援計画の策定	風-3-7
10. 自衛隊に対する災害派遣要請	風-3-7
第5節 救助・救急・医療活動	風-3-8
1. 救助・救急活動	風-3-8
2. 医療活動	風-3-8
第6節 消防活動	風-3-9
1. 消防活動の体制	風-3-9
2. 消防活動の方針	風-3-9
3. 消防団の活動	風-3-9
第7節 危険物等施設の対策	風-3-10
1. 市の対応	風-3-10
2. 印西地区消防組合の対応	風-3-10
3. 事業者の責務と対応	風-3-10
第8節 水害対策	風-3-11
1. 水害対策活動	風-3-11
2. 河川等の巡視・警戒	風-3-11
3. 利根川水防対策	風-3-11
第9節 要配慮者対策	風-3-14
1. 在宅要配慮者の安全確保	風-3-14
2. 要配慮者利用施設における対策	風-3-14

3. 福祉避難所の設置	風-3-14
4. 要配慮者の生活の確保	風-3-14
第10節 交通対策・緊急輸送	風-3-15
1. 交通対策	風-3-15
2. 緊急輸送	風-3-15
3. ヘリコプター発着場の設置	風-3-15
第11節 障害物の除去	風-3-16
1. 障害物の情報収集	風-3-16
2. 住宅関係の障害物の除去	風-3-16
3. 道路関係の障害物の除去	風-3-16
4. 環境汚染の防止対策	風-3-16
第12節 避難収容活動	風-3-17
1. 避難指示等	風-3-17
2. 警戒区域の設定	風-3-19
3. 収容計画	風-3-19
4. 避難所の運営	風-3-19
5. 避難所の自治運営体制の整備	風-3-19
6. 避難所の共存・閉鎖	風-3-20
第13節 給水活動	風-3-21
1. 水源の確保等	風-3-21
2. 給水活動	風-3-21
第14節 食料・生活必需品対策	風-3-22
1. 食料品等の調達・供給	風-3-22
2. 生活必需品の調達・供給	風-3-22
3. 広域実施体制	風-3-22
第15節 保健衛生活動	風-3-23
1. 保健衛生対策	風-3-23
2. 栄養・食生活支援	風-3-23
3. 防疫対策	風-3-23
4. 家庭動物対策	風-3-23
第16節 行方不明者の捜索・遺体の処理等	風-3-24
1. 行方不明者の捜索	風-3-24
2. 遺体の処理	風-3-24
3. 遺体の安置	風-3-24
4. 遺体の埋火葬	風-3-24
5. 遺骨の保管	風-3-24
第17節 廃棄物処理対策	風-3-25
1. 被害状況の調査・把握	風-3-25
2. 災害廃棄物の処理	風-3-25
3. し尿処理	風-3-25
第18節 ライフライン対策	風-3-26
1. 上水道	風-3-26
2. 下水道	風-3-26
3. 電力施設	風-3-26
4. ガス施設	風-3-26
5. 通信施設	風-3-26
6. 郵便事業	風-3-26

7. <u>道路及び橋梁等</u>	風-3-26
8. <u>河川及び急傾斜地崩壊防止施設</u>	風-3-27
第19節 <u>建物・宅地対策</u>	風-3-28
1. <u>被災住宅の応急処理</u>	風-3-28
2. <u>応急仮設住宅</u>	風-3-28
3. <u>被災構築物危険度判定士</u>	風-3-28
4. <u>被災宅地危険度判定</u>	風-3-28
5. <u>被害家屋認定調査</u>	風-3-28
第20節 <u>農業施設対策</u>	風-3-29
1. <u>農業基盤施設</u>	風-3-29
2. <u>農作物・家畜及び関連施設</u>	風-3-29
第21節 <u>文教等の応急対策</u>	風-3-30
1. <u>学校・保育施設等</u>	風-3-30
2. <u>社会教育及び社会体育施設</u>	風-3-30
3. <u>給食施設</u>	風-3-30
4. <u>文化財等</u>	風-3-30
第22節 <u>ボランティアの活動対策</u>	風-3-31
1. <u>災害ボランティアセンターの設置</u>	風-3-31
2. <u>ボランティアの活動分野</u>	風-3-31
3. <u>ボランティアとして協力を求める個人、団体</u>	風-3-31
4. <u>災害時における参加の呼びかけ</u>	風-3-31
5. <u>災害時におけるボランティアの登録、派遣</u>	風-3-31
6. <u>ボランティア受入体制</u>	風-3-31
7. <u>災害対策本部との調整</u>	風-3-31
第23節 <u>帰宅困難者等対策</u>	風-3-32
1. <u>一斉帰宅抑制の呼びかけ</u>	風-3-32
2. <u>企業・学校など関係機関における施設内待機</u>	風-3-32
3. <u>大規模集客施設や駅等における利用者保護</u>	風-3-32
4. <u>帰宅困難者等の把握と情報提供</u>	風-3-32
5. <u>一時滞在施設の開設及び施設への誘導</u>	風-3-32
6. <u>徒歩帰宅支援</u>	風-3-33
7. <u>帰宅困難者（特別搬送者）の搬送</u>	風-3-33
8. <u>要配慮者等の視点からの対策</u>	風-3-33
第24節 <u>災害警備・防犯対策</u>	風-3-34
1. <u>災害警備・防犯対策</u>	風-3-34
第25節 <u>竜巻等対策</u>	風-3-35
1. <u>竜巻情報の収集・伝達</u>	風-3-35
2. <u>竜巻被害への対応</u>	風-3-35
第26節 <u>火山噴火対策</u>	風-3-36
1. <u>火山情報の収集・伝達</u>	風-3-36
2. <u>降灰対策</u>	風-3-36

第4章 風水害等復旧・復興計画

第1節 <u>市民生活安定化計画</u>	風-4-1
1. <u>被災者の生活確保</u>	風-4-1
2. <u>住宅の建設等</u>	風-4-1
3. <u>中小企業への融資</u>	風-4-1
4. <u>農林漁業者への融資</u>	風-4-1

5. 義援金の受付・配付	風-4-1
6. 被災者生活再建支援金の支給	風-4-1
第2節 生活関連施設等の復旧計画	風-4-2
1. 上下水道施設	風-4-2
2. 電気施設	風-4-2
3. ガス施設	風-4-2
4. 通信施設	風-4-2
5. 公共土木施設	風-4-2
第3節 財政援助等に関する計画	風-4-3
1. 激甚災害特別財政援助法	風-4-3
第4節 災害復興	風-4-4
1. <u>災害からの復興に関する基本的な考え方</u>	風-4-4
2. 復興本部の設置	風-4-4
3. 復興計画の策定	風-4-4
4. 特定大規模災害時の措置	風-4-4
5. <u>復興対策の研究、検討</u>	風-4-4

第4編 大規模事故編

第1章 大規模火災対策

第1節 基本方針	大-1-1
第2節 予防計画	大-1-2
第3節 応急対策計画	大-1-5

第2章 危険物等災害対策

第1節 基本方針	大-2-1
第2節 予防計画	大-2-2
第3節 応急対策計画	大-2-6

第3章 航空機事故災害対策

第1節 基本方針	大-3-1
第2節 予防計画	大-3-2
第3節 応急対策計画	大-3-3

第4章 鉄道事故災害対策

第1節 基本方針	大-4-1
第2節 予防計画	大-4-2
第3節 応急対策計画	大-4-3

第5章 道路事故災害対策

第1節 基本方針	大-5-1
第2節 予防計画	大-5-2
第3節 応急対策計画	大-5-3

第6章 放射性物質事故対策

第1節 基本方針	大-6-1
第2節 放射性物質事故の想定	大-6-2
第3節 放射性物質事故予防対策	大-6-3
第4節 放射性物質事故応急対策	大-6-5

第 5 節 放射性物質事故復旧対策	大-6-8

第 1 編 総 則

第1節 計画作成の趣旨

1. 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、白井市防災会議が定める計画で、災害予防、災害応急対策、災害復旧対策等の一連の防災活動について定め、市民の生命、身体及び財産を白井市の地域に係る災害から保護することを目的とする。

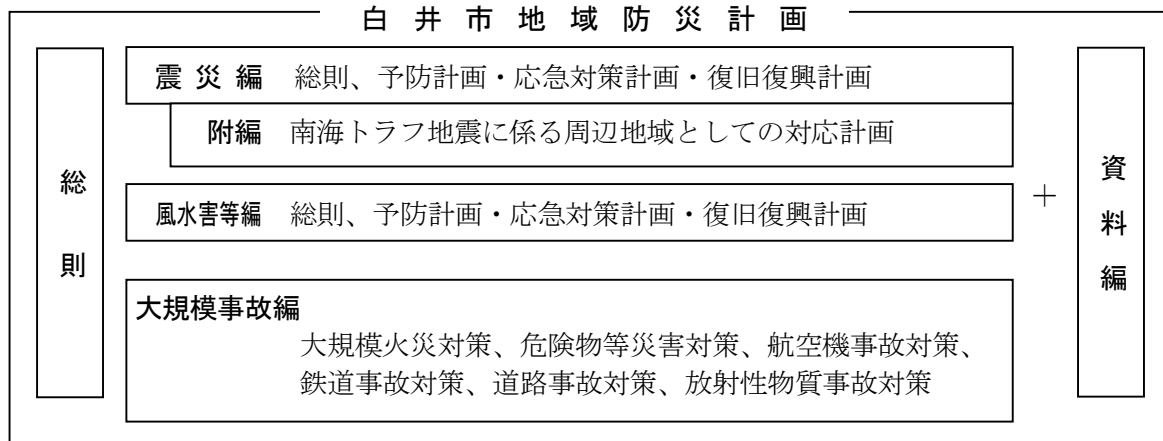
【資料編】白井市防災会議条例

【資料編】白井市防災会議委員の構成

2. 計画の構成

この計画は、以下に示す内容を中心に、総則、震災、風水害等、大規模事故の4編で構成している。

- (1) 防災施設の新設又は改良、災害防止のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する計画
- (2) 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策に関する計画
- (3) 災害の復旧・復興に関する計画
- (4) 上記の3つの計画を円滑に実施するための、白井市、白井市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災対策上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱、及び市民の責務



3. 主な計画との関係

【白井市総合計画との関係】

平成28年度を初年度とする白井市第5次総合計画では3つの基本理念の一つに「安心」を掲げ、市の将来像を「ときめきと みどりあふれる 快活都市」として子どもから高齢者までのだれもが安心を実感できるまちづくりを目指している。

また、令和3年度を初年度とする後期基本計画では、横断的視点として「災害に強いまちづくり」を掲げ、減災対策の充実に向けて、自助、共助、公助の連携を強化して市民、地域、事業者、行政がそれぞれの役割と連携のもと取り組むこととしている。

本計画は、市総合計画を踏まえて市民の生命、身体及び財産を災害から守るため防災対策全体の方向性について体系的に示したものである。また、必要に応じて財政計画におけ

る財源的措置が可能なものについては、総合計画（実施計画）の対象事業として位置付けて整備等を図っていくものとする。

そこで、地域防災計画と総合計画との関係を整理すると、おおむね次のようになる。

総合計画は防災を含む市に関しての包括的な計画であり、地域防災計画は総合計画の基本理念を踏まえた防災に関する具体的な計画で、あらゆる機関、各種団体（市民）の役割分担を対象としている計画である

【国土強靱化地域計画との関係】

白井市国土強靱化地域計画は、国が進める国土強靱化の考え方に基づき、本市に起こりうる大規模な自然災害等のあらゆるリスクを見据えつつ、どのようなことが起ころうとも最悪の事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能、地域社会、地域経済を事前につくりあげるため、白井市の都市づくりの方向性を示すための計画である。また、施設の整備や耐震化といったハード対策だけでなく、防災教育の充実や防災活動への支援などのソフト対策を市の状況等に合わせて組み合わせ、市が取り組むべき対策を幅広く位置付けた計画である。

したがって、本計画は国土強靱化地域計画に示された都市づくりの方向性に基づき、整合を図るものとする。

4. 地区防災計画の策定

本市域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）の提案があった場合は、市防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

第2節 計画の基本的な考え方及び防災の基本方針

1. 計画の基本的な考え方

(1) 減災を重視した防災対策の方向性

本市では市全域にわたる大規模な災害に見舞われたことはないが、過去には今井地区を中心とした金山落の氾濫（昭和13年、16年等）や梨などの農産物に大きな被害が出た竜巻を伴う雹害（昭和58年）等を経験しており、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識する必要がある。

このため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、白井市国土強靱化地域計画との整合を図りながら様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

(2) 地域防災力の向上

大規模な災害では、災害時の市民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得ることから、平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。

このため、家庭や地域の消防団等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、市民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっており、阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。

都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域の人々で守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、千葉県が進める災害対策コーディネーターの養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。

さらに、民間団体等と県・市との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本市でも、建設会社、商工会、生活協同組合をはじめ様々な分野で民間団体との災害協定が進んでいる。これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。このような取組みの強化と併せ、地震や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、市内全域の防災力の向上を図っていく。

また、これらの取組みの推進に当たっては、感染症への対策を講じていく。

(3) 要配慮者及び男女共同参画の視点

高齢者（特に、ひとり暮らし、ねたきり、認知症の高齢者等）、視覚障がい者、聴覚・言語障がい者、肢体不自由者、内臓機能障がいなどの内部障がい者、知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等で特に配慮を要する者などの要配慮者は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障を抱えており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北3県の死亡者のう

ち、9割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60歳以上の方が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている（平成23年版「防災白書」より）。本市でも、高齢化の進展や、障がいのある方が年々増加している状況から、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、東日本大震災や令和6年1月の能登半島地震において、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところであり、防災分野における女性の参画拡大等の一層の推進が求められる。さらに、性的マイノリティの方への配慮など、多様な視点に立つことも必要とされる。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

(4) 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、市域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国の防災基本計画や千葉県地域防災計画の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていく。

2. 防災の基本方針

この計画は、白井市域の防災に関し、国・地方公共団体及び、その他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急、災害復旧及び、その他の必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものであり、計画の樹立並びに推進に当たっては、下記の諸点を基本とする。

(1) 防災活動拠点の整備

災害時に防災活動の拠点となる施設については、施設の安全性を確保するとともに、通信、情報機器等の資機材、非常用電源及び燃料、応急対策要員の食料等の整備、備蓄を行うものとする。

(2) 交通・ライフライン施設の整備

交通、上・下水道施設等、ライフライン施設の効果的・効率的な耐震化を推進する。

(3) 防災情報の周知及び収集・伝達体制の確立

住民のおかれた環境を知らせるため、ハザードマップへの掲載等、白井市の災害危険箇所の周知を図るとともに、防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。

(4) 緊急避難場所、避難路、避難所及び避難者の支援体制の整備

公共施設、小・中学校、公園等の緊急避難場所の確保・整備を行うとともに、避難誘導看板設置等、避難路の整備を図る。また、避難所及び福祉避難所の開設・運営並びに在宅を含む避難者の支援体制の整備を図る。

(5) 防災意識の高揚と組織体制の整備

市民に対する防災知識の普及・広報活動を積極的に行うとともに、防災訓練を実施し、防災意識の高揚、地域の自主防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承を促す。

(6) 要配慮者対策

家庭や地域ぐるみによる要配慮者の的確な把握や災害時の情報伝達、安否確認、救助体制、避難場所・避難所の周知、誘導等これらの防災体制の確立を図る。

(7) 活動体制の整備

災害時の職員の非常参集や情報収集連絡体制の確立等の庁内体制の強化、関係機関との緊密な連携に努める。また、プロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪の事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）を職員に普及し、職員の防災行動力の向上を図る。

(8) 緊急輸送体制の整備

災害時の緊急通行車両の通行を確保すべく、緊急輸送路等の選定と確保及び県の選定する緊急輸送路との連携を強化する。

(9) 地震防災対策

地震による災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、各施設等の整備にあたっては、「地震防災緊急事業五箇年計画」等に基づき、地震災害に対処するための事業を推進する。

(10) 広域連携

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、房総半島台風及び東日本台風等の教訓から、広域で発生した災害に対して、近接自治体間の相互協力・支援体制の構築を図る。

3. 計画の概要

この計画は、白井市で過去に発生した災害及び本市の地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、以下の事項について定めたものである。

(1) 第1編 総則

本計画策定の趣旨、基本方針、防災関係諸機関の処理すべき事務又は業務の大綱、計画の前提等について定める。

(2) 第2編 震災編

地震による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの予防対策、災害時における応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定める。

震災編附編として、南海トラフ地震に関する防災対策計画を定める。

(3) 第3編 風水害等編

集中豪雨や台風、竜巻などの風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの予防対策、災害時における応急対策及びその後の復旧対策の基本について定める。

(4) 第4編 大規模事故災害編

大規模な事故災害に特有の予防対策や応急対策について定めたものである。この計画に定めのないものは、風水害等編の規定に準ずるものとする。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者、事業者及び市民等は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

1. 白井市

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
白 井 市	1. 市防災会議、市災害対策本部に関すること 2. 防災に関する施設及び組織の整備に関すること 3. 防災訓練の実施、防災思想の普及並びに市内の公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること 4. 災害による被害の調査、報告、情報の収集及び広報等に関すること 5. 災害の防除と拡大の防止に関すること 6. 被災者の救助及び救護に関すること 7. 被災地域等の清掃、防疫、その他の環境及び保健衛生に関すること 8. 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保並びに物価の安定に関すること 9. 被災産業に対する融資等の対策に関すること 10. 被災公共施設及び設備の応急対策・復旧に関すること 11. 災害時における文教対策に関すること 12. 災害対策要員の動員、雇上げに関すること 13. 災害時における交通、輸送の確保に関すること 14. 管内の関係機関が実施する災害応急対策等の調整に関すること 15. 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること 16. 防災に関する物資並びに資材の備蓄、整備及び点検に関すること 17. <u>避難情報の伝達及び避難誘導に関すること</u> 18. 災害時の医療及び助産救護、給水等の応急措置に関すること 19. <u>指定避難所及び指定緊急避難場所の指定・通知に関すること</u> 20. <u>避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供に関すること</u>

2. 千葉県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
千 葉 県	1. 千葉県防災会議及び千葉県災害対策本部に関すること 2. 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること 3. 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること 4. 災害の防除と拡大の防止に関すること 5. 災害時における防疫その他保健衛生に関すること 6. 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること 7. 被災産業に対する融資等の対策に関すること 8. 被災県営施設の応急対策に関すること 9. 災害時における文教対策に関すること 10. 災害時における社会秩序の維持に関すること 11. 災害対策要員の動員、雇上げに関すること 12. 災害時における交通、輸送の確保に関すること 13. 被災施設の復旧に関すること 14. 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関

	すること 15. 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること 16. 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること 17. 被災者の生活再建支援に関すること 18. 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること
印旛地域振興事務所	1. 白井市が処理する事務、事業の指導及びあっせん等に関すること 2. 災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関すること 3. 災害救助に関わる連絡・調整に関すること 4. その他災害の防除と拡大の防止に関すること
千葉県警察本部 (印旛警察署)	1. 災害情報に関すること 2. 被災者の救出及び避難誘導に関すること 3. 死体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること 4. 交通規制に関すること 5. 交通信号施設等の保全に関すること 6. 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること
印旛土木事務所 葛南土木事務所	1. 県の管理に係る河川、道路、急傾斜地及び橋梁の保全に関すること 2. 水防に関すること
印旛保健所（印旛健康福祉センター）	1. 医療機能の保全に関すること 2. 医療及び助産救護に関すること 3. 清掃、防疫その他保健衛生に関すること
印旛農業事務所	1. 農地並びに農業施設の保全に関すること 2. 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること
	1. 農産物の被害調査に関すること 2. 被災農家に対する各種相談及び被災応急対策についての指導に関すること
千葉県企業局	1. 所管施設の被害情報の収集と応急復旧に関すること 2. 県営水道区域に係る応急給水に関すること
印旛沼下水道事務所 手賀沼下水道事務所	1. 所管施設の被害情報の収集と応急復旧に関すること 2. 汚水処理に関すること

3. 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
警察庁 関東管区警察局	1. 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること 2. 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること 3. 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること 4. 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること 5. 津波、噴火警報等の伝達に関すること
財務省 関東財務局 千葉財務事務所	<立会関係> 1. 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること <融資関係> 1. 災害つなぎ資金の貸付（短期）に関すること 2. 災害復旧事業費の融資（長期）に関すること <国有財産関係> 1. 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場

	合における普通財産の無償貸付に関すること 2. 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること 3. 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること 4. 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること 5. 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること 6. 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること <民間金融機関等に対する指示、要請関係> 1. 災害関係の融資に関すること 2. 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること 3. 手形交換、休日営業等に関すること 4. 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること 5. 営業停止等における対応に関すること
国土交通省 関東地方整備局 (千葉国道事務所) (利根川下流河川事務所)	<災害予防> 1. 防災上必要な教育及び訓練等に関すること 2. 通信施設等の整備に関すること 3. 公共施設等の整備に関すること 4. 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること 5. 官庁施設の災害予防措置に関すること <災害応急対策> 1. 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること 2. 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること 3. 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること 4. 災害時における復旧資材の確保に関すること 5. 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること 6. 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること 7. 災害時の情報交換に関する協定に基づく適切な緊急対応の実施に関すること <災害復旧等> 災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図る。
国土交通省 関東運輸局	1. 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること 2. 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること 3. 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
国土交通省 関東地方測量部	1. 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること 2. 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること 3. 地殻変動の監視に関すること
農林水産省 関東農政局 千葉県拠点	1. 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること 2. 応急用食料・物資の支援に関すること 3. 食品の需給・価格動向の調査に関すること 4. 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること

	5. 飼料、種子等の安定供給対策に関すること 6. 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること 7. 営農技術指導及び家畜の移動に関すること 8. 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること 9. 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること 10. 被害農業者に対する金融対策に関すること
東京管区气象台 (銚子地方气象台)	1. 気象、地象、 <u>地動及び水象の観測並びに</u> その成果の収集、発表に関すること 2. 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
経済産業省 関東経済産業局	1. 生活必需品、復旧資機材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2. 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3. 被災中小企業の振興に関すること
経済産業省 関東東北産業保安監督部	火薬類、高压ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の安全確保に関すること
総務省 関東総合通信局	1. 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2. 災害時テレコム支援チーム(M I C - T E A M)による災害対応支援に関すること 3. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 4. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関すること 5. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
厚生労働省 関東信越厚生局	1. 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること 2. 関係職員の派遣に関すること 3. 関係機関との連絡調整に関すること。
厚生労働省 千葉労働局	1. 工場、事業所における労働災害の防止に関すること 2. 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること
環境省 関東地方環境事務所	1. 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること 2. 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること 3. 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること 4. 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること
防衛省 北関東防衛局	1. 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること 2. 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

4. 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
自 衛 隊 陸上自衛隊 第一空挺団 自衛隊千葉地方 協力本部	<災害派遣の準備> 1. 防災関係資料の基礎調査に関する事 2. 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事 3. 防災資材の整備及び点検に関する事 4. 地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種訓練の実施に関する事 <災害派遣の実施> 1. 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関する事 2. 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する事

5. 消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
印西地区消防組合 白井市消防団	1. 消防施設・消防体制の整備に関する事 2. 救急体制の整備に関する事 3. 防災に関する訓練、教育、広報に関する事 4. 消防及び救助活動に関する事 5. 災害情報の収集・伝達に関する事 6. 水防活動の協力、援助に関する事 7. 被災者の救出、救護及び避難に関する事

6. 広域市町村圏事務組合

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
印旛郡市広域市町村 圏事務組合	1. 所管施設の被害情報の収集と応急復旧に関する事 2. 飲料水の供給に関する事 3. 応急給水について白井市との相互応援に関する事 4. 応急給水資機材の調達等に関する事
柏・白井・鎌ヶ谷環境 衛生組合	1. 施設の保全及び復旧に関する事 2. し尿の処理に関する事
印西地区環境整備事 業組合	1. 施設等の保全及び復旧に関する事 2. 廃棄物の処理に関する事
千葉県市町村総合事 務組合	被災者への災害弔慰金、災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事

7. 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本電信電話(株) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ	1. 電気通信施設の整備に関する事 2. 災害時等における通信サービスの提供に関する事 3. 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
日本赤十字社 千葉県支部	1. 医療救護に関する事 2. こころのケアに関する事 3. 救援物資の備蓄及び配分に関する事 4. 血液製剤の供給に関する事 5. 義援金の受付及び配分に関する事

	6. その他応急対応に必要な業務に関する事
日本放送協会 (NHK) 千葉放送局	1. 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事 2. 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事 3. 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事 4. 被災者の受信対策に関する事
東京ガス(株)	1. ガス供給施設 (製造設備等を含む) の建設及び安全確保に関する事 2. ガスの供給に関する事
東京電力パワーグリッド(株) (東葛支社)	1. 災害時における電力の供給に関する事 2. 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事
KDDI (株)	1. 電気通信施設の整備に関する事 2. 災害時等における通信サービスの提供に関する事 3. 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
ソフトバンク (株)	1. 電気通信施設の整備に関する事 2. 災害時等における通信サービスの提供に関する事 3. 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
楽天モバイル (株)	1. 電気通信施設の整備に関する事 2. 災害時等における通信サービスの提供に関する事 3. 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
日本郵便(株) ・白井郵便局 ・西白井駅前郵便局 ・本白井郵便局 ・白井富士郵便局	1. 災害時における郵便事業運営の確保 2. 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取り扱い及び援護対策 ア 被災地に対する郵便葉書等の無償交付に関する事 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事 ウ 被災地宛救助用郵便物の料金免除に関する事 エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関する事 オ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関する事 3. 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事
日本通運(株) 千葉支店	災害時における貨物自動車 (トラック) による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株) (一社) AZ-COM丸 和・支援ネットワーク	災害時における物資の輸送に関する事
(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	被災鉄軌道施設の災害復旧の支援に関する事

8. 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
手賀沼土地改良区 印旛沼土地改良区	1. 用排水施設の設備と管理に関する事 2. 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関する事
印旛利根川水防事務組合	1. 水防施設資材の整備に関する事 2. 水防計画の樹立と水防訓練に関する事 3. 水防活動に関する事

第1編 総則

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

(公社)千葉県LPガス協会 京葉ガス(株)	ガス施設の保全・防災対策及び災害時における供給対策に関すること
北総鉄道(株) 京成電鉄(株)	1. 鉄道施設の保全に関すること 2. 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること 3. 帰宅困難者対策に関すること
(一社)千葉県トラック協会 (一社)千葉県バス協会	災害時における貨物自動車(トラック)及び旅客自動車(バス)による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること
(公社)千葉県医師会	1. 医療及び助産活動に関すること 2. 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
(一社)千葉県歯科医師会	1. 歯科医療活動に関すること 2. 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること
(一社)千葉県薬剤師会	1. 調剤業務及び医薬品の管理に関すること 2. 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること 3. 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
(公社)千葉県看護協会	1. 医療救護活動に関すること 2. 看護協会と医療機関等館員施設との連絡調整に関すること
千葉テレビ放送(株) (株)ニッポン放送 (株)ベイエフエム	1. 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること 2. 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること 3. 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

9. 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
西印旛農業協同組合 (JA西印旛) 北総農業共済組合	1. 県、市の被害状況調査及び応急対策の協力に関すること 2. 農作物の災害応急対策の指導に関すること 3. 被災農家に対する融資、あっせん 4. 農業生産資材等の確保、あっせんに関すること 5. 農産物の需給調整
白井市商工会	1. 県、市の災害被害状況調査及び応急対策の協力に関すること 2. 応急生活物資等の確保、あっせんの協力に関すること 3. 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力 4. 災害時における物価安定の協力に関すること
(公社)印旛市郡医師会	1. 医療及び助産活動に関すること 2. 災害時における医療救護体制に対する派遣等の協力
(公社)印旛郡市歯科医師会	1. 歯科医療活動に関すること 2. 災害時における医療救護体制に対する派遣等の協力
(一社)印旛郡市薬剤師会	1. 調剤業務及び医薬品の管理に関すること 2. 医薬品等の供給への協力 3. 災害時における医療救護体制に対する派遣等の協力
(一社)千葉県助産師会	1. 助産活動に関すること 2. 災害時における医療救護体制に対する派遣等の協力
(公社)千葉県柔道整復師会	1. 負傷者に対する応急手当に関すること 2. 災害時における医療救護体制に対する派遣等の協力

病院等医療施設	1. 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事 2. 災害時における収容者の保護及び誘導に関する事 3. 災害時における病人等の収容及び保護に関する事 4. 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関する事
銀行等金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関する事
社会福祉施設	1. 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事 2. 災害時における入所者の保護及び誘導に関する事
(社福) 白井市社会福祉協議会	1. 要配慮者の支援に関する事 2. 災害ボランティアの支援に関する事
危険物取扱施設	1. 安全管理の徹底に関する事 2. 防護施設の整備に関する事
ボランティア団体、社会福祉団体等	1. 普段より構成員の連携を密にし、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動にあたる事 2. 炊き出し、救援物資の配分等の協力に関する事 3. ボランティアに関する事
建設事業者	1. 応急仮設住宅の建設、住宅復旧対策等の協力に関する事 2. 被災公共施設の応急復旧対策の協力に関する事 3. 倒壊建物等の撤去の協力に関する事
(株)千葉ニュータウンセンター (株)ジェイコム千葉	CATVによる災害情報、避難情報等の放送に関する事
指定管理者	避難所等の災害対策拠点の開設・運営の協力に関する事（管理施設が災害対策拠点に指定又は予定されている場合に限る。）

10. 市民等

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
市 民	1. 自ら災害に備えて防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、注意報・警報発表時の取るべき行動の確認や、食料・飲料水の備蓄、非常持ち出し品を準備すること 2. 行政が実施する防災対策に協力するとともに、自主防災組織や消防団、ボランティアに積極的に参加すること、また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び復旧に寄与すること
自主防災組織 (町会、自治会等)	1. 市民による防災活動の核となり、地域の防災力向上の要として活動すること 2. 県及び市が行う防災対策に協力するよう努めること
事業所 (自衛消防隊等)	1. 事業所における防災対策の充実と従業員、施設利用者の安全確保に関する事 2. 地域の防災活動に積極的に参加し、地域における防災力の向上に寄与すること 3. 県及び市が実施する防災対策に協力すること 4. 事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること

第4節 防災面からみた白井市の概要

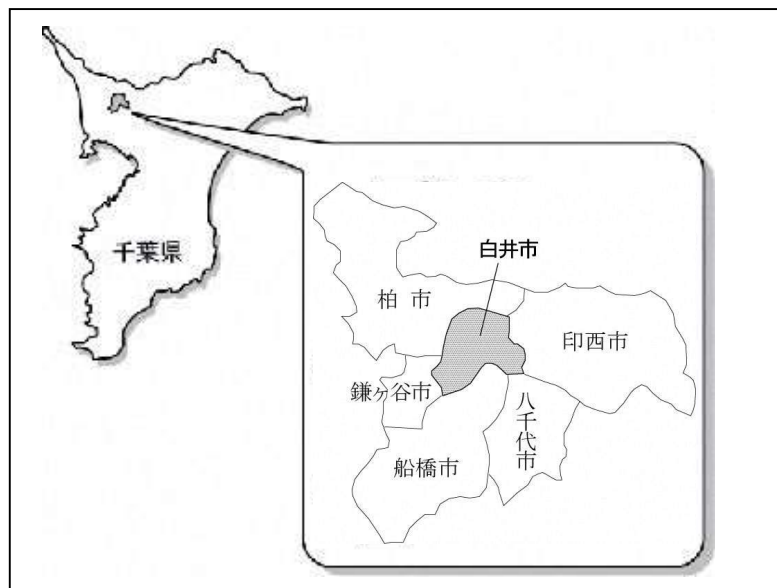
1. 白井市の地域概要

(1) 位置及び面積

ア 位置及び面積

白井市は、千葉県の北西部、印旛地域の最西部に位置し、都心から約30kmの距離にある。

東部は印西市と八千代市、南部は船橋市、西部は鎌ヶ谷市、北部は柏市の5市に接しており、市域は東西8.7km、南北7.7kmで面積は35.48km²である。



イ 地勢

白井市は、下総台地に属しており、海拔は20～30mで概して平坦であるが、ところどころに丘陵の起伏をもっている。

主要河川には、北部の柏市境の金山落、中央部の神崎川と南部の二重川があり、これらに沿って帯状に水田が開かれ、台地面には畑と山林が展開している。

しかし、これら河川の上流部において千葉ニュータウン事業及び白井・沼南土地区画整理事業などの大規模宅地開発が行われ、雨水排水等による河川への負担が増大している。

ウ 気象

白井市は、夏に偏西風、冬には強い北西の風が吹く内陸性の気候である。

平成13年から令和3年の年平均気温をみると、15度前後の状況である。また、降雨量は、平成18年の1,844.5mmが過去21年間で最も多く、過去21年間の平均降雨量は約1,400mmで県北部の年間平均降雨量と同程度である。（「令和3年版 統計しろい」より）

また、本市周辺の気象観測地点における観測史上1位の降雨量をみると、1時間の最大降雨量は68.5mm（佐倉、平成27年6月23日）、1日の最大降雨量は248.0mm（佐倉、令和元年10月25日）、1月の最大降雨量は637mm（佐倉、平成3年10月）である。

なお、本市の記録的短時間大雨情報の指標である1時間降雨量は100mm、大雨特別警報の基準である50年に一度の大雨の3時間降雨量は128mm、48時間降雨量は338mmである。

観測史上最大の降水量（気象庁、2022 年 11 月まで）

観測地点	1 時間降水量	1 日降水量	1 月降水量
我孫子	53.5mm (平成 28 年 7 月 20 日)	196.5mm (平成 25 年 10 月 16 日)	516.5mm (平成 25 年 10 月)
佐 倉	68.5mm (平成 27 年 6 月 23 日)	248.0mm (令和元年 10 月 25 日)	637.0mm (平成 3 年 10 月)
船 橋	58.5mm (平成 25 年 10 月 16 日)	224.0mm (平成 25 年 10 月 16 日)	567.0mm (平成 16 年 10 月)

エ 地形地質

白井市の主要部分を占める下総台地は、西から東に向かってやや傾斜した地形となっている。この台地を刻んで樹枝状谷が形成されており、台地の北側と南側には帯状の低地が形成されている。また、手賀沼と印旛沼流域の分水界が南西部より東北部にかけて通っている。

また、下総台地は海拔 30m で高い面に属しており、地形的には隆起海岸平野であり浅海底で形成された平坦な地形が地盤の隆起と海面の低下の結果、陸地化し台地を造ったものである。この陸地化の過程での地盤の運動には様式や速度に差があり、また海面の速度も一様に低下したものではないため、下総台地は数段の地形に分かれている。ここでは、海岸段丘の一部である上位段丘と、河成層の竜ヶ崎砂層を伴った中位段丘の 2 段に区分されている。

上位・中位段丘は、表層が火山灰層の台地で平坦性に富み造成が容易なため、市域の北部や南部、東部に団地が造られるなど、宅地や工場の進出が目立っている一方で、肥沃な土地のため畑地にも利用されている。また、台地の周辺部に形成された斜面は、雑木林となっている。

低地は、白井市の北側に位置する手賀沼流域と南に位置する印旛沼流域に形成されており、この谷底平野は主に水田に利用されている。

白井市の地形地質

微地形	構成物質	地層名	地質年代
台 地	砂	上位砂礫台地	更新世
	砂	中位砂礫台地	更新世
低 地	砂・礫・粘土	谷底平野	完新世

※ 更新世（約 200～1.1 万年前）、完新世（1.1 万年前～現在）

(2) 社会的条件

ア 人口

白井市の人口は、千葉ニュータウンの開発に伴い年々増加してきたが、平成 30 年の 63,772 人をピークに減少傾向に転じ、令和 2 年の人口は、63,336 人である。一世帯当りの人員は、昭和 60 年の 3.7 人／世帯から都市化の進展に伴う単身世帯や核家族化の進行によって減少し、令和 2 年では 2.4 人／世帯となっており、今後、少子化・高齢化の一層の進展、人口の減少が予想される。

昼夜間人口は、平成 27 年の国勢調査結果では、昼間は人口 61,674 人のうち約 22,470 人が市外に流出する一方、市外からの流入は 11,658 人で、昼夜間人口比率は 82.4% である。昼間に大規模地震等が発生した場合の自主防災活動や帰宅困難者対応に留意する必要がある。

要配慮者に関しては、令和 2 年の住民基本台帳によると、4 歳以下の幼年人口は約

2,270人、75歳以上の後期高齢者人口は7,711人である。また、介護保険の要支援者が523人、要介護者が1,635人である。幼年人口は減少傾向にあるものの、高齢者、要支援・要介護者は増加傾向にあり、災害時の避難行動要支援者の支援に留意する必要がある。

人口と世帯数

	昭和60年	平成7年	平成17年	平成27年	平成30年	令和2年
人口(人)	31,841	46,224	53,243	62,816	63,772	63,336
世帯数(世帯)	8,502	13,708	18,508	24,460	25,602	26,055
世帯当り人員 (人/世帯)	3.7	3.4	2.9	2.6	2.5	2.4

※各年3月31日の住民基本台帳人口（平成24年から外国人を含む。）

各種人口統計

区分		人口	比率	備考
昼夜間	常住人口	61,674人	100.0%	常住+流入-流出
	昼間人口	50,862人	82.4%	
	流入人口	11,658人	18.9%	
	流出人口	22,470人	36.9%	
要介護 認定者	要支援1	207人	9.6%	
	要支援2	316人	14.6%	
	要介護1	492人	22.8%	
	要介護2	380人	17.6%	
	要介護3	313人	14.5%	
	要介護4	253人	11.7%	
	要介護5	197人	9.1%	
年齢層	0歳～4歳	2,270人	3.6%	
	5歳～14歳	6,717人	10.6%	
	15歳～64歳	37,559人	59.3%	
	65歳～74歳	9,079人	14.3%	
	75歳～	7,711人	12.2%	後期高齢者

※昼夜間は平成27年国勢調査、要介護認定者数は令和元年9月介護保険事業状況報告、年齢層は令和2年住民基本台帳

イ 建物

白井市では全体の78%の建物が昭和56年(1981年)以降に建てられており、古い建物は比較的少ない。中でも七次台、池の上、桜台、西白井、笹塚地区では、旧耐震基準となる昭和55年(1980年)以前の建物はない。

一方で、市の北部では古い建物の割合が高くなっており、また、清水口1・2丁目、南山1丁目、堀込1・2丁目など昭和46年～昭和55年に開発された地域では、昭和55年以前の建物の割合が高くなっている。

市内の地区別・構造別・年代別建物棟数

番号	大字・丁目	全建物				木造				非木造(RC・SRC造)				非木造(その他)			
		旧(~1980)		新(1981~)		旧(~1980)		新(1981~)		旧(~1980)		新(1981~)		旧(~1980)		新(1981~)	
100	神々廻	268	42%	371	58%	254	46%	297	54%	1	13%	9	87%	12	16%	66	84%
150	白井	130	37%	220	63%	98	36%	178	64%	9	100%	0	0%	22	35%	41	65%
200	復	254	35%	469	65%	217	36%	391	64%	18	64%	10	36%	19	22%	67	78%
250	根	452	12%	3,165	88%	398	13%	2,759	87%	12	17%	55	83%	43	11%	350	89%
260	大松1丁目	113	23%	382	77%	90	24%	286	76%	5	36%	9	64%	19	18%	87	82%
350	富士	576	23%	1,917	77%	496	23%	1,689	77%	12	32%	26	68%	68	25%	203	75%
400	木	101	37%	174	63%	90	39%	142	61%	0	31%	1	69%	11	25%	31	75%
450	折立	141	51%	134	49%	139	63%	83	37%	0	0%	6	100%	2	5%	45	95%
500	富塚	206	37%	349	63%	196	41%	280	59%	0	7%	5	93%	10	13%	65	87%
501	西白井1丁目	0	0%	361	100%	0	0%	286	100%	0	0%	4	100%	0	0%	71	100%
502	西白井2丁目	0	0%	325	100%	0	0%	283	100%	0	0%	1	100%	0	0%	41	100%
503	西白井3丁目	0	0%	281	100%	0	0%	264	100%	0	0%	1	100%	0	0%	16	100%
504	西白井4丁目	0	0%	288	100%	0	0%	265	100%	0	0%	2	100%	0	0%	21	100%
550	中	333	44%	423	56%	184	46%	217	54%	16	46%	19	54%	133	42%	187	58%
600	名内	139	35%	259	65%	101	49%	105	51%	5	45%	7	55%	33	18%	147	82%
650	今井	44	53%	39	47%	41	57%	31	43%	0	-	0	-	3	29%	8	71%
700	河原子	158	35%	291	65%	73	53%	64	47%	3	22%	10	78%	82	27%	216	73%
750	平塚	354	48%	386	52%	265	55%	216	45%	15	59%	10	41%	75	32%	159	68%
800	十余一	94	26%	265	74%	83	28%	219	72%	2	46%	3	54%	8	16%	44	84%
850	清戸	51	26%	148	74%	44	30%	105	70%	5	43%	6	57%	2	6%	37	94%
870	武西	0	0%	7	100%	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0%	7	100%
900	谷田	80	46%	93	54%	73	50%	73	50%	2	79%	1	21%	5	19%	20	81%
901	清水口1丁目	51	60%	33	40%	7	33%	14	67%	43	75%	14	25%	1	11%	5	89%
902	清水口2丁目	58	93%	4	7%	0	-	0	-	58	94%	4	6%	0	0%	1	100%
903	清水口3丁目	145	35%	266	65%	76	31%	172	69%	14	76%	4	24%	55	38%	89	62%
904	南山1丁目	33	48%	36	52%	0	-	0	-	33	48%	36	52%	0	-	0	-
905	南山2丁目	51	38%	84	62%	51	47%	57	53%	0	0%	11	100%	0	0%	16	100%
906	南山3丁目	0	0%	170	100%	0	0%	135	100%	0	0%	2	100%	0	0%	33	100%
907	堀込1丁目	54	75%	18	25%	0	0%	2	100%	54	92%	5	8%	0	0%	11	100%
908	堀込2丁目	19	42%	26	58%	0	-	0	-	19	42%	26	58%	0	-	0	-
909	堀込3丁目	0	0%	222	100%	0	0%	139	100%	0	0%	1	100%	0	0%	82	100%
910	大山口1丁目	113	36%	197	64%	20	13%	140	87%	61	95%	3	5%	32	37%	54	63%
911	大山口2丁目	48	31%	103	69%	0	1%	24	99%	47	40%	72	60%	0	0%	7	100%
913	七次台1丁目	0	0%	85	100%	0	0%	77	100%	0	0%	2	100%	0	0%	6	100%
914	七次台2丁目	0	0%	110	100%	0	0%	83	100%	0	0%	4	100%	0	0%	23	100%
915	七次台3丁目	0	0%	520	100%	0	0%	292	100%	0	0%	134	100%	0	0%	93	100%
916	七次台4丁目	0	0%	110	100%	0	0%	86	100%	0	0%	3	100%	0	0%	21	100%
917	池の上1丁目	0	0%	331	100%	0	0%	251	100%	0	0%	10	100%	0	0%	70	100%
918	池の上2丁目	0	0%	374	100%	0	0%	254	100%	0	0%	20	100%	0	0%	100	100%
919	池の上3丁目	0	0%	150	100%	0	0%	118	100%	0	-	0	-	0	0%	32	100%
925	桜台1丁目	0	0%	20	100%	0	0%	5	100%	0	0%	8	100%	0	0%	8	100%
926	桜台2丁目	0	0%	157	100%	0	0%	50	100%	0	0%	94	100%	0	0%	13	100%
927	桜台3丁目	0	0%	344	100%	0	0%	202	100%	0	0%	10	100%	0	0%	132	100%
928	桜台4丁目	0	0%	91	100%	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0%	91	100%
930	けやき台1丁目	2	14%	11	86%	1	50%	1	50%	0	0%	7	100%	1	20%	4	80%
931	けやき台2丁目	0	0%	37	100%	0	0%	7	100%	0	0%	30	100%	0	-	0	-
940	野口	0	0%	173	100%	0	0%	100	100%	0	0%	4	100%	0	0%	69	100%
960	笹塚1丁目	0	0%	4	100%	0	0%	1	100%	0	-	0	-	0	0%	3	100%
961	笹塚2丁目	0	0%	24	100%	0	0%	12	100%	0	0%	9	100%	0	0%	4	100%
962	笹塚3丁目	0	0%	221	100%	0	0%	138	100%	0	0%	2	100%	0	0%	81	100%
白井市合計		4,067	22%	14,269	78%	2,997	22%	10,592	78%	435	38%	699	62%	635	18%	2,977	82%

※合計は、小数点以下の四捨五入の関係で合わない場合がある。

出典：白井市防災アセスメント調査 報告書（令和2年12月）

2. 白井市の災害履歴

(1) 地震

白井市に影響を与えた地震履歴

発生日月日	主な被害地域	規模(M)	被害概要
1703. 12. 31 (元禄 16 年)	江戸・関東諸国 【元禄地震】	7.9 ～8.2	地震動・津波により甚大な被害。千葉県南部を中心に死者 6,534 人、家屋全壊 9,610 棟。
1895. 1. 18 (明治 28 年)	霞ヶ浦周辺	7.2	局部的被害はそれほど大きくないが、被害範囲が広い。
1909. 3. 13 (明治 42 年)	千葉県北東部	6.7	銚子付近で地盤の亀裂、家屋傾斜 2 棟、煙突の挫折あり。
1921. 12. 8 (大正 10 年)	千葉県北部	7.0	千葉県印旛郡で土蔵破損数箇所、道路に亀裂を生ず。千葉、成田、東京でも微少被害があった。
1923. 9. 1 (大正 12 年)	関東地方南部 【関東大震災】	7.9	千葉県全体で、死者 1,335 人、負傷者 3,426 人、全壊家屋 3,118 戸、半壊 14,919 戸、焼失 647 戸、流出 71 戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流出は布良の津波によるもの。
1928. 5. 21 (昭和 3 年)	千葉県北西部	6.2	(江戸川河口付近で土壁の亀裂・崩壊あり)
1950. 9. 10 (昭和 25 年)	千葉県東部	6.3	一宮町の堤防に地割れを生ずる。その他電線切断等の微少被害あり。
1987. 12. 17 (昭和 62 年)	千葉県中央部 【千葉県東方沖地震】	6.7	千葉県全体で死者 2 名、負傷者 144 名、全壊家屋 16 戸、半壊家屋 102 棟、ブロック塀等の倒壊 2,792 箇所。山武、長生郡、市原市を中心に崖崩れ、道路の亀裂、堤防の沈下、地盤の液状化等が多数発生。崖崩れに伴う住民の避難。
1988. 3. 18 (昭和 63 年)	東京都東部	6.0	千葉県内で崖崩れ 1 箇所、その他に道路の亀裂等軽微な被害があった。
1989. 2. 19 (平成元年)	千葉・茨城県	5.6	千葉、茨城両県で軽傷 2 名、火災 2 件、他に塀・壁・屋根瓦・窓ガラスの破損あり。
1989. 3. 6 (平成元年)	千葉県北部	6.0	震央に近い多古町・佐原市等で水道管の破裂、屋根瓦の落下等の建物一部損傷 12 戸、農業用水施設破損 10 箇所。
1996. 9. 11 (平成 8 年)	千葉県北部	6.2	佐原市震度 5、被害は少ない。東京都墨田区では工業用水道管の破裂により水を噴出。
1996. 12. 21 (平成 8 年)	茨城県南部	5.4	最大震度 5 弱。北関東各地で棚のものの落下、ガラス割れ、ブロック塀の倒壊。住家の一部損壊 107 棟。
2000. 6. 3 (平成 12 年)	千葉県北東部	6.1	多古町震度 5 弱。住家の一部損壊 35 棟。
2004. 10. 6 (平成 16 年)	茨城県南部 千葉県北西部	5.7	最大震度 5 弱。負傷者 4 名、水道管破裂などの被害が発生。
2005. 2. 16 (平成 17 年)	茨城県南部	5.4	最大震度 5 弱。負傷者 26 名、ブロック塀倒壊などの被害が発生。
2005. 4. 11 (平成 17 年)	茨城県南部 千葉県北西部	6.1	最大震度 5 強。負傷者 1 名、窓ガラス破損などの被害が発生。
2005. 7. 23 (平成 17 年)	千葉県北西部 東京都区部など	6.0	最大震度 5 強、東京都区部で震度 5 弱。負傷者 38 名、住家の一部損壊 12 棟、立体駐車場から乗用車転落などの被害が発生。首都圏の鉄道が麻痺。
2011. 3. 11 (平成 23 年)	東日本大震災	9.0	最大震度 7、大津波による被害などで全国で死者・行方不明者 18,000 名以上。千葉県でも液状化被害やその後の福島県原子力発電所被害の影響が大。白井市で震度 5 強。軽傷者 2 名、屋根瓦・壁の崩落等による一部損壊 422 世帯。崖崩れ 3 ヶ所。
2012. 3. 14 (平成 24 年)	千葉県一帯	6.1	最大震度 5 強。千葉県東方沖で発生した地震。銚子などで液状化発生。死者 1 名。負傷者 1 名。住宅一部破損 3 棟。白井市で震度 3。
2014. 9. 16 (平成 26 年)	群馬県・栃木県など	5.6	最大震度 5 弱。茨城県南部で発生した地震。負傷者 3 名。住宅一部破損 1,060 棟。白井市で震度 3。
2016. 5. 16 (平成 28 年)	宮城県など	5.5	最大震度 5 弱。茨城県南部で発生した地震。負傷者 1 名。住宅一部破損 2 棟。白井市で震度 3。
2016. 11. 22 (平成 28 年)	福島県など	7.4	最大震度 5 弱。福島県沖で発生した地震。負傷者 21 名。住宅一部破損 9 棟。白井市で震度 3。
2016. 12. 28 (平成 28 年)	茨城県北部	6.3	最大震度 6 弱。茨城県北部で発生した地震。負傷者 2 名。住家半壊 1 棟、一部破損 25 棟。白井市で震度 3。
2019. 5. 25 (令和元年)	千葉県東部など	5.1	最大震度 5 弱。千葉県北東部で発生した地震。負傷者 1 名。白井市で震度 3。

※1989 年まで：白井市地域防災計画（平成 16 年度修正）

※2000 年まで：日本被害地震総覧（2002 年版）

※2019 年まで：気象庁 HP（<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/higai/higai1996-new.html#higai1996>）

(2) 風水害

白井市における既往風水害・土砂災害一覧表（平成3年～平成23年）

発 生 年月日	台風 警報等	状 況	住宅被害（戸）			道路等 冠水	がけ 崩れ
			床上	床下	損壊		
平成3年 9月19日	台風 第18号	雨量236mm/日 最大38mm/時				9	6
10月9日	台風 第21号	雨量160mm/日	2	19			37
平成10年 8月29日	大雨 洪水					2	
平成11年 7月13～14日	大雨 洪水					3	
平成12年 5月15日	大雨 洪水	雨量68mm/日 最大49mm/時		8		1	
5月24日	大雨 降雹	※突風による軽症者 2名					
平成13年 9月11日	大雨 洪水	※一部損壊 4棟			4		
10月10日	大雨 洪水					2	
平成15年 10月13日	大雨 洪水	最大48mm/時		2	1	1	
平成16年 9月4日	大雨 洪水	雨量70mm/日 最大50.5mm/3時間				1	
10月14日	台風 第22号	雨量158mm/日 最大44.5mm/2時間		6			
平成17年 8月25～26日	台風 11号	雨量58mm/日 最大12.5mm/時				1	
9月11日	大雨 洪水	雨量21mm/日 最大21mm/時				2	
平成18年 7月14日	大雨 洪水	最大22.5mm/時				2	
9月26日	大雨 洪水	雨量57.5mm/日				15	
10月6日	大雨 洪水	最大11mm/時				2	
12月26日	大雨 洪水	雨量110.5mm/日 最大15.5mm/時				17	
平成19年 9月6～7日	台風 第9号	6日雨量29.5mm 7日雨量26.5mm				2	
9月12日	大雨 洪水	最大33mm/時				3	
10月27日	台風 第20号	雨量90mm/日 最大11.5mm/時				1	
平成20年 8月4日	大雨 洪水					1	
平成21年 8月7日	大雨 洪水					1	
8月10日	大雨 洪水	雨量99mm/日 最大31.5mm/時				8	
平成22年 9月8日	台風 第9号	雨量115mm/日 最大39mm/時		1		9	
12月3日	大雨 洪水	雨量78.5mm 最大43.5mm/時	1	4		18	
平成23年 4月25日	突風 雷	瞬間最大風速 23.2m/秒（市役所屋上）			13		
合 計			3	40	18	101	43

出典：白井市防災アセスメント調査 報告書（平成25年1月）

第1編 総則

第4節 防災面からみた白井市の概要

白井市における既往風水害・土砂災害一覧表（平成24年～令和2年3月）

発生 年月日	台風 警報等	総 雨 量 (mm)	時間 最大 雨量 (mm/h)	最大 瞬間 風速 (m/s)	住宅被害			冠水		が け 崩 れ	備考
					床 上 浸 水	床 下 浸 水	一 部 損 壊	道 路	そ の 他		
平成25年 6月25日	大雨(注意報) 洪水(注意報)	15.5	13			3					
10月15日 ～16日	台風第26号	285	58					15		1	金山落氾濫 道路法面崩落 (南山二丁目)
平成26年 7月19日	大雨(警報) 洪水(警報)							2			
9月11日	大雨(警報) 洪水(警報)	49	33					3			
10月6日	台風第18号	249	33					9			金山落氾濫
平成27年 5月12日 ～13日	台風第6号	16	11	*38.1			1				集合住宅屋根崩 落(桜台2丁目)
9月9日 ～10日	台風第18号	251	23					14			
9月17日	大雨(注意報) 洪水(注意報)	51	9					1			
10月2日	大雨(注意報) 洪水(注意報)	32	26					1			
平成28年 7月15日	大雨(警報) 洪水(警報)	9.5	7					8	3		工場床上浸水 3 件(河原子・中)
8月16日	台風第7号	57.5	11.5					1			
8月22日	台風第9号	115	36					1			
8月24日	大雨(警報) 洪水(警報)	7	5					6			
平成29年 7月4日	大雨(注意報) 洪水(注意報)	42	17					5			
9月28日	大雨(警報) 洪水(注意報)	57.5	11.5					1			
10月22日	台風第21号	123.5	15					1			
10月29日	台風第22号	105.5	20.5					3			
平成30年 7月28日	台風第12号	46	14.5					2			
9月1日	大雨(注意報) 洪水(注意報)	40	30.5					4			
令和元年 9月9日	台風第15号	86	21.5	26.7			*71	2			強風による一部 損壊71件
10月12日	台風第19号	106	14.5	24.5			*23	6			強風による一部 損壊23件
10月25日	大雨(警報) 洪水(警報)	148.5	26					11			金山落氾濫
平成24年～令和2年3月 合 計					0	3	95	96	3	1	

平成3年～令和2年3月 合 計	3	43	113	200	44	

※雨量・風速は、白井市役所屋上の観測値

*平成27年5月12日～5月13日の最大瞬間風速値は気象庁の検定を受けていない風速計により計測された参考値

*令和元年9月9日及び10月12日の一部損壊は、令和2年11月末日までに報告のあった件数

出典：白井市防災アセスメント調査 報告書（令和2年12月）

第2編 震 災 編

第2編 震災編

第1章 総則

第1節 地震対策の基本的視点

1. 災害に強いまちづくりの推進

地震は、自然現象であり人為的に止めることはできないが、地震災害は社会的に対応可能であり、長期的視点にたった災害に強いまちづくりを進める。

2. 減災の視点からの対策の推進

災害に対しては、ハード（防災施設・設備）とソフト（情報・教育・訓練）の両面から総合的な防災システムの確立を図り、被害を最小限にとどめるようにする。

今後、想定される巨大災害に対しては、減災の視点から、建物に被害があっても倒壊しないなど、まず、人命の安全を守る対策を行う。

3. 自助・共助・公助の連携による防災の推進

住民自らによる自分の身は自分で守る「自助」、自主防災組織等による自分たちの地域は自分たちで守る「共助」、防災関係機関による「公助」等の各主体による役割分担と連携を図ることにより、効果的な防災の推進を図る。

4. 過去の教訓を踏まえた実効性の高い計画の策定

阪神・淡路大震災、東日本大震災をはじめとする過去の災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画策定を行う。

5. 最大クラスの地震を前提とした計画

地震対策にあたっては、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのことを想定し、これまで経験したことがないような、広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市役所の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足など、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに留意しつつ、災害応急対策を行う。

6. 複合災害等への対応

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生や、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対応を図る。

第2節 想定地震とその被害

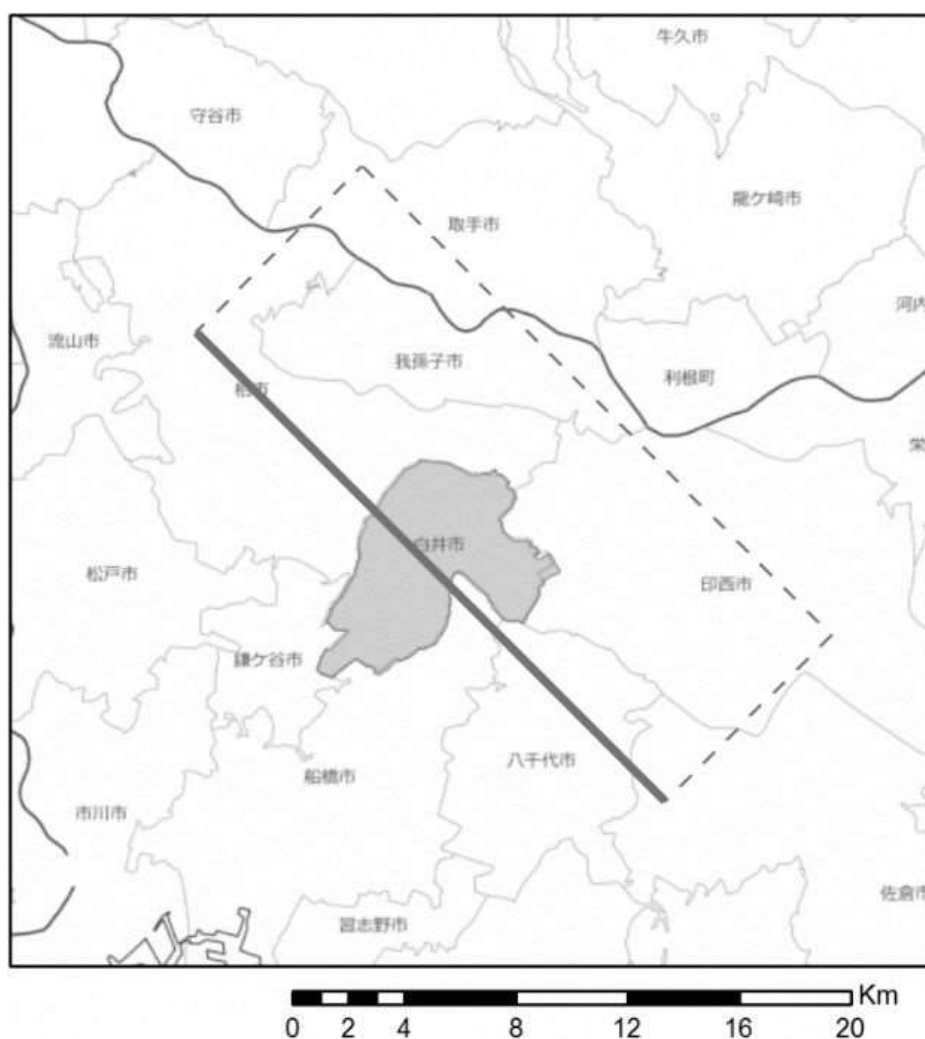
減災目標の前提となる想定最大規模の地震は、令和２年度白井市防災アセスメント調査にて被害想定を行った「白井市直下の地震（M7.1）」とする。

1. 想定地震の設定

令和2年度に実施した白井市防災アセスメント調査では、「白井市直下の地震」を想定し、地震被害想定を行った。この地震は、中央防災会議（2013）において検討された南関東地域における直下のどこにでも起こりうる最大規模の地震を、白井市の直下に設定した地震である。

想定した震源の概要

地震名	白井市直下の地震（地殻内の浅い地震）
震源域	上辺が白井市重心を通り、北西から南東に伸びる
上面深さ	5km
長さ	23.8km
幅	11.9km
傾き	45度北東方向に傾斜
規模	気象庁マグニチュード7.1相当 (モーメントマグニチュード6.8)



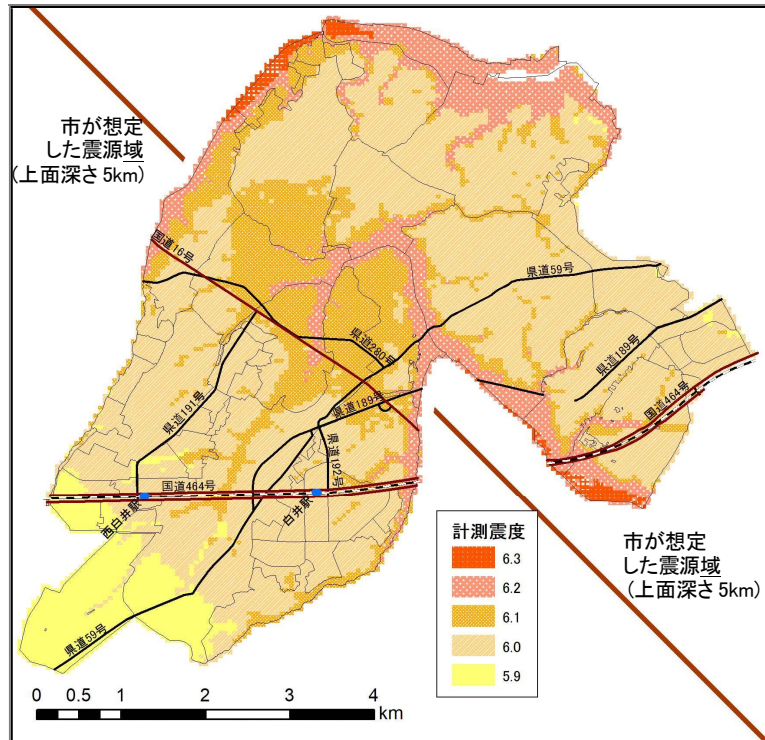
想定した白井市直下の地震（M7.1）の震源域位置

2. 被害想定結果

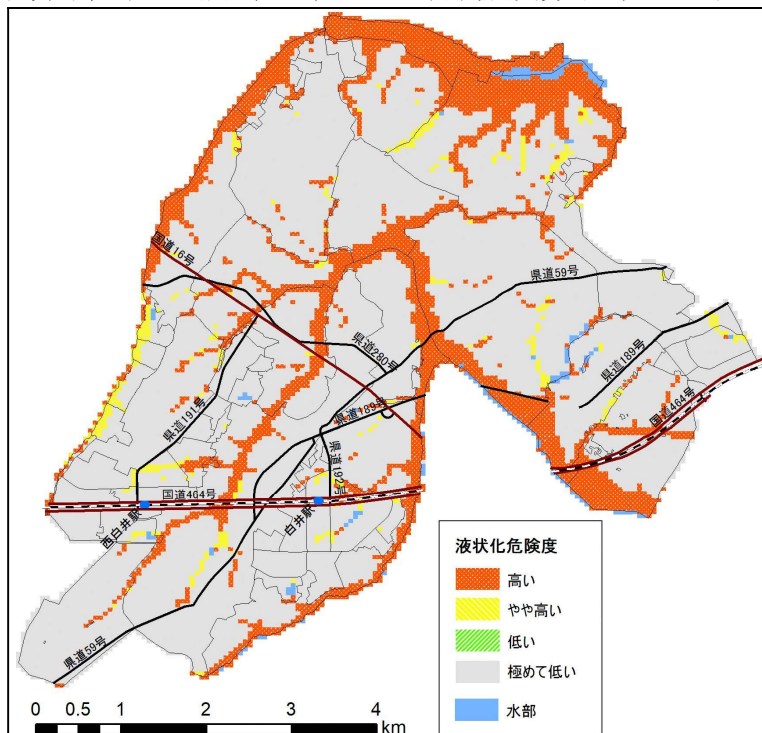
防災アセスメント調査では、地震動、液状化、建物被害、火災被害、人的被害、ライフライン被害等について被害想定を行った。以下にその概要を記載する。

(1) 地震動の強さ及び液状化危険度

平均震度は6.0で、全地域で6弱～6強（計測震度では5.9～6.3）になると予測される。また、液状化危険度は市北部の金山落、神崎川、二重川沿いや手賀沼周辺で高く、今井地区では影響を受けるおそれのある家屋が多い。



白井市直下の地震（M7.1）による計測震度分布（50mメッシュ単位）



白井市直下の地震（M7.1）による液状化危険度分布（50mメッシュ単位）

(2) 被害量

建物の全半壊は2,100棟に上り、冬の18時の地震の場合は約130棟が焼失する。また、冬の5時の地震の場合、死者は32人、重傷者は39人に上る。

地震直後はほぼ全域で停電となるが、数日で復旧する。一方、上水道や都市ガスは75%が停止し、9割の復旧に約1か月を要する。

避難者数は最大約1.4万人（うち避難所の避難者は約5,700人）、帰宅困難者は市民が市外で約12,000人、市外住民が市内で約3,200人、災害廃棄物は14.3万トンに上る。

震度	平均震度 6.0 (5.9～6.3)			
液状化	今井で液状化危険度が高いほかは、液状化危険度が高い場所は少ない。			
建物被害		木造建物	非木造建物	合計
	建物棟数	13,589	4,747	18,336
	全壊棟数	421	52	472
	全壊率[%]	3.1	1.1	2.6
	半壊棟数	1,478	188	1,667
	全半壊棟数	1,899	240	2,139
	全半壊率[%]	14.0	5.1	11.7
火災被害		冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時(風速 8m/s)
	全出火件数	2	2	9
	炎上出火件数	1	1	6
	延焼による焼失棟数	0	0	約 130
	延焼による焼失率[%]	0	0	0.7
ライフライン被害	電力	直後にほぼ全域が停電。 9 割が復旧するまでに 3～4 日。		
	上水道	直後に断水率 75%（断水人口 41,700 人）。 9 割が復旧するのに約 1 ヶ月。		
	下水道	支障率 3.8%（支障人口 1,857 人）。 1 週間以内に機能が回復。		
	都市ガス	直後に 74%が都市ガス供給停止。 9 割が復旧するのに 1 ヶ月強。		
	通信	固定電話回線は直後に半数以上が不通。 携帯電話は直後に多くの通信可だが、1 日後に約半数で不通。 9 割が復旧するのに約 1 ヶ月。		
交通施設被害	道路	緊急輸送道路 19.15km のうち 1.82 箇所の被害		
	鉄道	1 週間～1 ヶ月ほど復旧に要する可能性がある（これよりも比較的早く復旧する可能性あり）		
人的被害		冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時(風速 8m/s)
	死者数	32 (0.05%)	16 (0.02%)	25 (0.04%)
	負傷者数	315 (0.50%)	185 (0.29%)	242 (0.38%)
	そのうち重傷者数	39 (0.06%)	23 (0.04%)	30 (0.05%)
避難者	最大となる冬 18 時風速 8m/s の場合			全市人口に対する 避難所避難者の割合
		避難者数	うち避難所避難者数	
	当日・1 日後	2,011	1,206	1.9%
	1 週間後	10,177	5,089	8.0%
	2 週間後	14,235	5,694	9.0%
	1 ヶ月後	7,392	2,218	3.5%
帰宅困難者	周辺市区町村から白井市への通勤・通学者 のうち滞留帰宅困難者となる者の人数		白井市から周辺市区町村への通勤・通学者 者のうち帰宅困難者となる者の人数	
	3,156～3,248		9,726～12,714	
災害廃棄物	最大となる冬 18 時風速 8m/s の場合の災害廃棄物発生量 143,274 [トン]			

※令和元年 7 月末白井市口 63,423 人、全建物棟数 18,336 棟（木造 13,589 棟、非木造 4,747 棟）として想定

第3節 減災目標

1. 経緯

地震防災対策特別措置法において、都道府県は想定される地震被害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めるとされた。

県では、体系的・計画的に地震防災対策の推進を図っていくため、減災目標を設定するとともに、その目標を達成するために実施すべき施策を盛り込んだ「千葉県地震防災戦略」（平成29年7月改定）を策定している。

それを受け、本市では、千葉県地震防災戦略を参考に、地震による被害を軽減させるため、防災・減災施策と目標を以下のとおり定め、県や関係機関、地域住民等との協力のもと総合的な防災対策を実施し、災害に強いまちづくりを推進するものとする。

2. 防災・減災施策と目標

(1) 予防対策による減災

ア 災害に強いまちづくりの推進

(イ) 住宅及び特定建築物の耐震化の促進

「白井市耐震改修促進計画」（令和4年10月改定）に基づき、住宅の耐震化率の目標は、令和7年度に95%とする。また、特定建築物については、市有の特定建築物は、全ての耐震化整備が完了しており、市は民間特定建築物のうち耐震性が低いと思われる建築物の所有者へ、耐震改修を行うよう、啓発及び知識の普及等に努め、耐震化率の向上を目標とする。

(ロ) ブロック塀対策の推進

災害時に迅速な避難等の妨げとなるブロック塀について、危険コンクリートブロック塀等対策事業等により安全化対策を促進する。

(ハ) 市有建築物の耐震化促進

市有建築物については、「白井市耐震改修促進計画」（令和4年10月改定）に基づき、用途や使用状況等を勘案した耐震化の方針を踏まえて耐震化を図る。

イ 都市基盤施設・ライフライン施設等の整備

(イ) 道路及び橋梁等の整備

道路及び橋梁等の耐震化・液状化対策に努めるとともに、長寿命化に向けた管理やメンテナンス対策を推進する。

(ロ) ライフライン施設の整備

上・下水道等ライフライン施設の耐震化・液状化対策に努める。また、ライフライン事業者に対して施設の耐震化等を促進するとともに、連携体制を強化する。

ウ 地域防災力の向上

(イ) 自主防災組織の結成・加入促進

自主防災組織について積極的に広報・周知し、自主防災組織の結成及び住民の加入を促進する。また、地域での自主防災活動を支援し、地域防災力の向上を図る。

(ロ) 消防団の整備拡充

消防団員の確保を推進するとともに、消防団の活動の支援及び防災用資機材の整備拡充に努める。

(2) 応急対策による減災

ア 災害対応能力の向上

(イ) 災害対策本部機能の強化

災害対策本部の体制や動きを検証し、実効性のある体制へと見直す。

(イ) 職員の災害対応能力の向上

定期的に市職員向けの防災訓練や研修を実施し、災害時において機能的に対応できるよう、職員一人ひとりに災害時の役割を把握させる。

イ 応急対策の体制整備

(ア) 情報伝達体制の整備

災害時における情報連絡について、多様な情報ツールの活用を検討する。また、地域住民への確実な情報発信が可能となるよう、防災行政無線の整備を推進する。

(イ) 備蓄・物流対策の推進

市における必要な物品の備蓄を推進し、また、支援物資等の集積・管理・仕分け等の対応を行う拠点施設及びスペースの確保に努める。

(3) 復旧・復興対策による減災

ア 都市基盤施設等の復興対策の検討

被災した市街地、都市基盤施設等を迅速に復興するための対策の検討を行う。

イ 復興本部の体制づくり

復興本部の設置や、運営を明確化し、状況に応じて計画を策定し、効果的な対策を実行できる体制を整備する。

第2編 震災編

第2章 震災予防計画

第1節 震災に強いまちづくり

＜計画の体系・担当＞

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 震災に強い都市空間	都市計画課、建築宅地課
2. 震災の予防	都市計画課、建築宅地課、道路課、上下水道課、関係各機関
3. 震災に強い市街地	都市計画課、建築宅地課、道路課、関係各課、消防組合
4. ライフライン施設	上下水道課、環境課、関係各機関、事業所
地震等における住民の生命の安全確保を図るため、地域の災害特性に配慮しつつ、各対策事業を推進し、震災に強いまちづくりを総合的かつ計画的に推進する。	

1. 震災に強い都市空間

市域の土地は、現在及び将来にわたって限られた資源であり、生活及び生産の諸活動の共通基盤である。したがって長期的視野に立ち、地域の自然的・社会的・経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保とともに地震に強い都市空間の形成を図るものとする。

また必要に応じ、都市マスタープランの見直しをはじめとする市街化の動向等に応じた土地利用の見直しを行い、安全で快適な市街地の形成を図る。

防 災 対 策	個 別 レ ベ ル	地 区 レ ベ ル	市 レ ベ ル
倒壊防止対策	耐震診断・改修の実施	耐震診断の推進	危険建物に関する知識の普及、建築指導等の実施
火災・延焼防止対策（燃移り）	消火機器の設置 保守、点検の強化 火気周囲の不燃化	防災啓発活動の推進 防災組織の拡大・充実 消防設備の設置	防災を考慮した都市整備 延焼防止帯の整備 緊急車両の進入路の確保
拡大防止対策（建築物内）	耐火性能の向上、不燃化 消火装置の設置	防災訓練の継続・拡大 初期消火システムの構築	防災活動の継続・拡大 火災発生防止等の啓発
避難対策	避難口の確保 避難時間の確保	避難場所・避難所の確保 避難経路の確保	避難訓練の実施 避難誘導
救助対策	安否確認方法の確立	防災資機材庫の整備 緊急車両の進入路の確保	防災組織の拡充 防災資機材の確保
生活対策	飲料水、食料品の確保 非常用品の備蓄	地区防災活動拠点の整備 代替施設の確保 井戸等の地域資源の活用	生活必需品の備蓄整備 飲料水、食料品の確保

2. 震災の予防

平成23年の東日本大震災、昭和62年の千葉県東方沖地震を始め、家屋の一部損壊や塀の倒壊、液状化による地下埋設管の破壊などの地震災害に見舞われている。これらの地震対策を主とした自然災害の予防措置策は、まちづくりを進める上で重要な施策といえる。本市においては、耐震や地盤災害対策等を地震災害に対する事前対策として捉え、必要に応じ、国、県への働きかけを積極的に推進する。

(1) 土砂災害の防止

第3編風水害等編・第2章・第7節「1. 土砂災害警戒区域等」に準ずる。（風-2-9参照）

(2) 液状化危険地域での災害防止対策

防災アセスメント調査において、市北部の金山落、神崎川、二重川沿いや手賀沼周辺などに液状化危険度の高い地盤があり、建築物、地下埋設物、土木構造物について防止対策の検討を行う。

また、建築物の基礎、杭等については、建築基準法等に定められた構造基準への適合を図るとともに、液状化対策や液状化リスクに関するパンフレットやハザードマップ等の配布により建築物や土地の所有者等へ地盤リスクを周知し、液状化対策に関する普及・啓発に努める。

3. 震災に強い市街地

阪神・淡路大震災の大規模延焼地区の焼け止まり状況を調査した結果、道路、空地、耐火造建築物・耐（防）火壁等が、焼け止まりに寄与した要因として報告されている。

都市公園や緑地は、子供の遊び場やレクリエーションの場、あるいは都市景観の構成要因として重要な役割を果たすだけでなく、火災時における延焼防止、あるいは避難場所として防災上重要な役割を有しており、市街地における防災空間（オープンスペース）の確保が、震災に強いまちづくりを推進するうえで重要な課題である。

(1) 都市施設の安全化

防災上重要となる公共土木施設は、日常の住民生活及び社会・経済活動、災害時の応急活動において重要な役割を果たす。

このため、本市及び防災関係機関は、発災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の措置として、施設ごとに被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための対策を講ずるものとする。

不特定多数の者が利用する建築物、学校、老人ホーム、庁舎等防災拠点建築物に重点を置き、積極的に耐震改修を促進する。

以下に、都市施設の安全化を推進するために必要な施策を示す。

ア 防火地域、準防火地域の指定

防火地域及び準防火地域は、主として商業地域、近隣商業地域における建築物の構造を耐火建築物及び簡易耐火建築物に制限するもので、その地域全体の防災能力を高めることを目的として制定され、本市では白井駅、西白井駅の周辺及び桜台地区国道464号沿いの3地域（近隣商業地域39ha）が準防火地域として指定されている。

今後も、必要に応じて都市的な土地利用度が高く多くの人が集まる防災上重要な地域を中心に、県と協議のうえ防火地域及び準防火地域の指定を検討していくものとする。

イ 屋根不燃化区域の指定

市全域が建築基準法第22条による屋根不燃化区域に指定されており、建築物の屋根不燃化措置等の延焼防止措置を指導する。

ウ 防災活動拠点施設の耐震対策

防災活動拠点施設については、本庁舎や消防庁舎は耐震化済みであり、今後は消防団施設などの昭和56年の新耐震基準以前に建築された建築物の優先的な対策を講ずる。

エ 地区防災活動拠点施設の耐震対策

地区防災活動拠点施設（小中学校、公民館等の出先機関）については、昭和56年の新耐震基準以前に建築された建築物の耐震化が完了している。

(2) 一般建築物の安全化

白井市耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震診断、耐震改修の支援を積極的に推進する。あわせて家具の固定化、ブロック塀の倒壊防止や看板の落下防止対策等の広報を推進する。

(3) 防災空間の確保

都市における道路、公園・緑地等は災害防止、避難路、延焼遮断帯、避難場所、救護活動拠点など都市の安全性を確保するうえで重要な空間である。

市では、これまでも道路、公園・緑地の整備や公共空地の確保に努めてきているが、今後とも道路、都市公園等の維持・整備・拡充に努める。

ア 道路の整備

災害時に、避難路・輸送路となり、また延焼遮断帯としての機能を果たす道路の整備を推進する。

イ 都市公園の整備

災害時には、広いオープンスペースを利用し、避難場所、ヘリコプター臨時離着陸場、あるいは仮設住宅用地として重要な役割を果たす都市公園の新設、既設公園の充実を図る。白井地区には、防災機能を備えたオープンスペースの確保を推進する。

ウ 緑地の保全

市街地の緑地は、住民の快適な生活環境や緑豊かな都市景観に寄与するだけでなく、火災時の延焼遮断帯や避難場所などとして重要な役割を担っているため、緑地の保全を図る。

エ 農地の保全

本市の農地は、果樹園や水田を中心とした農業環境が維持され、良好な田園風景を形成している。防災上においても延焼防止や消防用水機能の他、被災者への食糧供給等の役割を担っており、今後とも農業振興地域の整備に関する法律等により保全を図る。

(4) 文化財等の災害予防

文化財は貴重な財産であり、保存のためには万全の配慮に基づいて、保護対策を推進する他、予想される各種災害対策の整備、指導を強化する。

特に次の事項を実施し防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- ・所有者または管理者に対しての文化財保護についての指導及び助言
- ・防災施設の設置促進
- ・自主防災組織の育成及び指導

ア 施設設備等

文化財の種別に応じて適切に自動火災報知設備、漏電火災報知器、消火栓(防火貯水槽を含む)、ドレンチャー設備、スプリンクラー設備等のほか防火壁、防火帯の設置を推進するとともに、耐火性の高い収蔵庫等の建設についても検討する。

イ 現地指導

現地巡回視察等により防災上必要な勧告、助言、指導を行う。

ウ 保護思想の普及及び訓練

(ア) 文化財保護週間、文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火、防災の趣旨を周知する。

(イ) 印西地区消防組合は、文化財について防火査察、防火訓練あるいは図上訓練の実施を行う。

4. ライフライン施設

各生活関連施設について、耐震性の強化を中心として、地震に強い施設の整備を進める。

また、市北部の金山落、神崎川、二重川沿いや手賀沼周辺に液状化危険度が高い地盤があり、現在は主として水田として利用されている。建物の建設に制限をかけるとともに、ライフライン施設についても液状化に強い対策を推進していくものとする。

各ライフライン企業は防災業務計画、本計画及び県地域防災計画等に基づき施設の安全化に努

めるものとする。また、千葉県ライフライン対策連絡協議会等を通じてライフライン機関相互の連携を強化する。

(1) 上水道施設の安全化

水は災害時において消火や生命維持の飲用水として最重要であり、重要管路や老朽施設の更新に当たっては被災しにくくするよう努める。

なお、市営と県営双方が協力して一体的に対策を推進する。

ア 水道施設・設備の整備及び安全性の確保として、水道施設ごとに優先度を検討し、施設の新設・改良計画に合わせ水道施設の災害予防対策を推進する。

イ 老朽管の布設替え及び配水幹線のループ化並びに配水支管網のブロック化を推進する。

ウ 地震や液状化の対策として耐震継手管等への改修を推進する。

エ 隣接水道事業体との緊急連絡管の整備保守に努める。

オ 復旧資材の備蓄を行う。

カ 水道管路図、給水台帳等の複製化整備を行う。

上水道の状況

区 分		給水区域内 人口（人）	給水戸数 （人）	給水人口 （人）	普及率 （％）	配水量（m ³ ）		
						年間総量	1日最大	1日平均
令和 4年度	市営	23,846	8,069	19,656	82.4	1,773,215	5,486	4,858
	県営	35,786	14,648	35,769	100.0	3,658,531	10,848	10,023

（資料：「令和5年版 統計しろい」）

(2) 下水道の安全化

災害による被害を最小限にとどめるため、市は施設及び管渠の点検、維持・管理、補修・改修を推進する。

ア 重要施設の耐震性の強化

(ア) ポンプ場施設等

電気設備、機械設備をはじめ、施設全般の維持管理に努める。

(イ) 管路施設

既存の幹線管路等については、更新時に耐震性を確保する。また、未整備地域については、国土交通省の耐震設計指針に基づき整備を図る。

イ 安全性の確保対策

(ア) 下水道台帳の整備

災害発生時における被害調査、復旧時の対策に迅速に対応できるよう下水道台帳の複製化整備を図る。

(イ) 災害対策資材の備蓄

通常の維持管理用資材だけでは不足が予想されるため、資機材の備蓄に努める。

(ウ) 関係機関等との協力体制の整備

関係機関及び関係業者に対して、情報交換や資機材の備蓄についての協力体制の整備を推進する。

(エ) 維持管理体制の強化

維持管理については、施設の保守点検を計画的に実施し不良箇所の早期発見に努める。

(3) 東京電力パワーグリッド株式会社

防災業務計画により、送電設備・配電設備、変電設備の耐震性を確保する。

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

(4) 東京ガス株式会社、京葉ガス株式会社

防災業務計画により、施設の機能の確保、ガス工作物の巡視・点検・検査等を推進する。

(5) 東日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ

防災業務計画により、電気通信設備等の高信頼化、電気通信システムの高信頼化を図る。また、電気通信システムに関するデータベース等の防災化を推進する。

(6) KDDI株式会社

防災業務計画により、通信設備等に対する防災設計、通信網等の整備を推進する。

(7) ソフトバンク株式会社

防災業務計画により、電気通信設備等の高信頼化、電気通信システムの高信頼化、電気通信システムに関するデータベース等の防災化を推進する。

(8) 楽天モバイル株式会社

防災業務計画により、電気通信設備等の高信頼化、電気通信システムの高信頼化、電気通信システムに関するデータベース等の防災化を推進する。

(9) 日本郵便株式会社

防災業務計画に基づき、災害時において、被災地における郵便物の運送及び集配の確保を図るため、特に地震、豪雪及び洪水の際の対策を考慮して、車両、船舶等の運送施設及び集配施設並びに郵便機械類及び用具の整備に努めるものとする。

(10) 代替エネルギー源の確保

震災によりライフラインが被災すると、住民生活等に多大な支障が及ぶ。本市では自然エネルギー等の自立・分散型エネルギーの利用推進について環境関連施策の一環として普及促進に取り組むよう努める。

また、代替エネルギー源を確保することで、災害時の二次被害・混乱等が軽減されることが考えられることから、避難施設や防災拠点への導入など防災関連施策との連携を検討する。

ア 太陽エネルギーやコージェネレーション等の自立・分散型電源エネルギーの利用促進

イ その他自然エネルギーの調査・研究

第2節 防災体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 事前の体制づくり	危機管理課、各課
2. 職員初動マニュアルの整備	危機管理課
3. 各課配備体制の更新と報告	各課
4. 広域防災体制の連携強化	危機管理課
5. 防災活動拠点の自立性構築	危機管理課、各課
6. 業務継続体制の確保	危機管理課、総務課、各課
7. 受援体制の促進	総務課、危機管理課、各課
8. 地区防災計画の普及	危機管理課

初動時における市職員の参集、災害対策本部の設置等、地震発生時に災害応急対策を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備に関する必要な事項を定める。また、一つの市町村の対応力を上回る大規模震災に対し、周辺市町村が相互に協力し、迅速かつ的確な災害活動が実施されるよう、相互応援体制に基づき平常時に共同で実施する事業等について定める。

1. 事前の体制づくり

(1) 事前の体制づくり

災害時において県や防災関係機関への応援・協力要請等の手続きが円滑に実施できるように、あらかじめ県や防災関係機関から派遣される情報連絡員（リエゾン等）の役割、要請手続き、要請内容、経費負担等に関する事前協議を実施し、その内容を職員に周知徹底を図るとともに、平常時からの訓練及び情報交換等に努める。

また、大規模地震の場合、発災当初より物資の調達が困難になることから、災害対策本部の非常用電源及び燃料の確保、職員用の食料、飲料水、毛布等の備蓄及び調達体制の確立に努める。

(2) 危機管理意識の醸成

災害時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」、「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則って迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修を行うとともに、日ごろから、国、県、防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む。

2. 職員初動マニュアルの整備

各々の職員が地震発生直後に迅速に初動体制が確立されるよう、常時携帯を前提とした職員初動マニュアルを整備し、周知徹底を図る。

初動マニュアルの主な内容を以下に示す。

- 災害時における各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）
- 災害時における体制（動員配備体制・連絡体制等）
- 防災関係機関の連絡リスト、施設・備蓄リスト
- 個人別覚書（携帯品等）
- 救急医療に関する基礎知識

3. 各課配備体制の更新と報告

災害時に的確な対応ができるよう、避難所直行職員を指名するほか、各課において機構改革や人

事異動、地域防災計画見直し等の変化に応じた配備体制（配備レベルごとの動員職員名簿）の更新を図り、少なくとも年に一度定期的に防災担当（危機管理課）まで報告する。

また、更新内容等について、できるだけ対策部内での情報共有を図り、相互の連携を密に図ることを心がける。

4. 広域防災体制の連携強化

市及び印西地区消防組合や印旛利根川水防事務組合等は、広域防災体制の連携強化を図るため、相互応援に関する協定等を締結し、以下の事項を中心とする広域的な相互応援体制の確立を推進する。

大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結を促進するとともに、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

- (1) 広域相互応援防災体制の確立や連携について
- (2) 避難所の相互利用の検討や、応援の受け入れ体制等の具体策について
- (3) 共同防災訓練の定期的な実施について
- (4) 防災資機材、備蓄物資等の共同設置や保全について
- (5) 防災に関する体験・展示施設を備えた防災教育施設の設置や、防災講演会などの防災啓発活動の共同実施について
- (6) 他自治体への見舞金支給等について
- (7) 防災共同研究体制の整備について
- (8) その他防災対策上必要な事項

5. 防災活動拠点の自立性構築

- (1) 防災活動拠点の自立性構築

市役所等防災活動拠点の施設・設備について、再生可能エネルギーの活用を含め自家発電設備の整備を図り、72時間の発電が可能となるような燃料の備蓄を検討する。

通信機器は、非常用電源を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の習熟徹底、耐震性のある堅固な場所への設置を図る。

また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。

白井市の主な防災活動拠点

種類	予定施設
災害対策本部室	・市本庁舎 ※代替候補：保健福祉センター、文化センター
指定緊急避難場所	・公園広場、小中学校、高校、公民館等の出先機関など
指定避難所	・小中学校、高校、公民館等の出先機関など
福祉避難所	・福祉センター、公立保育園 ・その他災害協定を締結した福祉施設など
一時滞在施設 (帰宅困難者用)	・西白井複合センター（西白井駅付近） ・白井駅前センター（白井駅付近） ・白井高等学校（白井駅付近）
救護所	・保健福祉センター ・その他災害医療協力病院前など
応援隊受入拠点	・文化センター（図書館棟）
物資集積所	・文化センター（玄関ホール、大ホール）
遺体安置所	・本庁舎車庫棟（車庫側） ・その他市内の葬儀場など

【資料編】指定緊急避難場所・指定避難所等一覧

【資料編（巻末）】白井市災害協定集

(2) 市役所災害対策本部室等の整備

地震等の災害時に、迅速に災害対策本部室（本部会議室・災害対策室）を設置し、災害の終息までの間、指揮命令の中核拠点として機能できる施設及び設備等を整備する。

整備に当たっては、災害対策本部員、本部事務局員、本部連絡員、防災行政無線や防災関連システムを集約、若しくは近接した配置とし、専用空調設備、非常用電源システム等の他、必要な事務機器（情報端末、印刷機など）の整備を行う。また、職員のための飲料水、食料、機材、簡易トイレ等の備蓄及び仮眠室等の整備を図る。

6. 業務継続体制の確保

市は、災害時の応急対策の実施とともに、優先度の高い通常業務の継続のため業務継続計画（災害編、平成30年11月作成）及びICT業務継続計画を推進し、災害時における市の業務継続体制の確保に努める。

7. 受援体制の促進

市は、応援要請により災害派遣される人員、車両、物資等の受入れ体制及び必要な物資の供給体制等について事前に定めておくとともに、応援要請を行うと同時に関連施設等の確保を行うものとする。

(1) 受援体制の確立

各部の受援担当者は、応急措置の実施に必要な職員や資機材等の不足状況、協定団体への協力要請及び受け入れ状況（震災編・第3章・第4節「7. その他の団体・企業等に対する協力要請」震-3-26 参照）を総務班・応援班に適宜報告する。

総務班・応援班は、各部の職員等の過不足や応援協力の受け入れの状況を取りまとめ、補完方法（庁内での人員シフト、県や他市町村への応援要請又は自衛隊の災害派遣等）を各部の受援担当者と協議、調整する。また、県や他市町村への応援要請により必要な職員等を確保できなかった場合は、該当する部の受援担当者に紹介する。

(2) 応援隊活動拠点等の設置

応援隊との指揮命令系統の確保及び連絡調整等を円滑に行い、災害対策を迅速に実施するため、必要に応じて本部室内に応援隊責任者の席を設置する。

また、応援隊員が朝礼や全体会議等を行う活動拠点（候補施設：文化センター）を確保する。

(3) 宿泊場所の確保

ア 避難所として指定されていない周辺公共施設とする。また、ホテル、旅館等をあつせんする。

イ 被災状況、応援隊の規模等により市内で確保することができない場合は、近隣市町村に依頼して確保する。

(4) 車両集結場所等の確保

ア 本部、宿泊場所等に隣接したグラウンド、空き地を駐車場として確保して提供する。

イ 不足の場合は状況に応じて直近の公共用地、民間の駐車場等の借り上げにより確保する。

(5) 燃料確保及び供給

ア 災害応援車両への燃料の供給は、原則として燃料供給業者の協力を得て給油場所を指定し供給する。

イ 被災の状況等により、確保、供給することができない場合は、タンクローリー、ドラム缶等による供給を県に要請し確保する。

(6) 食料の確保

他市町村、消防機関等の災害応援隊には、相当日数の食料及び炊事用具の携行を要請する。また、長期化する場合などは、食料や炊事施設の提供を行う。

(7) 広域防災拠点との連携

県は被災状況等に応じて広域防災拠点に指定している施設から救援部隊等の受入れ施設を開設することから、市はこれらの広域防災拠点と連携した受け入れ体制を確保する。

対象地域	種別	施設名	備考（用途）
成田・印西ゾーン	広域活動拠点等 (救援部隊の受入れ)	牧の原公園 北羽鳥多目的広場	消防、警察 消防、警察
	災害拠点病院等 (DMAT の受入れ、重傷者の航空機搬送等)	成田赤十字病院 日本医科大学千葉北総病院 県立佐原病院 東邦大学医療センター佐倉病院	広域災害医療 拠点
	広域物資拠点（物資の管理、 市の物資集積拠点への輸送）	民間営業倉庫	
千葉地域	広域災害ボランティアセンター	県総合スポーツセンター	

(8) 受援計画の策定

大規模震災時等には、迅速な災害応急対策の実施とともに、継続すべき通常業務への対応も必要であり、また、職員の被災などによる行政機能の低下が懸念されるため、あらかじめ、支援を要する業務、受入体制等を定めた受援計画の策定に努める。

8. 地区防災計画の普及

地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等を定めた地区防災計画づくりを自治会、自主防災組織に普及し、計画的な防災活動を促進する。

このため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画事例集を活用し、地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を周知、啓発する。

第3節 情報連絡体制の整備

＜計画の体系・担当＞

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 情報の収集・連絡体制	危機管理課、各課、関係機関
2. 通信設備の点検と予防措置	危機管理課、関係機関
3. 通信設備の整備	危機管理課、総務課、消防組合、県、電気通信事業者
有線通信手段が途絶した事態においても、市域の被害状況を的確に把握し必要な対策を行うため、情報の収集・連絡体制の整備、通信手段の整備及びその保守等について必要な事項を定める。	

1. 情報の収集・連絡体制

情報の収集連絡体制について平常時から住民・自主防災組織・関係機関との連携を深め、災害時に迅速かつ正確な情報収集及び応急対策が行われるよう努める。

- (1) 被害調査における住民や自主防災組織との協力体制の確立
- (2) 消防本部や警察等の初動時に連携が必要な機関の連絡方法の検討
- (3) 夜間及び休日に発災した場合の被害情報収集体制の確立
- (4) 被害調査の時期及び被害調査の職員動員体制の検討
- (5) 情報の設備等について、保有機能等の情報の共有化
- (6) 防災行政無線取扱者の育成と、訓練等を通じた各通信機器の機能や操作方法の周知
- (7) アマチュア無線従事者との協力体制の確立

2. 通信設備の点検と予防措置

次に掲げる事項について、必要な措置に努める。

- (1) 定期的（1年1回以上）な点検及び清掃
- (2) 梅雨、台風時期前の点検強化
- (3) 発電機の点検及び清掃
- (4) 予備品の点検
- (5) 不良箇所発見の際の即時修理
- (6) 通信施設設置については災害時に被害が少ないと思われる場所と建物の選定
- (7) 基地局には、自家発電装置（最低72時間分の非常用電源及び燃料）を設置

3. 通信設備の整備

大規模災害時には、通信機器の破損等、不測の事態が発生する恐れがあることから、以下の設備等の整備に務め、情報連絡手段の多重化及び迅速な情報収集、処理を図る。

- 市内の防災活動拠点や防災関係機関への双方向通信が可能な機器の整備
- 市防災行政無線及び主要避難施設への通信施設の整備
- 衛星携帯電話、MC A無線、I P無線等移動系の通信機器の充実
- 市防災行政無線のデジタル化や全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用、防災ラジオ（戸別受信機）の導入
- 周辺自治体との非常通信手段の充実
- パソコンやデジタルカメラ及びカメラ付き携帯電話など情報整理を迅速に行う機器の充実
- インターネット、電子メール等を活用した情報の受発信の強化
- Wi-Fiスポットの整備
- 特設公衆電話の事前配備

(1) 白井市防災行政無線

ア 固定系（親局・子局）

現在は、市役所に親局（主制御装置）、印西地区消防組合消防本部に遠隔制御装置を置き、

市内の子局(市内81ヶ所)から避難情報等の災害情報の一斉伝達を行っている。

住宅地の増加や高層ビルの建築等による環境の変化、住宅の防音性能の向上等により、情報伝達の向上・改善を図る必要があるため、子局の追加、配置の見直し、屋外スピーカーの更新、戸別受信機の追加等、防災行政無線の更新・整備を図る。

更新・整備にあたっては、避難所等の災害拠点との双方向通信や多様化・高度化する通信ニーズに対応するため、デジタル無線等への更新を図るものとする。

イ 移動系

災害時は市役所の基地局と各移動局（車載型・携帯型）との間で、災害情報の収集や指令等に使用している。今後は避難所等へ通信機器の整備を図るとともに、アナログ無線からデジタル無線等への移行を図る。

(2) 千葉県防災行政無線等

災害時における県庁と県出先機関、市町村等との間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の各種情報を関係機関や住民に提供している。（千葉県防災情報システム）

また、県、市が入力した避難情報等、避難所情報、災害対策本部設置情報を、Lアラート（災害情報共有システム）を通じて各報道機関へ発信する。

(3) 震度情報ネットワークシステム

県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町に計測震度計を設置するとともに、（国研）防災科学技術研究所や気象庁、千葉市及び松戸市が設置した計測震度計の82観測点の震度情報をオンラインで収集する「震度情報ネットワークシステム」を運用している。

(4) 災害時優先電話

震災により、電話を利用するにあたり通信の輻輳や混信等が予想されるため、災害時の情報通信に使用する指定電話をあらかじめ定め、窓口の統一を図り、指定電話を平常業務に使用することを制限する。なお、災害時の優先電話は、電気通信事業者へ事前に登録を受けておくものとする。

(5) 特設公衆電話の事前配備

災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる特設公衆電話の事前配備を図る。

(6) 防災メール等の登録促進及び情報入力の一元化

市の防災情報を携帯電話等に配信する「しろいメール配信サービス」、「市の公式LINEアカウント」、気象警報などを県が配信する「ちば防災メール」、ヤフーとの災害協定により市からの緊急防災情報を含む各種防災速報を配信する「Yahoo!防災速報」等のアプリの登録を、住民等に普及する。また、これらのメールや緊急速報メール（エリアメール）を一元的に実施できる環境を整備する。

(7) 非常通信体制の充実強化

災害時に自己所有の無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に電波法第52条の規定による非常通信を活用するため、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じ、非常通信体制の充実強化に努める。

第4節 救助・救急・医療体制の整備

＜計画の体系・担当＞

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 医療救護体制の整備	健康課、 <u>保険年金課</u> 、消防組合、医療機関
2. 救助・救急知識の普及	<u>人事課</u> 、消防組合
3. 傷病者搬送体制の整備	健康課、 <u>保険年金課</u> 、消防組合、医療機関
震災時における負傷者等の救出及び救護・医療活動が迅速かつ適切に実施されるよう、災害医療体制の整備について必要な事項を定める。 <u>医療救護活動において、市単独で処理不可能な場合は近隣市町村、県、国、その他の関係機関等の応援を得て実施する。災害救助法が適用された場合は県知事が主体となって対応する。</u>	

1. 医療救護体制の整備

(1) 医療救護の体系

市は、関係機関と連携し、次のとおり医療救護体制を整備する。

市	○救護所の設置 ○応急処置用の <u>資器材や医薬品の備蓄、整備</u> ○市 <u>医療救護本部</u> の設置及び職員動員体制の確立 ○県合同救護本部（ <u>印旛保健所</u> ）との連携体制の整備
（公社）印旛市郡医師会 （公社）印旛郡市歯科医師会	○医療救護班の派遣体制の整備 ○災害医療体制の確立 ○医療機関連携体制の整備
（一社）印旛郡市薬剤師会	○ <u>救護所における医薬品・医療資器材の供給体制の整備への協力</u>

(2) 市医療救護本部、救護所の設置・運営体制の整備

多数の傷病者が発生した場合には、白井市保健福祉センターに市医療救護本部を設置するほか、保健福祉センター又は災害医療協力病院前に救護所を設置するため、印旛市郡医師会等と連携して必要な体制等を整備する。

(3) 医療救護班の派遣体制の整備

市は、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会と協力し、あらかじめ医療救護班の編成等、医師、歯科医師、看護師及び市職員の派遣体制について具体化を図るよう努める。

(4) 救護所における医薬品・医療資器材の供給体制の整備への協力

市は、印旛郡市薬剤師会等と連携し、救護所等で使用する医薬品や医療資器材の確保体制について事前に検討するよう努める。

2. 救助・救急知識の普及

各関係機関は、災害時の救助・救急活動について、市職員・住民と協力して活動ができるよう、その知識の普及、意識の向上を図る。

(1) 市職員への教育

市は職員に対し、簡易救出器具等を使用した救助及び応急手当等の講習を行い、対応力の強化を図る。

(2) 住民に対する啓発活動の実施

応急手当など住民への救護に関する知識の普及、意識の向上を図り、災害初期医療の充実とともに住民の防災意識の高揚を図る。

- ア 自主防災組織で応急救護活動の中心となる人材を対象とするリーダー講習会
- イ 自治会、事業所、活動サークル等、グループ単位での一般講習会

3. 傷病者搬送体制の整備

- (1) 医療機関との連携体制の整備
救護所の後方医療機関として、事前に関係機関と協議し、搬送体制の整備に努める。

第5節 地震火災の防止

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 出火防止	消防組合、消防団、危機管理課
2. 初期消火	消防組合、消防団、危機管理課
3. 消防力の強化	消防組合、消防団、危機管理課
火災は、震災時においても被害拡大の大きな要因になるので、印西地区消防組合消防計画に基づいて初期消火の徹底など出火防止を基本とした火災予防対策、消防資機材の整備等による消防力の充実強化について必要な事項を定める。	

1. 出火防止

(1) 建築物等の出火防止

ア 一般家庭に対する指導

地震に関する一般知識の広報活動や住宅防火診断の実施等により、防災性にすぐれた住環境づくり、出火防止と初期消火の重要性についての指導を推進する。

特に、自治会・町内会等、自主防災組織等の各種団体を通じて、一般家庭に対し、火気使用の適正化、消火器具等の普及及び取扱い方について指導を行い、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震の心得の普及及び徹底を図る。

イ 防火対象物の防火管理体制の確立

防火管理者選任義務対象の防火対象物には、防火管理者を選任し、消防計画を作成するよう徹底を図る。また、その他の防火対象物についても地震に対する事前対策と災害時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。特に、宿泊施設及び高層建築物等火災時の危険性の高い建築物に対しては、指導の強化を図る。また、複数の用途が混在し管理権原が分かれている雑居ビル等の防災体制については、統括防火管理体制が確立されるように指導するとともに、災害時には事業所の統括防火管理者が中心となった防災体制がとれるように指導する。

多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、自衛消防組織の設置とともに防災管理者を選任し、防災に係る消防計画の作成、消防訓練の実施を行うよう徹底を図る。なお、管理権原の分かれているものについては、統括防災管理者を協議して選任し、防災に係る当該建築物全体の消防計画の作成、消防訓練の実施を行うよう指導する。

ウ 予防査察の強化指導

消防法第4条及び第4条の2の規定による立入検査の強化に努め、消防対象物の用途に応じた計画的な査察等を実施し、消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める。

エ 消防同意制度の活用

建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

オ 火災警報器等の設置

消防法第9条の2による住宅用火災警報器等の設置義務化に基づき、すべての住宅（寝室、階段等）に住宅用火災警報器の設置及び維持・管理を指導し、設置率の向上を図る。

カ 感震ブレーカーの設置

復電時等における電気に起因する火災を防止するため、感震ブレーカー等の普及や自宅か

ら避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

(2) 危険物製造所等の保安監督

危険物保安監督者は、消防法の規定に基づき、危険物等による災害発生時の自衛消防体制と活動要領について、作業者に対し必要な指示を与えること。

消防機関は、消防法の規制を受ける危険物製造所等の所有者・管理者に対し、自衛消防体制の確立や危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するように指導する。

また、消防法第16条の5の規定に基づく立入検査を実施し、必要な助言、指導を実施する。

火災予防条例の規定に基づく少量危険物・指定可燃物の貯蔵及び取扱の技術上の基準等についても同様に助言、指導を行う。

【資料編】危険物製造所等の件数

(3) 化学薬品等の出火防止

化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的の実施し、保管の適正化の指導を行う。

(4) 火災予防についての啓発

毎年3月1日から3月7日までの春季火災予防運動期間、11月9日から11月15日までの秋季火災予防運動期間において、火災予防思想の普及のため、市内各地で次のような啓発活動を実施する。

ア 火災予防運動を住民等に周知させるため、火災予防運動期間中の消防機関による警鐘の打鐘の実施

イ 防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会の開催

ウ 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察

エ 商店街、学校、保育園、大規模小売店舗等の消防訓練

2. 初期消火

家庭及び職場での初期消火に備えるため、家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。また、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織の育成を指導する。

3. 消防力の強化

市及び印西地区消防組合は、同時多発火災、交通障害等により常備消防による消防活動が困難となる場合に備え、災害に対処するため、次により消防力の強化を図る。

(1) 消防団組織の育成強化

ア 消防団と自主防災組織との連携強化

イ 住民・事業所等が参加しやすい活動環境を勘案した機能別消防団員制度や女性団員の積極的な登用等による消防団の活性化

ウ 消防団員の待遇や福利厚生の実施

エ 消防団協力事業所表示制度の普及による事業所の消防団活動の協力確保

【資料編】白井市消防団組織図

(2) 化学物質災害対策の強化

近年は多種の化学物質が生産され、それらを積載した車両等の事故により漏洩物質から有毒ガスが発生するなど、物質の特定や対処などを迅速に講ずる必要がでてきている。そのため印西地区消防組合は関係機関と連携し、化学物質のデータベースなどの整備に努める。

(3) 消防用施設の整備

ア 消防庁舎

消防庁舎については、印西地区消防組合総合計画に基づいて実施する。

イ 消防車両

車両及び資機材は耐用年数等を考慮して、計画的に整備を図る。

ウ 消防団の施設・資機材等

(ア) 消防団の消防ポンプ等の計画的な整備

(イ) 消防団拠点施設の整備

エ 消防通信施設の整備

(ア) 消防本部通信網

(イ) 消防団通信網

【資料編】消防団消防車両配備一覧

(4) 消防水利の確保

「消防水利の基準」に基づいて、消防水利施設等を計画的に整備するとともに、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査し、地域の実情にあった効果的な配置に努める。また、開発行為を行う事業者に対しては、実情に合わせた防火水槽の設置指導を行う。

ア 防火水槽

防火水槽については各地域で消防水利の充足率の低いところへ計画的に整備を図る。

イ 消防水利の多様化

耐震性貯水槽の整備、河川・農業用水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

【資料編】消防水利状況

第6節 要配慮者の安全確保

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 避難行動要支援者	社会福祉課、高齢者福祉課、障害福祉課、子育て支援課、健康課、市民活動支援課、企画政策課、危機管理課、市社会福祉協議会
2. 社会福祉施設等	社会福祉課、高齢者福祉課、保育課、各施設管理者
3. 外国人等	危機管理課、企画政策課
高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する要配慮者のうち、災害時の避難等に特別な配慮を必要とする避難行動要支援者等の安全確保を図るため、必要な事項を定める。また各種支援体制については、「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」、「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」（県）等に基づいて整備に努める。	

1. 避難行動要支援者

迅速な避難行動ができない高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を災害から守るには、地域社会の人々が互いに助け合いの気持ちを持つことが必要であり、地域コミュニティの形成が在宅の避難行動要支援者の救済基盤となるものである。

このため、「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づいて市内の避難行動要支援者名簿を作成し、関係者と連携して避難支援体制の整備を図る。また、災害により庁舎が被災した場合等にも名簿の活用に支障がないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づいて地域防災計画に定める重要事項は次のとおりである。

避難支援の重要事項

項 目	内 容
避難行動要支援者名簿に掲載する者	① 身体障害者手帳を所持する方 ・視覚障がい ・聴覚障がい ・上肢機能障がい（1級から2級） ・下肢、体幹機能障がい（1級から3級） ・呼吸器機能障がい（1級から2級） ② 療育手帳を所持する方（㍷又はA） ③ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方（1級） ④ 介護認定者のうち要介護度が3以上の方 ⑤ 上記のほか、避難支援を必要とする方（自ら申請が必要）
避難支援等関係者	① 自主防災組織（防災会） ② 自治会 ③ 民生委員 ④ 社会福祉協議会など
名簿に掲載する個人情報	① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 本人の連絡先（電話番号） ⑥ 緊急時の連絡先 ⑦ 避難支援等を必要とする事由 ⑧ 必要とする支援内容 ⑨ 自治会名・行政区名
個人情報の入手方法	① 市民課の住民基本台帳 ② 障害福祉課の障がい者情報（身体、知的、精神） ③ 高齢者福祉課の要介護者情報

項 目	内 容
名簿の更新	○ 定期的（年1回以上） ○ 名簿の修正、削除、新規追加については随時実施
名簿情報の提供における情報漏洩防止措置	○ 避難支援等関係者は、名簿を施錠可能な場所に保管し、情報共有等のために複写する際にも必要最小限の枚数にする。 また、名簿管理者の交代があった際には、所定の様式により速やかに市へ届け出るとともに、名簿の管理等について新任者へ十分な引き継ぎを行なう。 ○ 市は、名簿提供の際に避難支援等関係者に対し、名簿情報の漏洩防止について必要な措置を講ずるほか、個人情報の取り扱いに関する守秘義務を説明する。 また、市で保管する名簿は、バックアップ、適正管理を徹底する。
配慮を要する者の円滑な避難のための情報伝達の配慮	○ 市は避難支援等関係者と可能な限り連絡を取り合う。 ○ その他、「(5) 情報伝達・避難誘導」参照

(1) 地域ぐるみの支援協力体制

ア 支援・協力体制の確立

県及び社会福祉協議会（地区社会福祉協議会を含む）、民生委員・児童委員、高齢者クラブ、民間ボランティア団体等と連携し、在宅の高齢者・障がい者等に対する声かけ運動や安否確認など、平常時から支援・協力体制を確立するよう努める。

市は、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等を中心とする地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりに努める。体制づくりにあたっては、女性の意見を取り入れ、支援体制の中に女性を位置づける。

イ 避難行動要支援者の実態把握

(7) 避難行動要支援者の所在地を図面に記入するなど実態把握に努める。調査にあたっては、プライバシーに配慮し、民生委員・児童委員、自治会長等と十分な連携を図る。

(4) 実態把握した名簿は、本人や家族の同意を得て避難支援等関係者と共有し、情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を行う。

(2) 住宅の安全性向上

高齢者や障がい者等にとって避難は容易でないため、避難行動要支援者の住宅の安全性の向上を目的に、住宅改良の低利融資や助成などに努める。

また、家の中の安全対策として家具転倒防止金具等の設置は有効な手段であることから、家具転倒防止金具等の設置について周知する。

(3) 個別避難支援プラン（個別避難計画）の作成等

市は、避難支援等関係者への名簿情報の提供について本人の同意を得た方を対象とし、避難支援等関係者と連携して個別避難計画の作成に努める。

作成にあたっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打ち合わせを行いながら作成する。

また、避難行動要支援者全体に計画が作成されるように、状況によっては自主防災組織等の避難支援等関係者が記入する形態での個別避難計画の作成も進める。

なお、個別避難計画は、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づいて次のとおり運用する。

項 目	内 容
個別避難計画に掲載する事項	① 避難行動要支援者名簿情報 ② 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先 ③ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ④ その他市が必要と認める事項（自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出品、移動時に必要な配慮等）
計画の更新	○ 避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難行動の変更等に応じて随時実施
個別避難計画情報の提供	○ 避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得た上で、避難支援等の実施に必要な限度で、平常時から避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供する。
個別避難計画情報の提供における情報漏洩防止措置	○ 個別避難計画情報の提供を受けた避難支援等関係者は、個別避難計画情報を施錠可能な場所に保管するなど情報漏洩防止を徹底し、知り得た秘密を漏らしてはならない。 ○ 市は、個別避難計画情報提供の際に避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報の漏洩防止について必要な措置を講ずるほか、個人情報の取り扱いに関する守秘義務を説明する。 また、市で保管する個別避難計画は、バックアップ、適正管理を徹底する。
避難支援等関係者の安全確保	○ 個別避難計画の作成の際、避難支援は、避難支援等関係者自身の安全確保が最優先となり、避難支援等関係者が直ちに支援に来られない場合があることを避難支援等関係者と避難行動要支援者の双方が理解する。
地区防災計画との整合	○ 地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるように、個別避難計画で定めた避難支援の役割分担及び支援内容と整合が図られるようにするとともに、一体的な運用が図られるように努める。

(4) 災害準備ノート作成

人工呼吸器を使用している要配慮者については、平時に支援をしている関係者を中心に災害準備ノートを作成する。

(5) 情報伝達・避難誘導

ア 情報の伝達

震災発生直後の避難行動要支援者への情報伝達・避難誘導等は、迅速性が特に重要なので、近隣住民や自主防災組織が担う必要がある。自治会、自主防災組織、民生委員等が中心となり、日頃より避難行動要支援者の保護を優先した共助意識の向上に努め、確実な情報伝達を行う。

イ 伝達的手段

情報の伝達手段は、電子メールや受信メールを読み上げる携帯電話、フリーハンド用機器を備えた携帯電話等、障がいの状況に応じた手段により伝達する。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、支援者等が避難行動要支援者宅を直接訪問して、情報を伝達する。

ウ 避難支援の優先順位

避難行動要支援者が多数で、避難支援等関係者の支援能力を上回る場合は、支援の緊急性、家族等の状況、住宅の災害リスク等を考慮して支援順位を検討する。

(6) 防災設備等の整備

市及び県は、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、ねたきりの高齢者、視覚・聴覚障がい者等の安全を確保するため、緊急通報システムや文字放送受信装置の普及に努めるとともに、在宅での安全性を高めるため、自動消火装置、火災報知機等の設置の推進に努める。

(7) 避難施設等の整備

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品、障がい特性に応じた障がい者用備品、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、アレルギー対応食品などの避難施設への配備に努める。

また、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するよう努める。

(8) 防災教育・訓練等

ア 防災教育・訓練の実施

県等と連携し、避難行動要支援者向けパンフレット作成等により、災害時の適切な行動についての防災教育に努めるとともに、一般住民に対しても避難行動要支援者への災害時の支援について普及や意識の向上に努める。

イ 防災資機材等の整備

自主防災組織が必要とされる避難行動要支援者のための防災資機材等を整備する際の支援制度の整備に努める。

2. 社会福祉施設等

社会福祉施設、老人保健施設、幼稚園、保育所、避難所、病院等の管理者は、施設そのものの安全性を確保するとともに、次の事項に留意し、災害時における安全確保に努める。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設等の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者及び児童生徒等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類、簡易トイレ等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

(2) 組織体制の整備

ア 自衛のための防災組織の設置

防火管理者のもとに施設の職員により構成する自衛のための防災組織を設置し、必要に応じて情報班、消火班、誘導班、救護班、救急物資班等を置き、業務を分担する。

イ 情報連絡・応援体制の確保

市役所、消防署等の防災関係機関との非常通信設備（戸別受信機等）の整備に努めるほか、施設の内部構造、入所者の実態等を把握し避難支援等、協力体制の確立に努める。

ウ 夜間体制の充実

夜間に発生する震災に対処するため、各施設における入所者の状況、建物の構造等を総合的に勘案し、夜間対応職員の配置及び非常参集体制の確立に努める。

(3) 物資・マンパワーの確保

ア 食料品・避難生活用物資等の確保

施設管理者は、入所者の実態に合わせ、2・3日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用トイレ、避難生活用具等の備蓄に努める。また、必要により給水用井戸、耐震性貯水槽、備蓄用倉庫の整備に努める。

イ 地域住民等との協力体制の形成

職員の緊急連絡体制を整備し、マンパワーの確保に努めるほか、地域住民、民間ボランテ

ィア、近隣施設等から協力を得られるよう日頃から協力体制の形成に努める。

(4) 防災教育・訓練

職員・入所者等に対し日頃から防災意識の啓発を図るとともに、国又は県の定める基準により防災訓練の実施に努める。実施に当たっては、地域の自主防災組織や消防機関の参加を求め、自力避難困難者の避難・救助訓練、夜間における避難等に重点を置く。

(5) 入所者等の緊急受入れ体制の確立

ア 施設間の連絡体制等、ネットワーク形成に努める。

イ 社会福祉施設等は、近隣の施設と相互協力関係を結び受け入れ可能な余裕スペースの確保に努める。

3. 外国人等

外国人等に配慮した避難場所・避難所や避難経路の表示、緊急時の避難方法、防災知識の普及等、自ら災害へ対応できる防災環境づくりに努める。

(1) 避難場所・避難所及び避難経路の周知

市内に居住する外国人等に対する避難場所・避難所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(2) 外国人等の状況把握及び支援体制の整備

市内における外国人等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域住民による情報収集・連絡体制や避難誘導に対する支援体制の整備に努める。

(3) 外国人被災者への情報提供体制の整備

通訳ボランティアと連携して避難所における外国人への情報提供体制の整備に努める。また、多言語の災害広報、県の語学ボランティア派遣制度の活用を検討する。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成、配布、防災教育、防災訓練等への外国人等の参加推進などを通じて、防災知識の普及に努める。

第7節 緊急輸送体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 緊急輸送道路の指定	危機管理課、道路課
2. 輸送体制の整備	危機管理課、公共施設マネジメント課
3. 緊急通行車両	危機管理課、公共施設マネジメント課
震災発生時に救助・救急・医療活動、緊急物資の輸送等を迅速に実施し、被害の発生と拡大の防止を図るための輸送施設及び輸送体制等の整備について定める。	

1. 緊急輸送道路の指定

市は、県の緊急輸送道路及び物資集積拠点や避難所等の防災拠点となる施設を結ぶ道路を、市緊急輸送道路として指定し整備を推進する。

2. 輸送体制の整備

(1) 物資集積拠点の整備

市は救援物資の受け入れ及び管理を行うための物資集積拠点を指定し、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所等の整備を推進する。

(2) ヘリコプター臨時離着陸場の指定

市は物資輸送や傷病者の搬送のために、ヘリコプター臨時離着陸場の指定及び見直しを図る。その際、避難所や応援部隊の集結地など機能の異なる防災拠点と重複しないよう留意する。

【資料編】ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

(3) 車両等の確保体制の整備

市は災害発生時の物資の輸送等をするために必要な車両及び燃料の調達体制を整備する。

3. 緊急通行車両

市は、公安委員会に対し、市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を申請する。

公安委員会に緊急通行車両に該当すると認められた際は、標章及び確認証明書の交付を受ける。

標章の交付を受けた車両については、交通検問所で緊急交通路の通行を求めるときは、標章及び確認証明書を提示し、現に災害応急対策を実施するための車両であることの確認を受ける。

輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、災害時に当該車両に対して緊急通行車両標章が円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行う。

第8節 避難収容体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 避難体制の整備	危機管理課、道路課、施設管理者
2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	危機管理課
3. 指定避難所等の整備	危機管理課、公共施設マネジメント課、教育総務課、関係各課
4. 家庭動物対策	危機管理課、環境課
5. 避難所の開設・運営	危機管理課、総務課、教育総務課、生涯学習課、市民活動支援課、施設管理者
6. 応急仮設住宅の用地確保	建築宅地課
震災に備え、住民の安全確保を図るための避難路や指定緊急避難場所・指定避難所の確保とともに、自宅での生活が困難となった被災者に対し、迅速な救援救護を図るための避難施設の確保や応急仮設住宅等について必要な事項を定める。なお避難所の運営方針等については県の「災害時における避難所運営の手引き」に準拠する。	

1. 避難体制の整備

(1) 避難情報の広報体制

- ア 関係機関と連携し危険箇所等の公表と指定緊急避難場所について、住民への周知徹底に努める。
- イ 警戒基準・避難基準の設定を行い、自治会、自主防災組織等と連携して地区住民の自主的判断による警戒・避難及びその伝達方法の確立に努めるものとする。
- ウ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル等に安全に避難できるように、ハザードマップの配布や広報紙記載などのほか、防災訓練等と関連づけるなど、日頃から住民に対して避難経路の検討の普及に努めるとともに、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。
- エ 避難行動要支援者の避難支援については自治会、自主防災組織等が中心となって地区単位レベルで具体的な行動計画をまとめるよう努める。

(2) 広域避難体制

甚大な被害が発生した場合に備え、広域的な避難に関する近隣自治体等との協定締結を検討する。

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在等の情報を避難元と避難先の地方自治体が共有する仕組みを検討する。

(3) 避難経路の整備

適切な位置への誘導標識の設置を推進していくとともに、避難経路の安全性確保のため道路(歩道)の拡幅や、ブロック塀の生垣化、落下の恐れのある看板除去等に努める。

また、外国人の避難に配慮し、誘導標識の多言語化を推進する。

(4) 防災上特に注意を要する施設の避難対策

学校、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設、老人保健施設、大規模小売店、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、防災責任者を定めるとともに次の事項を考慮した避難計画の策定に努める。

- ア 最寄りの指定緊急避難場所の確認
- イ 避難指示・伝達の方法、集団的に避難する場合の避難経路、誘導方法等
- ウ 入院患者、自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難支援方法

(5) 在宅避難の推奨

大規模震災時等に住民が避難所に殺到することで、本来、収容すべき避難者が避難所に入れないことのないように、住宅が危険ではない被災者には在宅避難を推奨する。また、自主防災組織の避難所運営の実働訓練等の機会に、地域住民へ在宅避難者にも食料、物資の提供等の支援が行われることなどの啓発を実施する。

2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

現在指定している避難場所や避難所は、人口や災害危険性の変化に応じて逐次見直しを行うとともに、要配慮者に配慮した見直しについても検討する。

併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ検討する。

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

火災の延焼拡大や余震による二次被害、風水害等から住民等の身の安全を確保するとともに、住宅被災者の一時滞在所を確保するため、公共施設等を指定緊急避難場所及び指定避難所に指定し、県に通知する。

また、指定に当たっては、災害対策基本法、災害対策基本法施行令及び災害対策基本法施行規則、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、令和4年4月改訂）、並びに「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県、令和6年3月）により適性を評価する。

市指定の避難場所・避難所は、次の3種類とする。

ア 指定緊急避難場所

災害の種類ごとにその危険から安全が確保され、災害時に迅速に開放することが可能で安全な施設を、施設管理者の同意を得て指定する。

イ 指定一般避難所

住宅被災者等を滞在させるために必要な規模及び速やかに被災者を受け入れることが可能な構造と設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な施設を、施設管理者の同意を得て指定する。

なお、緊急避難場所と避難所は相互に兼ねることができる。

ウ 指定福祉避難所

一般の避難所での生活が困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者に対する特別な配慮として、福祉センター及び保育園を福祉避難所とする。

【資料編】指定緊急避難場所・指定避難所等一覧

(2) 指定緊急避難場所・指定避難所の相互利用

指定緊急避難場所・指定避難所の不足を想定し、また、市境付近の住民の円滑な避難を考慮し、隣接市との避難場所・避難所の相互利用について協力体制の確立に努める。

(3) 指定緊急避難場所・指定避難所の周知

指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況、指定避難所の収容人数、家庭動物の受入れ方法、指定緊急避難場所と指定避難所の違い、内閣府の「避難行動判定フロー」を活用した緊急避難先の確認等を住民等に周知する。

大規模な災害時には、避難所の収容能力を超える避難者が殺到することが想定される。日頃

から地域住民に対し、避難所等へ避難しなくても自活できる環境の整備、物資の備蓄、自宅の被害が軽微な場合は在宅避難へと誘導することなどを周知・啓発するとともに、災害時には避難所の開設状況や混雑状況等をホームページ等で周知する。

その際、在宅避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られることを周知する。

(4) 福祉避難所への直接避難が必要な要配慮者の指定

福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示し、平常時からのその周知に努める。

(5) ヘリコプター臨時離着陸場の安全措置

災害時に有効な機能を有するヘリコプターの臨時離着陸場が指定緊急避難場所・指定避難所に選定されている場合は、避難住民の安全性等を考慮して避難場所・避難所と臨時離着陸場の区別等、所要の安全措置を講じておくものとする。

【資料編】ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

3. 指定避難所等の整備

(1) 安全性の確保

指定避難所に指定した施設について、耐震性や耐火性、天井等の非構造部材の耐震対策が不十分な場合は、緊急性の高いものから計画的に改修を行うよう努める。

(2) 避難誘導標識等の整備

指定緊急避難場所・指定避難所への避難経路等について、災害時に住民が判断しやすいように標識の設置等に努めるとともに、平時から地域住民への周知徹底を図り、災害時に住民が円滑な避難行動ができるよう支援を行う。

なお、指定緊急避難場所への誘導標識は日本産業規格（JIS）に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するとともに、標識の見方について住民への周知に努める。

(3) 食糧・資機材等の備蓄

ア 指定避難所に指定した施設については、避難生活に必要な物資の備蓄スペースについて調査を行い、必要に応じ県の補助金制度の利用も検討し、備蓄倉庫の整備など備蓄スペースの確保に努める。

イ 指定避難所又はその近傍で、食料（アレルギー対応食品含む。）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ、マット、間仕切り等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保に努める。

(4) 避難生活に備えた施設等の改善

ア 指定避難所において貯水槽、井戸、非常用電源、通信機器（公衆無線LAN等）のほか、換気、照明、空調、洋式トイレ、多目的トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の整備を図る。

イ 避難所としての利用が想定される公共施設を新設又は大規模な改修工事を実施する際には、設計段階で災害時の使い方についても検討するよう努め、備蓄のためのスペースや通信機器の整備等を進める。

ウ 高齢者、障がい者、傷病者など車椅子や杖を使用することを前提にしたバリアフリー対応の施設を整備するほか、福祉避難室、救護スペース等を確保する。また、被災地域外の地域

にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるための災害協定を推進するなど、多様な避難所の確保に努める。

- エ 避難の長期化等を想定し、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設けるように努める。トイレ、更衣室、入浴設備等については、鍵の設置や十分な照明の配置など女性や子供が安全に安心して利用できる環境整備に努める。また、家庭動物の受け入れスペースの確保に努める。

4. 家庭動物対策

市は、災害時における避難所や仮設住宅でのトラブルを防止するため、家庭動物がケージやキャリーバッグで生活することに慣らしておくことや、家庭動物用の食料を用意しておくことなど、災害に備えた準備を日頃から行うよう住民等に普及啓発するとともに、災害時に迷子になった動物の飼い主を特定できるように迷子札の装着等を促進する。

5. 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設

- ア 市は、災害の状況により必要に応じて避難所を円滑に開設する体制を整備する。
- イ 避難所の運営は、自治会や自主防災組織等の地元住民が主体的に実施できるよう、平時から「避難所開設・運営マニュアル」に基づく避難所運営委員会の整備を促進する。
- ウ 市は、避難所の開設・運営のための職員を派遣するものとし、事前に各避難所への派遣職員（避難所直行職員）を定めておくものとする。派遣職員の選定にあたっては、避難所への参集時間等を考慮するほか、男性女性両方の職員を選ぶように努める。

(2) 避難所の運営

- ア 収容された住民が速やかに組織・運営ができるよう、各避難所に、運営主体となる自治会又は自主防災組織を割り当てておく。
- 避難所の運営には、男性・女性が共に役員等の責任ある立場で参画することで、男女双方の視点を反映し、男女のニーズの違いに配慮する。
- イ 突発的な災害に備え、住民の自主避難が円滑に行えるよう、事前に、住民による避難所の開設方法や鍵の貸与等について自主防災組織や自治会の役員と調整を図る。
- ウ 住民による自主的な避難所運営が図られるよう自治会、自主防災組織に「避難所開設・運営マニュアル」を周知し、必要な知識等の普及・啓発に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及・啓発に努める。
- また、住民、自治会、自主防災組織、施設管理者等による避難所運営の実動訓練やイメージトレーニング等を促進し、避難所ごとの運営マニュアルの整備を図る。
- エ 施設を避難所のほかに救護所や物資集積等の拠点に指定する場合には、その設置・運営に関して、関係機関との事前調整に努める。
- オ 災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。
- カ あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。
- キ 市及び避難所運営委員会は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

(3) 指定管理者との連携

市は、指定管理施設が指定避難所及び指定緊急避難場所の場合、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担、連携方法、使用可能なスペース・設備・備品、備蓄品の保管方法、費用負担、平時の訓練等について協議し、災害協定等を整備する。

6. 応急仮設住宅の用地確保

応急仮設住宅の用地は、居住する被災者の生活環境をできるだけ考慮し、次のような基準から公有地等を確保する。

ア	ライフラインの確保が容易な場所
イ	災害危険性が低く、保健衛生上適当な場所
ウ	住環境、交通の便を考慮した場所
エ	被災前の住居地域と隔離していない場所
オ	学校教育施設、保育園以外の場所

【資料編】仮設住宅建設候補地

第9節 給水体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 飲料水の確保	危機管理課、上下水道課
2. 非常用水源の保全・確保計画	危機管理課、上下水道課、環境課
3. 民間の井戸の活用	危機管理課、環境課

地震による給水施設の破壊、飲料水の汚染等により飲料水の供給ができない場合に備え、平時に取り組む飲料水の備蓄、給水タンクの確保等、給水対策についての計画を定める。

なお、本市の上下水道は市外の施設と密接に連携しており、市内の施設に被害がなくとも市外の関連施設が被災した場合には、市内全域で給排水が停止する可能性があることに留意して対策を進める。

1. 飲料水の確保

(1) 市の対策

- ア 被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資機材の整備・拡充を図る。
- イ 管路施設の耐震化を計画的に行うと共に、隣接事業体との緊急連絡管について適正な保守を行う。
- ウ 応急給水は、計画水量を確保できない事が予想されるため、あらかじめ給水先の優先順位を定めておく。
- エ 県企業局との「応急給水用仮設給水栓等による応急給水の実施等に関する覚書」を踏まえ、県から貸与されたスタンドパイプの取り扱い訓練を、応急給水を行う市職員等に行う。

2. 非常用水源の保全・確保計画

(1) 非常用水源の確保

非常用水源として避難所となる全ての小学校に耐震性非常用井戸の整備を行い、定期的な水質検査、及び適正な保守を行う。また、停電時に井戸を稼働するために必要な燃料の補給体制を確保するほか、商用電力に未接続の非常用井戸を商用電力が利用できるように整備を行う。

また、市内等の大口径私設井戸に関する非常時の協力体制の確立に努める。（対象施設：日本中央競馬会競馬学校、船橋カントリークラブ、白井第二工業団地水道組合、海上自衛隊下総教育航空群、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、印西地区消防組合牧の原消防署）

(2) 応援体制

市で行う飲料水の供給対策が限界になった場合に備え、他の水道事業体との応援体制の整備を行う。

- ア 県営水道との緊急連絡管を利用した、市営水道区域への配水。
- イ 隣接水道事業体からの運搬給水要請。

3. 民間の井戸の活用

市は民間の井戸を調査し、必要に応じて災害時協力井戸として登録することを検討する。

第10節 備蓄体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 備蓄・調達体制の整備	危機管理課、産業振興課
2. 供給体制の整備	危機管理課、産業振興課
3. 燃料等の確保体制の整備	危機管理課、公共施設マネジメント課
4. 備蓄場所の整備	危機管理課、公共施設マネジメント課、施設管理者
震災時の食料や生活必需品の調達・供給に関し、供給体制や備蓄等についてあらかじめ整備が必要な事項を定める。また良好な保管場所を確保し、スムーズな供給体制の確立を目指す。	

1. 備蓄・調達体制の整備

災害発生直後から支援物資が届くまでの間、緊急支援的措置として供給する被災者の生活に不可欠な物資を中心に備蓄等を図る。

(1) 市による備蓄・調達体制

ア 備蓄の対象人口は、白井市防災アセスメント調査結果による2,011人（地震の発生1日後の避難者数）を基準とし、3日分の飲料水、食料と生活必需品を計画的に備蓄するものとする。また、本市の水道は他市にある浄水場から受水しており、下水道は花見川又は手賀沼の終末処理場に繋がっているため、市内の施設に被害がなくとも市外の関連施設が被災した場合には、市内全域で給排水が停止する可能性があることに留意し、飲料水、仮設トイレの備蓄については、さらなる増量を検討する。

備蓄目標量

食料(一般向け)	11,370	食	紙コップ	19,310	個
食料(要配慮者向け)	3,030	食	紙どんぶり	14,400	個
飲料水(500ml)	28,960	本	先割れスプーン	14,400	個
毛布	3,220	枚	使い捨て哺乳瓶	180	本
仮設トイレ	40	基	乳幼児用ミルク	180	食
簡易トイレ(薬剤・袋)	30,170	個	生理用品	1,660	枚
トイレトーパー	660	ロール	紙おむつ(乳幼児)	690	枚
消毒液(60ml)	700	本	おしりふきシート	6,900	枚
液体歯ミガキ(960ml)	250	本	紙おむつ(大人テープ型)	120	枚
使い捨てカイロ	6,030	個	尿漏れパット(大人テープ型)	360	枚

イ 調理器具や食器類等についても必要最小限の備蓄に努める。

ウ 乳幼児、高齢者、障がい者、食物アレルギー患者、食事制限者等の要配慮者や女性に配慮した備蓄に努める。

エ 有効期限が近づいた保存食料は、防災訓練等の住民啓発活動及びフードバンク等に活用するなど、無駄にしないよう措置を講じる。

オ 避難所での感染症対策に必要なマスク、手指等消毒薬、間仕切り等の備蓄に努める。

【資料編】主な防災備蓄物資一覧

(2) 関係機関等による備蓄・調達体制

関係機関等からの調達体制を整備し、災害時に円滑に食料品等の調達が行われるよう、各機関等との協定締結及び既存協定の運用体制の整備等に努めるものとする。

ア 災害協定

食料品や生活必需品、燃料等について流通備蓄品をできるだけ活用するため、市はより多くの市内外の小売業者や卸売業者との供給体制に関する協定の締結や既存協定の運用体制の

整備に努める。

イ 県や他市町村との広域的な相互融通体制の確立についても努める。

(3) 住民による食料品等の備蓄促進

ア 家庭においても1人当たり最低3日分、推奨1週間分の食料（調理の不要なものが望ましい）、飲料水、生活必需品を持ち出し可能な状態で備蓄すること、普段使用しているものを災害時にそのまま使用するという備蓄に対する考え方（ローリングストック）など、備蓄の必要性和備蓄に関するノウハウを併せて普及・啓発する。

イ 高齢者用、乳幼児等の食料品や身の回り品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた備蓄を行うよう周知に努める。

ウ 各事業所等においても、災害時の帰宅困難に備えて従業員用の非常食料の備蓄を行うよう啓発に努める。

2. 供給体制の整備

調達した物資等を住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備に努める。

(1) 供給拠点から避難所までの輸送方法等について、輸送業者等とあらかじめ協議を行い、連絡方法、集積場所等についても調整しておく。

(2) 避難所に届いた食料等の仕分け、保管、配布等の対応・役割分担について、あらかじめ自主防災組織等と十分な協議を行っておく。

備蓄食料については、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。

(3) 自主防災組織等は、「避難所開設・運営マニュアル」による市との役割分担に基づいて避難所での水や食糧等の配布についてあらかじめ住民に周知を図るよう努める。

(4) 市が備蓄した災害用資機材等の点検整備は、資機材を使用する関係機関、団体等と連携して定期的実施する。

(5) 食料、飲料水、生活必需品等を提供するなど災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との間で協定を締結する等の防災施策の実施に協力するよう努める。

3. 燃料等の確保体制の整備

市は、災害時の応急対策が燃料不足により支障をきたすことのないよう、災害時における公共施設の自家発電設備、非常用井戸の発電機や公用車等の燃料確保のため、既に締結したLPガス協会との災害協定の運用体制を整備するほか、石油取扱事業者との協定締結を図る。

4. 備蓄場所の整備

市は、市有施設の新設又は大規模な改修工事を実施する際には、併せて備蓄・集積拠点の整備を検討するほか、防災拠点となる公共施設や避難所・避難場所に備蓄倉庫を整備する。

備蓄場所の配置計画にあたっては、市内を数ブロックに分け、各避難所にできるだけスムーズで安定的な供給が図れるようにする。

また、施設や機材、輸送手段、マンパワー、物流に関するノウハウを持つ民間事業者との連携についても検討する。

第11節 防災意識の向上と知識の普及

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 市職員に対して	危機管理課、人事課
2. 住民に対して	危機管理課、建築宅地課、消防組合、関係機関
3. 児童・生徒等に対して	教育委員会
4. 避難行動要支援者に対して	社会福祉課、高齢者福祉課、障害福祉課、危機管理課、関係機関
5. 施設管理者に対して	消防組合、関係機関
6. 応急手当方法の指導・普及	人事課、消防組合、関係機関
関係防災機関及び住民との協力体制の確立など総合的な災害対策を推進するため、職員、住民、事業所等に対する防災意識の向上を図るとともに各種防災教育を行い、災害対応力向上を図る。	

1. 市職員に対して

市職員は、日常業務において常に防災に関する意識を持ち、業務を推進するよう心がけるとともに、災害時に応急対策実行の主体となることから、その責務を十分に理解し、教育訓練を行い、防災知識力や判断力、技能の向上を図るものとする。

教育訓練は、研修会、現地調査、防災訓練等によるほか、日常的にも初動マニュアルの検証等により随時行うものとする。なお、訓練内容は次の事項に関するものに重点を置く。

- (1) 市の防災対策（白井市地域防災計画、白井市業務継続計画災害編、ICT部門の業務継続計画及び各種マニュアルの習熟、災害時の各自の役割の把握、情報収集・伝達要領等）
- (2) 特殊技能の取得（応急手当の習得、防災士・被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士資格の取得等）

2. 住民に対して

住民は日頃から「自分の身は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、防災活動を行うよう市は関係機関と協力し、次の事項について意識の向上、知識の普及、過去の災害教訓の伝承を図る。

- (1) 普及知識等の内容

防災知識の向上によって被害を防止あるいは軽減できることを中心に知識の普及、意識の向上を図る。

ア 災害への備え

- ・火災の予防（消火器の管理、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置等）、
- ・地震への備え（耐震診断・耐震改修、家具固定化、ブロック塀等の安全対策、地震保険の制度等）
- ・水、食料、日用品等の備蓄、非常用持出品の準備

イ 災害時の心得

地震が発生した場合において、あらかじめ各世帯で承知しておくべき次に示す知識の普及に努める。

- ・震災に関する基礎知識と、とっさの防御行動
- ・初期消火の重要性と対策方法
- ・避難する場合の携帯品や、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避

難場所及び指定避難所と避難経路の確認

- ・応急手当の知識
- ・避難所運営への協力
- ・避難所へ避難せずに自活するための備え
- ・自助・共助・公助についての考え
- ・帰宅困難者の心得
- ・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ウ 白井市地域防災計画の概要

特に住民に関与する部分を中心に本計画の周知に努める。

エ 支援物資送付時の心得

他地域が被災した場合、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体の負担になることなど、被災者支援に関する知識の普及に努める。

オ 過去の災害教訓の伝承

過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、県と連携し、住民等への伝承に努める。

また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑を持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(2) 普及等の方法

住民に対する意識の向上は以下のような方法で行うものとし、必要に応じ情報提供のための施設、機材の充実に努める。

ア 広報誌及び印刷物、メディアの活用

広報「しろい」及びハザードマップ、避難所開設・運営マニュアルなどのパンフレット等を通じ、火災発生シーズン、台風などの災害多発時期及び防災の日（9月1日）、防災とボランティアの日（1月17日）等に重点的に震災や延焼火災防止等に関する記事を掲載し、啓発を図る。

また、インターネットの活用や新聞、テレビ等のメディアの協力を得て、多角的な情報提供を図る。

イ 映画・スライド等の上映、講習会の開催等

防災についての映画、スライドの上映、防災ビデオの貸し出しに加え、防災アドバイザー等の知見を活用し、防災講習会、座談会等の開催により広く防災知識の普及向上を図る。

また、そうした機会を捉え、消火器取扱い体験といった実地の知識普及も図る。

ウ 広報車による広報活動

春秋火災予防期間及び季節的災害シーズンには、随時広報車により、地域住民に防災を意識するよう広報に努める。

3. 児童・生徒等に対して

学校においては、県が防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、防災訓練等、防災関係行事等の実施により児童・生徒等に対する防災教育の充実に図り、災害時の対応力を高めることに努める。

- (1) 児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育の充実に図る。
- (2) 家庭や地域の消防団等と連携した防災教育及び防災訓練を実践する。
- (3) 知識を深め、災害時の対応力を高めるための教材や資料を整備する。
- (4) 各地域の災害履歴や防災体制の仕組みなどについての理解を深めさせる。

- (5) 教職員用の災害時対応要領を整備し、教職員研修の充実を図る。
- (6) 防災訓練においては、学校生活の様々な場面を想定して実施するとともに、消防職員等の協力を得て避難行動などを評価し、今後の防災教育や訓練に生かす。

4. 避難行動要支援者に対して

避難行動要支援者の安全確保を図るためには、避難行動要支援者自身及び介護者・保護者が防災知識を持つとともに、災害時には地域住民の避難行動要支援者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識が必要である。

このため、高齢者、障がい者等向けのパンフレット、チラシ等の発行により防災知識の普及に努めるものとする。また、地域住民に対しても、避難行動要支援者の安全確保への支援についてパンフレット、広報誌等により普及活動を行う。

5. 施設管理者に対して

(1) 関係機関の指導

印西地区消防組合及び関係機関は、防火管理者、防災管理者、危険物保安監督者等防災上重要な施設の管理者に対し、講習会、現地指導等の防災教育を実施し、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図るよう指導する。

また、病院、社会福祉施設、老人保健施設、大規模小売店、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者等に対し、防災責任者を定めるとともに非常時の避難計画策定を定めるよう指導するものとする。

一般企業の管理者に対しても安全管理及び災害時の対応、避難場所・避難所、避難経路等に関する防災意識の向上と知識の普及に努める。

(2) 危険物施設等における防災教育

危険物等を取り扱う施設の管理者は、関係法令、保安規定等、災害時の応急対策について従業員に周知、徹底を図る。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、避難行動要支援者が多く利用していることから、施設の管理者は、日頃から職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を含む避難計画に基づいた十分な防災教育を行い、さらには付近住民から避難時に協力が得られるよう連帯の強化に努める。

特に入院患者や自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法については、印西地区消防組合等の指導を受け非常時の有効性を十分に確保する。

(4) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

当該施設の管理者は、各施設の特徴に応じた利用者の避難誘導対策を迅速に実施できるよう従業員に防災教育や訓練を行うとともに、日頃より避難行動における問題点がないか常に留意する。

(5) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、職員に対して災害時の対応の基礎知識や応急対策等の教育や訓練に努める。

6. 応急手当方法の指導・普及

地震発生と同時に多数の負傷者が発生し、それらの負傷者の第一次救護者は近くの住民となる場合が考えられる。市、印西地区消防組合は互いに協力し、住民等に対する応急手当の方法の指導を積極的に推進するよう努める。

(1) 指導推進の対象

- ア 市職員に対する指導
 - イ 地域住民（自治会、自主防災組織）に対する指導
 - ウ 中・高校生、教員に対する指導
 - エ 防災関係機関職員に対する指導
- (2) 指導推進の役割分担
- ア 印西地区消防組合
 - (ア) 救命講習会の推進
 - (イ) イベント等の企画、開催
 - イ 日本赤十字社
 - (ア) 救急法講習会
 - (イ) 災害救援ボランティア講習の推進

第12節 防災訓練の充実

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 防災訓練の充実	危機管理課、各課、関係機関
2. 防災訓練の種別	危機管理課、消防団、消防組合、関係機関、事業所
3. 訓練の実施と事後評価	危機管理課、消防組合、関係機関

市及び関係機関は、震災発生時における行動の確認、関係機関及び住民、事業所等との協調体制の強化等を目的として、各種の防災訓練を実施するとともに、事後評価を行い、訓練内容の改善・工夫及び防災計画の見直し等を図るものとする。

1. 防災訓練の充実

震災時における防災対応能力の向上を図るため、防災関係機関及び地域の自主防災組織等との連携と、住民との協力体制の確立に重点を置いた総合防災訓練や各個別訓練を実施する。

実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、通信や交通の途絶、停電、感染症が拡大している状況等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

特に、避難所の運営については、災害時に住民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、市等の役割分担を明確化する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

2. 防災訓練の種別

(1) 市が実施する主な実動訓練

ア 総合防災訓練

防災関係機関、ライフライン事業者、地域住民等が参加し、被害情報の収集、救出救護、災害医療活動及びライフライン復旧及び地域住民を対象とした防災啓発まで含めた総合的な実動訓練を実施する。

イ 各個別訓練

下記の訓練については、総合防災訓練で実施するほかにも、必要に応じて該当する部門が関係機関と連携して実施する。

(ア) 非常参集訓練

勤務時間外の災害時における市職員の迅速かつ的確な初動体制の確保を目的とする。実施については期間をある程度特定した上、抜き打ちで行うことも検討する。

(イ) 災害対策本部設置運営訓練

震災発生時における指揮命令系統を迅速に確立して応急対策を実施することを目的とする。

(ロ) 通信訓練

職員配信メールによる伝達・回答訓練及び近隣の自治体や関係機関等の協力を得て、通信可能な市町村や関係機関の把握及び職員の通信運用習熟を目的とする。

(ハ) 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報収集及び伝達の迅速かつ的確な実行を目的とする。

(ニ) 災害医療救護本部設置運営訓練

震災発生時の災害医療活動における指揮命令系統を迅速に確立して応急対策を実施す

ることを目的とする。

(カ) その他

その他、ボランティアセンター開設・運営訓練等を実施する。

(2) 市が実施する主な図上訓練

あらゆる条件設定のもとで机上訓練（シミュレーション）を行い、計画の不備や課題の検証に努める。

(ア) 災害対策本部設置運営訓練

災害対策本部の設置運営、他機関との連携及び広域応援に係る図上訓練を実施する。

(イ) 地域防災計画及び各種マニュアル等による机上訓練

応急対策の実施機関は、あらゆる条件設定のもとで机上訓練（シミュレーション）を行い、計画の不備や課題の検証に努める。

(3) 住民主体の防災訓練

震災発生時において、住民が落ち着いて家族や自らの安全を確保し、適切な防災対策を実施するためには、日頃から訓練を積み重ね、体験により理解することが必要である。

各家庭、自主防災組織等は、避難所開設・運営マニュアルやハザードマップなどを活用し、災害を想定した情報伝達、安否確認、避難誘導、救助救出、応急手当、避難所開設・運営等の訓練を企画、実施し、市はそれに対し積極的に支援するよう努める。

(4) 事業所等における防災訓練

各事業所等においては、収容人員等の人命保護のために防災訓練を実施するとともに、地域の構成員としての自覚のもと、各種の訓練に積極的に参加するよう努める。

3. 訓練の実施と事後評価

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、訓練実施後には事後評価を行い、次の訓練及び本計画の修正に反映させるよう努める。

(1) 実践的な訓練の実施

ア 訓練の実施機関は多様なケースを想定し、参加者自身の判断が求められるなど、災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。

- ・被害の想定を明らかにする
- ・通信や交通の途絶、停電、感染症が拡大している状況等様々な条件を設定する
- ・訓練の実施時間（夜間等）を工夫する
- ・避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる

イ 防災関係機関と共同して、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第48条第2項の規定に基づき、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限して、防災訓練の効果的な実施を図る。

(2) 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて、地域防災計画及び各種マニュアル等の見直しを図る。

第13節 自主防災組織等の活動の推進

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 地域住民	危機管理課、消防組合
2. 事業所等	産業振興課、消防組合
震災発生時には、防災関係機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な活動がきわめて重要である。このため、自主防災組織及び事業所等における自衛消防組織の整備育成について必要な事項を定める。	

1. 地域住民

自主防災組織は、災害対策基本法第5条第1項2号の規定に基づき、地域住民が自ら行う防災活動の推進を図るため組織するもので、全市的に設立推進する。

【資料編】自主防災組織一覧

(1) 自主防災組織の規模

自主防災組織は、次の事項に留意して住民が最も効果的な防災活動を行える地域を単位に組織する。一般的には、町会や自治会が単位となる。

- ア 住民が連帯意識に基づいて防災活動を行うことが期待されている規模であること
- イ 住民の日常生活にとって基本的な地域として一体性を有する地域であること

(2) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容については、次のようなものがあげられるが、その詳細については各地域の実態を踏まえ各組織で独自に決定するものとする。

平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
(ア) 情報の収集伝達体制の整備	(ア) 出火防止・初期消火の実施
(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施	(イ) 情報収集・伝達・広報
(ウ) 家庭の耐震、火気使用設備器具の点検の啓発	(ウ) 負傷者の救出・救護の実施及び協力
(エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理	(エ) 住民に対する避難指示の伝達
(オ) 地域内の危険箇所等の状況把握	(オ) 避難誘導・避難所運営への参画
(カ) 避難場所・避難所、避難体制の確認	(カ) 給食・給水及び救援物資等の配分
(キ) 避難行動要支援者の把握、支援体制整備	(キ) 避難行動要支援者の避難支援

(3) 自主防災活動に対する市の支援体制

- ア 自治会や自主防災組織等が行う自主防災活動の円滑な運営を図るため、運営の指針となる「避難所開設・運営マニュアル」等を普及し、自主防災活動の活発化を促進する。
- イ 自治会や自主防災組織が行う自主防災活動に対し、訓練指導及び助言等を行う他、「白井市防災資機材等交付要綱」に基づき自主防災組織の設立時に資機材等の助成等を行う。
- ウ リーダー講習会等を通じて防災担当役員、各班長など活動の中核的役割を担う人材の育成に努める。また、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーターの養成を県と連携して促進する。

【資料編】白井市防災資機材等交付要綱

(4) 震災に対する知識の普及

被害を最小限にとどめるため、以下に示す震災に関する知識の普及活動を行う。

- ア 地震についての一般知識や、建物の点検、補強方法
- イ 地震発生時の心得（室内、戸外、車内、集客施設等の各場合）
- ウ 火災発生防止及び初期消火の心得
- エ 初期救助、救護の方法

- オ 避難の方法及び場所、誘導の方法等避難時における心得
- カ 非常用食料、身回り品等の準備
- キ 交通規制等、各種情報の入手方法

(5) 地区防災計画の普及、促進

地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等を定めた地区防災計画づくりを自治会、自主防災組織に普及し、計画的な防災活動を促進する。

このため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や「地区防災計画ライブラリ」を活用し、地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を周知、啓発する。

2. 事業所等

一定の数量以上の危険物を製造もしくは取扱、貯蔵するため消防法第14条の4の規定により「自衛消防組織」の設置が義務付けられている事業所、一定の数量以下であっても危険物を取り扱う事業所、多人数の利用があるとして消防法第8条の規定により「消防計画」の作成が義務付けられている事業所、及び地域の安全と密接な関連がある事業所については、従業員や利用者の安全を確保するとともに、地域の防災力向上のため自主的に自衛消防組織を編成することを推進する。

(1) 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織の活動内容については、次のようなものがあげられるが、その詳細については各事業所の実態を踏まえ各組織で独自に決定するものとする。

平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
(ア) 防災訓練	(ア) 出火防止・初期消火
(イ) 従業員の防災教育	(イ) 避難誘導
(ウ) 消防用設備等の維持管理	(ウ) 負傷者の救出・救護
(エ) 市が実施する防災事業への協力	(エ) 地域の防災活動への協力

(2) 企業の事業継続

災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促進する。

防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各種計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の策定を促進する。

市は、県、国等と連携し、企業が事業継続計画（BCP）、事業継続マネジメント（BCM）を策定するための支援を行う。

第14節 ボランティア活動体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	社会福祉課、市社会福祉協議会、関係機関
2. ボランティア団体の連携	社会福祉課、市社会福祉協議会
3. ボランティアの養成	社会福祉課、市社会福祉協議会
4. 災害ボランティアセンターとの連携	社会福祉課、市社会福祉協議会
大規模な震災が発生した場合、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受け入れができるよう、平常時からの環境整備について定める。	

1. ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び毎年1月15日から1月21日に実施される「防災とボランティア週間」に実施する講演会やシンポジウムなどの行事を通じ、住民に対する普及、意識の向上に努める。

大規模な災害が発生した場合には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や白井市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンター、日本赤十字社等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

2. ボランティア団体の連携

震災発生時においては、広範な分野にわたるボランティア活動が必要となることから、白井市社会福祉協議会は市の支援を得て、災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い、総合的、効果的な活動が行えるよう団体間の連携の強化を図っていくとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

3. ボランティアの養成

白井市社会福祉協議会は、市、県、日本赤十字社千葉県支部等、関係機関の指導と協力のもと、当市におけるボランティアの養成及び資質向上に努める。

また、ボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるために、行政やボランティア団体等との連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターや、ボランティア活動が円滑に行われるようボランティアの受付、連絡調整を行うボランティアリーダーの養成を推進する。

4. 災害ボランティアセンターとの連携

災害時に設置される災害ボランティアセンターを運営する白井市社会福祉協議会との連携強化と情報の共有化を図る。

また、社会福祉協議会が実施する災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練に参加し、災害時を想定した訓練に努める。

第15節 帰宅困難者等対策

＜計画の体系・担当＞

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 帰宅困難者等	危機管理課、関係機関
2. 一斉帰宅の抑制	危機管理課、関係機関
3. 帰宅困難者の安全確保対策	危機管理課、関係機関
4. 帰宅支援対策	危機管理課、関係機関

大規模な震災が発生し、鉄道等の公共交通機関の運行に支障をきたした場合、通学・通勤などの滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が約3千人に上ると予想されるため、帰宅困難者の発生抑制及び徒歩帰宅支援等について定める。

1. 帰宅困難者等

東日本大震災では、多くの帰宅困難者が発生し、帰宅しようと駅周辺に集まった人々が駅前に滞留した事例が多く見られ、行動の基本ルールが十分周知されていなかったことや、駅と市町村との情報連絡体制が不十分であったことにより、一部の駅周辺では混乱も生じた。

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性がある。

このため、関係機関との連携・協力体制を確立するとともに、千葉県防災基本条例に定めるところにより、市民、事業者がそれぞれの役割に応じた対策に努めるものとする。

(1) 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

(2) 帰宅困難者の発生予想数

白井市防災アセスメント調査結果によると、「白井市直下の地震(M7.1)」で発生すると予想されている白井市内での帰宅困難者（市民以外を含む。）は最大約3千人、市外で帰宅困難者となる市民は約1万3千人と予想されている。

2. 一斉帰宅の抑制

(1) 基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策には一斉帰宅行動の抑制が重要であることから「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動の抑制のためには、家族等との安否確認手段の確保が必要であり、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、災害用伝言板(web171)、SNS等の安否確認手段について普及・啓発を行う。

(3) 帰宅困難者等への情報提供

地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページ等の活用により情報提供を行う体制を整備する。

また、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNS等による

情報提供についても検討を行う。

(4) 一時滞在施設の確保と周知

県及び市は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮して駅周辺の滞留者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を選定し、災害時の開設、運用体制を整備する。

また、一時滞在施設を周知するとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

3. 帰宅困難者の安全確保対策

(1) 企業、学校などにおける施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底のため、企業、学校など関係機関に対し、従業員等や児童・生徒等を安全に待機させる場所の整備や、3日分の飲料水、食料及び生活物資の確保、並びに安否確認手段の確保などの対策を要請する。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるように要請する。

4. 帰宅支援対策

(1) 帰宅支援対象道路の周知

県は、千葉県帰宅困難者等対策連絡会議において選定した帰宅支援対象道路について、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会における支援方策等の検討結果を踏まえ、周辺都県市と連携して周知を図る。

(2) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

県及び市は、県内で店舗を経営する事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保し、認知度向上のため、事業者と連携してホームページや広報誌などにより広報を行う。

(3) 特設公衆電話の事前配備

帰宅困難者の連絡手段確保のため、災害時の避難施設等で無料で利用できる特設公衆電話の事前配備と広報を推進する。

第2編 震災編

第3章 震災応急対策計画

職員配備基準（震災）

配備種別	配備基準	配備体制	
情報収集体制	1) <u>市域で震度4を観測し市長が認めたとき</u> 2) <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は同（巨大地震注意）が発表されたとき【自動配備】</u> 3) <u>市域で長周期地震動の階級3以上と発表されたとき【自動配備】</u>	<u>（情報所の開設）</u> ○責任者：危機管理課長 <u>あらかじめ指定された危機管理課職員</u>	<u>（情報収集・連絡活動が円滑に行える体制）</u>
災害即応体制	<u>《災害即応配備》</u> <u>市域で震度5弱を観測したとき【自動配備】</u> 1) <u>その他、被害が発生し市長が認めたとき</u>	<u>（本部事務局の設置）</u> ○責任者：総務部長（事務局長） ①本部事務局 ②本部連絡員 ③避難罹災部、福祉医療部、 インフラ部、消防部（団本部） ※配備職員は、各部の災害対応マニュアルによる。	<u>（情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに「災害対策本部」を設置できる体制）</u>
災害対策本部体制	<u>《第1配備》</u> 1) <u>市域で震度5強を観測したとき【自動配備】</u> 2) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき【自動配備】</u> 3) <u>市域に局地的災害が発生、又は大規模な停電・断水等が発生し長期回復を要すると見込まれ本部長が必要と認めたとき</u>	<u>（災害対策本部設置）</u> ○責任者：本部長 ①災害対策本部の全職員 ②各対策部の4割の職員 ③全消防団員 ④開設する避難所直行職員 ⑤関係機関等の連絡員 ※配備職員は、同上	<u>（情報、救助、医療、避難所等「応急対策活動」が円滑に行える体制）</u> <u>（被害状況に応じて避難所を開設できる体制）</u>
	<u>《第2配備》</u> 1) <u>市域で震度6弱を観測したとき【自動配備】</u> 2) <u>市域において広範囲にわたる被害が発生する等、本部長が必要と認めたとき</u>	<u>（災害対策本部設置）</u> ○責任者：本部長 ①災害対策本部の全職員 ②各対策部の7割の職員 ③全消防団員 ④避難所直行職員	<u>（《第1配備》を強化し対処する体制）</u>
	<u>《第3配備》</u> 1) <u>市域で震度6強を観測したとき【自動配備】</u> 2) <u>《第2配備》では対処困難なとき</u>	<u>（災害対策本部設置）</u> ○責任者：本部長 ①全職員	<u>（市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制）</u>

* 配備要員は年度当初に各課等において定め、総務部長に報告する。

* 震度は市の震度計又は気象庁が発表した市の震度とする。大きな揺れにも拘らず、市の震度が発表されない場合は、近隣市町村の震度等から推定する。

* 市長は災害の態様等により配備内容を変更し又は配備を解くことができる。

第1節 災害応急活動体制

＜計画の体系・担当＞

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 情報収集・災害即応体制	各班
2. 災害対策本部体制	各班、各防災関係機関
3. 職員の動員・配備	各班

大規模災害が発生または発生するおそれがある場合、職員自身の被災、道路やライフラインの途絶等により、災害対策組織の確立や指示の伝達等が遅れるおそれがある。
このため職員は、勤務時間外にあっても速やかに参集して災害対策活動に着手するとともに、本部長等が不在の場合には、代理者が早急に職務を代行し、市や防災関係機関が有する災害対策能力を初動期から最大限発揮させる。

1. 情報収集・災害即応体制

(1) 情報収集・災害即応体制の設置

ア 市域において震度4～5弱又は長周期地震動階級3以上の地震が発生した場合に設置する。

イ 担当職員は、職員配備基準(震災)に従って情報収集・災害即応体制をとる。

ウ 自動配備

配備基準のうち、自動配備に該当する事象が発生した場合、参集指示があったとみなして参集する。

エ 設置場所

(ア) 情報収集体制

危機管理課執務室に情報所を設置する。

(イ) 災害即応体制

災害対策室1・2・3に本部事務局を設置する。

(2) 情報収集・災害即応体制の運営

ア 担当職員は、指定された場所に参加し、災害対策活動を行う。

イ 責任者

情報収集体制は危機管理課長が、災害即応体制は事務局長(総務部長)が責任者となり指揮を執る。

ウ 災害対策本部活動マニュアルに基づき活動・運営する。

エ 応援体制

各対策部は、事務分掌に基づき体制を整える。

(3) 情報収集・災害即応体制の解除

各責任者は、配備体制をとる必要がなくなったときは、市長に報告し、情報収集・災害即応体制を解除する。

2. 災害対策本部体制

(1) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

市長は、職員配備基準に基づき白井市災害対策本部(以下「本部」という。)を設置する。担当職員は、職員配備基準に基づき本部体制をとる。

各課等は毎年度配備職員名簿を作成し危機管理課へ提出する。

イ 設置場所

本部は、市役所庁舎内の災害対策室１・２・３に設置する。

施設の正面玄関及び本部入口に「白井市災害対策本部」の標識を掲げ明示するものとする。被災状況により本部を庁舎に設置できない場合は、保健福祉センター（第１位）、文化センター（第２位）の順で代替施設とする。

また、レイアウト・資機材等については災害対策本部活動マニュアルによるものとする。

(2) 災害対策本部の運営

ア 本部の構成

(3)災害対策本部及び各対策部構成図のとおり。

イ 職務権限

本部の設置及び指揮は、本部長（市長）の権限により行われるが、本部長（市長）不在の場合は、副本部長（副市長、教育長）の順により権限を委任する。

ウ 本部会議

災害に関する応急対策及び必要な事項を協議するため本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監、本部事務局長、本部員及び関係機関等連絡員で構成し、必要に応じ本部事務局員及び本部連絡員を出席させることができる。

なお、本部会議の協議事項は、災害対策の基本方針、災害活動体制等の総合調整、その他重要事項とする。

エ 本部事務局

本部に本部事務局を置く。本部事務局は、情報の管理、対応方針に関すること、各部の活動状況の把握、関係機関等との連携及び本部会議の運営を行う。

また、本部連絡員は、事務局及び本部員の指示・伝達事項について連絡調整等を行う。

オ 事務分掌

各対策部の部長は、本部長（市長）の命を受け部内の応急対策業務を掌握し、所属の職員を指揮監督するとともに、本部事務局と連携して応急対策活動を実施する。

カ 各対策部の構成

(3)災害対策本部及び各対策部構成図のとおり。

キ 通知先と方法

災害対策本部の設置及び廃止の報告・通知・公表先と方法

報告・通知・公表先	報告・通知・公表の方法
千葉県知事	県防災行政無線・防災電話・F a x ・他
印西警察署	防災電話・F a x ・他
印西地区消防組合	県防災行政無線・防災電話・F a x ・他
防災関係機関	防災電話・県防災行政無線・F a x ・他
隣接市町村	県防災行政無線・防災電話・F a x ・他
報道機関	電話・F a x ・他
市議会議員(事務局)	電話・F a x ・他
住民	市防災行政無線（同報系）・広報車・ホームページ・他

ク 本部の解散

本部長（市長）は、市域において災害が発生するおそれが解消したと判断したとき又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、本部を解散する。

また、災害対策本部廃止後も継続して行う災害対策事務については、当該事務を担当する班を構成する対策部又は課に引き継ぐ。

(3) 災害対策本部及び各対策部構成図

○本部長・副本部長・本部員

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長 危機管理監
本部員	企画財政部長 市民環境経済部長 福祉部長 健康子ども部長 都市建設部長 会計管理者 教育部長 議会事務局長

○本部事務局(総務部長)

事務局長	総務部長
総括グループ長	危機管理課長
総括グループ 対策班	危機管理課 総務課 人事課 財政課
総括グループ 広報班 無線班	秘書課 人事課 公共施設マネジメント課 会計課
総括グループ 総務班 応援班	総務課 産業振興課 農業委員会事務局 議会事務局 監査委員事務局 会計課
情報グループ長	人事課長
情報グループ 情報分析班	危機管理課 総務課 人事課 財政課 公共施設マネジメント課
情報グループ 情報受付収集班	公共施設マネジメント課 企画政策課 未来創造戦略室
情報グループ 情報伝達集計班	危機管理課 企画政策課 財政課 産業振興課
本部連絡員 (各部係長職相当 以上)	企画財政部、市民環境 経済部、福祉部、 健康子ども部、都市 建設部、教育部、消 防団

○関係機関等連絡員

本部長の派遣要請により、防災関係機関 から派遣されたリエゾン(連絡員)

避難罹災部
(企画財政部長、市民環境経済部長、教育部長)

○避難班

教育総務課、学校政策課、
教育支援課、生涯学習課、
文化センター、学校給食センター
市民課、市民活動支援課、
避難所直行職員(指名職員)

○罹災班

課税課
収税課

○環境班

環境課

福祉医療部(福祉部長、健康子ども部長)

○福祉班

社会福祉課
障害福祉課
高齢者福祉課
子育て支援課
保育課

○医療班

健康課
保険年金課

インフラ部(都市建設部長)

○土木班

道路課

○都市班

都市計画課

○住宅班

建築宅地課

○上下水道班

上下水道課

消防部

○消防班

白井市消防団

(4) 各部各班の事務分掌

部	班名	事務分掌
本部事務局	総括 プルグ	対策班 ○危機管理課 総務課 人事課 財政課
		1. 災害対策本部の設置・解散、本部事務局の運営、災害対策本部会議の開催、本部長指示等の発信に関する事
		2. 災害対策の基本方針、総合調整・統制に関する事
		3. 基本方針に基づく各部・災害対策本部事務局各班への具体的な指示及び実行の確認に関する事
		4. 県、他市町村、警察、消防、自衛隊等の関係機関との連絡調整に関する事
		5. 避難指示等の発令に関する事
		6. 自衛隊災害派遣、応急対策職員派遣等に関する事
		7. 市の配備体制に関する事
		8. 災害視察等の対応に関する事
	総括 プルグ	広報班・無線班 ○人事課・秘書課 公共施設マネジメント課、 会計課
		1. 災害広報、報道機関との連絡調整に関する事
		2. 防災行政無線の運用統制に関する事
		3. 本部長の秘書に関する事
	情報 プルグ	総務班・応援班 ○総務課・農業委員会事務局 産業振興課、 議会事務局、 監査委員事務局、 会計課
		1. 応援要請及び受援の総括、総合調整、応援団体の宿泊等の支援に関する事
		2. 事務局員の勤務管理（ローテーション等）、支援に関する事
		3. 市議会との連絡調整に関する事
		4. 庁舎、私有財産の被害調査、保全、緊急使用に関する事
		5. 車両、燃料等の共有資源の確保、管理等に関する事
		6. 災害関係経費の出納に関する事
		7. 義援金の募集、受領に関する事
		8. 応急財政措置に関する事
		9. 飲食料・生活物資の調達（救援物資の募集含む）、物資集積所の設置・運営、避難所等への供給に関する事
		10. 農林業及び商工業関係の被害調査、災害対策（融資、病害虫防除、技術指導等含む）に関する事
		11. 各班の職務応援に関する事
	情報 プルグ	情報分析班 ○危機管理課 総務課、人事課 財政課、 公共施設マネジメント課
		1. 地震・気象情報の収集に関する事
		2. 関係機関等からの情報収集分析・集約・整理に関する事
	情報 プルグ	情報受付収集班 ○公共施設マネジメント課、 企画政策課、 未来創造戦略室
		1. 市民、関係機関からの情報収集・記録・整理（被災情報、避難、安否情報、防災気象情報）に関する事
	情報 プルグ	情報伝達集計班 ○危機管理課 企画政策課、 財政課、 産業振興課
		1. 情報の伝達・集計・確認に関する事
	本部連絡員 (各部係長職相当以上)	1. 各部の事務分掌に基づく対策（事前・事後）の実行等に関する連絡及び状況報告に関する事
		2. 災害対策本部事務局からの指示に対する対応（対策）の実行及び報告に関する事

部	班名	事務分掌
避難・罹災部	避難班 ○教育総務課 学校政策課 教育支援課 生涯学習課 文化センター 学校給食センター 市民課 市民活動支援課	1. 指定避難所・一次滞在施設の管理運営に関する事 2. 行方不明者・安否情報の取りまとめ、照会対応に関する事 3. 遺体安置所の開設・運営に関する事 4. 文化財の被害調査、災害対策に関する事 5. 学校給食センターを活用した炊き出しに関する事 6. 学校施設の被害調査・復旧、各学校との連絡調整、応急教育に関する事 7. 被災児童生徒の学用品の調達、支給に関する事
	避難所直行職員 市長による事前任命職員	1. 地震時の指定避難所の開設・初期運営に関する事
	罹災班 ○課税課 収税課	1. 各地区の家屋の被害概況調査に関する事 2. 被害家屋認定調査、罹災証明に関する事 3. 市税の災害時特例措置に関する事
	環境班 ○環境課	1. 災害廃棄物の収集、処理に関する事 2. 貯留型仮設トイレの調達・配置、し尿の非常収集・処理に関する事 3. 被災地の消毒、そ族こん虫等駆除に関する事 4. 被災地の環境保全及び公害防止対策に関する事
	復興班（復旧・復興期） ○企画政策課	1. 復興計画の統括に関する事 2. 被災者台帳の統括に関する事
	福祉班 ○社会福祉課 障害福祉課 高齢者福祉課 子育て支援課 保育課 各保育園	1. 福祉避難所の設置・運営に関する事 2. 要配慮者（高齢者、障がい者、妊婦・乳幼児、外国人等）の調査、支援に関する事 3. 応急保育に関する事 4. 災害弔慰金・災害見舞金・義援金・被災者生活再建支援金の支給、災害援護資金の貸し付けに関する事 5. 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事
	医療班 ○健康課 保険年金課	1. 市医療救護本部の設置・運営・解散等に関する事 2. 医療救護、助産に関する事 3. 防疫、保健衛生に関する事
	土木班 ○道路課	1. 土木施設（道路、橋梁及び河川等）の被害調査、応急復旧に関する事 2. 応急交通対策（通行障害物の除去、通行規制等）に関する事 3. 災害により被害が発生した箇所及び発生するおそれのある箇所の巡視・注意喚起に関する事 4. 水防活動に関する事
	都市班 ○都市計画課	1. 公園施設の被害調査・復旧、緊急使用（ヘリコプター臨時離着陸場等の災害活動拠点の運用）に関する事 2. 公共交通機関との連絡調整、被害状況の把握に関する事
	住宅班 ○建築宅地課	1. 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関する事 2. 応急住宅の確保・管理、被災住宅の応急修理、住居障害物の除去に関する事
インフラ部	上下水道班 ○上下水道課	1. 上下水道施設の被害調査、応急復旧に関する事 2. 給水車、給水施設による応急給水に関する事（ペットボトル飲料水の調達供給、非常用井戸の運用を除く） 3. 排水対策に関する事

第2編 震災編 第3章 震災応急対策計画
第1節 災害応急活動体制

部	班名	事務分掌
消防部	消防班 ○白井市消防団	1. 災害現場における消防、救急及び救出活動に関する事
		2. 危険地域の警戒及び広報に関する事
		3. 避難指示等の伝達及び誘導に関する事
		4. 行方不明者の捜索に関する事
		5. 消防通信の運用及び確保に関する事
		6. 消防団の運用に関する事
各部共通	受援担当者 各部の指名職員	1. 部内の応援要請・受援の総括、総務班・応援班との連絡調整に関する事
	各班共通	1. 管理施設の保全、施設利用者の安全確保に関する事
		2. 所管施設の被害調査又は情報収集、災害対策に関する事
		3. 所掌事務に必要な資源（共用資源を除く）の確保、管理に関する事
		4. 所掌事務に係る機関・団体、専門ボランティアとの連絡調整に関する事
		5. 災害救助法対象事務の帳簿等の作成に関する事
		6. 被災者台帳対象情報の管理、復興班への報告に関する事
		7. 避難所が長期化した場合の避難所運営の協力（全庁ローテーション）に関する事

* 出先機関（保育園、各センター等）は、主管課の事務分掌とする。
複数の課で構成する班の班長は、最上位に記載の課の職員とする。

(4) 現地対策本部

本部長（市長）は、応急対策を実施するうえで必要と認めるときは、災害発生現場に近い公共施設に現地対策本部を設置する。

ア 組織及び運営

(ア) 現地対策本部長

災害対策本部長は、現地対策本部長を副本部長または本部員のうちから指名する。

(イ) 現地対策本部職員

現地対策本部職員は、現地対策本部長が災害対策本部長の了解を得た上で指名した職員で構成する。

イ 事務分掌

(ア) 現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡・調整

(イ) 災害対策本部への被災状況と応急対策実施状況の報告

(ウ) その他、本部長の特命事項等

3. 職員の動員・配備

(1) 配備の決定

自動配備以外は、総務部長から市長へ対応方針案を報告し、市長が配備を決定する。

(2) 動員の方法

ア 職員配信メールにより配備体制について全職員へ発令する。メールを受信した部課等長は、職員配備基準に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

イ 勤務時間内でライフラインが使用できる場合は、庁内放送等を併用して発令を行う。

ウ 勤務時間外で自動配備に該当する事象が発生した場合、配備該当職員は、震度等に応じて動員指令を待つことなく自ら所定の部署に参集する。

エ 特に初期活動が必要な部署においては、事前に定めておいた先行登庁職員をいち早く登庁させ、活動体制が整うまでの間、事前準備等を行わせる。

オ 避難所直行職員は、市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、指定された避難所へ速やかに直行し、施設の安全点検を実施するとともに状況を本部事務局に報告して指定避難所の開設又は不開設の指示を受ける。

避難者がいる場合は、開設可能な避難所であれば速やかに開設し避難者の受入を行う。

なお、通信障害等により避難所直行職員との連絡手段を喪失した場合、避難班長は速やかに連絡員を避難所に派遣する。

市内で震度5強以下の地震が発生した場合で避難所の開設が必要な場合、本部事務局長（総務部長）は開設する避難所を決定し、当該避難所を開設させるよう教育部本部連絡員に指示する。

なお、避難所直行職員は、避難所に早期参集が見込めること等を考慮して市長が毎年度当初に任命しておく。

カ 応急危険度判定士

市内の震度が6弱以上の場合、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の資格を有する市職員は、平時の所属に関わらず、災害発生から3日間はインフラ部住宅班を応援し、住宅班長（建築宅地課長）の指揮下で、本部、避難所、救護所等の重要施設の応急点検を行う。

(3) 動員時の留意事項

ア 参集手段・報告

(ア) 原則として第1配備以上では通行規制等が考えられるため、徒歩、自転車またはバイクの他、最善の交通手段を用いて参集する。

(イ) 災害状況により登庁が不可能な場合は、最寄りの市施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき災害対策に従事するものとし、そのことを所属長に連絡する。

(ウ) 市施設にも参集できない場合は、その旨を何らかの方法により本部に伝え、参集が可能となった時点で直ちに参集する。

イ 参集途上の被害調査

職員は、参集途上において可能な限り被害状況を見聞しながら移動し、緊急の場合を除いて参集後に所属長等を通じて本部事務局に報告する。

ウ 参集途中の緊急措置

(ア) 要救護者、火災現場等を発見した場合は緊急措置にあたり、その後速やかに参集する。

(イ) 住民等に情報提供を求められた場合は、自らの言動で住民等に不安や誤解を与えないよう細心の注意を払って、できる限り対応する。

エ 参集時の装備

職員は、身の回りに関することは自己完結できる準備を整えて参集する。下記に参集時の装備例を示す。

参集時の装備例

- 身軽な服装に運動靴、軍手、帽子、雨合羽
 - 筆記用具、懐中電灯（予備電池）、救急セット、マスク、消毒薬、除菌シート
 - 携帯電話、モバイルバッテリー等の通信機器、公衆電話*用の小銭
 - 着替えや3日以上分の飲料水・食料など
 - その他必要とされるもの、担当部で災害応急活動に必要なもの
- ※公衆電話は災害時優先電話のため、災害時にも発信が優先扱いとなる。

(4) 動員報告

各課（班）は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各部（本部連絡員）が集約し、本部事務局（総括グループ）へ報告する。報告の時期については、指示があるまでは原則として30分ごととする。本部事務局長（総務部長）は参集状況をとりまとめ、本部長に報告する。

(5) 消防団員の動員

消防団長は、本部長（市長）から災害対策本部の設置に伴う配備体制の連絡を受けたときは、ただちに出動できる体制を確立するよう、各分団長に対し、市防災行政無線、口頭、電話等を利用して指示する。

第2節 災害救助法の適用

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 災害救助法の適用	総務班・応援班
2. 帳簿の作成等	総務班・応援班、避難班、医療班、住宅班、上下水道班、消防班
災害救助法が適用された場合、対象となる救助費を国、県が担保するため、本部長は、適用基準以上の被害が生じた場合、又は予測される場合は速やかに知事に状況を報告して災害救助法の適用を要請するとともに、速やかに救助事務に着手する。	

1. 災害救助法の適用

災害救助法の適用は、県知事が行う。

(1) 災害救助法の適用基準

ア 災害が発生した場合の適用基準

白井市における具体的な適用基準は以下のとおりである。

災害救助法の適用基準

該当条項	指標となる被害項目	摘要の基準
第1項第1号 ^{※1}	市内の住家が滅失（罹災）した世帯数	80世帯以上
第1項第2号 ^{※2}	県内の住家が滅失（罹災）した世帯数	2,500世帯以上
	そのうち市内の住家が滅失（罹災）した世帯数	40世帯以上
第1項第3号 ^{※3}	県内の住家が滅失（罹災）した世帯数	12,000世帯以上
	そのうち市内の住家が滅失（罹災）した世帯数	多数
第1項第4号 ^{※4}	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の基準に該当すること。 ・災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ・被災者について、食品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害救出について特殊の技術を必要とすること	県知事が 内閣総理大臣と協議

(令和6年5月現在)

※1 市の人口に応じて、災害救助法施行令別表第1で定義されている。

※2 県・市の人口に応じて、災害救助法施行令別表第2、第3で定義されている。

※3 県の人口に応じて、災害救助法施行令別表第4で定義されている。市の適用基準は、
具体の数値で定義されていない。

※4 直接多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、
人心の安全及び社会秩序のために迅速な救助を必要とする場合に適用される。

イ 被害の設定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、災害の認定基準による。滅失した世帯数は、原則的に
居住する建物が全壊又は半壊した世帯を次のように換算する。

1世帯としての換算

被害程度	世帯数	
全壊（全焼・流失）住家	1世帯	それぞれ住家滅失1世帯として換算
半壊（半焼）住家	2世帯	
床上浸水、土砂の堆積により、一時的に居住できない状態の住家	3世帯	
床下浸水、一部損壊は1世帯住家として換算しない。		

ウ 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市の区域を単位に行われる。

(2) 災害救助法の適用手続き

市域の被害状況が災害救助法の適用基準（(1) 参照）のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長（本部長）は直ちにその旨を知事（千葉県災害対策本部事務局）に報告する。

災害発生報告項目

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の概況
- 適用を要請する理由
- 適用の有無
- 既にとった措置及び今後とろうとする措置
- その他必要事項

災害状況の把握及び報告については、千葉県の「災害救助の手引き」に基づき行う。

2. 帳簿の作成等

災害救助法が適用された場合、各種の救助を迅速に行うため、県知事は応急仮設住宅の建設以外の事務を市長にあらかじめ委任している。

災害救助法の対象事務の各担当班（次表参照）は、千葉県「災害救助の手引き」に基づいて実施した内容や経費の帳簿を整備する。総務班・応援班はこれらの帳簿をとりまとめ、経費の一時繰替支弁を行うため予算措置を講じる。

実施項目及び実施者

救助の種類	実施者（市の担当班）	実施期間
避難所の設置 （災害が発生した場合）	市長（避難班）	7 日以内
避難所の設置 （災害のおそれがある場合）	市長（避難班）	災害が発生しなかったと判明し、救助が必要なくなった日まで
応急仮設住宅の供与	知事(建設) 市長(建設以外：住宅班)	20 日以内着工
炊き出し及び食品の給与	市長（ <u>総務班・応援班、避難班</u> ）	7 日以内
飲料水の供給	市長（ <u>総務班・応援班、上下水道班</u> ）	7 日以内
被服寝具及び生活必需品の給貸与	市長（ <u>総務班・応援班</u> ）	10 日以内
医療及び助産	市長（医療班）	14 日以内（助産は 7 日以内）
被災者の救出	市長（消防班）	3 日以内
被災住宅の応急修理	市長（住宅班）	1 ヶ月以内完成
学用品の給与	市長（避難班）	教科書等 1 ヶ月以内 文房具等 15 日以内
埋葬等	市長（避難班）	10 日以内
遺体の搜索	市長（ <u>関係機関</u> ）	10 日以内
遺体の処理	市長（避難班）	10 日以内

住宅障害物の除去	市長（住宅班）	10 日以内

実施期間については、すべて災害発生の日から起算する。ただし、県知事を通じて内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

【資料編】災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第3節 情報収集・伝達

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 通信手段の確保	本部事務局、各防災関係機関
2. 連絡体制の確立	総括グループ長、情報分析班、各防災関係機関
3. 地震に関する情報	情報分析班、各防災関係機関
4. 時系列収集区分	各班、各防災関係機関
5. 県等への被害報告	各班
6. 広報活動	広報班・無線班
7. 被災者等への情報伝達	情報受付収集班、避難班
震災情報の収集・連絡及びその伝達は、全ての応急対策の根幹となるものである。市及び関係機関、住民、各事業所等が情報の共有化を図るため情報収集・連絡・伝達について必要な事項を定める。	

1. 通信手段の確保

総括グループ及び情報グループは、地震発生後における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、電話が途絶した場合の非常通信手段を確保する。

(1) 災害時優先電話の利用

災害時優先電話として登録されている電話により連絡を行う。また、災害時優先電話番号を一般に公表しないものとする。

(2) FAX の利用

本部、出先機関、県、防災関係機関間の伝達及び報告等の通信連絡については、正確を期するため原則としてFAXを用いた文書連絡により行う。

(3) 保有無線の利用（有線による通信が途絶した場合）

ア 災害時に利用可能な無線通信

(ア) 県防災行政無線及び防災情報システム

(イ) 市防災行政無線

イ 通信の統制

本部は無線通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努めるものとする。

(ア) 重要通信優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）

(イ) 通信許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る。なお子局間通信は原則として制限をかけるものとする）

(ウ) 簡潔通話の原則（通信時間短縮のため、簡潔に行う）

(エ) 専任通信担当者の設置（できるだけ各子局には担当者を常駐させる）

ウ 無線通信に障害が発生した場合の対応策

(ア) 輻輳している場合は、一旦送信をやめ、どうしても緊急を要する場合には、冒頭に「至急、至急」と呼び、他の局にあけてもらうようにする。

(イ) 周囲が騒がしくて聞き取りが困難な時は、自分が移動して対応する。また、電波が弱い場合も受信状況が改善される適当な場所に移動する。

【資料編】主な防災関係機関一覧

(4) 他の通信施設の利用（非常通信）

防災行政無線等の通信施設が使用不能の場合、特に緊急を要する事態が生じた場合は、

電波法第52条の規定に基づき「非常通信」に使用するものとして、次の機関の協力を得て当該機関が保有する無線通信施設を使用する。

- 県防災行政無線を備える他機関の通信施設
- 事業所で取り扱う業務無線の通信施設
- 警察機関の通信施設
- アマチュア無線局

(5) 通信が途絶した時

代替の通信手段によるが、復旧に時間を要する場合は伝令を派遣して連絡する。

2. 連絡体制の確立

(1) 連絡責任者

災害時の関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、各機関は連絡責任者を置く。本部の連絡責任者は総括グループ長とし、各部及び関係機関相互との通信連絡を総轄する。

(2) 気象警報等の伝達方法

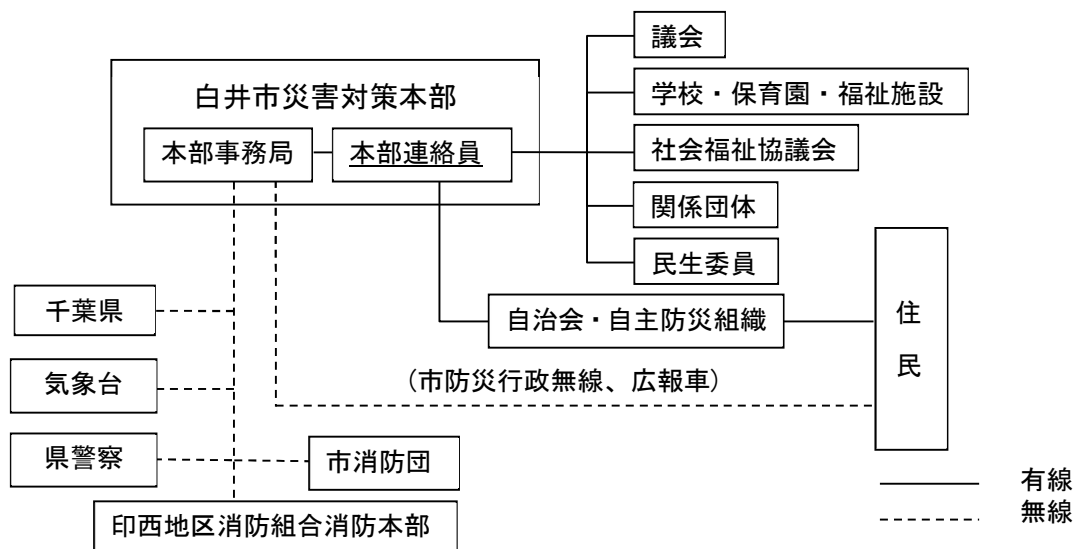
ア 千葉県その他の機関から伝達された警報等は、情報分析班が受領（受信）し、総括グループ長はその情報を速やかに本部長に報告するとともに庁内各部（班）に伝達する。

なお、解除されたときもこれと同様とする。

イ 伝達を受けた庁内各部（班）は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに所轄する施設又は関係団体へ電話又はFAX等をもって伝達する。

ウ 住民等への伝達方法は、市防災行政無線及び広報車による放送伝達、消防機関による広報のほか状況により、サイレン、警鐘による伝達を行う。

(3) 伝達系統



3. 地震に関する情報

市及び関係機関は、地震が発生した場合に気象庁が発表する以下の地震情報を確認し、震度に応じた配備体制をとる。

(1) 緊急地震速報（警報）

ある地域で、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上を予想した時に発表する。
発表対象地域は、震度4又は長周期地震動階級3以上を予想した地域となる。千葉県の地

域名は、北西部、北東部、南部で発表する。

(2) 震度速報

地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（本市は千葉県北西部）と地震の揺れの検知時刻を速報する。

(3) 震源に関する情報

震度3以上で発表する（津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）。

(4) 震度に関する情報

以下のいずれかを満たした場合に発表する。

ア 震度1以上

イ 津波警報または津波注意報または若干の海面変動が予想される時

ウ 緊急地震速報（警報）発表時

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。

(6) 推計震度分布図

震度5弱以上の場合、観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

(7) 長周期地震動に関する観測情報

長周期地震動階級1以上を観測したときに、10分程度で発表する。

(8) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。

ア マグニチュード7.0以上

イ 都市部などの著しい被害が発生する可能性がある地域で、規模の大きな地震を観測した場合。（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）

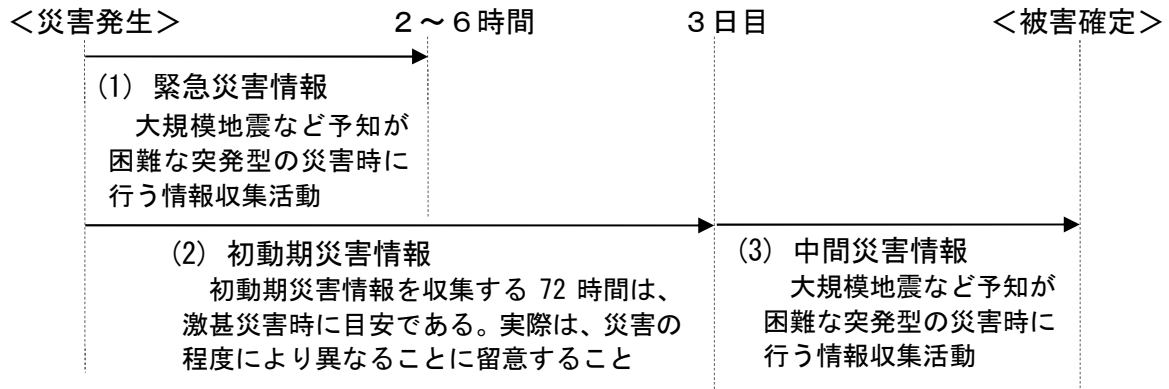
地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表している。）

(9) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報などを発表する。

4. 時系列収集区分

災害情報の収集活動を災害発生からの時間経過に応じ、次のように区分して行うものとし、特に大規模な震災については、緊急性が求められる情報を優先的に収集する。



(1) 緊急災害情報

震度5弱以上の地震が発生した場合、県や消防庁への災害即報、自衛隊災害派遣要請及び災害マネジメント総括支援員の派遣要請の判断に必要な情報を優先的に収集する。

- 人命救助、死者・行方不明者に係る情報
- 火災・延焼に係る情報
- 119番通報の殺到状況
- 本部のマネジメント能力不足、資源不足、機能喪失に関する情報

(2) 初動期災害情報の収集

ア 初動期災害情報は、緊急性の高い応急活動の実施と広域応援の必要性を迅速に判断するための情報とする。そのため混乱した状況にあっても、以下の情報を中心に正確性を高めるよう努めるとともに、混乱している旨を速やかに県に即報する。

イ 初動期災害情報の収集先とその内容は、以下のとおりである。

情報収集先		情報内容
1	警察署	けが人・生き埋め・死傷者数の概括情報、道路交通情報・交通規制情報
2	消防本部	火災・延焼、危険物漏洩、ガス漏れ情報、救急・救助活動情報、119番通報の殺到状況
3	土木事務所、国道事務所	河川施設、橋梁、広域幹線道路の道路被害情報、崖崩れ、崩壊危険箇所情報
4	各部（本部連絡員）	職員参集時の見聞収集情報（建物倒壊・火災等の被害情報、避難等住民行動、避難所開設情報） 各部の活動・対応状況、応援要請・受援状況
5	避難班	自治会、避難所からの情報（地区の災害情報、避難等住民行動、避難所開設情報、避難者数）
6	各ライフライン機関	電気・ガス・水道・下水道・通信・鉄道の被害情報と復旧情報
7	市内医療機関等	傷病者の発生状況、医療施設の被害状況、診療機能
8	他市町村	他市町村の被害概況

(3) 中間災害情報の収集

ア 各部（本部連絡員）は、災害発生から概ねの活動が軌道にのった時点で、原則として毎日2回、9時、15時現在の災害情報を、本部事務局（情報分析班）へ報告するものとする。

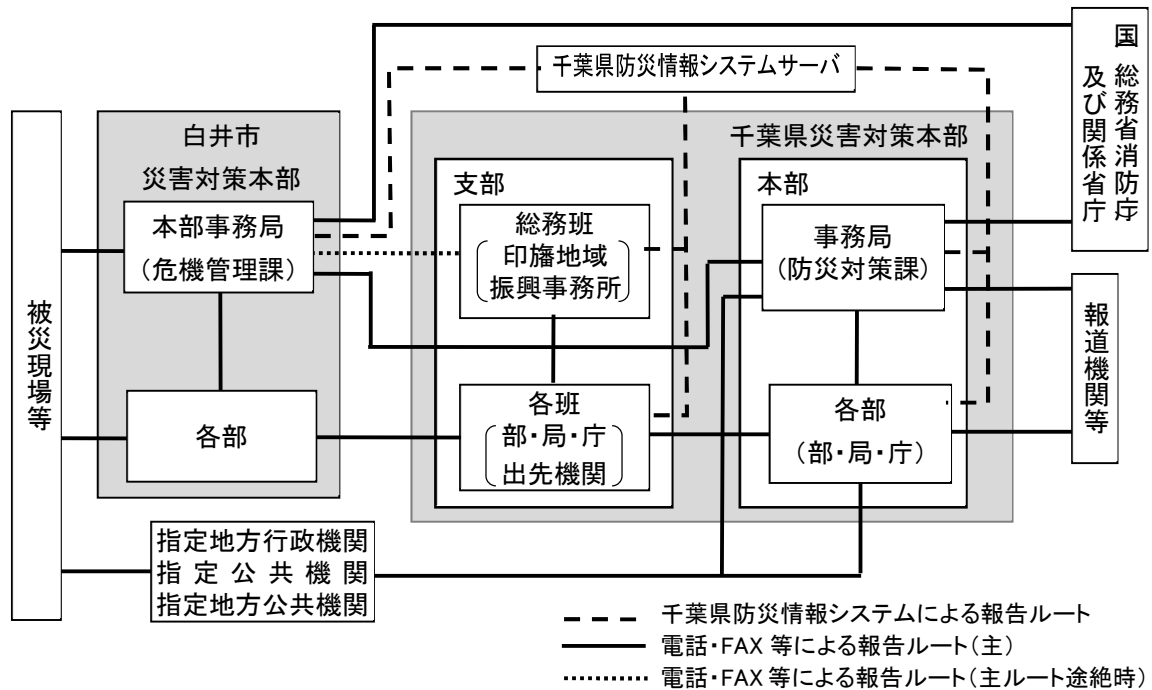
イ 被害状況の調査は、次に掲げる各部・各機関が実施する。また、家屋被害認定調査等、人員の不足や専門的な知識を必要とする調査で市独自の調査が困難な場合は、次の協力機関等に対し応援を求めるものとする。

中間災害情報の調査事項と担当

実 施 担 当	調 査 事 項	協 力 機 関
本部事務局 対策班	公益事業被害	東日本電信電話(株) 東京電力パワーグリッド(株)
インフラ部 都市班		北総鉄道(株)
本部事務局 総務班・応援班	商工関係被害 観光施設被害 農業用施設被害 農・畜産業被害	商工会、農業協同組合、土地改良区 印旛農業事務所、白井市梨業組合
消 防 部 消防班	火災状況 危険物等の事故	印西地区消防組合
避難罹災部 避難班	避難状況	自主防災組織、施設管理者
避難罹災部 避難班	人的被害（遺体安置者）	印西警察署
福祉医療部 医療班	人的被害（救護所傷病者、医療施設診療状況）	印旛市郡医師会 印旛郡市歯科医師会
消 防 部 消防班	人的被害（救出者）	
避難罹災部 罹災班 インフラ部 住宅班	住家の被害（危険度判定、被害家屋認定調査）	千葉県土地家屋調査士会
避難罹災部 環境班	廃棄物処理施設被害	印西地区環境整備事業組合、 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
福祉医療部 医療班	感染症関係被害	印旛保健所（印旛健康福祉センター）
福祉医療部 福祉班	社会福祉施設被害	県健康福祉部
インフラ部 土木班	公共土木施設被害	印旛土木事務所
インフラ部 上下水道班	水道施設被害	県総合企画部水政課、県企業局、 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部
	下水道施設被害	県県土整備部、都市整備局下水道課 印旛沼下水道事務所、手賀沼下水道事務所

5. 県等への被害報告

県等への被害情報等の収集報告活動については、「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき行うものとする。



(1) 報告すべき災害

市(対策班)は、次の基準に該当する場合、県本部事務局(防災対策課)へ報告する。

- 市内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- 市内で気象警報(波浪を除く)が発表された場合
- 市が災害対策本部・災害即応配備を設置したもの
- 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると県本部事務局が認めた場合
- 上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合
- 上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合

(2) 報告すべき事項

- 災害の原因
- 災害が発生した日時
- 災害が発生した場所または地域
- 被害の状況
- 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - ・主な応急措置の実施状況
 - ・その他必要事項
- 災害による住民等の避難の状況
- 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- その他必要な事項

(3) 報告の手順等

ア 各部から報告された被害状況及び措置状況のとりまとめにあたっては、調査漏れや重複のないよう留意し、調整する。

イ 被害の報告は、規定された報告の区分及び様式に従って、千葉県防災情報システム(システム端末)及び電話・FAXまたは県防災行政無線により報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、国(総務省消防庁)に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

ウ 震度5弱以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領(昭和59年消防第267号)」により、被害の有無を問わず第1報等については県と併せて国(総務省消防庁)

に報告する。

また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡する。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

(4) 収集報告に当たって留意すべき事項

ア 発災初期の情報収集に当たっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動に当たるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を確定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮すること。

イ 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施するうえで重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告すること。

ウ 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図ること。

エ 市は、情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくこと。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておくこと。

オ 市は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施すること。

カ 市は、り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期すること。

キ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集し、都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めること。

国及び県への報告方法

	総務省消防庁	県
勤務時間内	【消防庁応急対策室】 ① 県消防防災無線 電話 048-500-90-49013（衛星系） 120-90-49013（地上系） FAX 048-500-90-49033（衛星系） 120-90-49033（地上系） ② 一般加入電話 電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	【県防災対策課】 ① 県防災行政無線 電話 500-7320（地上系） 012-500-7320（衛星系） FAX 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系） ② 一般加入電話 電話 043-223-2175 FAX 043-222-1127
勤務時間外	【消防庁宿直室】 ① 県消防防災無線 電話 048-500-90-49102（衛星系） 120-90-49102（地上系） FAX 048-500-90-49036（衛星系） 120-90-49036（地上系） ② 一般加入電話 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553	【県防災行政無線統制室】 ① 県防災行政無線 電話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系） FAX 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系） ② 一般加入電話 電話 043-223-2178 FAX 043-222-5219

※地上系は県庁のみ使用可能

被害情報等の主な項目、担当、県への報告様式は次のとおりである。なお、各項目の被害認定基準及び県への報告要領は「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

【資料編】千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）

分類	情報項目	市の担当班	関係機関	県への報告様式
人的被害	死者、行方不明者	避難班、消防班	警察署、自衛隊	様式 1 (人的被害)
	重症者、軽症者	医療班	医療機関	
住家被害 罹災世帯 ・罹災者	全壊・全焼・全流出、 半壊・半焼、一部損壊、 床上浸水、床下浸水	罹災班 消防班	—	様式 2 (住家等被害)
非住家被害	公共建物	総務班・応援班	各機関	
	その他の建物	罹災班	各機関	
道路被害	道路、橋梁被害	土木班	各道路管理者、警察署	様式 3 (交通規制・道路被害)
	がけ崩れ	土木班	印旛土木事務所	
	急傾斜地崩壊防止施設被害	土木班		
その他被害	火災発生件数	消防班	—	様式 4 (その他の被害)
	河川施設等被害	土木班	印旛土木事務所	
	砂防施設等被害	土木班	印旛土木事務所	
	清掃施設	環境班	印西地区環境整備事業組合、 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	
	停電、電話不通、 ガス供給停止の戸数	対策班	東京電力パワーグリッド [※] 、 NTT 東日本、ガス	
	ブロック塀等の倒壊数	罹災班	—	
	鉄道の不通	対策班	鉄道事業者	(交通計画)
	水道施設被害、断水戸数	上下水道班	県企業局	(水政・水道)
	田畑の被害	総務班・応援班	千葉印旛農業事務所 農業協同組合	(農林水産)
避難指示等発令状況		対策班	—	様式 5 (避難指示等)
物資資源情報（備蓄物資、集積拠点）		総務班・応援班	—	様式 6 (物資情報)
避難所等情報（諸元、開設状況）		避難班	—	様式 7 (避難所等情報)
消防庁が指定する災害情報		対策班	—	災害即報 第 4 号様式

6. 広報活動

震災発生における住民の混乱防止や不安をなくすため、被害状況、救援活動状況を住民に対してできる限り正確に提供するとともに、二次災害の発生を防止するために住民等の協力を得ながら実施する。また、生活再開に必要となる情報を提供する。

(1) 広報内容

震災発生後において提供されるべき災害情報の内容及び留意点について定める。

ア 震災発生直後から初動活動期（概ね72時間）

発生直後は、次に示す混乱防止情報、生存関連情報を重点的に提供する。

分 類		広報内容
混乱防止 のための 情報	1. 市民が状況を判断 できるための情報	①災害の規模・範囲・内容 ②概括的な被害状況 ③ライフライン関連情報 ④道路関連（交通規制）情報 ⑤鉄道・バス運行状況

	2. 救援活動状況の情報	①救援活動情報 ②人命救助の協力呼びかけ ③全国からの救援の状況
	3. 二次災害防止情報	①出火防止情報（初期消火、ガス・電気施設等の緊急措置） ②地盤災害（地すべり・斜面崩壊）の警戒呼びかけ
	4. 一般的な避難情報（避難指示とは区別）	①避難場所・避難所の情報 ②避難時の注意（一般的避難経路・携行品・危険区域等の情報） ③災害時要配慮者（難聴者・移動困難者等）への支援呼びかけ ④避難時の車の使用制限
	5. 応急対策実施状況	①行政の対応状況 ②消防団・自主防災組織等の対応状況
	6. その他	①死体安置（場所）情報 ②流言飛語の防止に関する情報
	生存関連情報	①医療機関の受入情報 ②臨時開設された医療施設・救護所情報 ③専門医療（人工透析等）医療機関情報
	2. 水食料の物資情報	①水の拠点配給場所 ②物資等の配給場所 ③救援物資等の受入情報

イ 生活の再開時期（概ね72時間以降）

災害の拡大するおそれなくなり、住民が生活を再開するために提供する各情報については、住民が必要とする情報の変化に留意するとともに、情報の性格にあわせた的確な広報手段を用いるよう努めるものとする。

分 類		広報内容
混乱防止のための情報	1. ライフライン復旧情報	①ライフライン施設の復旧状況（回復までの日数） ②代替燃料・機器に関する情報
	2. 交通・道路情報	①鉄道・バス等の復旧情報 ②道路情報（交通規制・復旧情報） ③代替交通機関の情報
	3. 生活の基礎情報	①店舗営業・浴場情報 ②避難所・地域での生活情報 ③通常の行政サービス情報 ④医療情報（病院・診療所・救護所） ⑤各種相談窓口情報
	4. 教育関連情報	①学校の休校・再開情報
	5. 災害時の行政施策情報	①住宅関連情報 ②り災証明・義援金関連情報 ③倒壊家屋・ガレキ処理関連情報 ④各種貸付融資制度関連情報 ⑤都市計画関連情報 ⑥各種式典関連情報 ⑦経済活動支援関連情報 ⑧見舞金・弔慰金等の支給関連情報 ⑨各種減免・軽減・延期措置情報 ⑩応急復旧関連情報 ⑪二次災害防止啓発関連情報
	6. その他	その他必要な情報

(2) 広報手段

ア 市防災行政無線による広報

イ 広報車による広報

住民等への呼びかけや避難誘導等を目的として、被災状況や交通規制等を確認の上、必要に応じて放送機材を搭載した車両を出動させ広報を行う。

ウ 市職員・自主防災組織・消防団等による広報

(ア) 災害当初は、地区対応・避難所等の応急対策現場の職員等は、その所属に関係なく、

収集した情報を掲示板への張り出し等により住民等に提供する。

(イ) 職員等は、メモ等を携帯し、住民等の問い合わせ等に対応できるようにする。

エ 臨時広報紙の発行

文字情報としての広報紙は、行政施策等の複雑な情報を広報する手段として非常に有効である。そのため発行期間の短縮化と発行部数及び配布ルートの確保に努める。

オ 回覧板による広報

緊急性がなく各自治会や地区毎の地域性に応じた情報は、主に回覧板を活用する。

カ 報道機関を通じた広報

災害直後は、各報道機関との連携を図り、積極的に情報提供することで迅速で確実な広報を行うこととする。また各媒体の性格に応じた情報提供を行うこととする。

(ア) ラジオ、テレビ、CATVによる広報

速報性や同時性を生かした広報を行う。また場合によっては、障がい者、外国人等に配慮した情報提供に努めるよう要請する。

(イ) 新聞等

広報紙と同様に複雑な情報を広報できる。特に発災当初から市独自の広報紙の配布体制が整うまでの間は、その役割を代行してもらえよう要請するものとする。

キ インターネットを利用した広報

市ホームページ、LINEやX (旧Twitter)等のSNS、市民配信メール等のインターネットを利用した広報を実施する。

(3) 報道機関との連携

ア 報道機関による取材の統括的な窓口は、本部事務局（広報班・無線班）が対応する。

イ 本部の記者発表は、本部長、副本部長、本部事務局長（総務部長）が対応する。

ウ 電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は、日本放送協会、千葉テレビ、ベイエフエム、ニッポン放送に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送を要請する。

(4) 自治会、自主防災組織等との連携

発災から時間経過とともに住民の情報ニーズが変化してゆくことから、自治会、自主防災組織や避難所運営委員会等の協力を得てそれらの動向を把握して本部に伝えけるとともに、広報紙の配布や掲示板への貼り出しを行うものとする。

(5) 災害記録の収集・保存

広報資料は、カメラ・デジタルカメラ・ビデオカメラ等を用いて収集する。一連の災害が終息した後は、災害資料として保存に努め、必要に応じて記録集等を作成する。

7. 被災者等への情報伝達

(1) 被災者への情報伝達

要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対して、着実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る機会が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供が行われるよう努める。

(2) 問合せ窓口

市は、発災後速やかに、住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。

被災者の安否について家族等から照会があったときは、災害対策基本法第86条の15の規定に基づき、被災者等の権利に配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

ただし、住民基本台帳事務における支援措置の対象となっている被災者については、個人情報管理を徹底する。

第4節 広域応援の要請

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 国に対する応援要請	対策班、総務班
2. 県に対する応援要請	対策班、総務班
3. 指定地方行政機関等に対する応援要請	対策班、総務班
4. 他市町村に対する応援要請	総務班・応援班
5. 消防広域応援の要請	対策班、総務班・応援班
6. 医療提供者等の応援要請	医療班、福祉班
7. その他の団体・企業等に対する協力要請	各部（要請・受援担当者）
8. 応援隊の受入体制	総務班、各部（受援担当者）
9. 受援計画の策定	対策班、各部
10. 自衛隊に対する災害派遣要請	対策班、総務班
震災規模が大きく、市単独では応急対策の実施が困難な場合に、 <u>国</u> 、 <u>県</u> 、他市町村、自衛隊及び防災関係機関等への応援の要請について必要な事項を定める。	

1. 国に対する応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、総務省の「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、国への応援を要請する。

(1) 応急対策職員派遣制度

応急対策職員派遣制度とは、総務省が構築した被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣する制度である。大規模災害（震度6弱以上の地震が観測された場合またはそれに相当する程度の災害を想定）が発生した場合、避難所運営や罹災証明書の交付等、迅速・的確な対応が求められる業務において、全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災住民の生活再建を支援することを目的としている。

(2) 総括支援チームの派遣

被災市区町村へ総括支援チーム（「災害マネジメント総括支援員」及び「災害マネジメント支援員」で構成されるチーム）が派遣される場合、次の3つを想定している。

ア 被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合

イ 被災都道府県が必要と判断した場合

ウ 確保調整本部（総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市長会にて構成されており、関係省庁や被災都道府県、被災地域ブロック幹事都道府県等からの応援職員に関する情報収集・共有や総括支援チーム派遣団体の調整・決定を行う）が得られた情報を基に必要と判断した場合

2. 県に対する応援要請

(1) 応急対策実施のための応援要請

本部長は、応急対策を実施するために必要と認めるときは、県知事に対し実施すべき応急対策や指定地方行政機関及び他自治体の職員派遣のあつせんを要請する。

応援要請が的確に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

緊急を要する場合は、電話又は県防災行政無線等で連絡し、事後文書にて提出する。

応援要請内容

要請先	要請の内容	要請時に明らかにすべき事項	根拠法令等
県知事 (防災危機 管理部防災 対策課)	応急措置の実施 の要請	1. 災害の状況 2. 応援を必要とする理由 3. 応援を希望する物資等の品名及び数量 4. 応援を必要とする場所・活動内容 5. その他必要な事項	・ 災害対策基本法 第 68 条
	1. 指定地方行政 機関職員等の 派遣幹旋要請 2. 他の地方公共 団体職員の派 遣幹旋要請	1. 派遣の幹旋を求める理由 2. 派遣の幹旋を求める職員の職種別人員 数 3. 派遣の幹旋を必要とする期間 4. 派遣される職員の給与その他の条件 5. その他必要な事項	・ 災害対策基本法 第 30 条第 1 項 ・ 災害対策基本法 第 30 条第 2 項

(2) 情報連絡員との連携等

県は災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を情報連絡員として市に派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集するため、市は情報連絡員の受け入れ、連絡調整を円滑、適切に行う。

また、市が甚大な被害を受けて物資の提供や調達が困難になった場合に、市からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づいて食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速に供給するほか、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される場合は要請を待たずに需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資供給を行うため、市は円滑な受け入れを行う（第 14 節「3. 広域実施体制」参照）。

3. 指定地方行政機関等に対する応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について幹旋を求める。

要請事項

要請先	要請の内容	要請時に明らかにすべき事項	根拠法令等
指定地方行政機関等の長	職員派遣 幹旋要請	1. 派遣を要請・幹旋する理由 2. 職員の職種別人員数 3. 派遣を必要とする期間 4. 派遣される職員の給与その他勤務条件 5. その他必要事項	派遣： 災害対策基本法第 29 条第 2 項 幹旋： 災害対策基本法第 30 条・ 地方自治法第 252 条の 17

4. 他市町村に対する応援要請

本部長は、応急措置を実施するために必要と認めるときは、「災害時における千葉県内市町間の相互応援に関する基本協定」及び福島県伊達市との間に締結した「大規模災害時における相互応援に関する協定」に基づき他の市町村長に応援を要請する。

要請は直接又は県を通じ口頭、電話等により行い事後に速やかに文書を提出する。

白井市に応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、速やかに応援を行う。

要請先	要請の内容	要請時に明らかにすべき事項	根拠法令
千葉県内	1. 応援の要求	1. 応援を求める理由	・ 災害対策基本法

要請先	要請の内容	要請時に明らかにするべき事項	根拠法令
他市町村	2. 職員の派遣要請 3. 災害応援に関する協定に基づく要請	2. 応援を求める職種別人員、車両、資機材、物資等 3. 通行路及び応援集結場所 4. 応援を求める期間 5. その他必要な事項	第67条 ・災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定
福島県伊達市	1. 被災者の一時的な受入れ 2. 食糧、飲料水など応急対策及び復旧に必要な物資及び資機材の提供 3. 災害応急措置及び応急復旧活動に必要な職員の派遣 4. その他特に要請のある事項	1. 被害の状況 2. 応援の場所及び当該場所への経路 3. 必要とする物資等の品目及び数量 4. 必要とする職員の職種、人数及び派遣期間 5. その他特に必要とする事項	——
廃棄物と環境を考える協議会加盟団体	1. 応急物資及び資機材の提供 2. 応急及び復旧に必要な職員の派遣 3. その他、特に要請があった事項	1. 被害の状況 2. 必要とする物資等の品名、数量、搬入場所及び搬入経路等 3. 必要とする職員の職種、人数及び派遣期間 4. その他特に必要と認められる事項	——

5. 消防広域応援の要請

本部長又は印西地区消防組合消防長は、現況の消防力では対処しきれない規模の火災、救出活動等が発生した場合は、速やかに消防広域応援隊の応援要請を行うものとする。

(1) 千葉県消防広域応援隊

印西地区消防組合消防長は、県内の消防部隊等の応援を受ける必要が生じた場合、「千葉県広域消防相互応援協定」、「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、迅速な相互応援を実施する。

(2) 緊急消防援助隊

本部長は、応援要請を決定した場合、直ちに知事に要請する。なお、通信の途絶等により知事への連絡ができない場合には、直接消防庁長官に要請する。

応援要請時の被害状況の把握事項

- 災害の発生日時・場所
- 災害の状況（現況、拡大の予測）
- 人的・物的被害の状況
- 気象・地形・市街地の状況
- その他必要事項

活動拠点（野営場所）：白井運動公園

6. 医療提供者等の応援要請

(1) 千葉県（印旛合同救護本部）への要請

市のみで対応が困難な場合、及び他市等との活動の調整が必要と判断される場合は、必要な支援及び調整を合同救護本部へ依頼する。

(2) 日本赤十字社

市(福祉部)から日本赤十字社千葉県支部を通じて要請する。

(3) DWAT（災害福祉支援チーム）

本部長は、避難所等において要配慮者支援に係る人的対応が必要と判断した場合、知事に対して千葉県 DWAT 本部へ派遣要請を依頼する。

7. その他の団体・企業等に対する協力要請

各部長（受援担当）は、応急対策又は災害復旧のため必要と認めるときは、災害協定団体や市域を統括する団体・企業等の長に対し、次の事項を明らかにして協力を要請する。

(1) 協定団体への要請

災害協定団体については、迅速な受援のため、各部長（受援担当者）が協定団体へ直接、要請する。受援担当者は、協定団体に要請、受け入れを行った場合、本部連絡員がとりまとめ本部事務局総務班・応援班に状況を報告する。

(2) 団体・企業に対する協力要請時に明らかにする事項

- ア 応援を必要とする作業内容
- イ 応援を必要とする人員、車両、資機材、物資等
- ウ 応援を必要とする場所及び集合場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他必要な事項

8. 応援隊の受入体制

市は、応援要請により災害派遣される人員、車両、物資等の受入れ体制及び必要な物資の供給体制等について事前に定めておくとともに、応援要請を行うと同時に関連施設等の確保を行うものとする。

(1) 受援体制の確立

各部の受援担当者は、応急措置の実施に必要な職員や資機材等の不足状況、協定団体への協力要請及び受け入れ状況（7. その他の団体・企業等に対する協力要請(1)「協定団体への要請」参照）を本部連絡員がとりまとめ本部事務局総務班に適宜報告する。

本部事務局総務班は、各部の職員等の過不足や応援協力の受け入れの状況を取りまとめ、補完方法（市内での人員シフト、県や他市町村への応援要請又は自衛隊の災害派遣等）を対策班及び各部の受援担当者と協議、調整する。また、県や他市町村への応援要請により必要な職員等を確保できた場合は、該当する部の受援担当者に紹介する。

(2) 応援隊活動拠点等の設置

応援隊との指揮命令系統の確保及び連絡調整等を円滑に行い、災害対策を迅速に実施するため、必要に応じて本部室内に応援隊責任者の席を設置する。

また、応援隊員が朝礼や全体会議等を行う活動拠点（候補施設：文化センター）を確保する。

(3) 宿泊場所の確保

ア 避難所として指定されていない周辺公共施設とする。また、ホテル、旅館等をあつせんする。

イ 被災状況、応援隊の規模等により市内で確保することができない場合は、近隣市町村に依頼して確保する。

(4) 車両集結場所等の確保

ア 本部、宿泊場所等に隣接したグラウンド、空き地を駐車場として確保して提供する。

イ 不足の場合は状況に応じて直近の公共用地、民間の駐車場等の借り上げにより確保する。

(5) 燃料確保及び供給

ア 災害応援車両への燃料の供給は、原則として燃料供給業者の協力を得て給油場所を指定し供給する。

イ 被災の状況等により、確保、供給することができない場合は、タンクローリー、ドラム缶等による供給を県に要請し確保する。

(6) 食料の確保

他市町村、消防機関等の災害応援隊には、相当日数の食料及び炊事用具の携行を要請する。また、長期化する場合などは、食料や炊事施設の提供を行う。

(7) 広域防災拠点との連携

県は被災状況等に応じて広域防災拠点に指定している施設から救援部隊等の受入れ施設を開設することから、市はこれらの広域防災拠点と連携した受け入れ体制を確保する。

対象地域	種別	施設名	備考（用途）
成田・印西ゾーン	広域活動拠点等 （救援部隊の受入れ）	牧の原公園 北羽鳥多目的広場	消防、警察 消防、警察
	災害拠点病院等 （DMAT の受入れ、重傷者の航空機搬送等）	成田赤十字病院 日本医科大学千葉北総病院 県立佐原病院 東邦大学医療センター佐倉病院	広域災害医療 拠点
	広域物資拠点（物資の管理、 市の物資集積拠点への輸送）	民間営業倉庫	
千葉地域	広域災害ボランティアセンター	県総合スポーツセンター	

9. 受援計画の策定

大規模震災時等には、迅速な災害応急対策の実施とともに、継続すべき通常業務への対応も必要であり、また、職員の被災などによる行政機能の低下が懸念されるため、あらかじめ、支援を要する業務、受入体制等を定めた受援計画を策定する。

10. 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣要請

本部長から知事に要請する。なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。

必要に応じて、本部長は自衛隊に対し、県知事に派遣要請を要求した旨及び市域の災害の状況を通知する。

自衛隊の災害派遣の実施は、以下の3要件が基準となる。

ア 公共性

公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

イ 緊急性

差し迫った必要性があること。

ウ 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

(2) 派遣要請の手続き

本部長（市長）が知事に対して災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、通信の途絶等で知事に要求できないときは、直接関係部隊等に通報し、事後、速やかに知事に通知する。

〈災害派遣要請の手続き〉（連絡先：県防災危機管理部危機管理課）

- 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等その他参考となるべき事項

【資料編】自衛隊の災害派遣要請及び撤収依頼様式

〈緊急の場合の連絡先〉

部隊名等	連絡責任者（電話番号）	
	時間内（平日）～17:00	時間外
陸上自衛隊第1空挺団 （習志野）	第3科防衛班長 047-466-2141	駐屯地当直司令 047-466-2141
	県防災行政無線 632-721、632-725（当直）	

〈自衛隊県内部隊連絡先〉

区分	駐屯地等名称 （基地）	郵便番号 所在地	電話番号	内線 番号	当直 内線 番号	部隊名
陸上自衛隊	習志野	〒274-8577 船橋市薬円台3-20-1	047-466-2141	218	236	302第1空挺団本部
	下志津	〒264-8501 千葉市若葉区若松町902	043-422-0221	313	314	302高射学校企画室
	木更津	〒292-8510 木更津市吾妻地先	0438-23-3411	215	301	第1ヘリコプター団本部
	松戸	〒270-2288 松戸市五香六実17	047-387-2171	203	302	需品学校企画室
海上自衛隊	下総	〒277-8686 柏市藤ヶ谷1614-1	04-7191-2321	2213	2212	下総教育航空群 司令部
	館山	〒294-8501 館山市宮城無番地	0470-22-3191	213	222	第21航空群指令部
	木更津	〒292-0063 木更津市江川無番地	0438-23-2361	3110	7000	航空補給処計画部 企画課
航空自衛隊	木更津	〒292-0061 木更津市岩根1-4-1	0438-41-1111	301	225	第4補給処 木更津支処 総務課
	峯岡山	〒299-2508 南房総市丸山町 平塚乙2-564	0470-46-3001	202	410	第44警戒隊総括班
	習志野	〒274-8577 船橋市薬園台3-20-1	047-466-2141	405	417	第1高射群第1高射隊
	柏	〒277-0872 柏市十倉二175-4	04-7131-2896	二	二	システム管理群 中央通信隊送信所小隊

機 関	千 葉	〒263-0021 千葉市稲毛区轟町 1-1-17	043-251-7151	二	二	千葉地方協力本部

(注) 防衛省技術研究本部電子装備研究所飯岡支所
〒289-2702 旭市大字塙字三番割 電話番号0479-57-3043

(3) 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲（災害派遣時に実施する救援活動）

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両又は航空機等の状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。 また、地方公共団体等から避難者等の駐屯地等への受入れを求められた場合、駐屯地司令等は、受入れ可能な範囲で避難者等を受け入れ、避難者等に対して、所要の支援を実施するものとする。なお、避難所等については、原則として地方公共団体等からの要請に基づき受け入れるものとし、避難者等を受け入れる場合、駐屯地司令等は、地方公共団体と同職員の駐屯地指令への配置、避難所等への早期移管を調整する。
遭難者等の 捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路等交通 路上の障害物の除去	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、 救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の 緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食・給水 及び入浴支援	被災者に対し、給食・給水及び入浴支援を実施する。
救援物資の無償貸付 又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対して生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
交通規制の支援	車両の交通が輻そうする地点における車両を対象とする。
危険物の保安 及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発等危険物の保安措置及び除去を実施する。
予防措置	災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

※防衛省防災業務計画参照

(4) 自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第83条第2項の規定により部隊等を自主派遣することができる。

また、大規模な災害が発生した際には、自衛隊は、その活動が円滑に進むよう「提案型」の支援を行い、支援ニーズを早期に把握・整理する。

〈自衛隊自主派遣の判断基準〉

1. 災害に際し、関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
2. 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
3. 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
4. 庁舎・営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生した場合

(5) 自衛隊の即応態勢

自衛隊は、次のような即応態勢を維持している。

- 情報収集
震度5強以上の地震が発生した場合は、速やかに航空機などで情報収集する。
- 初動対処態勢
陸上自衛隊各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。また、緊急時の人命救助のため、救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。
・陸上自衛隊第1師団第1飛行隊（東京都立川市）
・海上自衛隊第21航空群（千葉県館山市）

(6) 自衛隊の受け入れ

本部事務局対策班は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。

また、総務班は、白井運動公園に集結した自衛隊部隊を活動する現地に案内するなど、派遣された自衛隊の活動を支援する。

〈自衛隊の受入体制〉

項 目	内 容
作業計画の作成	1. 作業箇所及び作業内容（捜索、救助、救急、緊急輸送） 2. 作業箇所別必要人員及び必要機材 3. 作業箇所別優先順位 4. 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 5. 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な資機材の確保に努め、諸作業に関係のある管理者への了解を取りつける。
自衛隊集結地	白井運動公園
交渉窓口	1. 本部事務局対策班に連絡窓口を一本化する。 2. 自衛隊からの連絡員幹部（LO）の派遣を要請する。

(7) 経費の負担

市は、原則として自衛隊の救援活動に要した経費を負担するものとし、2以上の地域に跨って活動した場合の費用負担は、関係市町村と協議して定める。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）

等の購入費、借上料及び修繕料

イ 派遣部隊の宿営等に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営等及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

エ 天幕等の管理換に伴う修理費

オ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、市と自衛隊が協議する。

(8) 災害派遣部隊の撤収

災害派遣部隊の撤収要請にあたっては、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長と協議して行う。

第5節 救助・救急・医療活動

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 救助・救急活動	消防組合、警察、消防班、自主防災組織、住民
2. 医療活動	医療班、消防組合、医師会、歯科医師会、薬剤師会、印旛保健所
大規模震災発生直後には救助救急機関と地域住民、自主防災組織とが連携し迅速に活動を実施し、住民等の安全確保に万全を期すため、救助・救急及び医療活動について必要な事項を定める。	

1. 救助・救急活動

(1) 初期の救助・救急活動

大規模震災が発生した場合は、消防隊の到着に著しく時間を要することが想定されるため、地震発生直後の初期消火や救出活動等については、受け持ち区域の消防団が主力となり、自主防災組織及び付近の住民等と協力して救助・救急活動を行う。

地域における多数の負傷者及び要救助者の発生に対し、装備資機材を用い、また、簡易救出用具（バール、ハンマー、のこぎり、ロープ等）を有効に活用するとともに、地域住民、自主防災組織と連携して救助・救急活動を行うものとする。

(2) 救助・救急活動の方針

救助・救急活動の方針については、以下のとおりとする。

ア 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

イ 延焼火災が発生し、多数の救助・救急が必要な場合は、火災現場付近を優先する。

ウ 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事案のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

エ 複数の救助・救急が発生している場合には、軽易な救助及び応急救急活動を自主防災組織や地域住民等へ要請して対応する。

オ 救急搬送に際しては、救命処置を要する重症者を最優先し、状況に応じて車両だけでなくヘリコプター等を要請する。

(3) 自治会・自主防災組織・住民による活動体制

震災発生時においては、公的機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動がきわめて重要である。自主防災組織・住民は協力して地域における避難行動要支援者の避難支援を行うとともに、行方不明者の搜索、救助、傷病者の応急手当、救護所への搬送などの活動を行い、公的機関による防災活動に対して協力するものとする。

ア 簡易救出用具等を活用しての救出活動

イ 傷病者の救出及び応急手当、救護所等への搬送等の実施及び協力

ウ 地域内の被害状況等の情報収集

(4) 警察の活動

警察の活動については、以下のとおりとする。

ア 倒壊家屋の多発地帯を中心に救出救護活動を行う。

イ 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護担当に引き継ぐ。

ウ 必要に応じて交通規制を行う。

2. 医療活動

医療救護活動は原則として市が対応するが、処理不可能な場合は近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。災害救助法が適用された場合は知事が実施する。

(1) 印西地区消防組合による活動体制

ア 被災地域の医師会・医療機関と相互の密接な情報交換を図り、負傷者等の収容能力の確保に努める。

イ 現場の状況を把握するとともに収集した情報を、市災害対策本部へ報告する。

ウ 市・県と連携して重傷者の災害拠点病院への搬送を行う。

災害拠点病院（後方医療施設）

区分	2次医療圏名	医療機関名	所在地
基幹	印 旛	日本医科大学 千葉北総病院	印西市鎌苅 1715
地域	印 旛	成田赤十字病院	成田市飯田町 90-1
		<u>国際医療福祉大学成田病院</u>	<u>成田市畑ヶ田 852</u>
		東邦大学医療センター 佐倉病院	佐倉市下志津 564-1
地域	東葛南部	船橋市立医療センター	船橋市金杉 1-21-1
		東京歯科大学 市川総合病院	市川市菅野 5-11-13
		順天堂大学医学部附属 浦安病院	浦安市富岡 2-1-1
		東京女子医科大学 八千代医療センター	八千代市大和田新田 477-96
		<u>東京ベイ・浦安市川医療センター</u>	<u>浦安市当代島 3-4-32</u>
		千葉県済生会 習志野病院	習志野市泉町 1-1-1
地域	東葛北部	松戸市立総合医療センター	松戸市千駄堀 993-1
		千葉西総合病院	松戸市金ヶ作 107-1
		東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏市柏下 163-1

(2) 市の活動体制

市は市医療救護本部を保健福祉センターに設置し、市内の医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県災害医療本部、合同救護本部（印旛保健所）との通信体制を確保するとともに、必要に応じて連絡員の派遣を要請し、県への支援や調整を円滑に求められるようにする。

(3) 情報収集・提供

市医療救護本部は、医療機関、医師会その他の関係機関と連携し、以下について情報収集を行い、関係機関へも提供する。

ア 傷病者等の発生状況

イ 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況

ウ 避難所及び医療救護所の設置状況

エ 救護所等の医薬品及び医療資器材の需給状況

オ 医療施設、医療救護所等への交通状況

カ その他医療救護活動に資する事項

(4) 医療救護

ア 医療救護班の編成

市医療救護本部は、多数の傷病者が発生したとき、又は医療機関の被害等によりその

機能が低下、若しくは停止し、傷病者等の治療が困難となったときは、印旛市郡医師会及び印旛郡市歯科医師会に対して、医療救護班の編成及び派遣を要請する。また、合同救護本部（印旛保健所）に対し医療班の派遣等必要な措置を要請する。

【資料編（巻末）】白井市災害協定集

イ 救護所の設置

市医療救護本部は、医療救護活動を行うにあたり必要があると認めるときは、救護所を保健福祉センターに設置する。また、状況に応じて千葉県指定の災害医療協力病院（千葉白井病院、北総白井病院、白井聖仁会病院）への設置について協力を要請する。

ウ 救護所の活動内容

救護所において行う医療救護は、次のとおりとする。

- (ア) トリアージ（傷病者の選別：治療の優先順位による患者の選別）
- (イ) 診察及び実施可能な応急処置
- (ウ) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (エ) 助産
- (オ) 医療機関への収容、搬送についての市医療救護本部への報告
- (カ) 医療救護活動の記録の報告
- (キ) 死亡の確認
- (ク) 医薬品や資機材の管理

エ 活動の実施期間

医療救護活動を実施する期間は、災害の状況に応じ市と県（災害医療本部、合同救護本部）、医師会等が協議して定める。

(5) 搬送体制

建物の倒壊や、同時多発火災による負傷者が多数発生することを想定し、災害発生直後の混乱期における傷病者の搬送は、次のとおり行う。被災現場から救護所への搬送は市が努め、救護所から後方医療施設までの搬送は市及び県が防災関係機関との連携のもとに実施する。

ア 自主防災組織・住民による搬送（現場→救護所、医療施設）

医師の応急処置を必要とする傷病者の救護所等への搬送は、家族、自主防災組織・住民が協力して行う。

イ 救急隊による搬送（現場・救護所→医療施設、後方医療施設）

被災現場又は救護所のトリアージ（傷病者の重傷度判定）により、救命処置を要する重症者を最優先とする。

ウ ヘリコプターによる搬送（→後方医療施設等）

緊急に高次治療が必要な重症者等の搬送は、関係機関のヘリコプター及び民間のヘリコプターにより搬送を県（災害医療本部）に要請する。

(6) 医薬品・資機材の確保

ア 備蓄医薬品等での対応

イ 医師、歯科医師携行医薬品等での対応

医療救護・助産等のために使用する医療器具及び医療品等が不足したときは、医師、歯科医師等が携行した医薬品等を使用する。（費用については市が実費弁償する。）

ウ 県への要請

県（印旛合同救護本部）を通じて、各医療機関等に協力を要請する。

【資料編（巻末）】白井市災害協定集

(7) 救急・救助・医療活動従事者の惨事ストレス対策

救急・救助・医療活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

(8) 医療救護チームの支援要請

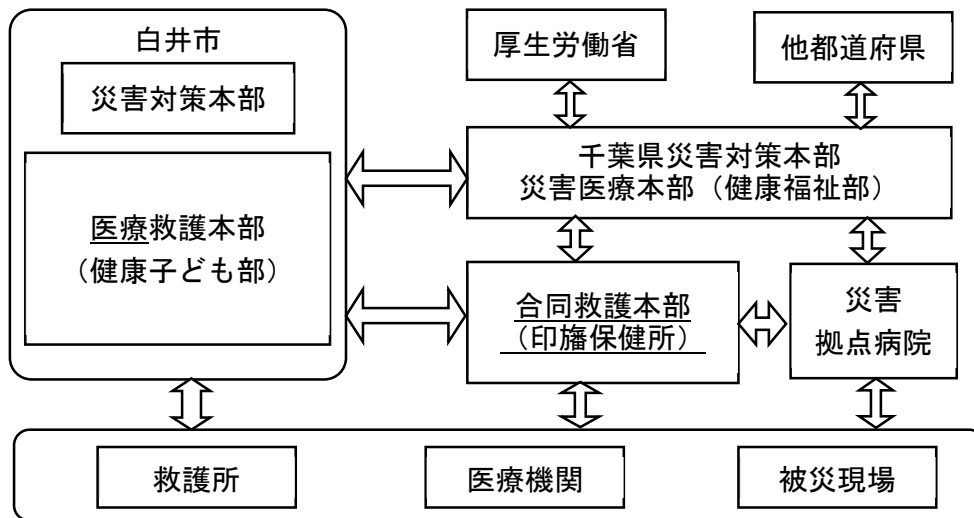
市からの支援要請があったときは、知事は千葉県地域防災計画（千葉県災害医療救護計画）に基づき、次の医療救護班を派遣する。

市医療救護本部は、DMAT 現場活動指揮所が設置された場合や県内外の医療救護チームを受け入れた場合、その活動に協力する。

医療救護班の編成機関

県、日本赤十字社千葉県支部、(公社)千葉県医師会、(一社)千葉県歯科医師会
(一社)千葉県薬剤師会、(公社)千葉県看護協会、(公社)千葉県柔道整復師会、国立病院機構、災害拠点病院（DMAT）

医療救護活動の体系図



第6節 消防活動

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 消防活動の体制	消防組合、消防班
2. 消防活動の方針	消防組合、消防班
3. 消防団の活動	消防班
印西地区消防組合策定の消防計画に基づき、市災害対策本部や各関係機関と連携を図りながら、消火・救助を中心とした各種災害に対処する。	

1. 消防活動の体制

(1) 組織体制

消防活動は、印西地区消防組合が主体となって担うものとする。市災害対策本部は印西地区消防組合と連携し消防活動体制をとる。

消防活動に当たっては、印西地区消防本部及び消防団で効果的な消防活動を実施する。

(2) 大規模震災時の活動体制

大規模震災により多数の死傷者が発生した場合、印西地区消防組合は消防計画に基づき、より迅速で適格な指揮並びに情報連絡等の拠点となる消防対策本部を設置し、関係機関と連携して迅速かつ効果的な消防活動を実施する。

市本部は、印西地区消防組合の要請や各種情報に基づいて応援要員及び必要資機材（重機等）を供給するとともに、必要に応じ警察、自衛隊等へ応援を要請する。

(3) 広域消防応援体制

本部長（市長）又は印西地区消防組合消防長は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及び「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、県内消防機関に応援を要請する。

また、要請した消防力では対応できない場合は、県知事を通じて、消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

【資料編】緊急消防援助隊の運用に関する要綱（抜粋）

(4) 消防活動従事者の惨事ストレス対策

消防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

2. 消防活動の方針

(1) 初期消防活動

大規模震災が発生した場合は、消防隊の到着に著しく時間を要することが想定されるので、それまで地震発生直後の初期消火や救出活動等については、受け持ち区域の消防団が主力となり、自主防災組織及び付近の住民等と協力して消防活動を行う。

(2) 消火活動の方針

大規模震災にともなう延焼拡大の防止と火災の早期鎮圧、人命の救出救助及び避難路の安全確保を目的とする。

ア 人命と安全を考慮した避難場所、避難路の確保

イ 延焼拡大危険地域及び延焼拡大危険要素が高い地域を考慮した活動

ウ 早期鎮圧の可能性の高い火災を考慮した活動

エ 大工場、危険物貯蔵施設からの出火には、市街地に面する部分の延焼拡大阻止を考慮

する

オ 重要対象物周辺の火災には、重要対象物の防護上に必要な活動を考慮する

(3) 多角的な消防水利の活用

防火水槽、消火栓、市内小中学校プール及び都市排水路に設置の簡易堰だけでなく、河川及び用水路等の自然水利を考慮する。

3. 消防団の活動

消防団は、次に示す原則に基づき、住民等に対する出火防止の呼びかけや初期消火活動等を行うことを第一の任務として、消防隊の活動を補完し、大規模災害による二次的被害の発生を最小限にとどめるように努める。

- 地震の発生により火災が予測される場合は、居住地付近の住民等に対し出火防止を呼びかける。
- 出火した場合は、消防隊が到着するまで住民等と協力して、初期消火を図る。
- 地震発生初期における火災等の状況、通行障害の状況、特異な救助等を消防本部等に通報する。
- 必要に応じ、住民に対し市本部からの情報、指示等の広報伝達を行う。
- 被災者の救出や負傷者に対する応急手当を行うとともに、自主防災組織やボランティア組織等と連携して傷病者等を安全な場所へ搬送する。
- 避難の指示がなされた場合は、これを住民等に広報伝達するとともに、消防署、警察、市災害対策本部、自主防災組織等と連携をとり、協力して住民等を安全に避難させる。

第7節 危険物等施設の対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. <u>市の対応</u>	情報分析班、環境班
2. <u>印西地区消防組合の対応</u>	消防組合
3. <u>事業者の責務と対応</u>	事業者
震災による危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、放射性同位元素等（以下、「危険物等」という。）の火災・爆発・流出等（以下、「二次災害」という。）による被害を最小限に抑えるための応急対策について定める。	

1. 市の対応

(1) 情報の収集及び巡視等

消防本部や事業者等により二次災害発生又はそのおそれがあるとの連絡を受けたとき、又は自ら災害発生を予測したときは、直ちに巡視を含む情報収集を行い被害状況の把握をするとともに、周辺地域への影響、予想される被害、避難の要否の判断を行う。

(2) 健康管理及び環境保全対策

市及び河川管理者等関係機関は、危険物等が河川等の公共用水域に流出、地下に浸透又は大気中に放出された場合、人体の健康の保護及び環境保全のため、関係機関と連携して防除対策や環境調査を実施する。また、環境調査の結果は速やかに住民に公表する。

(3) 住民に対する広報

二次災害により付近住民に危険がある場合、又はそのおそれがある場合は、直ちに付近住民に対して、災害の状況や避難等の必要性などを市防災行政無線等や報道機関の協力を得て周知する。

2. 印西地区消防組合の対応

消防本部は、地震に伴う火災・爆発・流出等の災害が発生もしくはその恐れがあると通報を受けた場合は、直ちに二次災害防止活動、消火活動、救助・救出活動等必要な措置を講じるとともに、市と連絡・連携をとるものとする。

3. 事業者の責務と対応

(1) 二次災害の防止対策

震災により危険物等施設若しくは周辺施設に被害を受けた場合、又はそのおそれのある場合、危険物等取扱事業所の責任者、管理者（以下、「事業者等」という。）は次に掲げる措置を講じ、二次災害の防止に努めるものとする。

ア 関係機関への連絡通報

被害を受ける可能性に応じて適宜防災関係機関と連絡をとり、迅速な対策が取れるよう万全の準備を整える。

イ 危険物等施設の緊急停止と応急点検の実施

周辺施設に被害が発生又はそのおそれがある場合、危険物等施設における作業の停止、装置等の緊急停止を行うとともに、ただちに二次災害防止の応急点検を実施する。

ウ 自主防災活動の実施

危険物等施設における損傷等異常を発見したときは応急補修するとともに、状況に応

じて速やかに、危険物等の除去、移動等の適切な防災活動を自主的に行う。

エ 二次災害への備え

二次災害の発生に備えて、消火剤、オイルフェンス、中和剤等の防除資機材を準備し、すぐに防災活動を実施できる態勢をとる。

(2) 二次災害発生時の対策

事業者等は、二次災害が発生した場合、被害状況や付近の状況、危険物等の種類等に応じて、速やかに関係法令に基づく応急措置を講じ、その被害の拡大防止を図るものとする。

なお、関係機関への通報は発生前の警戒通報を原則とするが、突発的な流出や火災、爆発等が発生した場合には、直ちに消防機関、警察及び保健所等へ通報する。

危険物、毒物劇物	・消防署等の防災機関の到着まで、被災状況等必要に応じて隣接事業所等の危険物、毒物劇物取扱責任者等の協力を得て適切な対応を図る。
火薬類	・保管、貯蔵している火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、速やかにこれを安全な場所に移動する。
高圧ガス	・高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガス取扱事業者等は、あらかじめ定められている防災事業所の協力を得て、高圧ガス施設、設備、販売施設（容器置き場）等を巡回し、ガス漏えい探知機等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図る。 ・高圧ガス販売事業所においては、販売先の設備について速やかに被害状況調査を行い、火災やガス漏えい等への対応を図る。 ・移動車両が被災した場合は、千葉県高圧ガス輸送保安基準（平成25年4月1日改正）に基づいた応急措置を講じる。
放射性同位元素等	・保管施設等に損傷等の異常を発見した場合又はそのおそれがある場合、あるいは破損等による放射線障害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、文部科学省、県、市及び消防機関・警察へ通報を行う。 ※保管施設：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう ・放射線による障害が発生した場合又はそのおそれのある場合は、付近住民及び農作物等に対する放射線障害を防止するために、危険となる区域に近づかないよう速やかに従業員や住民等に警告する等の措置を行う

(3) 道路、河川等への石油類等の流出対策

事業者等は、大量の石油類等が流出又は漏えいした場合、次に掲げる対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防除を実施する。

ア 震災による施設の被害、又は運搬車両の移動中に当該流出事故が発生した場合、速やかに消防機関、道路管理者及び河川管理者等に通報する。

イ 大量に流出又は漏えいした場合、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。

(ア) オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を活用し拡散を防止する。

(イ) オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプその他により吸いあげ、又は汲み取るとともに、必要に応じて化学処理剤により処理する。

(ウ) 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災及び健康・環境被害の未然防止に必要な措置を講じる。

ウ 応急対策活動に必要な作業人員及び設備、資機材等について、防災関係機関と相互に密接な協力体制を取り、防除対策を迅速、的確に実施する。

(4) 住民に対する広報

事業者等は、危険物等による二次災害が発生し、周辺に被害が拡大するおそれがある場合においては、関係事業所の従業員、地域住民の生命、身体の安全確保を図るため、速やかに広報車、拡声器等を利用し、迅速的確に広報するとともに、市及び消防機関にも必要な広報を依頼する。

第8節 要配慮者対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 在宅要配慮者の安全確保	福祉班、避難支援等関係者
2. 要配慮者利用施設における対策	施設管理者、消防団、福祉班
3. 福祉避難所の設置	福祉班、施設管理者
4. 要配慮者の生活確保	福祉班、住宅班
自力避難が困難な状況である避難行動要支援者に対して地域住民及び自主防災組織等の協力による安否確認及び避難誘導、避難状況の確認等、震災発生時の避難行動要支援者に対する安全対策について必要な事項を定める。その他、必要な事項については「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき実施する。	

1. 在宅要配慮者の安全確保

(1) 震災発生直後の安全確保

在宅の寝たきり高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等のいわゆる在宅の要配慮者の安全確保は次により行う。

ア 避難行動要支援者の支援

自治会、自主防災組織等の避難支援等関係者は、市から提供された避難行動要支援者名簿に掲載された避難行動要支援者宅を訪れてその避難状況や安全の確認、避難場所への移送支援等を行い、安全が確保されておらず支援が困難な場合は、直ちに市及び消防に連絡する。

なお、市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要な場合、本人の同意のない避難行動要支援者名簿の情報を、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、避難の支援等に必要な範囲で避難支援等関係者に提供する。

イ その他の要配慮者の支援

家族、近隣住民等が協力し、安否確認、情報伝達を行う。

避難の必要がある場合は、要配慮者の状況に応じた避難誘導を行う。

ウ 安否の確認

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の安否確認結果を直接又は避難所を通じて市に報告する。

市は、避難支援等関係者による避難行動要支援者の安否確認が行われない地域について安否確認の実施に努める。

(2) 被災した要配慮者の支援

市は県及び関係機関等と協力し、被災した要配慮者について速やかに適切な措置をとる。

ア 福祉避難室・福祉避難所、福祉仮設住宅の提供、広域的な専用施設等への緊急入所措置

イ 身内による引取り等の措置

ウ 介護ボランティア等を活用したケア体制の確保と実施

エ 健康状態等の把握・共有

(3) 避難所における要配慮者の対応

ア 要配慮者に対し、優先的に避難スペース（福祉避難室）を確保するとともに、健康状態や特性等に配慮した支援に努める。

- (ア) 避難所における要配慮者用相談窓口の設置
- (イ) 要配慮者への迅速・具体的な支援
- (ウ) 避難者に対する要配慮者支援への理解促進
- イ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した福祉避難室の設置
- ウ 日本語の理解が十分ではない外国人向けに多言語での災害状況や支援に関する情報の提供を行う。

2. 要配慮者利用施設における対策

要配慮者利用施設（福祉施設、病院、保育園等）の管理者は、市や関係機関と協力して震災時における入（通）所者の安全及び生活の確保を図るため、以下の措置を講じる。

(1) 災害発生直後の安全確保

施設管理者は、入（通）所者の安全の確保を最優先として次の措置を行う。

ア 安否・安全確認

震災発生直後には、職員による入（通）所者の安否確認と施設の安全確認を行う。救助を要する場合は直ちに救助活動を行い、必要に応じて本部や消防に応援要請を行う。

イ 出火防止、初期消火

(ア) 施設管理者及び火元責任者は、火気使用設備器具の使用停止を行う。

(イ) 火災が発生した場合は、消防署に通報するとともに初期消火にあたる。

ウ 情報収集、報告等

(ア) 関係機関（消防本部、市）、テレビ、ラジオ等からの情報を積極的に収集する。

(イ) 施設の被害状況を放送等により、全職員に把握させるとともに必要な事項を指示する。

(ウ) 入（通）所者及び施設の被災状況を本部に報告し、必要に応じて応援措置を要請する。

エ 避難誘導

(ア) 避難誘導は自力で避難が困難な避難行動要支援者を優先して行う。

(イ) 避難はできるだけ先頭と最後尾に誘導員を配置して行う。

(2) 他施設への避難

ア 他施設の確保

施設管理者は自施設の継続利用が危険と判断した場合は、次の事項に留意し、入（通）所者の応急保護に必要な場所の確保を市本部や関係団体等と協力して実施する。

(ア) 災害を免れた施設の利用

(イ) 市の避難所、福祉避難所、福祉仮設住宅の利用

(ウ) 県や市外の社会福祉施設等への受入要請

イ 入（通）所者の応急保護

他施設への避難にあたり、施設管理者は次の事項に留意して被災者の応急保護にあたる。

(ア) 医薬品、飲料水、食料等の確保

(イ) 保健・衛生面の処置

(ウ) 施設職員及び保護者等との連絡体制の確立

(エ) 障がい種別等に応じた救護

(オ) 地域住民・災害ボランティアの協力による支援体制の確立

3. 福祉避難所の設置

要配慮者を収容するため、福祉避難所を設置する。

(1) 福祉避難所の設置

福祉避難所の設置は、災害時に福祉避難所に指定されている施設及び災害協定を締結している施設の管理者と連絡を取り、行うものとする。市内で対応不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 福祉避難所の周知

福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

(3) 福祉避難所への移送

避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、医療や介護等の必要性に応じて福祉避難所への移送を行う。

福祉避難所に指定された施設や関連団体、県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。

(4) 福祉避難所の運営

要配慮者のニーズを把握し、福祉の人材や用具等を確保して適切に支援する。なお、支援に当たっては、避難者が災害前に有していた自立能力を損なわないように配慮する。

【資料編】指定緊急避難場所・指定避難所等一覧

【資料編（巻末）】白井市災害協定集

4. 要配慮者の生活確保

応急仮設住宅の入居については、高齢者・障がい者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、要配慮者に配慮した応急仮設住宅（福祉仮設住宅）の設置等について検討する。

また、被災した要配慮者等の災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談・支援等の事業を行う。相談・支援に当たっては、必要に応じ災害福祉支援チーム（DWAT）の派遣を要請する。

第9節 交通対策・緊急輸送

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. <u>交通対策</u>	土木班、警察署、道路管理者
2. <u>緊急輸送</u>	総務班・応援班、関係機関
3. <u>ヘリコプター発着場の設置</u>	対策班、総務班・応援班、都市班、消防組合
震災発生時、救助・救急・消火活動及び被災者に対する水・食料・生活物資の供給等を迅速に行うため、交通規制、緊急輸送等について必要な事項を定める。	

1. 交通対策

(1) 交通情報の収集・伝達

市は震災発生後直ちに、市内の災害時緊急輸送道路を主体とした交通情報（道路の被害状況、渋滞の状況、交通規制の状況等）を収集するとともに、他の道路管理者、警察署と連絡を取り、速やかに交通情報の収集と伝達を図る。

(2) 交通規制の実施

道路管理者、警察署及び県警察本部等は、道路法、道路交通法、災害対策基本法等に基づいて、次の措置を行う。

ア 緊急通行車両の通行確保のための交通規制

イ 危険防止及び交通円滑化のための交通規制

ウ 被災地内への車両の乗り入れ（流入）規制

エ 一般ドライバーへの協力呼びかけ等

なお、京葉・東葛地域直下型地震発生時には、国道16号と464号より南が通行規制区域となる。

京葉・東葛地域直下型地震発生時の広域交通規制対象道路及び交通検問所

種 別	道 路 名	検問所名（市内）
国道	16号	折立、白井
国道	464号	—

(3) 緊急輸送道路の確保

道路管理者、警察署及び県警察本部は、建設業者等の協力を得て必要に応じて原則2車線（やむを得ない場合は1車線）以上の緊急輸送道路を確保し、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止または制限を行う。

また、確保に当たっては、必要に応じて災害対策基本法により、区間を指定して緊急通行車両の通行の障害となる車両やその他物件の撤去を運転者等に命じるほか、運転者等が不在の場合は自ら移動する。

なお、県は県内道路が被災した場合に啓開や復旧を優先すべき緊急輸送道路をあらかじめ設定しており、市内では最も重要な1次路線として国道16号及び国道464号、2次路線として国道464号白井駅交差点から白井市役所までの区間、3次路線として国道16号富塚交差点から白井第一工業団地及び第二工業団地内までの区間が該当している。

(4) 緊急通行車両の使用

災害対策基本法第76条の規定により緊急交通路が指定された場合、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止されるため、災害発生前に、公安委員会に緊急通行車両に該当するかどうかの審査を申請し、標章及び確認証明書の交付を受けておく。

証明書は必ず携行し、交通検問所で現に災害応急対策を実施するために運転中の車両であることの確認を受ける。

(5) 規制除外車両の使用

規制除外車両となる次の車両を所有・管理する機関は、(4)に準ずる災害発生前の申請を推進する。

ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

2. 緊急輸送

(1) 緊急輸送の原則

大規模地震が発生した場合は、人命の救助、安全の確保、被害の拡大防止に重点を置いて、原則として時系列区分により次の実施事項の緊急輸送を優先する。

時系列区分表

	初期 ----- 災害発生から概ね3日間 (72時間)	中期 ----- 概ね4日目から1週間	後期 ----- 1週間目以降
実施事項	1. 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品など人命救助に要する人員及び物資の輸送 2. 消防等の災害の拡大防止に必要な人員及び物資の輸送 3. 国・県・市災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初期応急対策に必要な人員及び物資等の輸送 4. 後方医療機関へ搬送する重度の負傷者の搬送 5. 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資の輸送	1. 医療活動の従事者、医薬品など人命救助に要する人員及び物資の輸送や移送 2. 飲料水及び食料等の生命維持に必要な物資の輸送 3. 毛布、衛生用品等の緊急性の高い生活必需物資の輸送 4. 必要と判断した傷病者及び被災者の被災地外への搬送 5. 輸送施設や避難所の応急復旧などに必要な人員及び物資の輸送	1. 医療活動の従事者や医薬品など人命救助に要する人員及び物資の輸送や移送の続行 2. 飲料水及び食料等の輸送 3. 生活必需物資の輸送 4. 廃棄物の搬出 5. 災害復旧に必要な人員及び物資の輸送

(2) 車両・燃料の確保

ア 市保有車の確保・配車

総務班は、市保有車両そのための車両を管理し、拡販からの配車要請に基づいて配車を行う。

イ 陸上輸送の確保

(ア) 総務班は、トラック、バス等による輸送が必要な場合は、輸送業者に応援を要請する。

(イ) 総務班は、鉄道輸送が必要な場合は、北総鉄道株式会社各駅長に要請する。

ウ ヘリコプター輸送

事務局は、広域輸送や緊急的な輸送が必要な場合は、県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。

エ 燃料の確保

総務班は、市保有車両、応援車両等、すべての車両に必要な燃料を市内燃料共有業者

等に依頼し、給油場所を指定して調達する。

(3) 県等への要請

市は、県、指定(地方)公共機関である運送事業者又は他の市町村に対し車両輸送を依頼するときは、次の事項を明示する。

○輸送区間及び借上げ期間	○輸送人員又は輸送量
○車両等の種類及び台数	○集結場所及び日時
○その他必要事項	

3. ヘリコプター発着場の設置

大規模地震の直後は、被災地域周辺の緊急輸送道路が機能しない場合も予想されるため、市外からの救援の緊急受け入れ、市外への被災者の緊急搬送又は市内の孤立地区への緊急輸送等には、輸送路の開通までヘリコプター空輸を行う。

(1) 開設の決定

臨時離着陸場開設の決定は、市本部長による。開設の指示に備えて、臨時離着陸場適地について、市は被害状況等をあらかじめ把握しておく。なお、開設中の避難所に近接するグラウンド等の使用は極力避け、公園等を優先するものとする。

【資料編】ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

(2) ヘリサインの設置

被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、市は避難施設となる小・中学校の屋上へ、ヘリコプターから視認できる施設名をあらかじめ表示するよう努める。

第10節 障害物等の除去

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 障害物の情報収集	土木班
2. 住宅関係の障害物の除去	住宅班
3. 道路関係の障害物の除去	土木班、警察署、印旛土木事務所、千葉国道事務所
4. 環境汚染の防止対策	環境班
被災者の保護及び応急対策活動の円滑な実施を図るため、震災により道路等に発生した倒壊建物等障害物の除去等に関して必要な事項を定める。	

1. 障害物の情報収集

市は、救命・救助・緊急輸送等のために必要とする道路、河川等について各関係機関との連携を図りながら、障害物に関する情報を速やかに収集する。

2. 住宅関係の障害物の除去

(1) 住宅関係の障害物除去

住宅班は、住居またはその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。住宅関係の障害物除去の対象者は次のとおりとする。

ア 当面の日常生活が営み得ない状態にある者

イ 住家の被害程度は、半壊または床上浸水した者

ウ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者

(2) 除去の方法

住宅班が、市所有の資機材を用いて除去作業を行う。市のみでは除去できないときは、必要に応じて建設・土木業者の協力を要請する。

なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。除去した障害物は廃棄すべきものと補完すべきものとを明確に区分する。

3. 道路関係の障害物の除去

障害物処理は、鉄道も含め原則として各道路管理者、河川管理者が実施する。

(1) 道路関係障害物処理

ア 道路管理者は、収集された情報等に基づいて路上障害物を除去する。実施にあたっては、県の緊急輸送ネットワークを構成する1次路線である国道16号、国道464号から優先して実施する。

イ 緊急車両の通行に支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、災害対策基本法により警察官又は道路管理者が撤去する。

ウ 歩道橋、跨道橋の落橋等については、迅速に切断、除去を行うため集中的に重機や特殊機材等を投入するなどしてこれらの排除にあたる。

(2) 河川関係障害物除去

河川管理者は、河川の通常の流水が阻害されるおそれのある障害物を除去し、その機能を確保する。

(3) 障害物の除去の方法

ア 市は、必要に応じて建設・土木業者の協力を要請するが、小規模なものについてはで

きるだけ自らの組織、労力、機械器具等を用いて処理を図るよう努める。

イ 除去作業は、できるだけ迅速な処理と事後支障の起こらないよう配慮して行う。

【資料編（巻末）】白井市災害協定集

(4) 除去した障害物の集積場所

障害物については、被害状況に応じて確保される集積予定地に運搬し、堆積にあたっては崩壊等による二次災害等が発生しないよう十分に注意して行うものとする。

なお、保管が必要な障害物については、可能な限りそれぞれ適切な場所に保管する。

4. 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去に伴うアスベストの飛散や危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対して注意喚起や被害防止のための指導を行う。

第11節 避難収容活動

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 避難指示等	対策班、広報班・無線班、県、警察署、関係機関
2. 警戒区域の設定	対策班、消防班、警察署
3. 収容計画	避難所直行職員、避難班、環境班、施設管理者
4. 避難所の運営	避難所担当職員、避難班、施設管理者
5. 避難所の自治運営体制の整備	避難班、施設管理者、自治会・自主防災組織
6. 避難所の共存・閉鎖	避難班
震災から住民等の生命を確保するため迅速・的確な避難行動及び避難所の開設を行うための計画を定めるとともに、想定される長期の避難生活に対応した避難所運営及び応急仮設住宅建設についての計画を定める。なお避難所の運営は、住民等による自主的な運営を基本とする。	

1. 避難指示等

(1) 避難指示等の権限・要件

職権行使者及び根拠法規	避難指示等を行う要件
市長 【災害対策基本法第60条】	○災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民等の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるとき
市長 【水防法第29条】	○洪水、雨水出水により著しい危険が切迫していると認められるとき
警察官 【災害対策基本法第61条】 【警察官職務執行法第4条】	○市長が避難のための立ち退き若しくは緊急安全確保措置を支持することができないと認めるとき、または市長から要請があったとき ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれのある危険な事態がある場合
県知事又は代行者 【水防法第29条】 【地すべり等防止法第25条】	○洪水、雨水出水又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 【自衛隊法第94条】	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼす恐れのある危険な事態がある場合で、警察官がその場合でない場合

ア 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、必要と認める地域の必要と認める居住者等に避難のための立退きを求める行為。

イ 緊急安全確保

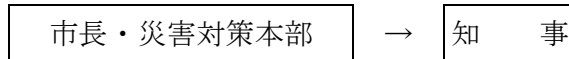
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに発せられ、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための行動を求める行為。

(2) 実施責任者の報告等の義務

ア 市長（根拠法令：災害対策基本法第60条）

避難の指示を実施した場合、知事に報告する。

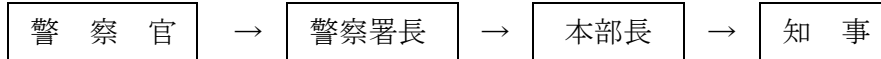
なお、避難の必要がなくなった場合は、その旨を公示するとともに、知事に報告する。



イ 警察官

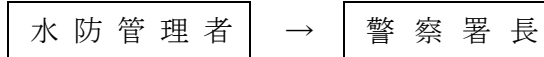
災害対策基本法第61条による避難の指示を実施したことを市長に通知する。

警察官職務執行法第4条による避難の指示を実施した場合、知事に報告する。



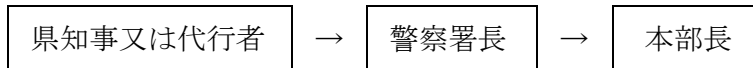
ウ 水防管理者

水防法第29条による避難の指示を実施した場合、印西警察署長に通知する。



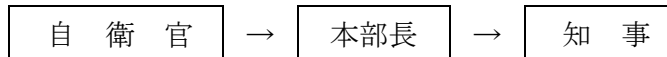
エ 県知事又は代行者(その命を受けた県職員)

水防法第29条、地すべり等防止法第25条による避難の指示を実施した場合、警察署長に通知する。



オ 災害派遣部隊の自衛官

自衛隊法第94条により避難の指示を実施した場合、防衛大臣の指定する者に報告する。



(3) 避難の指示等の内容

ア 避難対象地域及び避難時期

イ 避難先及び避難経路

ウ 避難の指示等の理由

エ その他注意事項

(ア) 火気危険物の始末

(イ) 戸締りの前に、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを必ず切る。

(ウ) 携行品(貴重品、日用必需品等)は最小限度とし、リュックタイプの袋などに入れ、両手が使える状態で避難する。

(エ) 避難時の服装は、素足・無帽を避け防災ずきんまたはヘルメット等で頭部を保護し、最小限の着替え、雨具、防寒用具等を携行する。

(オ) 消防職員、消防団員、警察官、市の職員等の誘導がある場合には、その指示に従う。

(4) 避難の指示等の伝達方法

避難の指示等の伝達に当たっては、防災行政無線、広報車(市、消防機関)、自治会長等を通じた口頭・文書による伝達、報道機関を通じて行う伝達広報の他、緊急速報メール、防災情報メール、ソーシャルメディア等を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努める。

(5) 避難の誘導

市は、警察署、消防署、消防団、防災関係機関及び自主防災組織等に、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を行うよう依頼する。

ア 誘導の順位

誘導者は、傷病者、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を優先させる。

イ 移動の方法

(ア) 徒歩を原則として、車両による避難を避ける(歩行等が困難な者は除く)。

(イ) 単独行動を避け、近隣住民とまとまって避難する。

(ウ) 広範囲な移送及び孤立した地区の移送等を必要とし、市において処置できない場合

には、県に対し協力要請を行う。

ウ その他留意事項

誘導経路は、できるだけ危険箇所を避け安全な経路を選定するとともに、特に危険な場所には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

エ 要配慮者利用施設入所者の避難

施設管理者及び職員は、施設の避難計画に基づき適切な指示、対策を行い、入所者の生命の安全を図る。

オ 交通機関利用者の避難

市域を通行中の交通機関（バス・電車等）利用者の避難は、当該輸送事業者の防災業務計画により措置する。

2. 警戒区域の設定

市長（本部長）は、地震が発生し又は二次災害が発生する場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき警戒区域を次の要領で設定する。

- (1) 市長（本部長）は、警戒区域を設定し災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- (2) 警察官及び自衛官は、市職員が現場にいない場合、もしくはこれらの者から要請があった場合は、この職権を行うことができる。この場合、事後直ちにその旨を本部長に通知しなければならない。

3. 収容計画

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれがある者に対して、避難所を開設し受入れ保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性への配慮、家庭動物対策、感染症対策及び性暴力・DVの発生防止などについても適切に対応するよう努めるものとする。

また、市は、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(1) 避難所の開設

地震の発生直後は指定避難所のうち一次避難所を速やかに開設し、不足する場合は二次避難所を開設する。なお、一次避難所については避難所直行職員をあらかじめ指名しておく。

また、収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置等の対応を検討する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所に指定されている施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。

【資料編】指定緊急避難場所・指定避難所等一覧

ア 勤務時間内（市職員主導による避難所の開設）

① 施設の安全確認と二次災害の防止

地震発生直後、施設管理者は、当該施設の安全確認と二次災害の防止に努める。

② 災害情報の収集

本部は、住民等の避難状況や市内の被災状況、避難所の被災状況等の情報を当該施設、職員の情報等から把握し、市職員の派遣の必要性や対策を判断する。

③ 市職員の派遣と開設

市内で震度6弱以上の地震が発生した場合又は震度5強以下の地震で避難所の開設が必要と判断した場合は、避難班の職員（応援職員を含む）を避難所に派遣する。

市職員は、あらかじめ施設管理者と協議したスペースや受け入れ可能人数等に基づいて、また、施設管理者の協力を得て避難所開設を行う。

④ 避難者の受け入れと誘導

市職員は避難者を受け入れ、自治会長、自主防災組織のリーダー等の協力を得て収容スペースへ避難者を誘導して収容する。

⑤ 避難所開設の報告

市職員は、避難者を誘導・収容した段階で、避難者数、水、食料等の物資要請、周辺状況等に関して本部に報告する。また、本部は避難所を開設したことを、直ちに県及び防災関係機関に報告する。

イ 勤務時間外（避難所直行職員による開設）

市内の震度が6弱以上の場合又は震度が5強以下で指示があった場合は、避難所直行職員はあらかじめ指定された避難所に直行し、勤務時間内の措置に準じて、施設の安全確認、避難所の開設、避難者の受け入れ並びに本部への報告等を行う。

ウ 避難者を収容できない場合の対応

① 他避難所への振り分け

市職員は、避難空間へ避難者を収容しきれない状況が発生、あるいは予測される場合、本部へ他の避難所への振り分けを依頼する。要請を受けた本部は、他の避難所での避難状況を踏まえ、振り分け先を指示する。

② 他避難所への移動

市職員は、施設管理者、自治会等長、自主防災組織のリーダー等の協力を得て振り分け先の避難所へ避難者の誘導、移動を行う。

③ ホテル、旅館等の活用

避難所が不足する場合は、ホテル・旅館等の借り上げ、屋外テントの設営等を検討する。

エ 他市町村への広域避難を要する場合の対応

災害協定や災害対策基本法に基づき、他市町村に避難者の受入を要請する。

① 相互応援協定に基づく避難者の一時受入要請

県内市町村及び県外市町村との災害時相互応援協定に基づき、避難者の一時受入を要請する。

② 広域一時滞在の要請

災害対策基本法に基づき、県知事に県外市町村への避難者の広域一時滞在を要請するほか、事態に照らして緊急を要するときは、県知事に報告した上で、直接他の都道府県の市町村に受入を協議することができる。

4. 避難所の運営

市は、避難所の運営について以下のとおり行う。

なお、大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難住民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには

最も現実的な運営方法であると考えられるが、この場合であっても、市職員や施設管理者、ボランティアは運営の支援に努める。

(1) 本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。

(2) 避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。

また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮に努める。

なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

(3) 被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握や摂食嚥下機能のアセスメントの実施、食物アレルギーや食形態、栄養バランス等に配慮した食料の確保、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等にも努める。

(4) 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施するよう努める。

(5) 在宅避難者等の支援拠点が設置となった場合、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うよう努めるものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

(6) 車中泊避難を行うためのスペースを設置し、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(7) 「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。また、家庭動物の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及び家庭動物との同行避難訓練の実施に努める。

(8) 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。

(9) 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(10) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(11) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

- (12)避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (13)必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

5. 避難所の自治運営体制の整備

近年の災害における避難所運営上の課題として、中でも重要なのが自治会等を単位とする地域コミュニティの成熟度が、避難所運営や精神面を含むその後の復興の良否に大きな影響を与えることであり、住民による自治運営の大切さを示したことである。

市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(1) 自治運営の基本方針

ア 避難所の運営は、原則として当該地域の自治会・自主防災組織等を中心とした避難者が中心となって自主的に運営し、市職員や施設管理者及びボランティア等はその支援にあたる。

イ 自主防災組織が未結成の地域についても、地域の状況に応じて自治運営の推進を図る。

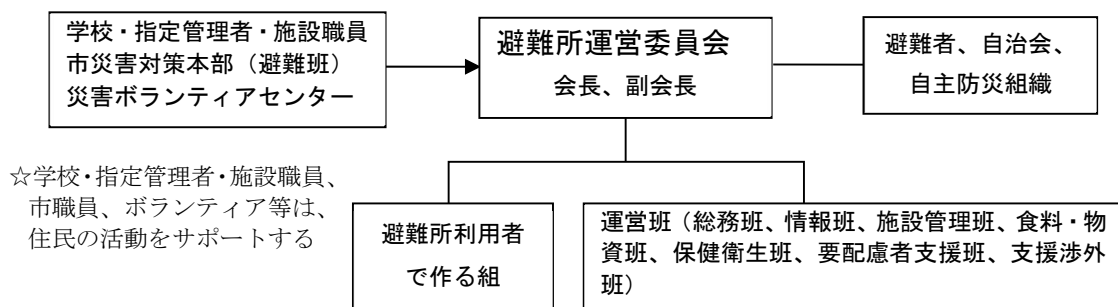
ウ 住民による自治運営が不可能な場合のみ、市職員が主体となり施設管理者、地域住民、ボランティア等の支援を得て、避難所の運営を行う。

(2) 避難所運営委員会の組織づくり

一定期間秩序ある生活をするために、各避難所において自治会・自主防災組織等が中心となり、「避難所運営委員会」を組織し、避難所を管理運営するものとする。そのため、市が作成した避難所開設・運営マニュアルを基に、地域において避難所運営訓練等を行い、避難所ごとの運営マニュアルの作成に努め、市はその支援を行うものとする。

避難所の運営の主体は、避難者が組織する避難所運営委員会とし、市職員、学校・指定管理者・施設管理者及びボランティアは、できる限りその支援にあたるものとする。

《避難所運営委員会の組織例》



(3) 避難所運営委員会の役割

避難所運営委員会は、避難所ごとに会長、副会長を中心に避難所利用者で作る組及び運

営班を組織し、毎日時間を定めて1回以上避難所担当の市職員、ボランティア等の関係者を加えたミーティングを行い諸問題に対応する。男性女性双方の視点の違いを活かすために、役員をはじめとするミーティングの参加者に男性女性両方が参画するものとする。

避難所利用者で作る組及び各運営班の役割は以下のとおりとするが、避難所毎に臨機に対応していくものとする。また、各運営班の構成については、男性女性両方が参画するものとする。

避難所利用者で作る組	避難所利用者の取りまとめを行うため、自治会等の協力を得て6～10世帯程度を一つの組として組分けし、組ごとに組長（代表者）を決める。 ①組内の意見を取りまとめて委員会に報告する。 ②避難所運営委員会や各運営班での決定事項を組内全員に伝える。 ③委員会や各運営班の決定を受け、炊き出しや水の確保、共有スペースの掃除など、避難所の運営を、各組ごとに当番制で行う。 ④組ごとに配給される食料や物資を組内全員に配布する。 ⑤組内に支援が必要な人（高齢者や障がい者など）がいる場合は、組長を中心に組内で協力して支援を行う。 ⑥掃除や環境の整備は、組長を中心に組内で協力して行う。
総務班	①総合受付（入退所など各種手続き、苦情相談対応）、避難所記録簿の作成、名簿管理、利用者の把握、安否確認等を行う。 ②避難所運営委員会の庶務、事務局を担当する。
情報班	①デマやパニックを防止するため、情報管理の一元化をする。 ②避難者等から避難所生活に必要な生活関連情報や要望等を収集し、避難所運営委員会に報告する。 ③避難所内の掲示板（各種情報を掲示するもの）を管理し、各種情報を避難者に伝達する。
施設管理班	①避難所のレイアウトを作成し、使用する部屋や立入禁止場所の指定・表示、災害用トイレの設置などを行う。 ②施設や設備の点検、故障対応を行う。 ③夜間の見回りや当直当番体制の編成、照明の確保などの防犯対策、防火対策を行う。 ④飲酒や喫煙などのルールを定め、徹底させる。
食料・物資班	①備蓄食糧や救援物資、生活必需品等を本部から受け入れ、配布する。 ②総務班と連携し、避難者数を把握し、必要となる物資の数量を把握する。 ③高齢者、障がい者等の要配慮者への対応を優先し、不満や混乱が生じないよう分配する。 ④非常用井戸等により被災者へ給水を行う。
保健・衛生班	①トイレの衛生管理のルールを徹底させ、組ごとに毎日交代で清掃を行う。 ②避難所からのごみの出し方（分別）のルールを徹底させる。 ③健康管理のため一定時間での水分摂取、感染症予防やエコノミークラス症候群への注意などを呼びかける。 ④けが人の応急手当や体調不良者への対応を行う。 ⑤総務班・施設管理班と連携し、避難所での家庭動物の飼育のルールや衛生管理を決定し、飼い主が責任をもって飼育するよう徹底する。
要配慮者支援班	①総務班と連携して要配慮者を把握し、保健・衛生班の協力を得て巡回を行うなど要配慮者のニーズを聞き取り、支援を行う。 ②本人や家族の意向を確認し、福祉避難所等に移動できるよう連絡・調整を行う。
支援渉外班	①各運営班の意見を聞き、ボランティアの受け入れについて検討し、ボランティアを必要な部署に配置する。 ②活動内容に応じて、避難所利用者から運営協力者を募る。

6. 避難所の共存・閉鎖

(1) 避難生活と応急教育活動の共存

避難が長期間に渡る場合、避難スペースと応急教育活動スペースの共存が必要となる。応急教育の実施に際して、以下のような対応を図る。

ア 応急教育実施への対応

施設内において、教育活動の実施に必要なスペースを確保する。スペース確保のため

に避難者の移動を伴う場合は、同施設内での移動を原則として避難者の状況を十分に考慮して行う。

イ 応急教育実施場所の変更

施設内での避難者の移動ではスペースの確保が困難な場合には、近隣施設の避難状況を考慮し、応急教育を複数校合同で実施する。

(2) 避難所の閉鎖

避難指示等の解除、応急仮設住宅の設置等による避難者の減少に伴い、開設していた避難所を順次閉鎖していくものとする。

第12節 給水活動

＜計画の体系・担当＞

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 水源の確保等	上下水道班、県企業局、住民、 <u>印旛保健所</u>
2. 給水活動	上下水道班、 <u>総務班・応援班</u> 、避難所担当職員、県企業局、印旛郡市広域市町村圏事務組合
水の供給が途絶えたり、汚染等により飲用に適する水を得られない場合の活動について必要な事項を定める。	

1. 水源の確保等

(1) 水源の確保

上下水道班は、白井配水場、非常用井戸又は防災協力民間井戸等を水源とし、飲料水及び生活用水の確保に努める。

県企業局は「企業局水道事業震災対策基本計画」に基づき、飲料水を確保する。

(2) 水質検査

確保した水源の水が飲料水に適するかどうかの検査及び消毒等による水質保全に努める。また、防災協力民間井戸については、水質検査のできる事業者を検査を依頼する。

(3) 家庭内備蓄の活用

地震発生当初は、住民は家庭で備蓄する飲料水で対応することを原則とする。

(4) 飲料水の安全確保

印旛保健所（印旛健康福祉センター）は、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、飲料水健康危機管理対策活動要領に基づき対応するとともに、被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

2. 給水活動

上下水道班は、印旛郡市広域市町村圏事務組合企業部及び県企業局等と連携し、次のように給水活動を行う。

給水活動の準備

活動計画の作成	○給水所（避難所等） ○給水量 ○資機材の準備	○給水ルート ○広報の内容・方法等 ○水質検査	○給水方法 ○人員配置
給水資機材の確保	給水車（不足するときは自衛隊、他水道事業体に要請） 備蓄品（不足するときは業者から確保）		
応援要請	自衛隊、他水道事業者		

目標給水量

時期	1日当たり目標量	主な用途
地震発生～3日目	3リットル／人	飲料（生命維持に最小限必要）
4日目～10日目	20リットル／人	飲料、水洗トイレ、洗面等 （日周期の生活に最小限必要）
11日目～21日目	100リットル／人	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー 炊事等（数日周期の生活に最小限必要）
22日目～ <u>28日目</u>	250リットル／人	ほぼ通常の生活（若干の制約はある）

（公財）水道技術研究センターによる

(1) 拠点給水

非常用井戸、防災協力民間井戸等では、当該施設で水質検査により適合と認められた

場合、被災者に直接給水する。

なお、避難所に整備された防災用井戸や貯水槽の利用は避難所担当職員や自治会・自主防災組織等が対応し、避難所等へのペットボトル飲料水の供給は総務班・応援班が行う。

(2) 搬送給水

配水場等で、給水車等（トラックに積載する給水タンク、ポリエチレン容器等を含む）に給水して、給水所へ搬送し、被災者等に配布する。

搬送容器が不足する場合は、県及び関係機関に要請するほか、市内事業者との協定により、搬送車両等を確保する。

(3) 給水順位

救護所及び重要施設（医療機関、社会福祉施設等）等、緊急性の高いところから、災害の状況を考慮して給水する。

(4) 仮設給水栓の設置

水道施設の復旧に応じて、仮設給水栓を消火栓に設置して給水する。

(5) 広報

拠点給水、搬送給水による給水体制について広報を行う。

また、家庭の備蓄水について、水質の変化、保存期間に十分留意し、使用に際しては、煮沸又は滅菌するよう周知する。

(6) 県企業局の協力

県企業局は上下水道班と連携して、県営水道区域の給水確保のため次の協力を行う。

ア 給水車等への注水

イ 重要施設（医療機関、福祉施設及び救護所）への給水協力

ウ 仮配管、仮設給水栓の設置

エ 備蓄水の容器の取扱い等、住民への安全対策指導

(7) 応援要請

「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業体等に応援を要請するほか、市内事業者との協定により、搬送車両等を確保する。

第13節 食料・生活必需品対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 食料品等の調達・供給	総務班・応援班、避難班
2. 生活必需品の調達・供給	総務班・応援班
3. 広域実施体制	受援統括班、総務班・応援班
震災発生後には物資の供給や販売が一時的に麻痺することが予想されることため、住民の生活に必要な食料・生活必需品の供給について必要な事項を定める。また、不足が予想される場合は協定業者、県に調達を要請する。	

1. 食料品等の調達・供給

(1) 市の実施体制

ア 食料等供給対象者

市は、原則として災害救助法の適用が見込まれる場合、次の者に食料品の供与を行う。

なお、市のみで対応が不可能な場合は、近隣市町村や県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

(ア) 避難所に収容され、食料の持ち合わせがない場合

(イ) 住家が被害を受け、炊事ができない場合

(ウ) 流通の途絶等により食料を得ることができない場合

(エ) 一時的に縁故先等に避難する場合

(オ) 防災活動に従事している者で、食料の供給を必要とする場合（災害救助法による救助に従事する者は救助事務費の対象となる）

イ 調達する主な食料品

- 米穀、レトルト粥、パン、乾パン、即席麺類、シリアル
- 乳幼児用粉ミルク、ベビーフード
- レトルト食品、缶詰（豆、魚、肉類等）
- 漬物、佃煮、調味料
- 仕出し弁当、おにぎり
- 野菜・果物ジュース、栄養ドリンク、牛乳などの飲料
- あめ、チョコレートなどの嗜好品類
- 特殊栄養食品（特殊ミルク、アレルギー除去食品、たんぱく質調整食品、とろみ剤等）
- その他炊き出し用食材（生鮮野菜等）

ウ 調達体制

備蓄物資のほか協定業者及び市内の取扱業者に協力を依頼し、次のとおり調達する。

(ア) 協定業者及び市内取扱業者から食料品を購入する。

(イ) 市の調達食料に不足が予想されるときや調達不可能な時は、本部長が県知事に支援を要請する。

(ウ) 要配慮者用の特殊栄養食品については、必要に応じて県と連携し、日本栄養士会（JDA-DAT）に支援を要請する。

【資料編（巻末）】白井市災害協定集

エ 政府所有米穀の調達

政府所有米穀を調達する場合は、市長から知事に要請し、知事は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、

農産局長と売買契約を締結したうえで、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。ただし、当該米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により売買契約を締結するいとまがないと農産局長が認めるときは、売買契約の締結前であっても、受託事業者から引渡しを受けることができる。

なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

オ 供給体制

被災住民に食料を供給するときは、避難所等の供給先には責任者を定めて受入の確認を行うと共に、要配慮者を優先するなど一定の運用ルールを設け受給の適正化を図り公平に配分する。特に、要配慮者用の特殊栄養食品等の食料は、必要な物資を速やかに届けることができるよう、一般食料と保管場所を分け、特殊栄養食品ステーションを設置し保管する。食料の仕分けや在庫管理、供給などについては、必要に応じて日本栄養士会（JDA-DAT）に依頼する。

カ 炊き出し

炊き出しを実施する場合は、次により行う。

(ア) 炊き出しは原則として避難所・避難場所又は、給食センターで行う。

(イ) 炊き出し要員は、給食センターについては災害協定により市が運営会社に要請して避難所・避難場所については避難所運営委員会が自治会、自主防災組織、日赤奉仕団、ボランティアの協力を得て行う。その他自衛隊の災害派遣部隊に炊き出しを要請する場合は、市が炊き出しを行う避難所・避難場所を選定する。

(ウ) 炊き出しのための食材、資機材等は「(1)ウ 調達体制」に準じて市が調達する。

2. 生活必需品の調達・供給

(1) 市の実施体制

ア 生活必需品供給対象者

供給対象者は、災害によって住家被害等を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失し、資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

イ 調達体制

1. (1)「ウ 調達体制」に準ずる。

ウ 供給・配分

1. (1)「オ 供給体制」に準ずる。

3. 広域実施体制

(1) 県等への要請

市は、県又は県外の相互応援協定市町村等に対して不足する食料、生活必需品の供給を要請する。なお、壊滅的な被害のため、市からの支援要請を待たずに飲食料、生活必需品を県が発送した場合（プッシュ型支援）は、物資集積所（候補施設：文化センター）にて円滑に受け入れる。

(2) 救援物資の募集

市は、県等への要請だけでは飲食料、生活必需品が不足する場合、全国的に救援物資の

提供を募集する。

ア 必要とする物資の品目、数量、時期、送付方法等を明らかにし、ホームページや報道機関等の広報手段を活用して募集する。

イ 仕分け等の手間を考慮し、受入対象は原則として企業や団体からの大口のものとする。

ウ 応募者を随時受け付け、必要とする時期に必要な品目・数量を避難所等に供給するよう、応募者に要請する。

エ 物資が充足した時点で募集を打ち切り、その旨を広報する。

(3) 物資の輸送・保管

調達する食料、物資等は、原則として調達先の団体・企業等に対して各避難所へ直接配送するよう依頼する。ただし、調達先が配送できない場合や、避難所以外の施設で一時保管する必要がある場合は、市が輸送手段や一時保管施設（物資集積所）を確保する。

ア 輸送手段の確保

市は、災害協定団体や運送事業者である指定(地方)公共機関等へ救援物資の輸送を要請する。

イ 物資集積所の開設

市は、本部長（総括グループ）の指示に基づき物資集積所を開設し、物資の受入れ、仕分け、一時保管、在庫管理、払い出し等を行う。なお、物資集積所が不足する場合や市が設置・運営できない場合は、協定団体等に協力を要請する。

【資料編（巻末）】白井市災害協定集

第14節 保健衛生活動

＜計画の体系・担当＞

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 保健衛生対策	医療班、印旛保健所
2. 栄養・食生活支援	医療班、印旛保健所
3. 防疫対策	医療班、環境班、印旛保健所
4. 家庭動物対策	環境班
被災者の健康保持を図るため、感染症やエコノミークラス症候群等の予防、食中毒防止のための衛生管理指導、食事に関する栄養指導及び保健衛生活動を実施する。	

1. 保健衛生対策

(1) 避難所等巡回による被災者の健康管理

医療班は、福祉班や印旛保健所（印旛健康福祉センター）が編成する保健活動チーム等と連携して、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により要配慮者を含む被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、必要な支援を行う。

(2) 二次健康被害の予防

医療班は、避難班や福祉班、印旛保健所（印旛健康福祉センター）と連携して、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と合わせ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。

(3) 県等への報告及び応援要請

医療班は、印旛保健所（印旛健康福祉センター）に保健衛生活動の報告を行い、必要に応じて保健師等の派遣を要請する。

2. 栄養・食生活支援

市は、印旛保健所（印旛健康福祉センター）、日本栄養士会（JDA-DAT）等と連携し、被災者の健康状態の維持に必要な栄養・食料等を把握するとともに、被災に伴う健康・栄養障害を予防し、被災者が健康な生活を送れるよう支援する。

(1) 巡回栄養相談・栄養指導

市は印旛保健所（印旛健康福祉センター）、日本栄養士会（JDA-DAT）等と連携し、避難所及び避難所以外の被災地区において巡回栄養相談等を行う。巡回栄養指導にあたっては、次に掲げる要配慮者の栄養・食生活支援を優先して実施する。

- ア 妊娠・授乳婦
- イ 乳幼児（粉ミルク、離乳食等が必要な人）
- ウ 高齢者等嚥下困難者（かゆ食や形態調整食等が必要な人）
- エ 慢性疾患患者等で食事制限が必要な人（糖尿病、腎臓病、食物アレルギー患者等）
- オ 病院等の被災給食施設で食事療養を必要としている人
- カ 宗教上の理由等で食べられない食材がある人
- キ その他被災生活の中で、健康維持のための食品等の入手や調理方法に問題を抱える人など

(2) 食事状況等の把握・栄養管理

市は、印旛保健所（印旛健康福祉センター）、日本栄養士会（JDA-DAT）と連携し、避難所で提供する食事や被災地区での食事状況について把握し、栄養価の評価を行う。被災者の健康状態の悪化を防ぐため、必要に応じて総務班・応援班と連携を図り、不足食料等の調達について調整する。

(3) 炊き出しの栄養管理指導

市は、被災者が必要なエネルギー及び栄養量を確保できるよう、炊き出しの内容等の調整を行う。また、必要に応じて栄養・衛生面及び要配慮者への対応について助言を行う。

3. 防疫対策

市は、災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

(1) 防疫体制の確立

市及び県は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずる。

(2) 災害防疫の実施方法

ア 県の業務

(イ) 予防及びまん延防止

印旛保健所（印旛健康福祉センター）は、避難所等における感染症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行う他、必要に応じて市町村や関係機関等に対し感染拡大防止の指導をする。市町村や関係機関等が感染拡大防止策を講じることが困難と判断される場合には、保健所等、県が実施する。

(ロ) 市町村に対する指示及び命令

県は、感染症予防上特に必要と認めるときは、感染症法に基づき必要な指示、命令を行うものとする。

(ハ) 広報の徹底

(ニ) 防疫活動に必要な資材の供給

人員・資材（主に薬剤、ワクチン）の輸送は、必要に応じ、全保健所（健康福祉センター）、県等の車輛を動員するものとする。

(ホ) 感染症法第31条による給水制限

(ヘ) 被害状況の国への報告

(コ) 消毒の実施

感染症の発生及びまん延を防止するために必要があると認めたときは、感染症法第27条の規定により、市町村に対し、消毒指示をする。市町村が消毒することが困難と判断される場合には、保健所等、県が実施する。

(ク) 新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）に関する情報共有

保健所（健康福祉センター）は、指定感染症の感染者や濃厚接触者等が在宅中である場合、その者の避難場所が確保されるよう、市町村等と連携し情報共有を図る。

(ケ) 専門家の派遣要請

避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣要請を検討する。

(コ) 防疫用薬剤の確保

市町村からの要請に応じて直ちに供給できるよう、保健所（健康福祉センター）等を利用して整備する地域保健医療救護拠点に初期防疫に必要な医薬品を備蓄し、防疫活動の円滑化を図るものとする。

イ 市の業務

(ア) 防疫措置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

(イ) 広報活動の実施

地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

(ウ) 消毒の実施

感染症法第27条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

(エ) 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

(オ) 専門家の派遣要請

避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣要請を検討する。

(カ) 報告

市は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時保健所（健康福祉センター）に報告する。

4. 家庭動物対策

印旛保健所（印旛健康福祉センター）及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により家庭動物が遺棄されたり逃げ出したりした場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を保護収容する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、獣医師会等関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等動物救護活動を実施する。

市は、印旛保健所（印旛健康福祉センター）等関係機関が実施する家庭動物対策について、救護所等の設置のための公共用地の提供等、必要に応じ協力を行う。

第15節 行方不明者の搜索・遺体の処理等

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 行方不明者の搜索	避難班、消防班、対策班、関係機関
2. 遺体の処理	避難班、警察署、医師会、歯科医師会、関係機関
3. 遺体の安置	避難班
4. 遺体の埋火葬	避難班
5. 遺骨の保管	避難班、関係機関
震災時において、行方不明者の搜索、死体の検視、検案及び身元確認、死体の処置等について必要な事項を定める。なお、災害救助法では、災害発生から3日以内の行方不明者は「被災者の救出」として扱われ、4日以上経過すると「死体の搜索」として扱われる	

1. 行方不明者の搜索

(1) 行方不明者情報の収集

行方不明者の搜索対象は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者とする。

避難班は、相談窓口で受け付けた搜索願い及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、印西警察署に提出し、連携をとる。

(2) 搜索活動

総括グループは、印西地区消防組合、印西警察署、自衛隊等と協力して搜索チームを編成し、行方不明者リストに基づき搜索活動を実施する。行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡し警察官の検視（見分）を受ける。

2. 遺体の処理

(1) 遺体の処理

警察による検視（見分）を受けた遺体は、医師の検案を受けた後、身元が明らかになった場合は着衣等とともに遺族に引き渡す。身元が明らかではなく遺族等への引き渡しができない場合は、警察とともにその身元確認に努める。

避難班は、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、市内病院及び日赤千葉県支部に対し、検案医師等の出動を要請する。

災害救助法が適用された場合は、遺体の処理は県が行い、市はこれを補助する。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存

ウ 検案（遺体の死因その他の医学的検査をすること）

(2) 検案所の設置

避難班は、被災地に近い公共施設に遺体検案所を設置する。

(3) 遺体検案所（案）

○白井コミュニティセンター	○公民センター	○富士センター
○西白井コミュニティプラザ	○西白井複合センター	○白井駅前センター
○桜台センター		

(4) 遺体の身元確認

避難班は、印西警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

印西警察署長は、市長と緊密に連絡し、市の行う身元不明者の措置について協力する。この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

3. 遺体の安置

(1) 遺体安置所の設置

避難班は、被災地に近い公共施設に遺体安置所を開設し、処理した遺体を遺体安置所に搬送する。身元が判明した遺体は、遺族に引き渡す。

(2) 納棺用品等の調達

避難班は、葬儀業者にドライアイス、納棺用品等の供給及び遺体の納棺等を要請する。

4. 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の受付

避難班は、災害相談窓口で埋火葬許可書を発行する。

(2) 埋火葬

遺体は印西斎場等にて火葬する。避難班は、遺体が多数のため、印西斎場等で処理できないときは、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市、県、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を要請する。

5. 遺骨の保管

避難班は、引き取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引き取り手がないときは、市が委託する葬祭業者において一定期間遺骨を保管する。

第16節 廃棄物処理対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 被害状況の調査・把握	環境班
2. 災害廃棄物の処理	環境班、印西地区環境整備事業組合
3. し尿処理	避難所担当職員、環境班、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
震災時に大量に発生する災害廃棄物及びごみ、し尿を適正に処理し、生活環境の保全、住民生活の再開を図るため、必要な事項を定める。	

1. 被害状況の調査・把握

市は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、県又は地域振興事務所へ報告する。

2. 災害廃棄物の処理

(1) 処理体制の確立

白井市災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物処理実行計画を策定し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

(2) 災害廃棄物処理

ア 保管場所の確保及び分別等

被害状況により、膨大な量のがれき等が発生あるいは予測される場合は、仮置場に保管し、分別、中間リサイクル処理を行なった後、原則として市の通常の最終処分場で適正に処分する。片付けごみの処分についても、状況に応じて特例的な対応が可能な体制をとる。

なお、仮置場は、一定以上の広さを有する公園等から選定する。

イ 収集・運搬体制

(ア) 被災住家の解体、撤去は、所有者が被災者生活再建支援金等を活用して行う。ただし、災害等廃棄物処理事業が適用される場合は解体住家の運搬及び処分を市が実施し、さらに、大規模な災害等により被災住家の解体についても同事業が適用される場合は、住家の解体についても市が実施する。

(イ) 災害廃棄物の収集・運搬は、大規模な動員体制が必要となるので、運搬車両・建設重機や作業員の確保等について建設業者に協力を要請するとともに、県及び他市町村に応援を要請する。また、がれき等の大量発生が予想される場合は、県の「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」を活用し、民間事業者の協力を求める。

(ウ) 被災地区から仮置場の間の通行障害物を優先的に除去し、輸送路を確保する。

(エ) 産業廃棄物に相当するものは、平常時と同様に事業者の責任において環境汚染の防止対策を講じた上、適正に処理を行う。

(3) 災害時の生活系ごみ処理

ア 被害状況の把握

本部の収集した被災情報等を参考に、次の項目につき地区別の被害状況を調査・把握するとともに、ごみ排出量を予測する。

(ア) ごみ収集車の収集運搬経路

- (イ) 避難状況（避難所の数、在宅を含む避難者の人数等）
- (ウ) ごみ処理施設の損傷状況
- イ 被災ごみ処理施設の応急復旧
プラントメーカー等関連企業との連絡を取り、備蓄修理用部品等を用い応急復旧を図る。
- ウ 応急収集運搬計画に基づくごみ処理
ごみ排出量の予測に基づき、被害状況に即した特例的な応急収集運搬計画を速やかに策定し、ごみ処理を行う。
- エ 収集・運搬・処理の応援要請
収集運搬に必要な車両、要員の確保及び処理施設の使用について、県内市町村で締結した「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」等を活用して関係業界、県及び他市町村に応援を要請する。
- オ 臨時収集場所の設定
道路の寸断や障害物等により、収集車の運行が困難な地区については、臨時の収集場所を別途設定する。
- カ 地域住民の協力
臨時収集場所の設置や埋め立てごみの収集活動等は、自治会等・自主防災組織に協力を求め実施する。
- (4) その他の措置
 - ア 災害廃棄物に関する啓発・広報
住民やNP0・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を周知する。
 - イ 廃棄物の処理の代行要請
環境大臣が廃棄物処理特例地域に指定した場合、本部長（市長）は災害廃棄物処理の代行を国に要請することができる。

3. し尿処理

- (1) 被害状況の把握
本部の収集した被災状況等を参考に以下の事項につき地区別の被害状況を調査・把握するとともに、白井市災害廃棄物処理計画で定めた推計方法により、し尿の排出量を推計して処理を行う。

- バキューム車の収集運搬経路
 - 避難所、在宅避難の状況
 - 上下水道の被害及び復旧予定、し尿処理施設の損傷状況
- (2) 被災処理施設の応急復旧
施設の被災状況によりプラントメーカーと連絡を取り、備蓄修理用部品等を用いて迅速に応急復旧を図る。
- (3) 仮設トイレの設置
上下水道の被害状況（印旛広域水道用水、印旛、手賀沼の流域下水道全体の被害を含む。）を踏まえ、断水地域の指定避難所や在宅避難地区の公園等に仮設トイレを設置する。なお、避難所については避難所担当職員等が設置する。
市の備蓄数では不足する場合は、仮設トイレの調達を県に要請する。
- (4) 収集・運搬・処理の応援要請
市単独での対応が難しい場合、県内市町村で締結した「災害時等における廃棄物処理施

設に係る相互援助細目協定」や県と千葉県環境保全センターが締結した「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」等を活用し、関係業界、県及び他市町村に対しバキューム車、収集要員の確保及び処理施設の使用について応援を要請する。

その他、状況に応じて在宅避難者等に携帯トイレの使用を促し、使用済みトイレの回収、処理体制を確保する。

第17節 ライフライン対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 上水道	上下水道班、県企業局
2. 下水道	上下水道班
3. 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)
4. ガス施設	東京ガス(株)、京葉ガス(株)
5. 通信施設	東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)
6. 郵便事業	日本郵便(株)
7. 道路及び橋梁等	事務局、土木班、印旛土木事務所、葛南土木事務所、千葉国道事務所、関係機関
8. 河川及び急傾斜地崩壊防止施設	土木班、印旛土木事務所、葛南土木事務所

災害活動上及び住民生活の再開に向けて重要なライフラインが地震により被災した場合における、各部・機関が行う応急復旧対策等について定める。

県及び市は、情報収集で得た航空写真、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

1. 上水道

(1) 市営水道の対策

ア 応急体制の確立

上下水道班は、応急活動体制を確立し、生活用水の確保と応急復旧に対応する。

また、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部及び県企業局等と連絡調整を行い、広域的な被害状況の把握や広域的な連携協力を確保する。なお、市では対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」や日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、県内外の水道事業体等の応援を得て復旧を行う。

イ 応急復旧

応急復旧にあたっては、的確に状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

(ア) 復旧の優先順位

- ・配水場の復旧を優先する。
- ・重要給水施設管路及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

(イ) 被害発生 of 把握及び緊急措置

(2) 県営水道の対策

施設の被害状況を的確に把握して、早期復旧を図り、発災から最大4週間以内をめどに平常給水が行えるよう、応急復旧体制を確立する。

なお、県営水道のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び東京都水道局等との「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を得て、復旧を行う。

2. 下水道

(1) 応急活動体制の確立

上下水道班は、被害が発生した場合、必要な要員を動員して応急活動体制を確立する。

なお、市で対応できない場合は「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき応急措置の支援を要請する。

(2) 応急活動

被害が発生した場合は、印旛、手賀沼の流域下水道を含む本市の下水道に影響する全体的な被害情報の収集、市内の被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行うほか、状況に応じて水洗トイレの使用禁止について広報する。

(3) 下水道の復旧対策

詳細な被害調査を実施し復旧計画を作成して復旧作業にあたる。

ア 復旧の優先順位

ポンプ場等の基幹施設、重要な幹線等の復旧を優先する。

イ 被害発生 の把握及び緊急措置

3. 電力施設

市は、東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社との「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、早期復旧に努める。

(1) 活動体制

被害が発生したとき、東京電力パワーグリッド株式会社は、非常災害対策本部を千葉総支社に設置するとともに、支部を各支社に設置する。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要因の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な要因構成を行っておく。

さらに、請負会社については、あらかじめ出動可能要員を把握しておくとともに、震災時における応援出動体制を確立しておく。

(2) 連絡調整員の派遣

東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社は、停電復旧に要する時間が長時間にわたると判断したときは市と協議の上、連絡調整員を市の指定する場所に派遣する。

ア 連絡調整員の派遣を行う場合は、東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社は速やかに連絡調整員を手配し、市は連絡調整員の受け入れに必要な執務スペースや休憩場等の準備を行う。

イ 連絡調整員の派遣を行わない場合は、市及び東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社にて設定した連絡窓口を通じて、情報の共有及び要請を行う。

ウ 連絡調整員の派遣の解除については、市及び東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社で協議の上決定する。

(3) 震災時の応急措置

ア 資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 第一線機関等相互の流用

(イ) 現地調達

(ウ) 総支社非常災害対策本部に対する応急資機材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、総支社非常災害対策本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支部あてに緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。

イ 人員の動員、連絡の徹底

(ア) 災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

(イ) 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

なお、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能の予想される場合は、運転を停止し、各関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(4) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

送電設備	全回線送電不能の主要線路 他
変電設備	主要幹線の復旧に関する送電用変電所 他
配電設備	病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線 他
通信設備	給電指令用回線並びに制御保護及び監視回線 他

(5) その他の措置

ア 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及び防災行政無線を通じて需要家に対して下記の注意事項等をPRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ) 電柱の倒壊・折損や電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合には、速やかにカスタマーセンターへ通報すること。

(ウ) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。

(エ) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

(オ) 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

(カ) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。

(キ) その他事故防止のための留意すべき事項。

イ 災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行う。

ウ 需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておくものとする。

4. ガス施設

ガス供給会社の防災業務計画に基づき、二次災害の防止、ガスの早期復旧、需要家への適切な広報等を実施する。

●東京ガス株式会社

(1) 防災体制（非常体制）

体制区分	適用条件
第一次非常体制	1. 震度5弱・5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. 供給支障となる期間が24時間以内の地震以外の自然災害が発生、または非常事態が発生した場合 3. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が予想される場合 4. 社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予想される場合

第二次 非常体制	1. 震度6以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3. 地震警戒宣言（東海地震予知情報）が発表された場合 4. 供給支障となる期間が24時間以上の地震以外の自然災害の発生、または非常事態が発生した場合 5. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が発生した場合 6. 社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予想される場合

(2) 災害時における応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全を確保した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活保護を最優先に行う。

●京葉ガス株式会社

(1) 動員、配備体制

ア 日常は、ガスの製造に関しては、24時間勤務体制、供給に関しては24時間監視、出動体制を取っており、非常災害発生時には、本体制で遠方監視制御システムや緊急連絡網による初動措置及び緊急動員をかける。

イ 非常災害発生時には、その種類、規模等に応じて第1次より第3次までの非常災害組織を編成し、ガス供給に万全を期し、二次災害の防止や消費者の安全確保に努める。

(2) 情報収集、連絡体制

非常災害時には、本社、各事業所及び供給所等が被害情報収集の拠点となる。これらの拠点は、有線、衛星携帯電話、災害時優先電話、移動無線、固定無線等の通信設備により、本社を中心とした通信連絡体制をとっている。

外部防災関係機関との通信連絡は、本社を中心としてあらかじめ定めた方法で行う。

また、ラジオ、テレビ等の報道にも充分注意を払い、通信網、交通網、電力、水道等の被害情報や復旧状況についても把握に努める。

(3) 非常災害体制の確立

地震等の非常災害が発生した場合、災害の種類、規模等に応じて第1次より第3次までの非常体制組織を組織するとともに、本社に災害対策本部を設置し、応急措置をとる。

(4) 応急対策

ア 初動措置

(ア) 地震計、官公庁、報道機関等から、被害情報等の情報収集を行う。

(イ) 事業所設備等の点検を行う。

(ウ) 製造所、整圧所における送出入量の監視又は停止を行う。

(エ) 被害の大きい地域については、二次災害防止のため、ブロック単位での供給停止の実施を行う。

(オ) その他、状況に応じた措置を行う。

イ 応急措置

(ア) 本社に設置された非常災害対策本部の指示に基づき、有機的な連携を保ちつつ、施設の応急措置にあたる。

(イ) 施設を点検し機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。供給停止地域については、安全を確認次第、速やかなガス供給再開に努める。

(ウ) その他、現場の状況により適切な措置を講じる。

ウ 資機材等の調達

復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確

保する。

(ア) 社内備蓄資機材の使用

(イ) 取引先、メーカー等からの調達

(ウ) 他ガス事業者からの融通

(5) 消費者に対する広報

非常災害時における広報は、その種類、規模等について、広報車により広報を行うとともに、防災関係機関にも広報を依頼する。さらに、広範囲の広報が必要な場合には、ラジオ、テレビ等の報道機関に協力を要請する。

また、関係官庁及び防災関係機関に対しては、ガス設備の被害状況、ガスの供給状況、災害復旧の現状と見通しについて逐一報告連絡を行う。

5. 通信施設

通信関連会社の防災業務計画の抜粋を以下に示す。

●東日本電信電話株式会社

(1) 活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害その状況により千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。また、県、市及び防災機関と緊密な連絡を図る。

イ 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(2) 災害時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

(ア) 電源の確保

(イ) 災害対策用無線機装置類の発動準備

(ウ) 非常用電話局装置等の発動準備

(エ) 予備電源設備、移動電源車等の発動準備

(オ) 局舎建築物の防災設備の点検

(カ) 工事用車両、工具等の点検

(キ) 保有資材、物資の点検

(ク) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため次のとおり応急措置を行う。

(ア) 通信の利用制限

(イ) 災害優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保

(ウ) 無線設備の使用

(エ) 特設公衆電話の設置

(オ) 非常用可搬型電話局装置の設置

(カ) 回線の応急復旧

(キ) 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の運用

ウ 災害時の広報

通信が途絶、又は利用制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の

事項を利用者に通知する。

(ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容

(イ) 災害復旧措置と復旧見込時期

(ウ) 通信利用者に協力を要請する事項

(エ) 災害用伝言板ダイヤル及び災害用伝言板「web171」の提供開始

(3) 応急復旧対策

被災した通信設備の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

イ 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

●株式会社NTT ドコモ

(1) 活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害その状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。また、県、防災機関と緊密な連絡を図る。

イ 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(2) 災害時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

(ア) 可搬型無線基地局装置の発動準備

(イ) 移動電源車等の発動準備

(ウ) 局舎建築物の防災設備等の点検

(エ) 工事用車両、工具等の点検

(オ) 保有資材、物資の点検

(カ) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合にも、最小限度の通信を確保するため次の応急措置を行う。

(ア) 通信の利用制限

(イ) 非常通話、緊急通話の優先、確保

(ウ) 可搬型無線基地局装置の設置

(エ) 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用

(オ) 回線の応急復旧

ウ 災害時の広報

通信が途絶、又は利用制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に通知する。

(ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容

(イ) 災害復旧措置と復旧見込時期

(ウ) 通信利用者に協力を要請する事項

(エ) 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始

(3) 応急復旧対策

被災した通信設備の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- イ 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

●KDDI株式会社

KDDI株式会社では、災害時には、東京本社に災害対策本部及び現地対策室等を設置し、
現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の
早期復旧に努める。

また、局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備
をする。

通信に輻輳が発生した場合は輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、市民を
対象に災害用伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。

●ソフトバンク株式会社

ソフトバンク株式会社では、災害時には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策
組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努
める。

また、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要となる緊急保全車
両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を
確保するとともに、市民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。

●楽天モバイル株式会社

楽天モバイル株式会社では、災害が発生した場合は、防災業務計画に基づく対策組織を
設置して被災の回復措置を講じ、基地局の損傷等が生じた場合は、移動基地局車や可搬型
基地局を出動させ、被災地域での携帯電話やメールなどの通信手段を確保する。

また、携帯電話の通信・通話が集中し、輻輳が発生した場合は、電気通信サービスを一
時的に規制することで一定の電気通信サービスを維持・確保するとともに、市民を対象に
災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。

6. 郵便事業

白井郵便局は、市と「災害発生時における白井市と白井郵便局の協力に関する協定」を
締結しており、被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害
の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、
臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継
続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動
郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更
等の措置を講ずる。

また、災害特別事務取扱いを実施するほか、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会
社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

7. 道路及び橋梁等

(1) 被災状況の把握及び施設点検

災害が発生した場合は、緊急輸送道路を最優先に所管道路の巡回、緊急点検を行い、道
路及び占用物の被災状況を把握する。

(2) 防災機関等への連絡

道路管理者は、災害による道路の被害状況、措置状況等の情報を関係機関へ逐次連絡す

る。

(3) 緊急措置及び緊急通行機能の確保

緊急輸送路の確保については、本章第10節の交通対策・緊急輸送を参照のこと。

ア 緊急の措置等

道路利用者の安全確保を図るとともに、被害箇所・区間において関係機関と連携を図り必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。また、迂回道路の選定、誘導措置等を含む交通情報の広報に努める。

イ 道路規制

(ア) 路上障害物の除去や応急復旧作業に伴う道路規制を行う。

(イ) 道路規制は、可能な限り迅速に行い、原則として2車線の通行を確保する。被害の状況よりやむを得ない場合には、部分的に1車線とするが、この場合には危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き、徐行誘導を行う。

ウ 防災活動拠点等とのアクセスの確保

上記の緊急措置及び道路規制に当たっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携しつつ、協力・支援を行う。

(4) 応急復旧

道路管理者は、警察、消防機関、協力土木業者等と協力して必要な人員、資機材を確保し、規制措置後迅速に、施設の重要度や被災状況等の優先度に応じた的確な障害物の除去や応急復旧工事を順次実施する。

(5) 道路占用施設が被災した場合の措置

上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設に被害が発生した場合、道路管理者は、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに道路占用施設管理者に連絡するとともに必要に応じ協力支援要請を行い、応急復旧を実施する。

8. 河川及び急傾斜地崩壊防止施設

(1) 河川管理施設

堤防等河川構造物の損傷は、破堤等の重大な二次災害につながるおそれがあるため、点検や調査で異常が確認された場合、緊急措置を実施し、河川管理者等へ通報する。

(2) 急傾斜地崩壊防止施設

ア 危険区域に位置する人家集落への通報

災害による急傾斜地崩壊及び土砂の異常流出等が発生した場合及び各防止施設に被害を生じたり、生じるおそれがあるとして県から連絡があった場合は、下方人家集落への通報及び避難指示等の手段により安全の確保に努める。

イ 被災地の巡視等危険防止のための監視

災害により被害が発生した場合や発生するおそれがある場合は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設の管理に関する事項の調整

その他、急傾斜地崩壊防止施設の管理に関する事項の調整は、県と協議して行う。

(3) 応急工事

応急工事は被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無等を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

第18節 建物・宅地対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 被災住宅の応急処置	住宅班
2. 応急仮設住宅	住宅班
3. 被災構築物危険度判定士	住宅班
4. 被災宅地危険度判定	住宅班
5. 被害家屋認定調査	罹災班、消防組合
震災により建築物への被害が生じた場合の、建築物の安全確保及び応急仮設住宅の建設を始めとする応急対策について定める。	

1. 被災住宅の応急処理

震災発生後、建築物の所有者等は、安全確保の観点から速やかに建築物等の被害状況を把握に必要な措置を講じる。また、所有者は、必要に応じて市の協力を得て危険度判定を受け、必要な応急処置やその旨の表示を施すことで二次災害の発生を防ぐ。

(1) 被災した住宅の応急修理

災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。

【資料編】災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(2) 対象者の選考

住宅の応急修理の対象者は下記に該当するもの

ア 災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急処理することができない者

イ 災害のため大規模な改修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者（大規模半壊）

2. 応急仮設住宅

(1) 応急仮設住宅の供与

地震災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を収容するため、応急仮設住宅を供与する。

応急仮設住宅の供与は、市長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市長（救助実施市の長を除く）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（救助実施市の長を除く）が行うこととすることができる。市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 供与の方法

ア 民間賃貸住宅の借り上げ

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、被災規模や被害状況及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し賃貸型応急住宅を提供する。

イ 建設

地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設型応急住宅を建設する。

(3) 建設候補地

建設候補地は市内の公園等、一定以上の広さを有する5カ所を候補地としている。

【資料編】仮設住宅建設予定地

(4) 対象者の選考

入居希望者が応急住宅戸数を超過する場合、地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者等を考慮した基準を設定して入居者を選定する。入居者の選考は、必要に応じて選考委員会を自主防災組織、民生委員、市職員等により構成して実施する。

ア 対象者

自らの資力をもってしては住宅を確保することはできず、下記のいずれかの要件を満たす者。

(ア) 住宅が全壊、全焼または流出し、居住する住宅がない者

(イ) 半壊（中規模、大規模半壊を含む）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行うもの

(ウ) 二次災害等により住宅が被害を受けるおそれがある、ライフラインが途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める者

(エ) 災害救助法に基づく、住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる者（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難なものに限る）

(オ) その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者

イ 応急住宅の運営

市は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

ウ 公営住宅の円滑な提供

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅のあっせんに努める。

3. 被災建築物危険度判定士

被災した建築物について倒壊等の二次災害を防止するため、応急危険度判定を行う。また、被災規模に応じて応急危険度判定士の専門ボランティアの受入れについても、積極的かつ早期に行う。

(1) 実施体制の準備

市は、応急危険度判定が安全かつ迅速に行えるよう判定実施計画を策定し、県と協力し判定に必要な資機材等の準備を行う。

市内の震度が6弱以上の場合、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の資格を有する市職員は、平時の所属に関わらず、災害発生から3日間はインフラ部住宅班長（建築宅地課長）の指揮下に入り、本部、避難所、救護所等の重要建築物の危険度判定を行う。

(2) 応急危険度判定士の派遣要請及び受入

判定士の派遣を県に要請するとともに、判定士の受入に際しては、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行う。個人ボランティアの受入についても体制を整える。

(3) 応急危険度判定実施の広報

判定の実施にあたり、住民に対して判定実施地域、判定の趣旨、作業の概要等を、防災行政無線やチラシ等により周知を図る。

(4) 判定結果の表示

危険度の判定は次の3区分で行い、その結果を被災建物に表示し、使用者等に注意を促す。

危 険	・この建築物に立ち入ることは危険です。 ・立入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にしてください。
要 注 意	・この建築物に立ち入る場合は十分注意してください。 ・応急的に補強する場合には専門家にご相談ください。
調 査 済	・この建築物の被災程度は小さいと考えられます。 ・建築物は使用可能です。

4. 被災宅地危険度判定

地震による地盤の緩みや液状化等の二次災害を防止するため、被災宅地の応急危険度判定を行う。また、被災規模に応じて応急危険度判定が可能な専門ボランティアの受入れについても、積極的かつ早期に行う。

(1) 実施体制の準備

市は、被災宅地危険度判定が安全かつ迅速に行えるよう判定実施計画を策定し、県と協力し判定に必要な資機材等の準備を行う。

(2) 被災宅地危険度判定士の派遣要請及び受入

判定士の派遣を県に要請するとともに、判定士の受入に際しては、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行う。個人ボランティアの受入についても体制を整える。

(3) 応急危険度判定実施の広報

判定の実施にあたり、住民に対し判定実施地域、判定の趣旨、作業の概要等を、防災行政無線やチラシ等により周知を図る。

(4) 判定結果の表示

危険度の判定は次の3区分で行い、その結果を被災宅地に表示し、使用者等に注意を促す。

危 険 宅 地	この宅地に入ることは危険です。
要注意宅地	この宅地に入る場合は、十分注意してください。
調査済宅地	この宅地の被災程度は小さいと考えられます。

5. 被害家屋認定調査

(1) 平時の準備

市は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、被害家屋認定調査の実施体制の整備に努める。

ア 住家等被害調査の担当者の育成

イ 住家被害の調査や罹災証明書の担当と応急危険度判定担当者との非常時の情報共有体制の確立

ウ 他の市町村等や民間団体との協定の締結

エ 県が開催する市町村の被害認定担当者のための研修会の受講促進

(2) 調査の実施

市は、災害救助法による滅失世帯の確認や罹災証明書の発行のため、被災地区の全ての住家を対象に被害認定調査を行う。調査に当たっては県土地家屋調査士会等の協力を得て実施体制を確保し、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づく認定作業を行う。また、火災により焼失した家屋等は、消防署が消防法に基づく火災調査を行う。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切かつ円滑な手法を検討する。

【資料編（巻末）】白井市災害協定集

第19節 文教等の応急対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 学校・保育施設等	避難班、福祉班、施設管理者
2. 社会教育及び社会体育施設	避難班、施設管理者
3. 給食施設	避難班、施設管理者、 <u>印旛保健所</u>
4. 文化財等	避難班、施設管理者
震災時の文教施設、保育施設等における応急対策について、必要な事項を定める。なお、人的被害が発生した場合の措置については本章第5節を、施設の安全確認についての措置については本章第18節を参照のこと。	

1. 学校・保育施設等

(1) 事前準備

校長等は、学校の立地条件などを考慮したうえ、学校安全計画、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

学校等は、保護者との間で災害時における児童生徒等の保護者への連絡方法、引渡しに関するルールをあらかじめ定める。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(2) 地震発生時

東日本大震災の経験と教訓を活かし、今後発生が予想される首都直下地震等の揺れの大きな地震に備え、授業中や保護者への引渡し等、状況に応じた教職員の対応、また、特別な支援を必要とする児童生徒への対応等を示した「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月）を作成している。このことから、各学校は、このマニュアルを活用し、児童生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

ア 学校職員及び保育士等は、速やかに園児・児童・生徒の安全確認を行うとともに、必要な指示や避難誘導を行う。負傷者発生の場合は応急手当をする。

イ 教育委員会、警察署、消防署、その他関係機関へ、被災状況を速報報告する。

ウ 教育委員会の指示、または学校長の判断により、避難場所へ誘導、あるいは保護者への引き渡し帰宅等の適切な処置をとる。

エ 被害の状況に応じ、市教育委員会等の関係機関と協議のうえ、臨時休校等適切な措置を講じる。

オ 安全が確保できる範囲において、必要に応じ重要物品の搬出等に努める。

カ その他「学校安全計画」に基づき、必要な処置をとる。

(3) 応急教育等

ア 学校施設を避難所として開設した場合を含め、できるだけ学校施設において応急教育が可能な体制を整え、応急の教育を行うものとする。なお、児童・生徒の登下校の安全確保等についても十分に留意する。

イ 学校施設における応急教育が不可能な場合や児童・生徒の避難状況によっては、学校職員が避難先を訪問する等して、地域ごとの実情に応じた応急教育措置をとる。その際は、できるだけ児童・生徒の自主的な学習を主眼とした指導を図る。

ウ 園児に関しては、原則として保護者の被災等による緊急性の高い保育を優先する。

エ 災害により教科書、教材、学用品等を失った児童、生徒については、これらの供与に努める。ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

オ 学校長は、できるだけ平常の教育に復するように努め、学校施設の管理運営及び学校教育に必要な資材、学習用品、その他応急物品等の確保を図るとともに、職員等に不足を生じたときは、学級編成の組替えの他、市教育委員会を通じて応援要請を図るなどして応急教育環境の確保に努める。

カ PTAは、組織を通じ、応急教育を始め災害復旧に対し協力する。

(4) 施設の安全確認と応急対策措置

ア 文教施設及び保育施設等の建築物に関する応急対策については「第20節 建物・宅地対策」を参照のこと。

イ 被害状況等を関係機関等へ報告するとともに、安全確認済みの施設において応急教育や応急保育についての必要な措置を講じるものとする。

ウ 被害の状況により、他校に被災校の児童・生徒を臨時収容するかあるいは応急プレハブ教室の設置などの処置をとる。

エ 避難所の長期化にともない、長期間学校等が使用不能の場合は、他の公共施設において早急に授業再開を図る。

(5) 学校納付金等の減免

市は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

2. 社会教育及び社会体育施設

(1) 開館時

ア 状況に応じて利用者を適地へ避難誘導し、安全確保に努める。

イ 被害の状況を調査し速やかに災害対策本部へ報告する。

(2) 閉館時

震災の状況に応じ、定められた災害対策業務に基づき、適切な処置をとる。

※開館・閉館時ともに住民等の避難所等としての利用に協力する。

3. 給食施設

(1) 地震発生時

ア 災害発生とともに規模に応じて、火気の始末をし電源等を切る。

イ 給食施設の被害状況を調査するとともに、施設の応急復旧等必要な措置を図る。

ウ 災害の種類や規模の状況を判断して緊急給食に備える。

(2) 緊急給食

ア 施設が被災したときは、使用できる施設等について調査を行い、可能な限り応急体制を整え給食需要に対応する。

イ 給食用物資（小麦粉・米穀・牛乳等）の補給に支障をきたしているときは、県や学校給食団体等と連絡をとり、必要な措置をとる。

ウ 避難者用米飯の炊き出し施設としての利用に協力する。

(3) 集団給食施設への指導

印旛保健所（印旛健康福祉センター）は、施設の状況を調査し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上問題が生じないよう指導する。

4. 文化財等

(1) 被害の拡大防止

ア 市は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

イ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。
建造物については、市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。

有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市町村及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

記念物については、市等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

(2) 報告

市は、文化財の被害状況を把握して速やかに県に報告する。

文化財所有者等は、安全を確保した上で文化財の被害状況を確認し、市を經由し県に報告する。

第20節 ボランティアの活動対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. <u>災害ボランティアセンターの設置</u>	福祉班、市社会福祉協議会、本部事務局
2. <u>ボランティアの活動分野</u>	福祉班、市社会福祉協議会
3. <u>ボランティアとして協力を求める個人、団体</u>	福祉班、市社会福祉協議会
4. <u>災害時における参加の呼びかけ</u>	福祉班、市社会福祉協議会
5. <u>災害時におけるボランティアの登録、派遣</u>	福祉班、市社会福祉協議会、県
6. <u>ボランティア受入体制</u>	福祉班、市社会福祉協議会
7. <u>災害対策本部との調整</u>	福祉班、市社会福祉協議会、本部事務局
震災時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、関係機関・団体との連携を含め必要な事項を定める。	

1. 災害ボランティアセンターの設置

福祉班は、「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」に基づき白井市社会福祉協議会と相互に連携・協力し、ボランティア活動の調整機関として、白井市災害ボランティアセンターを保健福祉センターに設置する。

なお、保健福祉センターが災害等の状況で使用できない場合は、市災害対策本部と調整して代替え施設を確保する。

2. ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 保健衛生活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

3. ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

(1) 個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

(2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部
- イ 千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会
- ウ (公財) ちば国際コンベンションビューロー
- エ (一社) 日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体・NPO法人等

4. 災害時における参加の呼びかけ

福祉班は、白井市社会福祉協議会と連携してインターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や市民活動支援センター、ボランティア団体、NPO法人等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

特に、ホームページやブログなどのネットでの情報公開、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

5. 災害時におけるボランティアの登録、派遣

災害の状況に応じた、より実効的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、県及び関係機関と十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

また、専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村等と調整の上、派遣する。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部業務課
被災建築物応急危険度判定※ 被災宅地危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課

外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンション ビューロー語学ボランティア 災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟千葉 県支部	防災危機管理部防災対策課

※平時に登録を行っている。

(1) 災害ボランティアセンターによる登録・派遣

ア 県災害ボランティアセンターでは、県内全体のボランティアに関する情報の収集や提供等を行い、市災害ボランティアセンターは、一般分野での活動を希望する個人及び団体について受入、登録する。

イ 市災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、市内のボランティアの需要状況をもとに派遣する。

また、活動希望者が全国規模で予想される場合には、県が近隣都県の社会福祉協議会等の協力を得て受付、登録事務を進めるものとする。

(2) ボランティアニーズの把握

福祉班は、被災現地における体制を整備し、災害ボランティアセンターと連携のうへ、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

(3) 感染症対策について

災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は市域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

6. ボランティア受入体制

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

(2) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、自己負担を原則とする。

ボランティアが活動に必要とする資機材については、市と社会福祉協議会において、あらかじめ用意し不足分については速やかに調達するよう努める。

(3) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

7. 災害対策本部との調整

福祉班は、ボランティア需要状況の的確な把握に努め、災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、市災害対策本部との連絡・調整にあたる。

協力、調整事項は、概ね次の事項である。

(1) 災害ボランティアセンターの設置

(2) 市内被害状況に関する情報の提供

(3) 災害対策実施状況に関する情報の提供

(4) 報道機関等へボランティア活動に関する情報の提供

(5) 災害ボランティアセンターに必要な資機材、活動資金等の提供

(6) 災害ボランティアセンターとの連絡調整

(7) その他の協力要請

第21節 帰宅困難者等対策

＜計画の体系・担当＞

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ	本部事務局、広報班、学校・保育所・企業、北総鉄道等
2. 企業、学校など関係機関における施設内待機	避難班、福祉班、本部事務局、学校・保育所・企業、北総鉄道等
3. 大規模集客施設や駅等における利用者保護	避難班、本部事務局、北総鉄道、印西警察署等
4. 帰宅困難者等の把握と情報提供	本部事務局、避難班、福祉班、学校・保育所・企業、北総鉄道等
5. 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	本部事務局、避難班、福祉班、学校・保育所・企業、北総鉄道等
6. 徒歩帰宅支援	本部事務局、避難班、福祉班、学校・保育所・企業、北総鉄道等
7. 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送	福祉班、避難班、本部事務局、学校・保育所・企業、北総鉄道等
8. 要配慮者等の視点からの対策	福祉班、避難班、本部事務局、学校・保育所・企業、北総鉄道等
震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、負傷者が出るおそれがある。また、人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げになる可能性があるため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施するために必要な事項を定める。	

1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ

本部事務局は、震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、市民、企業、学校など関係機関に対し、県と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、エリアメールや緊急速報メール、しろいメール配信サービス、SNSを活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施する。

2. 企業、学校など関係機関における施設内待機

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

また、滞在場所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや、要配慮者等の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。

3. 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関連機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な

場所へ保護するとともに、保護した利用者を市、警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導するよう努める。

4. 帰宅困難者等の把握と情報提供

(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

大規模集客施設や駅等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者や都内から幹線道路などを通して徒歩により市内に移動してくる徒歩帰宅者について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

(2) 帰宅困難者への情報提供

事務局は県と連携して、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、駅周辺ごとに設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、あらかじめ確立された情報連絡体制及び提供方法に基づいた情報提供を行う。

さらに、関係機関と連携してエリアメールや、緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施する。

5. 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(1) 一時滞在施設の開設

避難班は、事務局の指示により、施設管理者と連携して、あらかじめ一時滞在施設として指定した施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

指定一時滞在施設

白井駅付近	白井駅前センター（二次避難所兼用：4日目以降を目安）
西白井駅付近	西白井複合センター（二次避難所兼用：4日目以降を目安）
白井高校生徒等	白井高校（二次避難所兼用：4日目以降を目安）

避難班は、福祉班と連携し学校・保育所等の施設管理者から一時滞在施設の開設状況を集約し、事務局（総括グループ）へ報告する。事務局は県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導

大規模施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市、警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

避難班は、施設管理者等と連携し、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、関係機関と連携し、施設管理者・帰宅困難者等に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

帰宅困難者等の一時滞在施設は、市の指定避難所が含まれるため、スペースの割当てや物資提供についてあらかじめ「避難所運営マニュアル」に位置づけ、女性や子どもの安全確保や避難した市民とのトラブルが発生しないよう配慮する。

6. 徒歩帰宅支援

(1) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

事務局は、震災発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、県と連携して支

援の要請を行う。

(2) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動等が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。その際、総括グループ（広報班）は徒歩帰宅者に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などを市ホームページ等で提供する。

また、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施する。

7. 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

福祉班は、障がい者、高齢者、妊婦又は乳幼児連れの方など自力での徒歩が困難な帰宅困難者（特別搬送者）については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、県や関係機関と連携して搬送手段の確保に努める。

8. 要配慮者等の視点からの対策

福祉班は、特に要配慮者や女性などに対しては、きめ細かい配慮を検討する必要がある。特に駅や白井市文化センターなどでの利用者保護、一時滞在施設の運営、駅前滞留者対策における情報提供や誘導、代替輸送における優先順位などにおいて配慮するとともに、女性や子どもを狙った犯罪を防ぐための防犯啓発・パトロールを検討・実施する。

第22節 災害警備・防犯対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. <u>災害警備・防犯対策</u>	<u>警察署、避難班</u>
<u>被災地域の犯罪等を防止するため、警察署は巡回パトロール体制を確立し、避難所等における防犯対策を実施する。</u>	

1. 災害警備・防犯対策

警察署は、災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合に、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

- (1) 災害に便乗した窃盗事犯、悪質商法事犯の取締り
- (2) 災害に便乗した産業廃棄物の不法投棄の取締り
- (3) 白井市防犯指導員、自主防災組織及び警備業協会等と連携した避難所等のパトロール

第2編 震災編

第4章 震災復旧・復興計画

第1節 市民生活安定化計画

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 被災者の生活確保	各課、関係機関
2. 住宅の建設等	建築宅地課、県
3. 中小企業への融資	県
4. 農林漁業者への融資	産業振興課、農業委員会、県
5. 義援金の受付・配付	財政課、会計課、社会福祉課
6. 被災者生活再建支援金の支給	社会福祉課
震災により被害を受けた住民が立ち直り再出発するための助成、援助を行うことによって、住民の自己復興心をもたせ、生活安定の早期回復を図る。 なお、各種支援制度については本計画策定時点での情報であり、支援金額等の条件については適用時点で変更されている可能性があるので留意する。	

1. 被災者の生活確保

(1) 災害相談窓口の開設

災害相談窓口を設置し、以下のような被災者の相談に応じる体制を確立する。

機関名	相談の取扱い
市	1 市庁舎等に被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。 2 震災によって生じる法律問題など、専門的な相談に対処するため、弁護士会や建築士会等の関係団体の協力を得て、専門相談窓口の開設に努める。
県	1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、土木・都市、農林・水産、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 2 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。 (1) 要介護者への巡回相談事業 (2) 被災児童、生徒及びその保護者への相談事業の実施 3 被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。 4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部局及び市町村と緊密な連携を図る。
県警察	1 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。 2 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡してその活動を促す。

(2) 制度の周知及び利用者への広報

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努め、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により周知を図るものとする。

ア 放送、報道機関との協力による放送、新聞広報等

イ ホームページ、SNS、しろいメール配信サービス、掲示板、広報車、広報誌、チラシ等

(3) 罹災証明書の発行

罹災証明書は被災した世帯が再建復興のための各種施策を受けるのに必要な証明書で、発行は建物被害調査をまとめた被災者台帳に基づいて市が行い、交付記録簿に記帳し発行記録を保存する。ただし、火災による罹災証明書に関しては印西地区消防組合が発行する。

災害時に罹災証明の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

ア 罹災証明については、証明手数料を徴収しない。

イ 証明の範囲は、災害対策基本法第2条第1項に規定する被害の範囲で、判定基準は内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。

【資料編】白井市罹災証明書等交付要綱

(4) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を、一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(5) 雇用の維持に向けた事業主への支援

ア 雇用調整助成金等を活用し、雇用の維持と失業の予防に向けた事業主への周知・啓発に努める。

イ 雇用調整助成金等の特例的な運用については、県を通じて厚生労働省への要請を行う。

(6) 税等の免除等

被災した納税義務者または特別徴収義務者に対して、法令、地方税法、県条例、及び市条例の規定により納税等に関する緩和措置を講ずる。

ア 徴収猶予（地方税法第15条）

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時に納付または納入することができないときは、その者の申請に基づき、その納期限から1年以内の期限を限りその徴収を猶予することができる。また、その猶予された金額に対してやむを得ない理由があると認めるときは、さらに期間を延長することができる。ただし全体で2年をこえることはできない。

イ 減免

税目	減免の内容
個人の市民税	当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者。
固定資産税・都市計画税	市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産。
軽自動車税	被災状況に応じて。
特別土地保有税	市の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地。
国民健康保険税	災害等により生活が著しく困難となった時。

ウ 期限の延長（市税条例第18条の2）

広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法または市税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申し立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長する。

エ 県税、国税の減免等

県及び国は、法令、地方税法及び県条例に基づき減免等災害の状況により実施する。

オ 介護保険料の免除等（市介護保険条例第22条、第23条）

(7) 徴収猶予

納付すべき保険料の全部又は一部に納付することができないと認める場合においては、申請によって6月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。

(イ) 減免

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住家、家財又はその他の財産についての損害程度が甚大であるとき。

(7) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸し付け

市及び千葉縣市町村総合事務組合は、千葉縣市町村災害弔慰金の支給等に関する条例により、一定規模以上の自然災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を、一定規模以上の自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときも含む。）に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金をそれぞれ支給する。

また、一定規模以上の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付けを行う。

【資料編】千葉縣市町村災害弔慰金の支給等に関する条例

(8) 生活福祉資金の貸し付け

ア 貸付対象

所得が低い世帯のうち、他からの融資が困難で、この資金の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更正のできる世帯。

イ 貸付条件

(ア) 償還期間据置期間経過後7年以内(据置期間6月以内)

(イ) 貸付金額一世帯150万円以内

(ウ) 利子 保証人あり 無利子

保証人なし 年1.5%（据置期間中は無利子）

ただし、償還期間内に償還した場合、県単独事業による利子補給あり。

(エ) 原則として白井市に居住し、生活福祉資金を借受けていない連帯保証人が必要

ウ 償還方法

年賦、半年賦又は月賦

エ 申し込み方法

官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員を通じ市福祉協議会へ申し込む。

(9) 災害見舞金等の支給

震災により被害を受けた住民に対し、更正意欲を促進し住民生活の安定に資することを目的として「白井市災害見舞金等支給規則」に基づき、災害見舞金及び災害弔慰金を支給する。

【資料編】白井市災害見舞金等支給規則

(10) 生活保護

ア 被災者の困窮の度合いに応じて、最低限度の生活の保障をするとともに、生活再建を支援する。また各種施策の広報・周知を図る。

イ 被保護世帯が震災のため、家屋の補修等住宅の維持を必要とする場合で、災害救助法の適用がない場合においては「生活保護法」により家屋補修費の支給を行う。

(11) その他の生活確保

各公共機関は、被害を受けた市民の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

2. 住宅の建設等

震災により住宅を滅失した被災者のための支援策は、次のとおりである。

(1) 災害公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な被災者に対し、住宅被害の状況等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅の建設、若しくは被災者へ転貸するために買取又は借上げを行う。

知事は、災害公営住宅の建設等を行う市町村に対し、適切に指導・支援を実施するとともに、当該市町村において対応が困難な場合には、知事が建設等を行う。

(2) 公営住宅の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対し、既存公営住宅等の活用を推進する。

(3) 借地借家制度の特例の適用

被災した地域において、「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法」（平成25年法律第61号）による特定大規模災害に指定された場合は、借地人及び借家人を保護する特例措置の適用を図る。

3. 中小企業への融資

県は、経営安定資金の融資対策を講じる。

	市町村認定枠	一般枠
融 資 対 象 者	・激甚災害により被害を受けた者 ・中小企業信用保険法第2条第5講第4号の規定による認定を受けた者	・知事が指定する災害により被害を受けた者
融 資 使 途	設備資金、運転資金	
融 資 限 度 額	1 中小企業者 8,000 万円以内	
融 資 期 間	設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内	
融 資 利 率	年1.0%～1.4% (融資期間により異なる。)	年1.1%～1.7% (融資期間により異なる。)

市は、各種中小企業の融資制度について、県と自井市商工会の協力を得て周知する。

4. 農林漁業者への融資

市は、農林水産業に対する災害の応急復旧に係る各種農業金融制度について西印旛農業組合の協力を得て周知する。

5. 義援金の受付・配付

市は、全国から被災者に対して寄託される義援金については、関係機関並びに県及び義援金募集团体と連携して適切に募集・配分を行うものとする。

(1) 義援金の受付

市	1 義援金の受付窓口を開設し直接義援金を受け付けるほか、銀行等金融機関に預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。

	2 直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。ただし口座振込の場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代える。
県	災害救助法の適用状況等を勘案し義援金の募集を決定し、義援金募集团体等と連携を図りながら、ホームページ及び報道機関等を通じ公表し、広報を行う。
義援金募集团体	県や市町村等と連携を図りながら、募集を決定し周知を行う。 また、関係団体（市町村、社会福祉協議会等）と連携を図りながら、受け付ける。寄託された義援金は、災害義援金配分委員会の指定する口座に速やかに送金する。

(2) 義援金の配分及び輸送

市	1 県、義援金募集团体から送付された義援金について、その配分基準に基づき迅速に配分する。 2 被災者への配分状況について送付された団体に報告する。
県	県及び義援金募集团体に寄託された義援金の配分に必要な事項（対象・基準・時期・方法等）は、義援金募集团体、被災市町村、報道機関、福祉団体、県等で構成する災害義援金配分委員会を開催し、決定する。 義援金が公正かつ適正に配分されたことを示すため、義援金配分委員会の監事は義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する

6. 被災者生活再建支援金の支給

「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、自立した生活再建を支援するため被災者生活再建支援基金を活用して、公益財団法人都道府県センターが支援金の支給を行う。

(1) 対象災害

暴風、洪水等の自然災害で次のいずれかに該当する場合

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ 上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- オ 上記ウ又はエに規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあつては2世帯以上）における自然災害

(2) 対象世帯

次のいずれかに該当する世帯とする。

- ア 住宅が「全壊」した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合

計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

被害程度	基礎支援金	再建方法	加算支援金	計
全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

(4) 支援金支給手続き

被災者は支給申請を市町村に行い、提出を受けた市町村は申請書等の確認を行い取りまとめのうえ、県へ提出する。

(5) 千葉県被災者生活再建支援事業

ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。

イ 本事業の実施主体は、市町村とする。（県から市への補助方式：補助率10/10）

ウ 支援金の支給額は上記(3)と同等とする。

第2節 生活関連施設等の復旧計画

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 上下水道施設	上下水道課、県企業局
2. 電気施設	東京電力パワーグリッド(株)
3. ガス施設	東京ガス(株)、京葉ガス(株)
4. 通信施設	東日本電信電話(株)
5. 公共土木施設	道路課、印旛土木事務所、葛南土木事務所、千葉国道事務所
水道・電気・ガス・通信等の施設、農業用施設、道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。 これらの施設については、震災直後には応急復旧を行い、社会全般が落ち着いた段階で、将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。	

1. 上下水道施設

応急復旧が一段落した段階で、上下水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 上水道施設の震災復旧の基本方針

被害を的確に把握して早期に復旧を図り、必要に応じ緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止や施設の機能維持に努める。

(2) 上水道施設の復旧

配水場及び重要給水施設管路などの重要施設の復旧を優先的に行い、速やかな通水を図る。

ア 配水場の復旧

地震発生後、停電が発生した場合は、配水場の自家発電機を稼働させ電力供給を確保したうえ、場内の連絡管のパトロール、電気・機械・薬注設備等の点検や作動確認を速やかに行い、通水するものとする。

被害が大きい場合は、長時間を要する修理となるため、県営水道からのバックアップによる対応を迅速に検討する。

イ 管路の復旧

地震発生後、速やかに管路パトロールを行い、漏水が多発している場合は、上流側の本管から順次復旧を行うが、大口径管で復旧に時間を要する場合は、他系統管からのバックアップを検討し緊急対応する。

ウ 復旧後の地震対策

復旧後の水道における地震対策として、管路更新を含めた適切な維持管理、管路のバックアップ対策等を計画的に実施する。

(3) 下水道施設の震災復旧の基本方針

下水道施設の被害は、震災後における社会全体の復旧活動、住民生活の安定などに与える影響が大きいため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図り、施設の速やかな復旧を行う。

(4) 下水道施設の復旧

下水道施設に被害が発生したときは、余震や二次災害等に配慮し、他のライフラインの復旧状況等を勘案し復旧順序を定める。また、効率的な復旧を行うため、二次災害の発生

や避難の長期化などを想定し、優先度の高い施設から復旧する。

ア 道路施設（優先度の高い順）

- ①ポンプ場等の基幹施設、重要な幹線等
- ②その他の幹線管渠
- ③枝線管渠
- ④取付管渠

イ ポンプ場（優先度の高い順）

- ①非常用電力

2. 電気施設

原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、県民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

- 第1順位：全回線送電不能の主要線路
- 第2順位：全回線送電不能のその他の線路
- 第3順位：一部回線送電不能の重要線路
- 第4順位：一部回線送電不能のその他の線路

(2) 変電設備

変電設備の復旧順位は次のとおりである。

- 第1順位：主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- 第2順位：都市部に送電する系統の送電用変電所
- 第3順位：重要施設に供給する配電用変電所

(3) 通信設備

通信設備の復旧順位は次のとおりである。

- 第1順位：給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
- 第2順位：保守用回線
- 第3順位：業務用回線

(4) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

3. ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、ガス製造設備、供給設備、通信設備、需要家のガス施設について被害調査を行う。その上で調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

(2) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

(3) 復旧作業

ガスの製造、供給を停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいてガスの製造、供給を再開する。

(4) 再供給時事故防止措置

ガスの再供給を開始する際は、供給施設のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検措置を行う。次いで、各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃料状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

4. 通信施設

災害により被災した通信回線の復旧については、以下に示す順位にしたがって実施する。

回線の復旧順位

順位	重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金義務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

*上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

電気通信サービス：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等

5. 公共土木施設

道路等の公共土木施設については、被災後直ちに応急復旧を行い、社会全般が落ち着きを取戻し社会経済活動が平常に近い状態になれば本格的な復旧作業に着手するが、都市基盤の根幹をなすものであり、被災の教訓を基により堅牢な本復旧を目指すものとする。

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。復旧にあたっては、被災者の救命・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施し、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、行うものとする。

(2) 河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設

河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設の管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 河川管理施設

(ア) 堤防の決壊、又は天然河岸の破壊で、応急復旧のままでは住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。

(イ) 堤防の決壊又はそのおそれのあるもの。

(ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。

(エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの。

(オ) 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管、排水機場又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれがあるもの。

イ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると人家、公共施設等に被害を生じるおそれがあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれの

あるもの。

第3節 財政援助等に関する計画

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 激甚災害特別財政援助法	各課
大規模な地震にともない、被害が発生した場合はその復旧にあたり多大な財政措置を必要とする。激甚災害に対処するための特別の財政援助等、国や県からの様々な財政援助を適格に受け、災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施を目指す。	

1. 激甚災害特別財政援助法

県及び市は、大規模な災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

また、市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

なお、市長は、激甚災害の指定を受けた時は、速やかに関係調書等を作成し、県各部局へ提出する。

なお激甚災害については「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）の2つの指定基準がある。

「激甚法」により、財政援助等を受ける事業等は以下の通りである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

・公共土木施設災害復旧事業	・身体障害者社会参加施設災害復旧事業
・公共土木施設災害関連事業	・障害者支援施設等災害復旧事業
・公立学校施設災害復旧事業	・婦人保護施設災害復旧事業
・公営住宅等災害復旧事業	・感染症指定医療機関災害復旧事業
・生活保護施設災害復旧事業	・感染症予防事業（公共施設区域内）
・児童福祉施設災害復旧事業	・堆積土砂排除事業（公共施設区域外）
・老人ホーム災害復旧事業	・湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- | |
|------------------------------------|
| ・農地等の災害復旧事業 |
| ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業 |
| ・開拓者等の施設の災害復旧事業 |
| ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例 |
| ・土地改良区等の行う湛水排除事業 |
| ・共同利用小型漁船の建造 |
| ・森林災害復旧事業 |
| ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業 |

(3) 中小企業に関する特別の助成

- | |
|--------------------------|
| ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 |
| ・事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 |

(4) その他の財政援助及び助成

- ・公立社会教育施設災害復旧事業
- ・私立学校施設災害復旧事業
- ・市が施工する感染症予防事業に関する負担の特例
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- ・水防資材費の補助の特例
- ・り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ・小災害債の係る元利償還金の基準財政需要額への算入
- ・雇用保険法による休職者給付の支給に関する特例

第4節 災害復興

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 災害からの復興に関する基本的な考え方	各課
2. 復興本部の設置	企画政策課、各課
3. 復興計画の策定	企画政策課、各課
4. 特定大規模災害時の措置	企画政策課、各課
5. 復興対策の研究、検討	各課
被災した住民の生活や企業活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠となる。また、復興によって被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に地域の構造をよりよいものに改変することが望ましい。そのためには、再建の途上にある住民や企業者、その他関係機関が積極的に復興事業に参画できる条件や環境の整備を速やかに行い、調整及び合意形成を十分に行うことが重要である。	

1. 災害からの復興に関する基本的な考え方

国、県、市町村などの行政の施策（公助）や自分の身は自ら守ること（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携すること（共助）など、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、県は、単なる原状回復である「復旧」ととどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組むこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

市は、今後起こりうる首都直下地震などの大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。

2. 復興本部の設置

市は、住民の生活や地域（都市）の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やかに、かつ、計画的に実施するための組織として、白井市災害復興本部を設置する。

3. 復興計画の策定

市は、総合計画や県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。策定に当たっては、次の視点を考慮するとともに、被災者、各分野の有識者、市民団体の提案等を踏まえる。

(1) くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

(2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市（地域）社会

の継続の必要性和都市（地域）機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れたまちづくりを進める。また、迅速で将来を見越した被災地の建築制限の実施、行政と住民等とが協働した都市計画の策定を目指す。さらに、都市（地域）の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業（事業者）が被災し、操業（営業）の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。市の重要な産業においても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

4. 特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な職員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、関係地方行政機関の長又は県知事に対して職員の派遣又はそのあつせんを要請する。

5. 復興対策の研究、検討

県は今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。また、その際、民間事業者等、関係機関の意見を聴取するよう努める。

(1) 防災・危機管理体制の強化

ア 防災対策の充実・強化

イ 関係機関との連携強化

ウ 地域コミュニティの活性化

(2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実

ア 医療提供体制の整備

イ 福祉サービス提供体制の整備

ウ 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備

エ 子育て支援サービスの提供体制の整備

(3) 教育分野における防災体制の充実

ア 教育施設の早期耐震化推進

イ 防災教育の一層の充実

ウ 学校における災害時の児童生徒等に対する支援の充実

(4) 農林水産業の再生と発展

ア 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進

イ 千葉県産農林水産物の魅力発信

ウ 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進

エ 自然災害対策の推進

(5) 商工業・観光業等の再生と発展

ア 商工業の再生及び成長支援

イ 観光業の再生

ウ 就労支援及び雇用創出の推進

(6) 地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり

ア 安全なまちづくりの推進

イ 公共土木施設の防災機能の強化

ウ 交通ネットワークの機能強化

エ 上下水道施設等ライフラインの機能強化

第2編 震災編

附編 南海トラフ地震に係る周辺 地域としての対応計画

第1節 計画策定の主旨

(実施担当：各部、各関係機関)

これまで、東海地震は国内で唯一予知の可能性があるとされてきたが、中央防災会議は平成29年9月に確度の高い地震予測は困難と判断し、東海地震関連情報の発表は行われないこととなった。

一方、東海地震の想定震源域を含む南海トラフ巨大地震については平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」（以下「南海トラフ地震関連情報」という。）の運用が開始され、南海トラフ地震が発生する可能性が高まった場合には津波からの事前避難などを促す情報を発表することとなった。

白井市域は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域には該当せず、南海トラフ地震に伴う本市の震度は最大5強程度と予想されているが、南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴う社会的な混乱も懸念されている。

そこで社会的混乱及び被害を最小限にとどめることを目的として、南海トラフ地震に関する地震防災対策計画をここに別章として策定する。

ただし、基本的な防災活動に関する内容は震災編において策定した計画と重複しているので、ここでは気象庁からの南海トラフ地震関連情報を受けてから地震が発生するまで、又は南海トラフ地震関連情報が終了するまでの間の防災活動を中心に簡潔にまとめるものとする。

南海トラフ地震関連情報の種類と対応

情報名・発表時間		キーワード	各キーワードを付記する条件	推進地域での防災対応
南海トラフ地震臨時情報	地震発生等から5～30分程度	(調査中)	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内※ ¹ でマグニチュード6.8以上※ ² の地震※ ³ が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測	
	地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震注意	○監視領域内※ ¹ において、モーメントマグニチュード※ ⁴ 7.0以上の地震※ ³ が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合	・日頃からの地震への備えを再確認する等
		巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※ ⁴ 8.0以上の地震が発生したと評価した場合	・日頃からの地震への備えを再確認する等 ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ・地震発生後の避難開始では明らかに避難を完了できない地域の住民は避難
		(調査終了)	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
南海トラフ地震関連解説情報			・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）	

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。

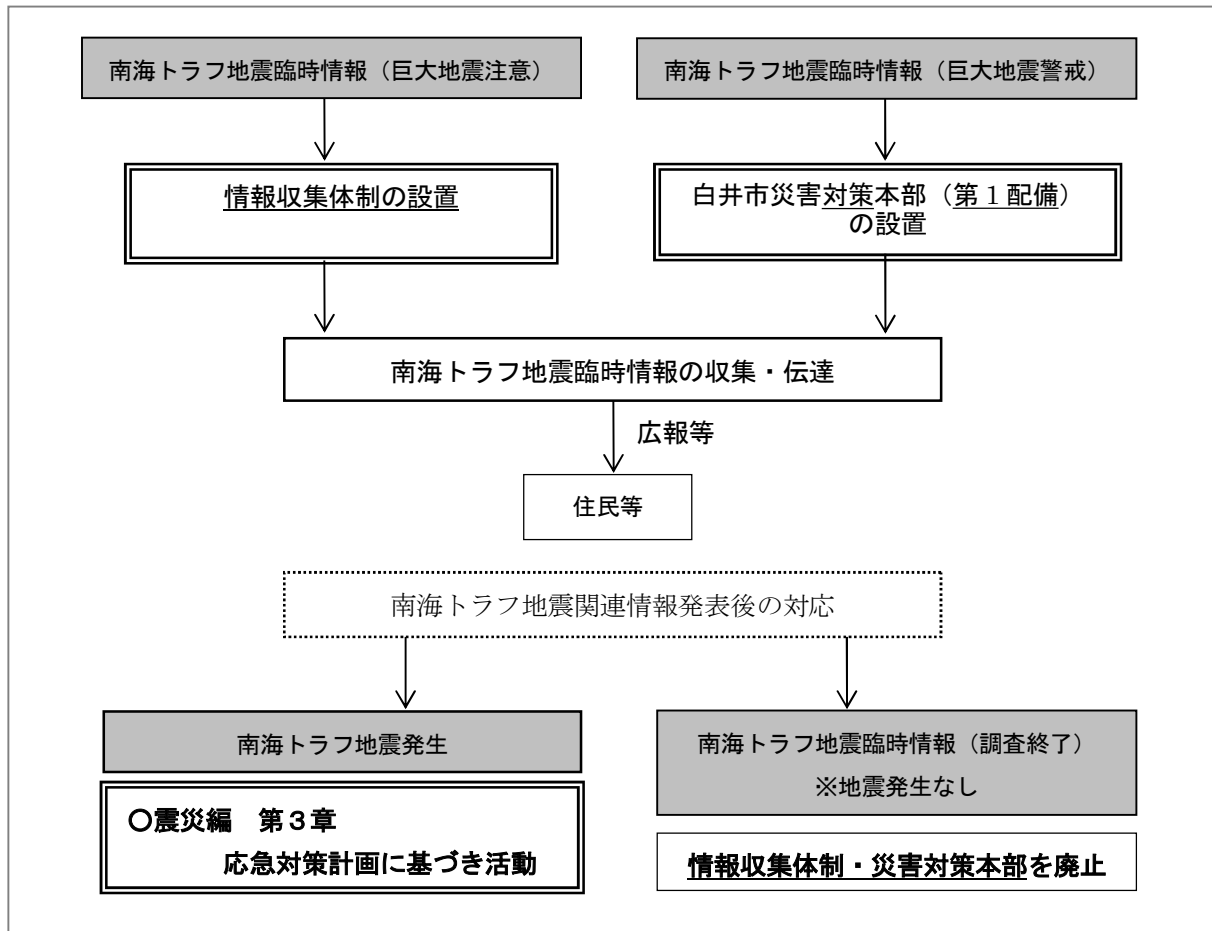
※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁

が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

南海トラフ地震に関する活動の流れ



第2節 活動体制の確立

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. <u>情報収集体制の設置</u>	危機管理課
2. <u>白井市災害対策本部の設置</u>	各班
南海トラフ地震関連情報が発表された場合に備え、市の取るべき防災体制等の必要な事項を定める	

1. 情報収集体制の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された時、情報収集体制を設置し、南海トラフ地震に備えた準備や情報の収集・伝達・警戒等に必要な活動を行う。

＊活動の詳細は、震災編第3章「震災応急対策計画」第1節「災害応急活動体制」第1項に準じる。

2. 白井市災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された時、市長は災害対策本部を設置し第1配備をとる。

(2) 災害対策本部の廃止

南海トラフ地震臨時情報（終了）が発表されたとき、災害対策本部を廃止する。

(3) 災害対策本部の設置場所・組織構成・運営／職員の動員・配備

＊活動の詳細は、震災編第3章「震災応急対策計画」第1節「災害応急活動体制」第1項に準じる。

第3節 南海トラフ地震関連情報に伴う情報収集・伝達

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 南海トラフ地震関連情報の伝達	広報班・無線班
2. 広報活動	広報班・無線班
3. 広聴活動	情報受付収集班、広報班・無線班
南海トラフ地震関連情報の収集・伝達について必要な事項を定め、市及び関係機関、住民、各事業所等が情報の共有化を図り、落ち着きある行動を目指す。	

1. 南海トラフ地震関連情報の伝達

南海トラフ地震関連情報が発表されたときは、住民等については、市防災行政無線やしろいメール配信サービスを用いて伝達する。

2. 広報活動

南海トラフ地震関連情報の発表に伴う混乱を未然に防止し、南海トラフ地震の発生時の被害の軽減を図るため、住民等への広報活動について定める。

(1) 広報内容

ア 地震に関する一般的知識

- ・南海トラフ地震関連情報の意味等
- ・予想される地震が発生した場合の影響度等

イ 住民、事業所等が地震発生までに具体的に実施できる予防措置と行動の指針

ウ その他必要な事項

南海トラフ地震関連情報の発表時に広報する主な内容

【混乱縮小のための情報】
(1) 市民が状況を判断できるための情報
① 南海トラフ地震関連情報の内容
② 流言飛語の打ち消し
(2) 住民等の災害予防措置の呼びかけ
① 出火予防呼びかけ（消火器の点検）
② 家具等の転倒防止措置を行うこと
③ テレビ・ラジオ等の報道機関の情報に注意すること
④ 太平洋沿岸部、東海・西日本地方への旅行は避けること
⑤ 太平洋沿岸部、東海・西日本地方への電話連絡を自粛すること
【生活関連情報】
(1) 交通・道路情報
① 鉄道・バス等の運行情報（県内沿岸部など）
② 道路情報（県内沿岸部の交通規制・渋滞情報）

(2) 広報手段

市防災行政無線やメール配信サービス等を用いて、混乱防止と災害予防に主眼をおいて広報する。

3. 広聴活動

住民からの南海トラフ地震に関する問い合わせへの対応などの広聴活動を開始し、民生の安

定を図る。

(1) 広聴活動の留意事項

住民の問い合わせ等には、職員一人ひとりが広聴担当という気構えで対応するよう努めるものとする。

(2) 災害相談窓口の設置

ア 住民からの問い合わせなどに対応するため、「災害相談窓口」を開設する。

イ 災害相談窓口等で収集した情報は、即日集約を行い、対応策を検討する。

第3編 風水害等編

第3編 風水害等編

第1章 総則

第1節 風水害対策の基本的視点

1. 災害に強いまちづくりの推進

集中豪雨、台風等の自然現象は、人為的に止めることはできないが、それに起因する風水害は社会的に対応可能であり、災害に強いまちづくりを進める。

2. 減災の視点からの対策の推進

災害に対しては、ハード（防災施設・設備）とソフト（情報・教育・訓練）の両面から総合的な防災システムの確立を図り、被害を最小限にとどめるようにする。

災害に対しては、減災の視点から、まず、人命の安全を守る対策を行う。

3. 自助・共助・公助の連携による防災の推進

住民自らによる自分の身は自分で守る「自助」、自主防災組織等による自分たちの地域は自分たちで守る「共助」、防災関係機関による「公助」等の各主体による役割分担と連携を図ることにより、効果的な防災の推進を図る。

4. 過去の教訓を踏まえた実効性の高い計画の策定

近年発生した台風や集中豪雨、また、平成24年5月に茨城県つくば市で発生した竜巻災害をはじめとする過去の災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画策定を行う。

5. 複合災害等への対応

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生や、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対応を図る。

第2節 風水害危険区域の把握

1. 水害危険区域

(1) 外水氾濫

水防法に基づく洪水浸水想定区域のうち、本市に浸水被害をもたらす洪水には、利根川、手賀川及び手賀沼、高崎川の洪水がある。

想定しうる最大規模の降雨で氾濫した場合、利根川の洪水では、我孫子市布佐から印西市木下付近で破堤した場合、破堤から約4時間後に白井市内の下手賀沼周辺で浸水が始まり、6時間後くらいに住宅地での浸水も見られるようになる。下手賀沼周辺では浸水深が7mになるところもあり、159棟が浸水被害を受ける。栄町付近で破堤した場合は、1日以上経って神崎川周辺で浸水が始まる。途中の印旛沼でたまった水があふれ始めてからでも10時間後となる。神崎川周辺では4棟が浸水被害を受ける。

手賀川及び手賀沼の洪水では、下手賀沼周辺のみが浸水範囲となり、11棟が浸水被害を受ける。

高崎川の洪水では、その洪水が直接的に白井市に被害をもたらすわけではないが、神崎川、二重川沿いの主に農地となっている場所が浸水し、浸水深が4mになるところもあり、64棟が浸水被害を受ける。

なお、これらの河川の洪水によって木造家屋等が倒壊する危険がある「家屋倒壊等氾濫想定区域」は市内に存在しない。

洪水浸水想定区域の想定条件

対象河川	指定・公表日	想定最大規模の降雨条件	計画規模の降雨条件
利根川	平成29年 7月20日	利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量491mm	利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量336mm
手賀川及び手賀沼	平成29年 6月30日	手賀川・手賀沼流域の48時間総雨量815mm	手賀川・手賀沼流域の48時間総雨量350mm
高崎川、鹿島川、北印旛沼、印旛水路、西印旛沼、師戸川、手繰川、小竹川、印旛放水路(大和田排水機場より上流)、神崎川、二重川、桑納川、石神川(南部川、佐倉川、花輪川)	令和2年 5月28日	高崎川流域の24時間雨量668.7mm	高崎川流域の24時間雨量206mm

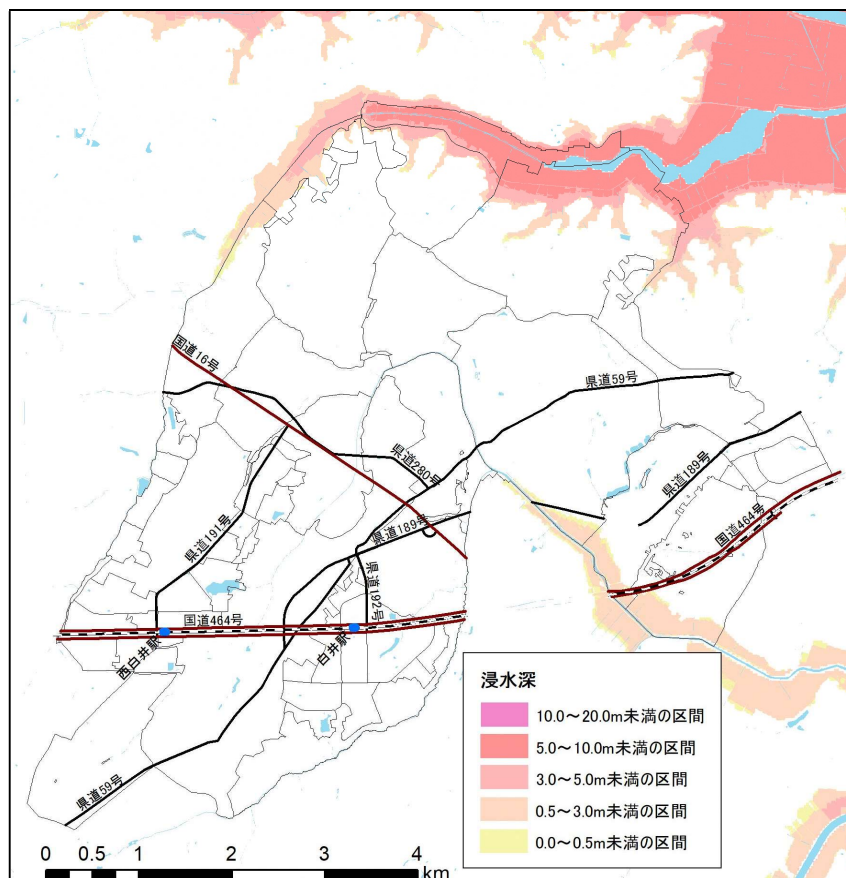
利根川下流・手賀川及び手賀沼・高崎川（想定最大）の氾濫による影響（浸水深別の建物棟数）

大字名称	利根川				手賀川及び手賀沼		(高崎川) 神崎川・二重川	
	～0.5m	～3.0m	～5.0m	～10.0m	～0.5m	～3.0m	～0.5m	～3.0m
神々廻							2	
白井							2	2
根							21	31
木								1
中		6						
名内	4	17	19					
今井			83		10			
河原子	2							
平塚		16	6	1		1		
清戸		3						3
谷田	1	1						2
合計	7	43	108	1	10	1	25	39

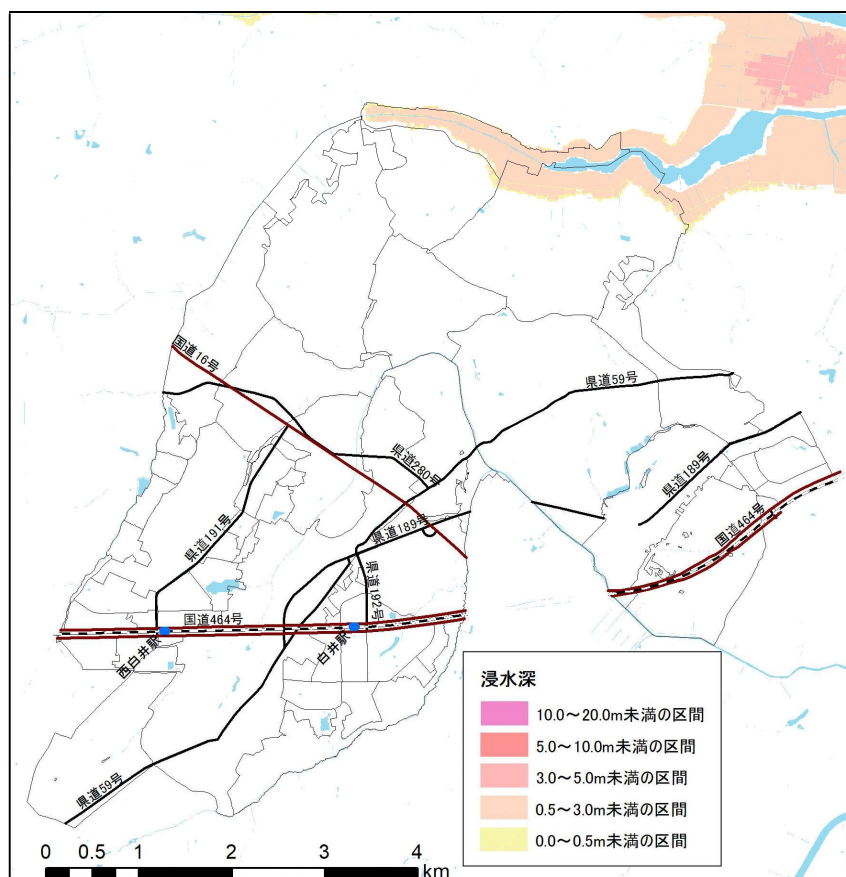
利根川下流・手賀川及び手賀沼・高崎川（想定最大）の氾濫による影響（浸水深別の人口）

大字名称	利根川				手賀川及び手賀沼		(高崎川) 神崎川・二重川	
	～0.5m	～3.0m	～5.0m	～10.0m	～0.5m	～3.0m	～0.5m	～3.0m
神々廻							3	
白井							5	2
根							32	55
木								3
中		7						
名内	5	22	20					
今井			123		15			
河原子	1							
平塚		15	5	1		1		
清戸		1						1
谷田	1	0						1
合計	7	44	148	1	15	1	40	61

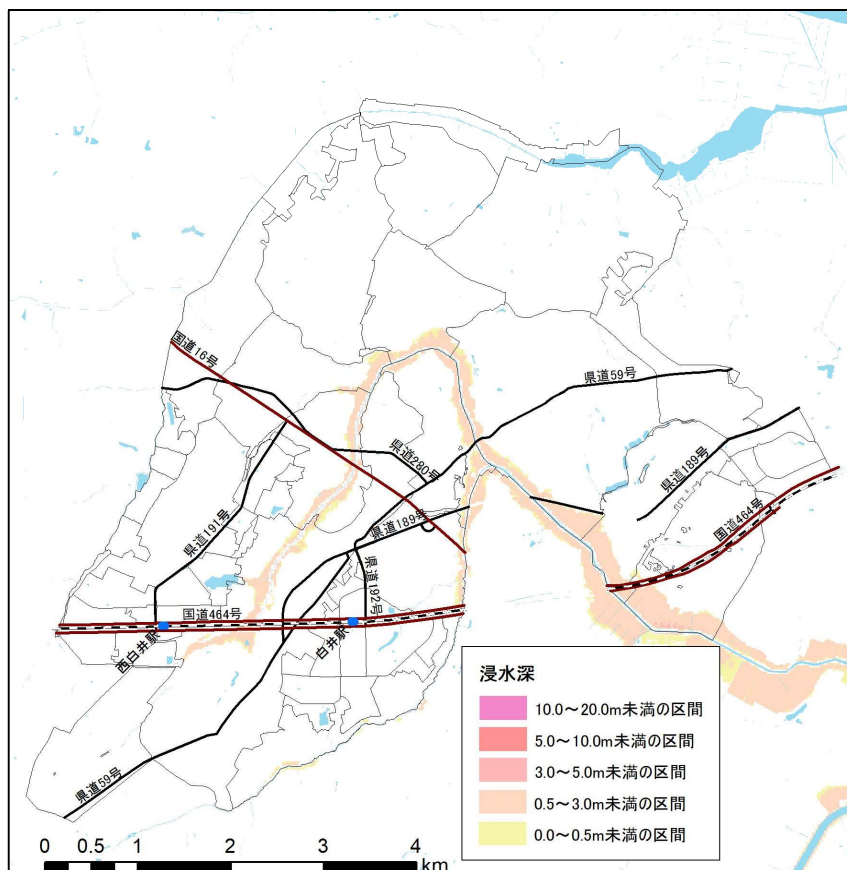
※合計は、小数点以下の四捨五入の関係で合わない場合がある。



利根川浸水想定区域（想定最大）



手賀川及び手賀沼浸水想定区域（想定最大）



高崎川浸水想定区域（想定最大）
（白井市内の影響河川：神崎川・二重川）

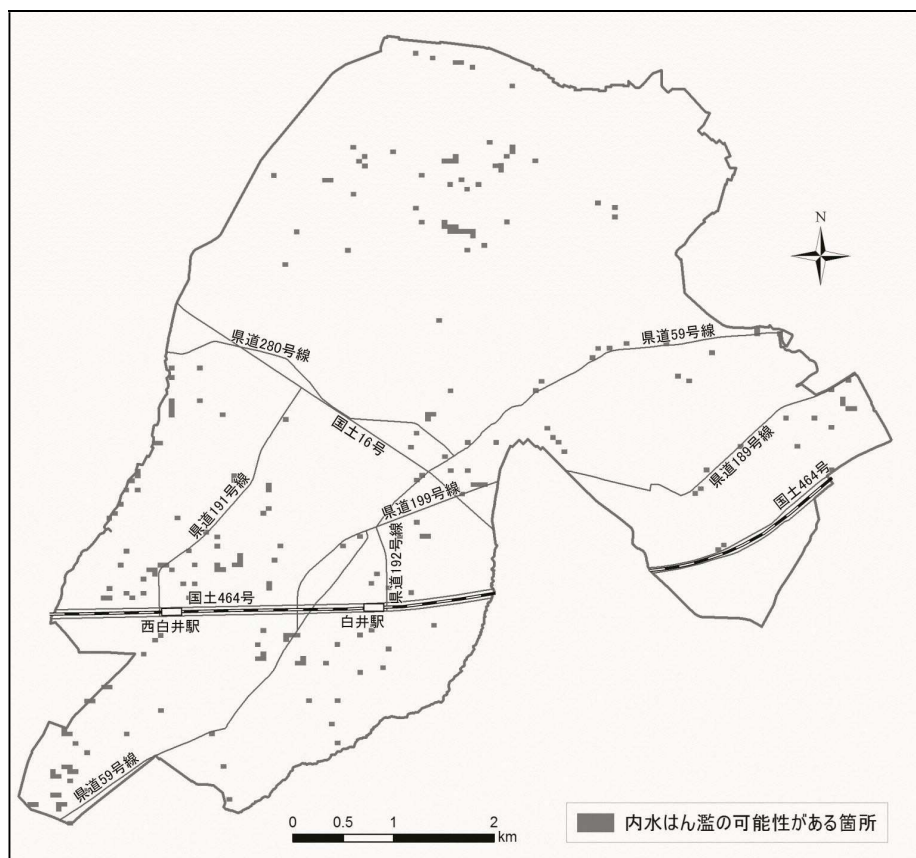
(2) 内水氾濫

平成23年度に実施した白井市防災アセスメント調査では、地形的な要因により浸水が発生すると考えられる地域及び過去の浸水実績を踏まえ、内水氾濫の可能性がある箇所を以下のとおり整理した。

内水氾濫の可能性がある箇所の設定方法

- 設定手法：窪地の度合い（窪地率）と想定浸水速度の関係から窪地率20%以内を窪地とし、その結果に地形分類および過去の浸水実績を加味し、内水氾濫の可能性がある箇所を設定
- 使用データ：航空レーザー測量データ（5mメッシュ標高、国土交通省関東地方整備局より）

※国土交通省「地下空間における浸水対策ガイドライン同解説」より



内水氾濫の可能性がある箇所

2. 土砂災害警戒区域

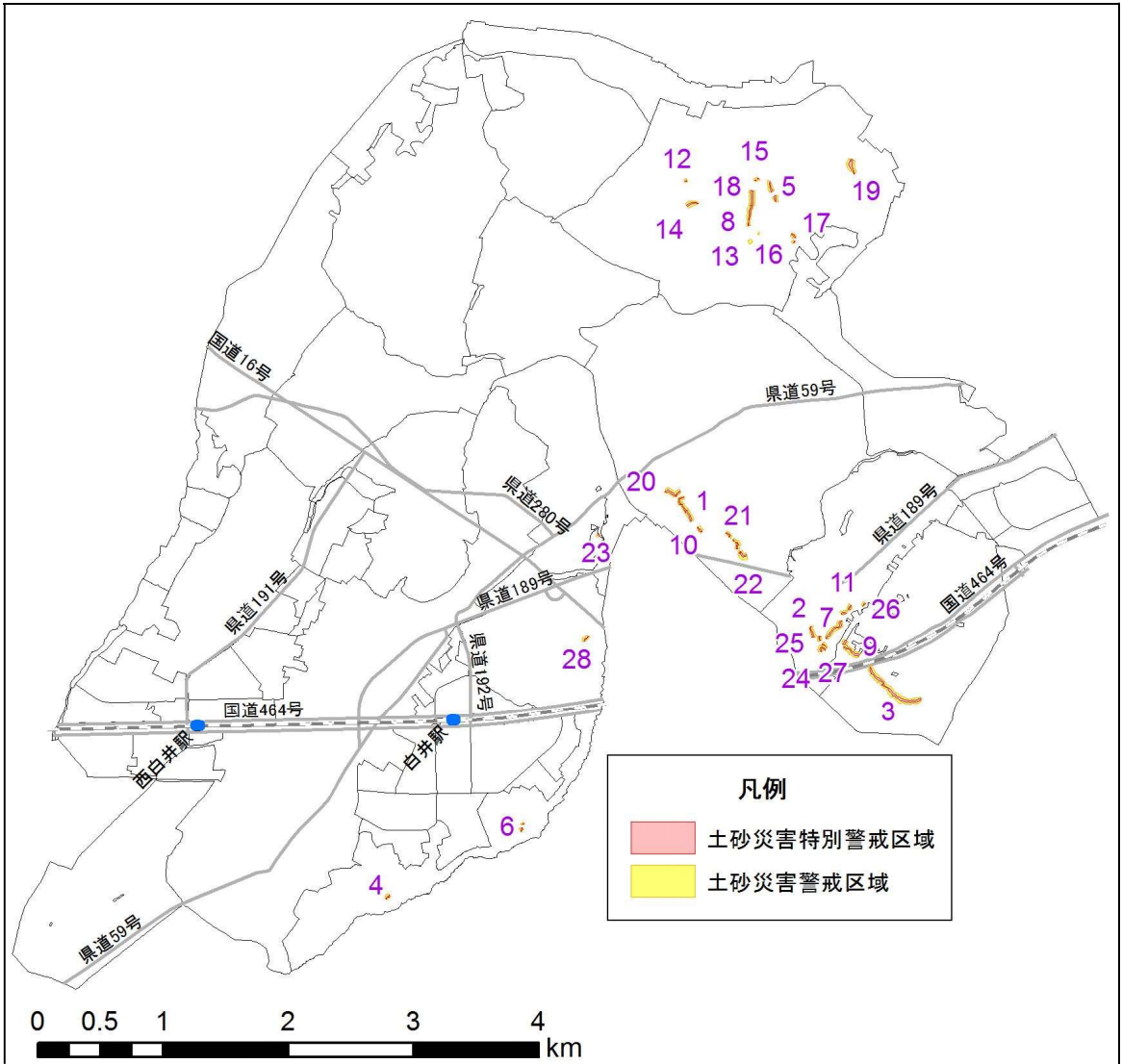
市内には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域が28箇所あり、うち26箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。これらの警戒区域の土砂災害の種類は、すべて急傾斜地の崩壊である。

【資料編 土砂災害危険箇所・区域】

土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊）にかかる人口・建物棟数

大字名称	影響建物棟数（棟）	影響人口（人）
神々廻	25.0	34.1
平 塚	33.0	11.4
清 戸	29.0	25.8
谷 田	43.0	53.2
合計	138.0	134.5

※合計は、小数点以下の四捨五入の関係で合わない場合がある。



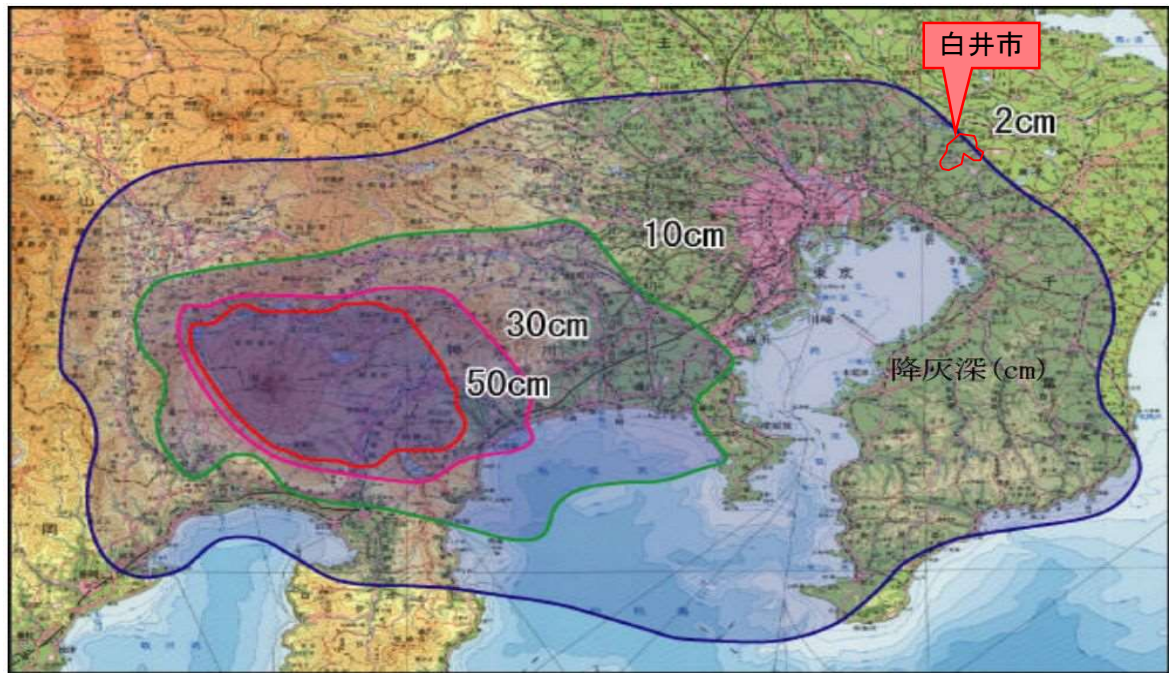
土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）の位置

3. 火山災害の想定

内閣府では、富士山山頂又はその周辺で噴火が想定される地域で、宝永規模（1707年の噴火）の大噴火が発生した場合に降り積もる火山灰の厚さの分布を予測している。

これによると市内では2cm程度の厚さの降灰が予想される。また、風向きによっては最大5cm程度の厚さとなる可能性もある。

降灰による影響は、交通支障、停電、断水のほか、目や気管などに健康被害をもたらす可能性がある。



降灰可能性マップ（富士山ハザードマップ検討委員会報告書より）

第3編 風水害等編

第2章 風水害等予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 災害に強い都市空間	都市計画課、建築宅地課
2. 風水害等災害の予防	道路課、都市計画課、上下水道課、産業振興課、印旛土木事務所
3. 火災に強い市街地	都市計画課、建築宅地課、道路課、関係各課、印西地区消防組合
4. ライフライン施設	上下水道課、環境課、関係各機関、事業所
風水害等における住民の生命の安全確保を図るため、地域の災害特性に配慮しつつ、各対策事業を推進し、災害に強いまちづくりを総合的かつ計画的に推進する。	

1. 災害に強い都市空間

震災編・第2章・第1節「1. 震災に強い都市空間」に準ずる。（震-2-1参照）

2. 風水害等災害の予防

近年、全国各地で集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風による浸水被害、土砂災害が多発していることから、市内においても繰り返し浸水している地区や水害危険箇所の事前把握に努め、「ハザードマップ」等を活用し、住民への防災意識の高揚を図るとともに、国、県への働きかけを積極的に推進する。

(1) 水害対策の充実

市は、国・県その他関係機関の協力を得て、河川・水路の改修・整備、公共下水道（雨水）の整備及び雨水流出抑制施設の設置など総合的な治水対策の推進を図る。

ア 公共下水道（雨水）の整備

雨水排除については、浸水発生のおそれのある市街化地区を中心に雨水幹線の整備を図る。また、地区内の排水については、地域の実情を勘案しながら、排水路等の計画的な整備に努める。

イ 雨水流出抑制施設の設置

公共下水道の区域外での開発行為においては、雨水浸透貯留施設を設置し、道路等への雨水の流出を防止するよう指導する。

(2) 河川の整備

ア 河川改修

一級河川（神崎川、二重川、法目川、野口川、七次川）の改修について管理者である国や県へ適宜要請するとともに、道路管理者は河川改修に合せて老朽化や交通量の増加に応じた橋りょうの架け替え等を進める。

イ 水路改修

流水の正常な機能を保全し、水路の適正な利用を推進するため、水路の改修を進める。
なお、手賀沼水系金山落しの改修については、管理者である国に適宜要請する。

(3) 立木・街路樹対策

立木・街路樹が受ける被害（倒木、幹折れ、傾斜）を軽減するため、街路樹等の剪定、枝降ろし、支柱等の適正な管理に努める。

(4) 農作物対策

農業協同組合を通じて農作物の風害防止について指導し、被害の軽減を図る。
また、降雹等の被害についても指導する。

3. 火災に強い市街地

震災編・第2章・第1節「3. 震災に強い市街地」に準ずる。（震-2-2参照）

4. ライフライン施設

震災編・第2章・第1節「4. ライフライン施設」に準ずる。（震-2-3参照）

第2節 防災体制の整備

＜計画の体系・担当＞

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 事前の体制づくり	危機管理課、各課
2. 職員初動マニュアルの整備	危機管理課
3. 各課配備体制の更新と報告	各課
4. 広域防災体制の連携強化	危機管理課
5. 防災活動拠点の自立性構築	危機管理課、各課
6. 業務継続体制の確保	危機管理課、総務課、各課
7. 受援体制の促進	総務課、危機管理課、各課
8. 地区防災計画の普及	危機管理課

初動時における市職員の参集、災害対策本部の設置等、災害時に災害応急対策を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備に関する必要な事項を定める。また、一つの市町村の対応力を上回る大規模災害に対し、周辺市町村が相互に協力し、迅速かつ的確な災害活動が実施されるよう、相互応援体制に基づき平常時に共同で実施する事業等について定める。

1. 事前の体制づくり

震災編・第2章・第2節「1. 事前の体制づくり」に準ずる。（震-2-6参照）

2. 職員初動マニュアルの整備

震災編・第2章・第2節「2. 職員初動マニュアルの整備」に準ずる。（震-2-6参照）

3. 各課配備体制の更新と報告

震災編・第2章・第2節「3. 各課配備体制の更新と報告」に準ずる。（震-2-7参照）

4. 広域防災体制の連携強化

震災編・第2章・第2節「4. 広域防災体制の連携強化」に準ずる。（震-2-7参照）

5. 防災活動拠点の自立性構築

震災編・第2章・第2節「5. 防災活動拠点の自立性構築」に準ずる。（震-2-7参照）

6. 業務継続体制の確保

震災編・第2章・第2節「6. 業務継続体制の確保」に準ずる。（震-2-8参照）

7. 受援体制の促進

震災編・第2章・第2節「7. 受援体制の促進」に準ずる。（震-2-8参照）

8. 地区防災計画の普及

震災編・第2章・第2節「8. 地区防災計画の普及」に準ずる。（震-2-9参照）

第3節 情報連絡体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 情報の収集・連絡体制	危機管理課、各課、関係機関
2. 通信設備の点検と予防措置	危機管理課、関係機関
3. 通信設備の整備	危機管理課、総務課、消防組合、県、電気通信事業者
有線通信手段が途絶した事態においても、市域の被害状況を的確に把握し必要な対策を行うため、情報の収集・連絡体制の整備、通信手段の整備及びその保守等について必要な事項を定める。	

1. 情報の収集・連絡体制

震災編・第2章・第3節「1. 情報の収集・連絡体制」に準ずる。（震-2-11参照）

2. 通信設備の点検と予防措置

震災編・第2章・第3節「2. 通信設備の点検と予防措置」に準ずる。（震-2-11参照）

3. 通信設備の整備

震災編・第2章・第3節「3. 通信設備の整備」に準ずる。（震-2-11参照）

第4節 救助・救急・医療体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 医療救護体制の整備	健康課、 <u>保険年金課</u> 、消防組合、医療機関
2. 救助・救急知識の普及	<u>人事課</u> 、消防組合
3. 傷病者搬送体制の整備	健康課、 <u>保険年金課</u> 、消防組合、医療機関
災害時における負傷者等の救出及び救護・医療活動が迅速かつ適切に実施されるよう、災害医療体制の整備について必要な事項を定める。医療救護活動において、市単独で処理不可能な場合は近隣市町村、県、国、その他の関係機関等の応援を得て実施する。災害救助法が適用された場合は県知事が主体となって対応する。	

1. 医療救護体制の整備

震災編・第2章・第4節「1. 医療救護体制の整備」に準ずる。（震-2-13参照）

2. 救助・救急知識の普及

震災編・第2章・第4節「2. 救助・救急知識の普及」に準ずる。（震-2-13参照）

3. 傷病者搬送体制の整備

震災編・第2章・第4節「3. 傷病者搬送体制の整備」に準ずる。（震-2-14参照）

第5節 火災の防止

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 出火の防止	消防組合、消防団、危機管理課
2. 初期消火	消防組合、消防団、危機管理課
3. 消防力の強化	消防組合、消防団、危機管理課
印西地区消防組合消防計画に基づいて初期消火の徹底など出火防止を基本とした火災予防対策、消防資機材の整備等による消防力の充実強化について必要な事項を定める。	

1. 出火防止

震災編・第2章・第5節「1. 出火防止」に準じ、「地震」を「風水害等」に読み替えるものとする。（震-2-15参照）

2. 初期消火

震災編・第2章・第5節「2. 初期消火」に準ずる。（震-2-16参照）

3. 消防力の強化

震災編・第2章・第5節「3. 消防力の強化」に準ずる。（震-2-16参照）

第6節 水害の予防

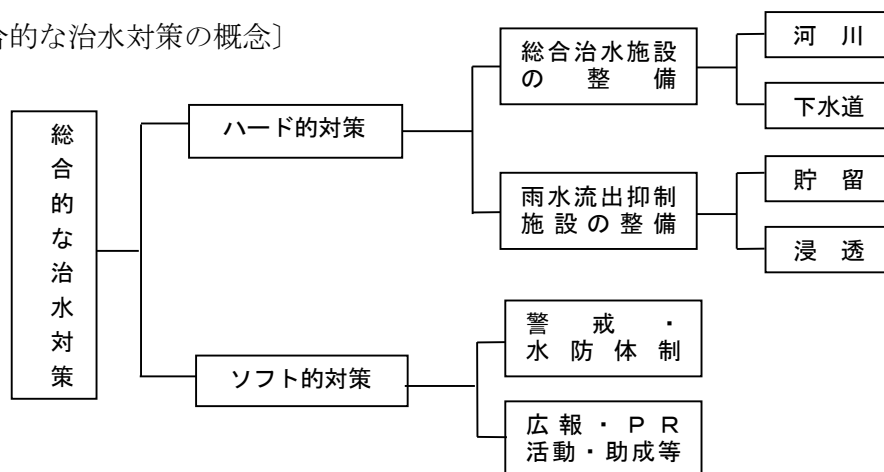
《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 河水統制または河川改修	道路課、上下水道課、印旛土木事務所
2. 河川・下水道の整備	道路課、上下水道課、印旛土木事務所
3. 気象情報、河川水位等の把握	危機管理課、道路課
4. 浸水想定区域の周知等	危機管理課、河川管理者
5. 農作物等の水害予防対策	産業振興課、西印旛農業協同組合
近年、市街地及び周辺の低地に住宅等が建設され、これまでの遊水機能を有していた田畑等が徐々に少なくなり、いわゆる都市型水害の発生が見られるようになった。 そのため、これらの危険箇所の実態を調査し、河川の氾濫、低地の浸水等に対する予防対策（総合的な水害対策）を講じる。	

1. 河水統制または河川改修

治水水準の向上のためには、河川改修及び下水道の整備に加えて、調節池の設置及び流域における時間雨量50mm程度の降雨に対する雨水の貯留・浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等の総合的な治水対策が必要である。

〔総合的な治水対策の概念〕



2. 河川・下水道の整備

本市域においては、流域の都市化の進展に伴い、徐々に中小河川の浸水発生の危険性が大きくなっていくと考えられることから、今後一層の河川・下水道の総合治水施設の整備を推進する必要がある。また必要に応じ、河川管理者等に対し、防災調整池の設置や河川改修などの対策検討を要請する。

また日頃より住民に対し、浸水等水害の危険性を事前に把握し、人的被害等を軽減するための情報源として「ハザードマップ」等を活用し、水害危険区域や避難所等の広報・周知に努める。

3. 気象情報、河川水位等の把握

気象観測については、銚子地方気象台の発表を的確に把握するとともに、河川の水位状況についても国土交通省、県等からも情報を収集し、水害が予想されるときは事前の準備を図

る。

4. 浸水想定区域の周知等

住民に水害の危険性を正しく認識してもらうために、ハザードマップの配布やホームページ等により、浸水想定区域や避難所等の周知に努める。

また、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認めた場合には、これらの施設の名称及び所在地を本計画に定め、その施設については警報等の伝達方法等を本計画に定める。さらに、当該要配慮者利用施設については、水防法に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施等を施設管理者等に指導する。

5. 農作物等の水害予防対策

農作物の水害予防対策については、土地基盤整備事業等を通じて施設の充実および洪水の調整に努めるほか、千葉県や西印旛農業協同組合等と連携して、事前・事後の対応等について普及や指導を行い被害の軽減を図る。

第7節 土砂災害の予防

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 土砂災害警戒区域等	危機管理課、建築宅地課
2. 急傾斜地崩壊危険区域等	危機管理課、道路課
3. 防災知識の普及、啓発	危機管理課
台風や集中豪雨などによる土砂災害から住民等の生命、身体、財産を守るため、土砂災害の発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。	

1. 土砂災害警戒区域等

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条及び第8条の規定により、土砂災害のおそれのある区域「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」と、建物の損壊等により大きな被害が生ずるおそれのある区域「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」は、土砂災害基本法に基づき、県が指定するものである。本市においては、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域28箇所（急傾斜地の崩壊）が指定されている。（令和2年3月現在）

市は、上記区域において、災害情報の伝達や避難を迅速に行い、土砂災害から生命を守るため、警戒避難体制の確立を図るとともに、特定開発行為に対する許可、建築物の構造規制等の対策を行う。

＜土砂災害警戒区域の指定基準＞

急傾斜地の崩壊

- (ア) 傾斜度が30度以上で高さが5メートル以上の区域
- (イ) 急傾斜地の上端から水平距離が10メートル以内の区域
- (ウ) 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50メートルを超える場合は50メートル）以内の区域

(2) 危険箇所の点検・対策

本市においては、土砂災害警戒区域等について、県及び関係機関の協力を得ながら、梅雨・台風等の災害発生の危険性が高い時期を中心に定期的に危険度を把握するための調査・点検を実施し、適切な規制、対策等を講じる。

(3) 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等警戒避難体制に関する事項、避難行動要支援者の円滑な警戒避難に資する情報等の伝達方法を定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布等必要な措置を講じる。

土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設が立地する場合は、当該施設に対し土砂災害に関する情報、予警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する。

土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域に準じた警戒避難体制の整備に努める。

(4) 土砂災害警戒区域等におけるソフト対策

- (ア) 災害情報の伝達や警戒避難体制の整備を図る。
- (イ) 居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して構造が安全であるかどうかの確認を行う。

- (ウ) 住宅や要配慮者利用施設の開発行為は、基準に従ったものに限り許可する。
- (エ) 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を図る。

2. 急傾斜地崩壊危険区域等

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、県と協議の上、地域住民の協力を得ながら、引き続き「急傾斜地崩壊危険区域」として、県が指定手続きを行う。本市においては、急傾斜地崩壊危険区域が1箇所指定されている。（令和2年3月現在）

＜急傾斜地崩壊危険区域指定基準＞

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- (ア) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- (イ) 急傾斜地の高さが5メートル以上のがけ
- (ウ) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの。

3. 防災知識の普及、啓発

土砂災害のおそれのある箇所を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報誌への掲載、パンフレットの配布等により、周辺住民等に対する周知徹底を図る。また、土砂災害警戒情報や千葉県土砂災害警戒情報システムの活用等についても、併せて周知するものとする。

第8節 風害の予防

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 竜巻等に関する知識の普及	危機管理課
2. 農作物等の風害・ひょう害防止対策	産業振興課、西印旛農業協同組合
3. 施設等の風害防止対策	危機管理課、施設管理者
台風や竜巻、局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。これらの被害を未然に防止又は軽減し、被害の拡大を最小限に防止するものとする。	

1. 竜巻等に関する知識の普及

市及び県は、台風・竜巻等による被害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して普及啓発を図る。

(1) 気象情報等の確認

平時から、気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報について、テレビ、ラジオ等により確認することを心掛けること。

(2) 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。また、避難する時間が少ない竜巻から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- (ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- (イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- (ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- (エ) 大粒の雨やひょうが降り出す。

イ 発生時に屋内にいる場合

- (ア) 窓を開けない、窓から離れる。カーテンを引く。
- (イ) 雨戸、シャッターを閉める。
- (ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する。
- (エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る。

ウ 発生時に屋外にいる場合

- (ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。
- (イ) 橋や陸橋の下に行かない。
- (ウ) 近くの頑丈な建物に避難する、又は、頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る。
- (エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない。

2. 農作物等の風害・ひょう害防止対策

農作物等の風害防止については、千葉県や西印旛農業協同組合等と連携して、台風、冬季の季節風、その他局地的な強風等それぞれの種別に対応した対策を指導し、被害の軽減を図る。

また、白井市では、気象環境の関係で降雹が多く発生し、市特産の梨に被害が出ているた

め、降雹、強風、害虫、鳥害を防ぐことのできる多目的防災網の設置を推進する。

3. 施設等の風害防止対策

(1) 送電施設、通信施設等の風害対策

東京電力等の施設管理者と、非常時の連絡体制や防災体制についての連携を確立しておく。

(2) 看板類の風害対策

市は強風により飛来ないし落下の恐れのある看板類等については、日頃より管理者に点検を呼びかける他、住民等からの危険情報を入手する方法について検討する。

第9節 雪害の予防

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 道路雪害防止対策	道路課、印旛土木事務所、千葉国道事務所
2. 気象（積雪等）の観測	危機管理課、道路課、道路管理者
3. 農作物等の雪害防止対策	産業振興課、農業協同組合
積雪による冬季の交通障害を除去し、安全な交通の確保を図る。また、積雪が原因の農作物への必要に応じた防止策をあらかじめ計画するものとする。	

1. 道路雪害防止対策

(1) 除雪区分及び除雪路線

ア 国土交通省・県

国道16号については国土交通省、国道464号・主要地方道・県道については県が除雪を行う。

イ 市道

市道については、主要な市道から優先して除雪を行う。

ウ 歩道部及び歩道橋

歩道は、駅前を優先とし除雪に努める。また歩道橋についても、優先的に除雪に努める。

(2) 除雪作業

市は、協力土木業者等の関係業者の協力を得て除雪を実施するための連絡体制を整備しておくものとする。

また、融雪時の夜間凍結による「スリップ」防止については、関係機関と連携し、通行規制や、砂・凍結防止剤散布等の処置に努める。

(3) 防災知識の普及

大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪が予想されるとき、人命を最優先とするためには、幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に避けるための計画的・予防的な通行規制が必要であること、不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、住民等への周知に努める。

2. 気象（積雪等）の観測

気象観測については、銚子地方気象台の発表を的確に把握するとともに、積雪の予警報状況についても国土交通省等から情報を収集し、被害が予想されるときは事前の準備を行う。

3. 農作物等の雪害防止対策

農作物等の雪害防止については、千葉県や西印旛農業協同組合等と連携して、事前・事後の対応等について普及や指導を行い被害の軽減を図る。

第10節 要配慮者の安全確保

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 避難行動要支援者	社会福祉課、高齢者福祉課、障害福祉課、子育て支援課、健康課、市民活動支援課、企画政策課、危機管理課、市社会福祉協議会
2. 社会福祉施設等	社会福祉課、高齢者福祉課、保育課、各施設管理者
3. 外国人等	危機管理課、企画政策課
高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する要配慮者のうち、災害時の避難等に特別な配慮を必要とする避難行動要支援者等の安全確保を図るため、必要な事項を定める。また各種支援体制については、「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」、「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」（県）等に基づいて整備に努める。	

1. 避難行動要支援者

震災編・第2章・第6節「1. 避難行動要支援者」に準ずる。（震-2-18参照）

2. 社会福祉施設等

震災編・第2章・第6節「2. 社会福祉施設等」に準ずる。（震-2-21参照）

3. 外国人等

震災編・第2章・第6節「3. 外国人等」に準ずる。（震-2-22参照）

第11節 緊急輸送体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 緊急輸送道路の <u>指定</u>	危機管理課、道路課
<u>2.</u> 輸送体制の整備	危機管理課、公共施設マネジメント課
<u>3.</u> 緊急通行車両	危機管理課、公共施設マネジメント課
災害時に救助・救急・医療活動や緊急物資の輸送等を迅速に実施し、被害の発生と拡大の防止を図るための輸送施設及び輸送体制等の整備について定める。	

1. 緊急輸送道路の指定

震災編・第2章・第7節「1. 緊急輸送道路の指定」に準ずる。（震-2-23参照）

2. 輸送体制の整備

震災編・第2章・第7節「2. 輸送体制の整備」に準ずる。（震-2-23参照）

3. 緊急通行車両

震災編・第2章・第7節「3. 緊急通行車両」に準ずる。（震-2-23参照）

第12節 避難収容体制の整備

＜計画の体系・担当＞

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 避難体制の整備	危機管理課、道路課、学校政策課
2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	危機管理課
3. 指定避難所等の整備	危機管理課、公共施設マネジメント課、教育総務課、関係各課
4. 家庭動物対策	危機管理課、環境課
5. 避難所の開設・運営	危機管理課、総務課、教育総務課、生涯学習課、市民活動支援課、施設管理者
6. 応急仮設住宅の用地確保	建築宅地課
大規模災害に備え、住民の安全確保を図るための避難路や指定緊急避難場所・指定避難所の確保とともに、自宅での生活が困難となった被災者に対し、迅速な救援救護を図るための避難施設の確保や応急仮設住宅等について必要な事項を定める。なお避難所の運営方針等については県の「災害時における避難所運営の手引き」に準拠する。	

1. 避難体制の整備

震災編・第2章・第8節「1. 避難体制の整備」に準ずる。（震-2-24参照）

2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

震災編・第2章・第8節「2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定」に準ずる。（震-2-25参照）

3. 指定避難所等の整備

震災編・第2章・第8節「3. 指定避難所等の整備」に準ずる。（震-2-26参照）

4. 家庭動物対策

震災編・第2章・第8節「4. 家庭動物対策」に準ずる。（震-2-27参照）

5. 避難所の開設・運営

震災編・第2章・第8節「5. 避難所の開設・運営」に準ずる。（震-2-27参照）

6. 応急仮設住宅の用地確保

震災編・第2章・第8節「6. 応急仮設住宅の用地確保」に準ずる。（震-2-28参照）

第13節 給水体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. <u>飲料水の確保</u>	危機管理課、上下水道課
2. <u>非常用水源の保全・確保計画</u>	危機管理課、上下水道課、環境課
3. <u>民間の井戸の活用</u>	危機管理課、環境課

災害時の給水施設の破壊、飲料水の汚染等により飲料水の供給ができない場合に備え、平時に取り組む飲料水の備蓄、給水タンクの確保等、給水対策についての計画を定める。

なお、本市の上下水道は市外の施設と密接に連携しており、市内の施設に被害がなくとも市外の関連施設が被災した場合には、市内全域で給排水が停止する可能性があることに留意して対策を進める。

1. 飲料水の確保

震災編・第2章・第9節「1. 飲料水の確保」に準ずる。（震-2-29参照）

2. 非常用水源の保全・確保計画

震災編・第2章・第9節「2. 非常用水源の保全・確保計画」に準ずる。（震-2-29参照）

3. 民間の井戸の活用

震災編・第2章・第9節「3. 民間の井戸の活用」に準ずる。（震-2-29参照）

第14節 備蓄体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 備蓄・調達体制の整備	危機管理課、産業振興課
2. 供給体制の整備	危機管理課、産業振興課
3. 燃料等の確保体制の整備	危機管理課、公共施設マネジメント課
4. 備蓄場所の整備	危機管理課、公共施設マネジメント課、施設管理者
災害時の食料や生活必需品の調達・供給にし、供給体制や備蓄等についてあらかじめ整備が必要な事項を定める。また良好な保管場所を確保し、スムーズな供給体制の確立を目指す。	

1. 備蓄・調達体制の整備

震災編・第2章・第10節「1. 備蓄・調達体制の整備」に準ずる。（震-2-30参照）

2. 供給体制の整備

震災編・第2章・第10節「2. 供給体制の整備」に準ずる。（震-2-31参照）

3. 燃料等の確保体制の整備

震災編・第2章・第10節「3. 燃料等の確保体制の整備」に準ずる。（震-2-31参照）

4. 備蓄場所の整備

震災編・第2章・第10節「4. 備蓄場所の整備」に準ずる。（震-2-31参照）

第15節 防災意識の向上と知識の普及

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 市職員に対して	危機管理課、人事課
2. 住民に対して	危機管理課、建築宅地課、消防組合、関係機関
3. 児童・生徒等に対して	教育委員会
4. 避難行動要支援者に対して	社会福祉課、高齢者福祉課、障害福祉課、危機管理課、消防組合、関係機関
5. 施設管理者に対して	消防組合、関係機関
6. 応急手当方法の指導・普及	人事課、消防組合、関係機関
関係防災機関及び住民との協力体制の確立など総合的な災害対策を推進するため、職員、住民、事業所等に対する防災意識の向上を図るとともに各種防災教育を行い、災害対応力向上を図る。	

1. 市職員に対して

震災編・第2章・第11節「1. 市職員に対して」に準ずる。（震-2-32参照）

2. 住民に対して

震災編・第2章・第11節「2. 住民に対して」に準ずる。（震-2-32参照）

なお、風水害については次の事項を追加する。

(1) 普及知識等の内容

ア 災害への備え

- ・強風暴風に対する家屋の保全方法（雨戸等の戸締り、ガラスの補強等）
- ・浸水への備え（土嚢等の設置による浸水防止対策）

イ 災害時の心得

- ・防災気象情報、5段階の警戒レベル及び避難指示等との関係性や意味、それぞれの段階で取るべき避難行動
- ・ハザードマップ等により災害危険箇所の周知に努める。

3. 児童・生徒等に対して

震災編・第2章・第11節「3. 児童・生徒等に対して」に準ずる。（震-2-33参照）

4. 避難行動要支援者に対して

震災編・第2章・第11節「4. 避難行動要支援者に対して」に準ずる。（震-2-34参照）

5. 施設管理者に対して

震災編・第2章・第11節「5. 施設管理者に対して」に準ずる。（震-2-34参照）

6. 応急手当方法の指導・普及

震災編・第2章・第11節「6. 応急手当方法の指導・普及」に準じ、「地震発生にともない」を「災害時には」に読み替えるものとする。（震-2-34参照）

第16節 防災訓練の充実

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 防災訓練の充実	危機管理課、各課、関係機関
2. 防災訓練の種別	危機管理課、消防団、消防組合、関係機関、事業所
3. 訓練の実施と事後評価	危機管理課、消防組合、関係機関
市及び関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、事業所等との協調体制の強化等を目的として、各種の防災訓練を実施するとともに、事後評価を行い、訓練内容の改善・工夫及び防災計画の見直し等を図るものとする。	

1. 防災訓練の充実

震災編・第2章・第12節「1. 防災訓練の充実」に準ずる。（震-2-36参照）

2. 防災訓練の種別

震災編・第2章・第12節「2. 防災訓練の種別」に準ずる。（震-2-36参照）

なお、利根川の氾濫等の非常事態に対処するため、印旛利根川水防事務組合構成市町村である当市水防団は、印旛地区水防管理団体連合会主催の水防訓練に参加し、水防活動の実践能力の向上に努める。

3. 訓練の実施と事後評価

震災編・第2章・第12節「3. 訓練の実施と事後評価」に準ずる。（震-2-37参照）

第17節 自主防災組織等の活動の推進

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 地域住民	危機管理課、消防組合
2. 事業所等	産業振興課、消防組合
災害時には、防災関係機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な活動がきわめて重要である。このため、自主防災組織及び事業所等における自衛消防組織の整備育成について必要な事項を定める。	

1. 地域住民

震災編・第2章・第13節「1. 地域住民」に準ずる。（震-2-38参照）

2. 事業所等

震災編・第2章・第13節「2. 事業所等」に順ずる。（震-2-39参照）

第18節 ボランティア活動体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	社会福祉課、社会福祉協議会、関係機関
2. ボランティア団体の連携	社会福祉課、市社会福祉協議会
3. ボランティアの養成	社会福祉課、市社会福祉協議会
4. 災害ボランティアセンターとの連携	社会福祉課、市社会福祉協議会
大規模な災害が発生した場合、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受け入れができるよう、平常時からの環境整備について定める。	

1. ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

震災編・第2章・第14節「1. ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ」に準ずる。
(震-2-40参照)

2. ボランティア団体の連携

震災編・第2章・第14節「2. ボランティア団体の連携」に準じ、「震災発生時」を「災害時」に読み替えるものとする。(震-2-40参照)

3. ボランティアの養成

震災編・第2章・第14節「3. ボランティアの養成」に準ずる。(震-2-40参照)

4. ボランティアセンターとの連携

震災編・第2章・第14節「4. ボランティアセンターとの連携」に準ずる。(震-2-40参照)

第19節 帰宅困難者等対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 帰宅困難者等	危機管理課、関係機関
2. 一斉帰宅の抑制	危機管理課、関係機関
3. 帰宅困難者の安全確保対策	危機管理課、関係機関
4. 帰宅支援対策	危機管理課、関係機関
大規模な災害が発生し、鉄道等の公共交通機関の運行に支障をきたした場合、通学・通勤などの滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想されるため、帰宅困難者の発生抑制及び徒歩帰宅支援等について定める。	

1. 帰宅困難者等

震災編・第2章・第15節「1. 帰宅困難者等」に準ずる。（震-2-41参照）

2. 一斉帰宅の抑制

震災編・第2章・第15節「2. 一斉帰宅の抑制」に準ずる。（震-2-41参照）

3. 帰宅困難者の安全確保対策

震災編・第2章・第15節「3. 帰宅困難者の安全確保対策」に準ずる。（震-2-42参照）

4. 帰宅支援対策

震災編・第2章・第15節「4. 帰宅支援対策」に準ずる。（震-2-42参照）

第3編 風水害等編

第3章 風水害等応急対策計画

職員配備基準（風水害）

配備種別	配備基準	配備体制	
情報収集体制	1) 今後、市域に警報以上の発表の可能性(中)(高)があるとき 2) 市域に次の気象情報の1以上が発表されたとき【自動配備】 ①大雨警報 ②洪水警報 ③暴風警報 ④大雪警報 ⑤暴風雪警報	<u>(情報所の開設)</u> ○責任者：危機管理課長 あらかじめ指定された危機管理課職員	<u>(防災気象情報等を収集・分析～集約整理、進行管理活動)が円滑に行える体制</u>
災害即応体制	<u>《災害警戒配備》</u> 1) 市域に次の気象情報の1以上が発表され災害の発生が予想されるとき ①大雨警報 ②洪水警報 ③暴風警報 ④大雪警報 ⑤暴風雪警報 2) 深夜から明け方に上記の警報が発表されることが予想され、市長が必要と認めたとき	<u>(本部事務局の設置)</u> ○責任者：総務部長(事務局長) ①本部事務局 ②本部連絡員 ③インフラ部、消防部(団本部) ※配備職員は、各部の災害対応マニュアルによる。	<u>(情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに「避難所開設」「避難指示等発令」を準備できる体制)</u>
	<u>《災害即応配備》</u> 1) 市域に土砂災害警戒情報、又は特別警報に至る可能性の言及に係る気象情報が発表されたとき 2) 市域に気象警報が発表され、かつ台風の暴風域に入ることが見込まれるとき(確率70%以上) 3) 深夜から明け方に上記の情報が発表されることが予想され市長が必要と認めたとき	<u>(本部事務局の設置)</u> ○責任者：総務部長(事務局長) ①本部事務局 ②本部連絡員 ③1次開設避難所直行職員 ④避難罹災部、福祉医療部、インフラ部、消防部(団本部) ⑤関係機関等の連絡員	<u>(事態の推移に伴い速やかに「避難所開設」「避難指示等発令」できるとともに「災害対策本部」を設置できる体制)</u>
災害対策本部体制	<u>《第1配備》</u> 1) 市域に特別警報が発表されたとき【自動配備】 2) 本市が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき 3) 以下のいずれかに該当し総合的な対策を講ずるため市長が必要と認めたとき ・特に大きな被害が発生、又は発生するおそれがあるとき ・大規模な停電、断水等が発生し回復に長期間要すると見込まれるとき	<u>(災害対策本部設置)</u> ○責任者：本部長 ①災害対策本部の全職員 ②各対策部の4割の職員 ③全消防団員 ④開設する避難所直行職員 ⑤関係機関等の連絡員 ※配備職員は、同上	<u>(情報、救助、輸送、避難所等「応急対策活動」が円滑に行える体制)</u>
	<u>《第2配備》</u> 1) 以下のいずれかに該当し本部長が認めたとき ・市内広範囲にわたる災害が発生 ・局地的災害であっても被害が甚大 ・大規模の災害発生が免れないと予想	<u>(災害対策本部設置)</u> ○責任者：本部長 ①災害対策本部の全職員 ②各対策部の7割の職員 ③全消防団員 ※配備職員は、同上	<u>(《第1配備》を強化し対処する体制)</u>
	<u>《第3配備》</u> 1) 第2配備体制では対処できないと本部長が認めたとき	<u>(災害対策本部設置)</u> ○責任者：本部長 ①全職員	<u>(市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制)</u>

* 配備要員は年度当初に各課等において定め、総務部長に報告する。

* 市長は災害の態様等により配備内容を変更し又は配備を解くことができる。

第1節 災害応急活動体制

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 情報収集・災害即応体制	各班
2. 災害対策本部体制	各班、各防災関係機関
3. 職員の動員・配備	各班

大規模災害が発生または発生するおそれがある場合、職員自身の被災、道路やライフラインの途絶等により、災害対策組織の確立や指示の伝達等が遅れるおそれがある。
このため職員は、勤務時間外にあっても速やかに参集して災害対策活動に着手するとともに、本部長等が不在の場合には、代理者が早急に職務を代行し、市や防災関係機関が有する災害対策能力を初動期から最大限発揮させる。

1. 情報収集・災害即応体制

(1) 情報収集・災害即応体制の設置

ア 職員配備基準（風水害）に基づき設置する。

イ 担当職員は、情報収集・災害即応体制（災害警戒配備・災害即応配備）をとる。

ウ 自動配備

配備基準のうち、自動配備に該当する事象が発生した場合、参集指示があったとみなして参集する。

エ 設置場所

(ア) 情報収集体制

危機管理課執務室に情報所を設置する。

(イ) 災害即応体制

災害対策室1・2・3に本部事務局を設置する。

(2) 情報収集・災害即応体制の運営

ア 担当職員は、指定された場所に参集し、災害対策活動を行う。

イ 責任者

情報収集体制は危機管理課長が、災害即応体制は事務局長（総務部長）が責任者となり指揮を執る。

ウ 災害対策本部活動マニュアルに基づき活動・運営する。

エ 応援体制

各対策部は、事務分掌に基づき体制を整える。

(3) 情報収集・災害即応体制の解除

各責任者は、配備体制をとる必要がなくなったときは、市長に報告し、情報収集・災害即応体制を解除する。

2. 災害対策本部体制

震災編・第3章・「第1節 2. 災害対策本部体制」に準ずる。（震-3-1参照）

3. 職員の動員・配備

(1) 配備の決定

自動配備以外は、総務部長から市長へ対応方針案を報告し、市長が配備を決定する。

(2) 動員の方法

ア 職員配信メールにより配備体制について全職員へ発令する。メールを受信した部課等長は、職員配備基準に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

イ 勤務時間内でライフラインが使用できる場合は、庁内放送等を併用して発令を行う。

ウ 勤務時間外で自動配備に該当する事象が発生した場合、配備該当職員は動員指令を待つことなく自ら所定の部署に参集する。

エ 特に初期活動が必要な部署においては、事前に定めておいた先行登庁職員をいち早く登庁させ、活動体制が整うまでの間、事前準備等を行わせる。

(3) 動員時の留意事項

ア 参集手段・報告

- ・原則として第1配備以上では通行規制等が考えられるため、徒歩、自転車またはバイクの他、最善の交通手段を用いて参集する。
- ・災害状況により登庁が不可能な場合は、最寄りの市施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき災害対策に従事するものとし、そのことを所属長に連絡する。
- ・市施設にも参集できない場合は、その旨を何らかの方法により本部に伝え、参集が可能となった時点で直ちに参集する。

イ 参集途上の被害調査

- ・職員は、参集途上において可能な限り被害状況を見聞しながら移動し、緊急の場合を除いて参集後に所属長等を通じて本部事務局に報告する。

ウ 参集途中の緊急措置

- ・要救護者、火災現場等を発見した場合は緊急措置にあたり、その後速やかに参集する。
- ・住民等に情報提供を求められた場合は、自らの言動で住民等に不安や誤解を与えないよう細心の注意を払って、できる限り対応する。

エ 参集時の装備

職員は、身の回りに関することは自己完結できる準備を整えて参集する。下記に参集時の装備例を示す。

参集時の装備例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 身軽な服装に運動靴、軍手、帽子、雨合羽○ 筆記用具、懐中電灯（予備電池）、救急セット、マスク、消毒薬、除菌シート○ 携帯電話、モバイルバッテリー等の通信機器、公衆電話[※]用の小銭○ 着替えや3日分以上の飲料水・食料など○ その他必要とされるもの、担当部で災害応急活動に必要なもの <p>※公衆電話は災害時優先電話のため、災害時にも発信が優先扱いとなる。</p> |
|--|

(4) 動員報告

各課（班）は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各部（本部連絡員）が集約し、本部事務局（総括グループ）へ報告する。報告の時期については、指示があるまでは原則として30分ごととする。本部事務局長（総務部長）は参集状況を取りまとめ、本部長に報告する。

(5) 消防団員の動員

消防団長は、本部長（市長）から災害対策本部の設置に伴う配備体制の連絡を受けたときは、ただちに出勤できる体制を確立するよう、各分団長に対し、防災行政無線、口頭、電話等を利用して指示する。

第2節 災害救助法の適用

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 災害救助法の適用	総務班・応援班
2. 帳簿の作成等	総務班・応援班、避難班、医療班、住宅班、上下水道班、消防班
災害救助法が適用された場合、対象となる救助費を国、県が担保するため、本部長は、適用基準以上の被害が生じた場合、又は予測される場合は速やかに知事に状況を報告して災害救助法の適用を要請するとともに、速やかに救助事務に着手する。	

1. 災害救助法の適用

震災編・第3章・「第2節 1. 災害救助法の適用」に準ずる。(震-3-9参照)

2. 帳簿の作成等

震災編・第3章・「第2節 2. 帳簿の作成等」に準ずる。(震-3-10参照)

第3節 情報収集・伝達

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 通信手段の確保	本部事務局、各防災関係機関
2. 連絡体制の確立	総括グループ長、情報分析班、各防災関係機関
3. 気象情報等の収集・伝達	情報分析班、各防災関係機関
4. 時系列収集区分	各班、各防災関係機関
5. 県等への被害報告	各班
6. 広報活動	広報班・無線班
7. 被災者等への情報伝達	情報受付収集班、避難班
災害情報の収集・連絡及びその伝達は、全ての応急対策の根幹となるものである。市及び関係機関、住民、各事業所等が情報の共有化を図るため情報収集・連絡・伝達について必要な事項を定める。	

1. 通信手段の確保

震災編・第3章・第3節「1. 通信手段の確保」に準ずる。(震-3-12参照)

2. 連絡体制の確立

震災編・第3章・第3節「2. 連絡体制の確立」に準ずる。(震-3-13参照)

3. 気象情報等の収集・伝達

(1) 気象警報等の伝達

白井市域に風水害に関わる気象警報等が発表された場合、市はメール配信やホームページ掲載等により市民にその旨を伝達する。

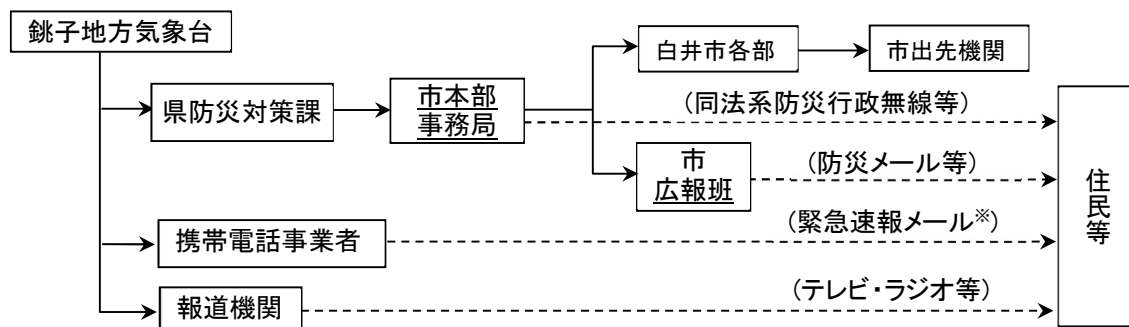
また、特別警報が発表された場合は速やかに市民にその旨を伝達し、直ちに身の安全を守る行動をとるよう呼びかける。

気象警報等の種類

注 意 報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、濃霧、乾燥、低温、霜、着氷・着雪
警 報	大雨（浸水害、土砂災害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪
特別警報	大雨（浸水害、土砂災害）、暴風、暴風雪、大雪
そ の 他	記録的短時間大雨情報

【資料編】気象警報・注意報の発表基準

【資料編】特別警報の発表基準

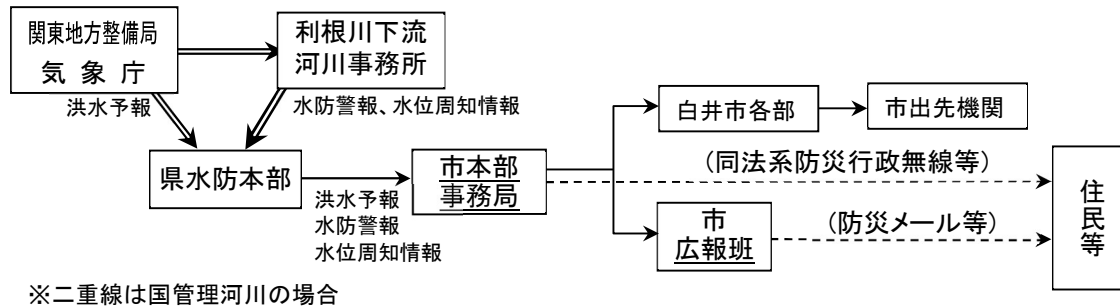


※特別警報の発表時に対象市町村のエリアに配信

気象警報等の伝達系統

(2) 洪水予報等の伝達

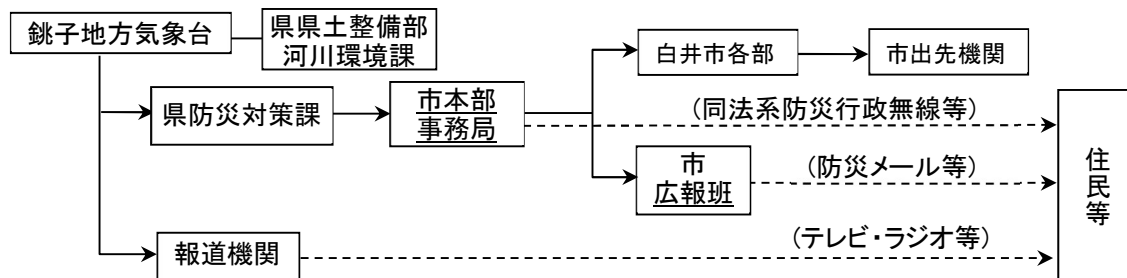
利根川の洪水予報、手賀沼・手賀川の水位周知情報、高崎川の水位周知情報が発表された場合、市は洪水浸水想定区域の住民等にその旨を伝達する。



洪水予報等の伝達系統

(3) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報が発表された場合、市は土砂災害警戒区域の住民等にその旨を伝達する。



土砂災害警戒情報の伝達系統

(4) 異常現象等の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市、警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市に通報する。通報を受けた市は、直ちに次の機関に通報する。

- ア 銚子地方気象台
- イ その災害に関係のある近隣市町村
- ウ 最寄りの県出先機関及び警察署

4. 時系列収集区分

震災編・第3章・第3節「4. 時系列収集区分」に準ずる。(震-3-14参照)

5. 県等への被害報告

震災編・第3章・第3節「5. 県等への被害報告」に準ずる。(震-3-16参照)

6. 広報活動

震災編・第3章・第3節「6. 広報活動」に準ずる。(震-3-19参照)

なお、風水害の警戒段階においては、①気象警報、②災害危険箇所等に関する注意事項、③避難の勧告等の情報を必要に応じて適宜拙速にならないよう提供する。

7. 被災者等への情報伝達

震災編・第3章・第3節「7. 被災者等への情報伝達」に準ずる。(震-3-21参照)

第4節 広域応援の要請

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. <u>国に対する応援要請</u>	対策班、総務班
2. <u>県に対する応援要請</u>	対策班、総務班
3. <u>指定地方行政機関等に対する応援要請</u>	対策班、総務班
4. <u>他市町村に対する応援要請</u>	総務班・応援班
5. <u>消防広域応援の要請</u>	対策班、総務班
6. <u>医療提供者等の応援要請</u>	医療班、福祉班
7. <u>その他の団体・企業等に対する協力要請</u>	各部（要請・受援担当者）
8. <u>応援隊の受入体制</u>	総務班、各部（受援担当者）
9. <u>受援計画の策定</u>	対策班、各部
10. <u>自衛隊に対する災害派遣要請</u>	対策班、総務班
災害の規模が大きく、市単独では応急対策の実施が困難な場合に、 <u>国</u> 、 <u>県</u> 、他市町村、自衛隊及び防災関係機関等への応援の要請について必要な事項を定める。	

1. 国に対する応援要請

震災編・第3章・第4節「1. 国に対する応援要請」に準ずる。（震-3-23参照）

2. 県に対する応援要請

震災編・第3章・第4節「2. 県に対する応援要請」に準ずる。（震-3-23参照）

3. 指定地方行政機関等に対する応援要請

震災編・第3章・第4節「3. 指定地方行政機関等に対する応援要請」に準ずる。
（震-3-24参照）

4. 他市町村に対する応援要請

震災編・第3章・第4節「4. 他市町村に対する応援要請」に準ずる。（震-3-24参照）

5. 消防広域応援の要請

震災編・第3章・第4節「5. 消防広域応援の要請」に準ずる。（震-3-25参照）

6. 医療提供者等の応援要請

震災編・第3章・第4節「6. 医療提供者等の応援要請」に準ずる。（震-3-25参照）

7. その他の団体・企業等に対する協力要請

震災編・第3章・第4節「7. その他の団体・企業等に対する協力要請」に準ずる。（震-3-26参照）

8. 応援隊の受入体制

震災編・第3章・第4節「8. 応援隊の受入体制」に準ずる。（震-3-26参照）

9. 受援計画の策定

震災編・第3章・第4節「9. 受援計画の策定」に準ずる。(震-3-27参照)

10. 自衛隊に対する災害派遣要請

震災編・第3章・第4節「10. 自衛隊に対する災害派遣要請」に準ずる。(震-3-27参照)

第5節 救助・救急・医療活動

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 救助・救急活動	消防組合、警察、消防班、自主防災組織、住民
2. 医療活動	医療班、消防組合、医師会、歯科医師会、薬剤師会、 <u>印旛保健所</u>
大規模災害発生直後には救助救急機関と地域住民、自主防災組織とが連携し迅速に活動を実施し、市民の安全確保に万全を期すため、救助・救急及び医療活動について必要な事項を定める。	

1. 救助・救急活動

震災編・第3章・第5節「1. 救助・救急活動」に準ずる。(震-3-32参照)

2. 医療活動

震災編・第3章・第5節「2. 医療活動」に準ずる。(震-3-33参照)

第6節 消防活動

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 消防活動の体制	消防組合、消防班
2. 消防活動の方針	消防組合、消防班
3. 消防団の活動	消防班
印西地区消防組合策定の消防計画に基づき、市災害対策本部や各関係機関と連携を図りながら、消火・救助を中心とした各種災害に対処する。	

1. 消防活動の体制

震災編・第3章・第6節「1. 消防活動の体制」に準じる。(震-3-36参照)

2. 消防活動の方針

震災編・第3章・第6節「2. 消防活動の方針」に準じる。(震-3-36参照)

3. 消防団の活動

震災編・第3章・第6節「3. 消防団の活動」に準じる。(震-3-37参照)

第7節 危険物等施設の対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. <u>市の対応</u>	情報分析班、環境班
2. <u>印西地区消防組合の対応</u>	消防組合
3. <u>事業者の責務と対応</u>	事業者
風水害等による危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、放射性同位元素等（以下、「危険物等」という。）の火災・爆発・流出等（以下、「二次災害」という。）による被害を最小限に抑えるための応急対策について定める。	

1. 市の対応

震災編・第3章・第7節「1. 市の対応」に準じる。（震-3-38参照）

2. 印西地区消防組合の対応

震災編・第3章・第7節「2. 印西地区消防組合の対応」に準ずる。（震-3-38参照）

3. 事業者の責務と対応

震災編・第3章・第7節「3. 事業者の責務と対応」に準ずる。（震-3-38参照）

第8節 水害対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 水害対策活動	土木班、 <u>本部事務局</u> 、消防班、 <u>消防組合</u>
2. 河川等の巡視・警戒	土木班、消防班
3. 利根川水防対策	土木班、 <u>本部事務局</u> 、 <u>消防組合</u> 、消防班
低地及び道路の冠水、河川の氾濫等に対する迅速かつ適切な水害対策を行うとともに、利根川水防対策を関係市町村と協力して実行する。	

1. 水害対策活動

水害が予想されるときは、降雨の状態及び水位の状況を監視し、適宜必要な職員等を配備し、低地及び道路の排水や築堤等を行い浸水の防止にあたる。

水害対策の実施上必要な場合は、消防本部に協力を要請する。

2. 河川等の巡視・警戒

水害の危険が高いと予想される低地及び河川等から優先的かつ定期的に巡視・警戒を随時行い、本部に状況を連絡するとともに、危険が切迫している区域の住民に対し避難の指示等を行う。

3. 利根川水防対策

利根川の氾濫による災害を防止するため、6市2町（成田市、佐倉市、栄町、白井市、酒々井町、八千代市、四街道市、印西市）により構成されている印旛利根川水防事務組合（以下『組合』という。）の水防実施計画書に基づいて水防対策を実施する。

以下に水防計画の抜粋を示す。

(1) 水防区域

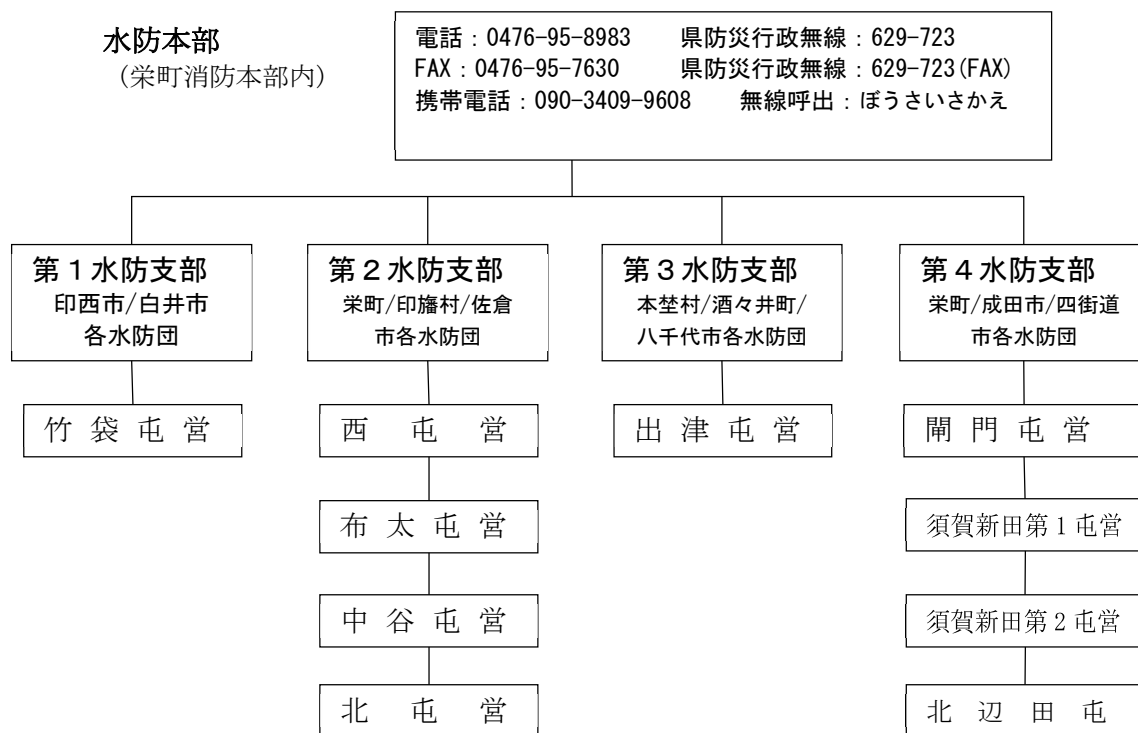
水防区域は、利根川右岸印西市木下地先（旧手賀沼垵樋）から栄町矢口地先（横堤）までの10,941.45mとしている。

その内、白井市水防団が属する第1水防支部の管轄区域は、印西市竹袋旧手賀沼垵樋より同市平岡地先（元将監川締切中央）までの1,484.20mとなっている

(2) 水防組織体制

組合は、組合構成市町村の消防団が水防団となり、水防本部のもと4つの水防支部とその下部組織である10の水防屯営から組織されている。

なお、水防本部は組合（栄町消防本部内）におかれ、水防本部長は栄町長が、副本部長は印西市長があたっている。



* 構成人員：支部は支部長以下7名で構成し、各屯営には屯営長以下10名以上を配置する。

印旛利根川水防事務組合の組織体制

(3) 配備体制

水防配備体制の種類は①注意配備体制②警戒配備体制③非常配備体制の3種に区分され、銚子地方気象台の発表する洪水警報等を参考にし、水防本部長が発令する。

水防委員、水防巡視員の出勤は水防本部長が直接命令し、水防団員の出勤は水防本部長の指令を受けた構成市町村が水防団長を通して命令する体制としている。

ア 注意指令時は、専従職員が対応する。

イ 警戒指令（川の水位が水防団待機水位（指定水位）に達し、なお上昇の恐れがあつてかつ非常指令の発令が予測された時、水防本部長が発する）時は、水防委員、水防団長、水防副団長、本部員、水防巡視員は水防本部に出動、水防団員は自宅で待機し、水防事態に備える。

ウ 非常指令（川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお引き続き増水の状況を呈して洪水必至と予断された時、水防本部長が発する）時は、水防団員は出勤配置につき、水防等の防御に対応する。ただし、出勤人員はその状況により水防本部長が指定する。

組合構成市町村は、河川増水時の警戒および防御並びに信号等の業務を担当する第1次出動市町村と、水防資材の調達、供給輸送を任務とする第2次出動市町村に区分されており、白井市は第2次出動市町村として、第1次出動市町村の業務を支援するため、必要に応じ水防本部長の指令に基づいて出動する。

(4) 水防支部団員の主な任務

組合は、水防委員、水防団長、水防副団長、本部職員、水防支部長、同副支部長、支部詰水防団員、屯営長、水防巡視員、水防団員で構成されている。

水防支部長以下の職務分担は、次のとおりである。

ア 水防支部長は、下記の業務を担当する。

(ア) 倉庫および収蔵資器材の管理。

(イ) 水防資器材その他要品の入出庫の受け渡し。

(ウ) 水防中、特殊材料の必要を認めたときは、その品名、数量及び搬出先を明示し、水防本部長又は水防団長への調達要請。

- (エ) 派遣応援水防団が到着した際の人数調べと本部への報告。
- (オ) 炊き出し実施に関する事務的処理。
- (カ) 巡視員、水防団員の出動簿作成と水防団長への提出。
- (キ) 水防日誌の記録。
- (ク) 水防中の水位記録。
- イ 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは、その職務を代行する。
- ウ 支部詰水防団員は、支部長の指揮により本部との連絡及びその他支部長の命により職務に従事する。
- エ 屯営長は、支部長の命を受け水防団員の水防作業の指揮を行う。
- オ 水防巡視員は常に堤防の内外を巡視し、異状の有無を確認し、その異状を発見した場合にはただちにその旨を水防団長、水防支部長、屯営長の何れかに報告する。
- カ 水防団員は屯営に所属し、水防作業に従事する。
- (5) 利根川水防警報等
 - ア 気象等の状況によって洪水等のおそれがあるときは、水防法及び気象業務法に基づき大雨注意報、大雨警報、洪水注意報、洪水警報が出されるが、併せて利根川の洪水予報も出される。

指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

- イ 同じく水防法に基づく水防警報が発表されるので、①待機、②準備、③出動、④警戒、⑤解除といった警報の種類に応じて、水防活動状況の報告にあたる。

第9節 要配慮者対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 在宅要配慮者の安全確保	福祉班、情報班、避難支援等関係者
2. 要配慮者利用施設における対策	施設管理者、消防団、福祉班
3. 福祉避難所の設置	福祉班、施設管理者
4. 要配慮者の生活確保	福祉班、住宅班
自力避難が困難な状況である避難行動要支援者に対して地域住民及び自主防災組織等の協力による安否確認及び避難誘導、避難状況の確認等、震災発生時の避難行動要支援者に対する安全対策について必要な事項を定める。その他、必要な事項については「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき実施する。	

1. 在宅要配慮者の安全確保

震災編・第3章・第8節「1. 在宅要配慮者の安全確保」に準ずる。(震-3-40参照)

なお、「震災発生直後の安全確保」は「避難指示等発令の安全確保」と読み替え、市が警戒レベル3以上の避難情報を発したときに、避難支援等関係者は市から提供された避難行動要支援者名簿に掲載された避難行動要支援者（避難対象地区に限る。）の支援を開始する。

2. 要配慮者利用施設における対策

震災編・第3章・第8節「2. 要配慮者利用施設における対策」に準ずる。(震-3-41参照)

3. 福祉避難所の設置

震災編・第3章・第8節「3. 福祉避難所の設置」に準ずる。(震-3-42参照)

4. 要配慮者の生活の確保

震災編・第3章・第8節「4. 要配慮者の生活の確保」に準ずる。(震-3-42参照)

第10節 交通対策・緊急輸送

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 交通対策	土木班、警察署、道路管理者
2. 緊急輸送	総務班・応援班、関係機関
3. ヘリコプター発着場の設置	対策班、総務班・応援班、都市班、消防組合
災害時、救助・救急・消火活動及び被災者に対する水・食料・生活物資の供給等を迅速に行うため、交通規制、緊急輸送等について必要な事項を定める。	

1. 交通対策

震災編・第3章・第9節「1. 交通対策」に準ずる。(震-3-43参照)

2. 緊急輸送

震災編・第3章・第9節「2. 緊急輸送」に準ずる。(震-3-44参照)

3. ヘリコプター発着場の設置

震災編・第3章・第9節「3. ヘリコプター発着場の設置」に準ずる。(震-3-45参照)

第11節 障害物の除去

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 障害物の情報収集	土木班
2. <u>住宅関係の障害物の除去</u>	<u>住宅班</u>
3. <u>道路関係の障害物の除去</u>	<u>土木班、警察署、印旛土木事務所、千葉国道事務所</u>
4. <u>環境汚染の防止対策</u>	<u>環境班</u>
被災者の保護及び応急対策活動の円滑な実施を図るため、災害により道路等に発生した砂、倒壊建物等の障害物の除去等に関して必要な事項を定める。	

1. 障害物の情報収集

震災編・第3章・第10節「1. 障害物の情報収集」に準ずる。(震-3-46参照)

2. 住宅関係の障害物の除去

震災編・第3章・第10節「2. 住宅菅家の障害物の除去」に準ずる。(震-3-46参照)

3. 道路関係の障害物の除去

震災編・第3章・第10節「3. 道路関係の障害物の除去」に準ずる。(震-3-46参照)

4. 環境汚染の防止対策

震災編・第3章・第10節「4. 環境汚染の防止対策」に準ずる。(震-3-47参照)

第12節 避難収容活動

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 避難指示等	対策班、広報班・無線班、県、警察署、関係機関
2. 警戒区域の設定	対策班、消防班、警察署
3. 収容計画	避難所直行職員、避難班、環境班、施設管理者
4. 避難所の運営	避難所担当職員、避難班、施設管理者
5. 避難所の自治運営体制の整備	避難班、施設管理者、自治会・自主防災組織
6. 避難所の共存・閉鎖	避難班

災害から住民の生命を確保するため迅速・的確な避難行動及び避難所の開設を行うための計画を定めるとともに、想定される長期の避難生活に対応した避難所運営及び応急仮設住宅建設についての計画を定める。なお避難所の運営は、住民による自主的な運営を基本とする。

1. 避難指示等

土砂災害や水害などの避難を要する災害時において、住民の円滑な避難行動を実現するため、災害時における避難指示等の発令判断基準を5段階の警戒レベルに応じて定める。

なお、発令に当たっては水害と土砂災害及び複数河川の氾濫が同時又は連続して発生する事態を考慮するとともに、气象台、河川管理者及び県からの助言並びに現地確認の報告等を総合的に勘案して判断するものとする。

5段階の警戒レベルと対応

警戒レベル	災害の状況	住民が取るべき行動	市の主な対応	気象庁が発表する情報	指定河川洪水予報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	注意喚起	早期注意情報	
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	避難行動要支援者支援の準備	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難の発令、避難所の開設	洪水警報 大雨警報	氾濫警戒情報
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示の発令	記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報	氾濫危険情報
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保の発令	大雨特別警報	氾濫発生情報

※指定河川洪水予報及び警戒レベル3以上の気象情報は、本表のとおり各警戒レベル相当の情報として発表される。

避難指示等の発令判断基準

市が発令する 避難情報	対象地区	判断基準等【対象とする河川氾濫】
【レベル3】 高齢者等避難	土砂災害 警戒区域	・大雨警報（土砂災害）が発表され、災害の発生が予想される とき ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）危険度分布）が「警戒」 以上のとき
	洪水浸水 想定区域	【利根川】 ・利根川の水位が氾濫開始相当水位に達したとき 【手賀川・手賀沼】 ・手賀沼の水位が氾濫注意水位に達し、千葉県北西部の48時 間雨量が400mm以上と予想されるとき ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「警戒」以上で、 氾濫の発生が予想されるとき 【神崎川・二重川（高崎川等）】 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「警戒」以上で、 氾濫の発生が予想されるとき 【河川共通】 ・市内の河川において、軽微な漏水、侵食等が発見されたとき
【レベル4】 避難指示	土砂災害 警戒区域	・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）危険度分布）が「危険」 以上のとき ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流 の水量の変化等）が発見されたとき ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等 が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき
	洪水浸水 想定区域	【利根川】 ・氾濫発生情報が発表され、市域に氾濫の影響があると予想 されるとき 【手賀川・手賀沼】 ・氾濫危険水位（特別警戒水位）に達し、千葉県北西部の48時 間雨量が400mm以上と予想されるとき ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「危険」以上のと き 【神崎川・二重川（高崎川等）】 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「危険」以上のと き 【河川共通】 ・市内の河川において、異常な漏水、侵食等が発見されたとき ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等 が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき
【レベル5】 緊急安全確保	土砂災害 警戒区域	・大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）危険度分布）が「災害 切迫」のとき ・土砂災害が発生したとき
	洪水浸水 想定区域	【河川共通】 ・大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「災害切迫」のと き ・氾濫発生情報が発表され、市域で浸水被害が発生していると 予想されるとき ・市内の河川において、決壊や越水、溢水が発見されたとき

市が発令する 避難情報	対象地区	判断基準等【対象とする河川氾濫】
備考	・基準水位観測所は、利根川が押付、手賀川・手賀沼が曙橋とする。	

(1) 警戒避難体制

梅雨・台風時に浸水・洪水、土砂災害の発生が予想される場合は、警戒パトロールを実施し災害発生の徴候についての的確に把握するものとする。

(2) 避難指示等

ア 高齢者等避難

避難指示の対象となる住民のうち避難行動に時間を要する高齢者等の要配慮者に対しては、避難指示を発令する前の安全に避難ができる段階等において早めの避難を促すため、また、避難支援等関係者に避難行動要支援者の避難支援を行う段階であることを伝達するため、高齢者等避難を発令する。

イ 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するため、避難指示を発令する。

ただし、気象状況の急激な悪化により夜間等に立退き避難を指示することがかえって危険を及ぼすおそれがあるときは、屋内や近傍で安全を確保できる場所に避難をするよう指示する。

ウ 緊急安全確保

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、危険区域外への立退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示するため、緊急安全確保を発令する。

以下、計画の内容は、震災編・第3章・第11節「1. 避難指示等」に準ずる。(震-3-48参照)

2. 警戒区域の設定

震災編・第3章・第11節「2. 警戒区域の設定」に準ずる。(震-3-50参照)

3. 収容計画

震災編・第3章・第11節「3. 収容計画」に準ずる。(震-3-50参照)

なお、洪水又は土砂災害に対する高齢者等避難の発令時には早期開設避難所（洪水、土砂災害に対応する指定緊急避難場所との兼用）を開設し、避難班の職員を当該避難所に派遣する。

また、台風通過までの短期間の避難については、浸水等の危険がないグラウンドや駐車場での中泊による避難（家庭動物同行避難を含む。）を可とする。

4. 避難所の運営

震災編・第3章・第11節「4. 避難所の運営」に準ずる。(震-3-51参照)

なお、風水害における避難所の運営は、避難班が行う。各班は職員派遣を含めて避難班を支援する。

5. 避難所の自治運営体制の整備

震災編・第3章・第11節「5. 避難所の自治運営体制の整備」に準ずる。(震-3-53参照)

6. 避難所の共存・閉鎖

震災編・第3章・第11節「6. 避難所の共存・閉鎖」に準ずる。(震-3-54参照)

第13節 給水活動

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 水源の確保等	上下水道班、県企業局、住民、 <u>印旛保健所</u>
2. 給水活動	上下水道班、総務班・応援班、 <u>避難所担当職員</u> 、県企業局、 <u>印旛郡市広域市町村圏事務組合</u>
水の供給が途絶えたり、汚染等により飲用に適する水を得られない場合の活動について必要な事項を定める。	

1. 水源の確保等

震災編・第3章・第12節「1. 水源の確保等」に準ずる。(震-3-56参照)

2. 給水活動

震災編・第3章・第12節「2. 給水活動」に準ずる。(震-3-56参照)

第14節 食料・生活必需品対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 食料品等の調達・供給	総務班・応援班、避難班
2. 生活必需品の調達・供給	総務班・応援班
3. 広域実施体制	受援統括班、総務班・応援班
災害発生後には物資の供給や販売が一時的に麻痺することが予想されることため、住民の生活に必要な食料・生活必需品の供給について必要な事項を定める。また、不足が予想される場合は協定業者、県に調達を要請する。	

1. 食料品等の調達・供給

震災編・第3章・第13節「1. 食料品等の調達・供給」に準ずる。(震-3-58参照)

2. 生活必需品の調達・供給

震災編・第3章・第13節「2. 生活必需品の調達・供給」に準ずる。(震-3-59参照)

3. 広域実施体制

震災編・第3章・第13節「3. 広域実施体制」に準ずる。(震-3-59参照)

第15節 保健衛生活動

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 保健衛生対策	医療班、印旛保健所
2. 栄養・食生活支援	医療班、印旛保健所
3. 防疫対策	医療班、環境班、印旛保健所
4. 家庭動物対策	環境班
被災者の健康保持を図るため、感染症やエコノミークラス症候群等の予防、食中毒防止のための衛生管理指導、食事に関する栄養指導及び保健衛生活動を実施する。	

1. 保健衛生対策

震災編・第3章・第14節「1. 保健衛生対策」に準ずる。(震-3-61参照)

2. 栄養・食生活支援

震災編・第3章・第14節「2. 栄養・食生活支援」に準ずる。(震-3-61参照)

3. 防疫対策

震災編・第3章・第14節「3. 防疫対策」に準ずる。(震-3-62参照)

4. 家庭動物対策

震災編・第3章・第14節「4. 家庭動物対策」に準ずる。(震-3-63参照)

第16節 行方不明者の搜索・遺体の処理等

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 行方不明者の搜索	避難班、消防班、対策班、関係機関
2. 遺体の処理	避難班、警察署、医師会、歯科医師会、関係機関
3. 遺体の安置	避難班
4. 遺体の埋火葬	避難班
5. 遺骨の保管	避難班、関係機関
災害時において、行方不明者の搜索、死体の検視、検案及び身元確認、死体の処置等について必要な事項を定める。なお、災害救助法では、災害発生から3日以内の行方不明者は「被災者の救出」として扱われ、4日以上経過すると「死体の搜索」として扱われる	

1. 行方不明者の搜索

震災編・第3章・第15節「1. 行方不明者の搜索」に準ずる。(震-3-64参照)

2. 遺体の処理

震災編・第3章・第15節「2. 遺体の処理」に準ずる。(震-3-64参照)

3. 遺体の安置

震災編・第3章・第15節「3. 遺体の安置」に準ずる。(震-3-65参照)

4. 遺体の埋火葬

震災編・第3章・第15節「4. 遺体の処理」に準ずる。(震-3-65参照)

5. 遺骨の保管

震災編・第3章・第15節「5. 死体の埋火葬」に準ずる。(震-3-65参照)

第17節 廃棄物処理対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 被害状況の調査・把握	環境班
2. 災害廃棄物の処理	環境班、印西地区環境整備事業組合
3. し尿処理	避難所担当職員、環境班、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
災害時に大量に発生する災害廃棄物及びごみ、し尿を適正に処理し、生活環境の保全、市民生活の再開を図るため、必要な事項を定める。	

1. 被害状況の調査・把握

震災編・第3章・第16節「1. 被害状況の調査・把握」に準ずる。(震-3-66参照)

2. 災害廃棄物の処理

震災編・第3章・第16節「2. 災害廃棄物の処理」に準ずる。(震-3-66参照)

3. し尿処理

震災編・第3章・第16節「3. し尿処理」に準ずる。(震-3-67参照)

第18節 ライフライン対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 上水道	上下水道班、県企業局
2. 下水道	上下水道班
3. 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)
4. ガス施設	東京ガス(株)、京葉ガス(株)
5. 通信施設	東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)
6. 郵便事業	日本郵便(株)
7. 道路及び橋梁等	事務局、土木班、印旛土木事務所、葛南土木事務所、千葉国道事務所、関係機関
8. 河川及び急傾斜地崩壊防止施設	土木班、印旛土木事務所、葛南土木事務所
災害活動上及び市民生活の再開に向けて重要なライフラインが、風水害等により被災した場合における各部・機関が行う応急復旧対策等について定める。 県及び市は、情報収集で得た航空写真、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。	

1. 上水道

震災編・第3章・第17節「1. 上水道」に準ずる。(震-3-69参照)

2. 下水道

震災編・第3章・第17節「2. 下水道」に準ずる。(震-3-69参照)

3. 電力施設

震災編・第3章・第17節「3. 電力施設」に準ずる。(震-3-70参照)

4. ガス施設

震災編・第3章・第17節「4. ガス施設」に準ずる。(震-3-71参照)

5. 通信施設

震災編・第3章・第17節「5. 通信施設」に準ずる。(震-3-73参照)

6. 郵便事業

震災編・第3章・第17節「6. 郵便事業」に準ずる。(震-3-75参照)

7. 道路及び橋梁等

震災編・第3章・第17節「7. 道路及び橋梁等」に準ずる。(震-3-75参照)

8. 河川及び急傾斜地崩壊防止施設

(1) 河川管理施設

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置の実施

堤防等河川構造物の損傷は、破堤等の重大な二次災害につながるおそれがあるため、点検や調査で異常が確認された場合、応急措置を実施し、河川管理者等へ通報する。

イ 低標高地域の浸水対策の実施

低標高地域では浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因除去と可搬式ポンプ等を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水を原因とする事故等の発生防止対策の実施について

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の水防活動等必要な措置を講じるとともに、危険な場所への立入禁止等の必要な措置を実施する。

エ 降雨量の監視

降雨量の監視開始時は、大雨注意報が発令された時期又はあらかじめ市長が定めた時期、若しくは命令による時期とするが、警戒体制時には測定間隔を10～30分とし、白井市役所内に県が設置した雨量計などを監視対象とする。

雨量による応急措置基準

	前日までの連続雨量が 100mm 以上あった場合	前日までの連続雨量が 40～99mm あった場合	前日までの連続降雨が 40mm 未満の場合
第1警戒	当日の日雨量が50mm を 超えたとき	当日の日雨量が80mm を こえたとき	当日の日雨量が100mm を 超えたとき
第2警戒	当日の日雨量が50mm を 超え、時間雨量が30mm 以 上の降雨のとき	当日の日雨量が80mm を 超え、時間雨量が30mm 以 上の降雨のとき	当日の日雨量が 100mm を超え、時間雨量が30mm 以上の降雨のとき

第1警戒においては、危険区域の警戒巡視を実施する。

第2警戒においては、必要に応じて警告、事前措置を実施するものとする。

(2) 急傾斜地崩壊防止施設応急対策

ア 危険区域に位置する人家集落への通報

災害による急傾斜地崩壊及び土砂の異常流出等が発生した場合及び各防止施設に被害を生じたり、生じるおそれがあるとして県から連絡があった場合は、下方人家集落への通報及び避難指示等の手段により安全の確保に努める。

イ 被災地の巡視等危険防止のための監視

災害により被害が発生した場合や発生するおそれがある場合は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設の管理に関する事項の調整その他、急傾斜地崩壊防止施設の管理に関する事項の調整は、県と協議して行う。

(3) 応急工事

応急工事は被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無等を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

第19節 建物・宅地対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. <u>被災住宅の応急処置</u>	住宅班
2. <u>応急仮設住宅</u>	住宅班
3. <u>被災構築物危険度判定士</u>	住宅班
4. <u>被災宅地危険度判定</u>	住宅班
5. <u>被害家屋認定調査</u>	罹災班、消防組合
災害により建築物への被害が生じた場合の、建築物の安全確保及び応急仮設住宅の建設を始めとする応急対策について定める。	

1. 被災住宅の応急処理

震災編・第3章・第19節「1. 被災住宅の応急処理」に準ずる。(震-3-77参照)

2. 応急仮設住宅

震災編・第3章・第19節「2. 応急仮設住宅」に準ずる。(震-3-77参照)

3. 被災構築物危険度判定士

震災編・第3章・第19節「3. 被災構築物危険度判定士」に準ずる。(震-3-78参照)

4. 被災宅地危険度判定

震災編・第3章・第19節「3. 被災宅地危険度判定」に準ずる。(震-3-79参照)

5. 被害家屋認定調査

震災編・第3章・第19節「5. 被害家屋認定調査」に準ずる。(震-3-79参照)

第20節 農業施設対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 農業基盤施設	総務班・応援班
2. 農作物・家畜及び関連施設	総務班・応援班
災害時の農業生産基盤、農作物・家畜及び各生産施設等への応急対策について定める。	

1. 農業基盤施設

- (1) 農地及び農業用施設の被害が拡大するおそれがあり、緊急的に措置する必要がある場合は、応急工事を実施し、また関係農業団体等に対し応急措置の指導を行う。
- (2) 農地、農業用施設の被害状況に応じ、千葉県や西印旛農業協同組合及び関係機関等と連携し、次の応急対策を実施する。
 - ア 被災した施設の被害の拡大や二次災害のおそれがある場合、又は施設の機能を早急に回復する必要がある場合の応急工事
 - イ 出水等により、広範囲にわたる農地に湛水の危険があり、農作物被害が発生するおそれがある場合の揚排水ポンプによる当該地域の排水
 - ウ 農地等の地すべり又は亀裂等が生じた場合の、シートで覆う等その拡大防止
 - エ 農地等の地すべり等により人家、公共施設等に直接被害を与え、又は与えるおそれがある場合の、警察、消防等の関係機関と協力した迅速かつ的確な住民避難及び交通規制等

2. 農作物・家畜及び関連施設

- (1) 被害状況の把握
関係農業団体等と連携のうえ農作物・家畜及び生産関連施設（農作物・農業用施設及び家畜・家畜飼養施設）の被害状況を把握し、県及び防災関係機関に報告する。
- (2) 二次災害防止のための緊急対策
被害状況により二次災害防止のため、関係農業団体及び農家に対し、農舎・園芸施設・畜舎等の倒壊防止や農業用燃料の漏出防止、生存家畜の速やかな救出、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲・収容等の指導又は指示を行う。
- (3) 応急対策
 - ア 農作物及び農業用施設
県及び関係農業団体等と連携し、被害の状況に応じ、病虫害発生予防、生産管理技術等について関係者を指導する。
 - イ 家畜及び家畜飼養施設
県及び関係農業団体等と連携し、次の応急対策を講じ、又は関係機関に要請等を行う。
 - (ア) 死亡家畜の円滑な処分
 - (イ) 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒
 - (ウ) 家畜飼料及び飼養管理用資機材の円滑な供給

第21節 文教等の応急対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 学校・保育施設等	避難班、福祉班、施設管理者
2. 社会教育及び社会体育施設	避難班、施設管理者
3. 給食施設	避難班、施設管理者、 <u>印旛保健所</u>
4. 文化財等	避難班、施設管理者
災害時の文教施設、保育施設等における応急対策について、必要な事項を定める。なお、人的被害が発生した場合の措置については第5節を、施設の安全確認についての措置については第19節を参照のこと。	

1. 学校・保育施設等

震災編・第3章・第19節「1. 学校・保育施設等」に準ずる。(震-3-81参照)

2. 社会教育及び社会体育施設

震災編・第3章・第19節「2. 社会教育及び社会体育施設」に準ずる。(震-3-82参照)

3. 給食施設

震災編・第3章・第19節「3. 給食施設」に準ずる。(震-3-82参照)

4. 文化財等

震災編・第3章・第19節「4. 文化財等」に準ずる。(震-3-83参照)

第22節 ボランティアの活動対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. <u>災害ボランティアセンターの設置</u>	福祉班、市社会福祉協議会、本部事務局
2. <u>ボランティアの活動分野</u>	福祉班、市社会福祉協議会
3. <u>ボランティアとして協力を求める個人、団体</u>	福祉班、市社会福祉協議会
4. <u>災害時における参加の呼びかけ</u>	福祉班、市社会福祉協議会
5. <u>災害時におけるボランティアの登録、派遣</u>	福祉班、市社会福祉協議会、県
6. <u>ボランティア受入体制</u>	福祉班、市社会福祉協議会
7. <u>災害対策本部との調整</u>	福祉班、市社会福祉協議会、本部事務局
災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、関係機関・団体との連携を含め必要な事項を定める。	

1. 災害ボランティアセンターの設置

震災編・第3章・第20節「1. 災害ボランティアセンターの設置」に準ずる。(震-3-84参照)

2. ボランティアの活動分野

震災編・第3章・第20節「2. ボランティアの活動分野」に準ずる。(震-3-84参照)

3. ボランティアとして協力を求める個人、団体

震災編・第3章・第20節「3. ボランティアとして協力を求める個人、団体」に準ずる。
(震-3-85参照)

4. 災害時における参加の呼びかけ

震災編・第3章・第20節「4. 災害時における参加の呼びかけ」に準ずる。(震-3-85参照)

5. 災害時におけるボランティアの登録、派遣

震災編・第3章・第20節「5. 災害時におけるボランティアの登録、派遣」に準ずる。
(震-3-85参照)

6. ボランティア受入体制

震災編・第3章・第20節「6. ボランティア受入体制」に準ずる。(震-3-86参照)

7. 災害対策本部との調整

震災編・第3章・第20節「7. 災害対策本部との調整」に準ずる。(震-3-86参照)

第23節 帰宅困難者等対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ	本部事務局、広報班、学校・保育所・企業、北総鉄道等
2. 企業、学校など関係機関における施設内待機	避難班、福祉班、本部事務局、学校・保育所・企業、北総鉄道等
3. 大規模集客施設や駅等における利用者保護	避難班、本部事務局、北総鉄道、印西警察署等
4. 帰宅困難者等の把握と情報提供	本部事務局、避難班、福祉班、学校・保育所・企業、北総鉄道等
5. 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	本部事務局、避難班、福祉班、学校・保育所・企業、北総鉄道等
6. 徒歩帰宅支援	本部事務局、避難班、福祉班、学校・保育所・企業、北総鉄道等
7. 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送	福祉班、避難班、本部事務局、学校・保育所・企業、北総鉄道等
8. 要配慮者等の視点からの対策	福祉班、避難班、本部事務局、学校・保育所・企業、北総鉄道等
災害発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、負傷者が出るおそれがある。また、人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げになる可能性があるため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施するために必要な事項を定める。	

1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ

震災編・第3章・第21節「1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ」に準ずる。（震-3-88参照）

2. 企業、学校など関係機関における施設内待機

震災編・第3章・第21節「2. 企業、学校など関係機関における施設内待機」に準ずる。（震-3-88参照）

3. 大規模集客施設や駅等における利用者保護

震災編・第3章・第21節「3. 大規模集客施設や駅等における利用者保護」に準ずる。（震-3-88参照）

4. 帰宅困難者等の把握と情報提供

震災編・第3章・第21節「4. 帰宅困難者等の把握と情報提供」に準ずる。（震-3-89参照）

5. 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

震災編・第3章・第21節「5. 一時滞在施設の開設及び施設への誘導」に準ずる。（震-3-89参照）

6. 徒歩帰宅支援

震災編・第3章・第21節「6. 徒歩帰宅支援」に準ずる。(震-3-89参照)

7. 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

震災編・第3章・第21節「7. 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送」に準ずる。(震-3-90参照)

8. 要配慮者等の視点からの対策

震災編・第3章・第21節「8. 要配慮者等の視点からの対策」に準ずる。(震-3-90参照)

第24節 災害警備・防犯対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. <u>災害警備・防犯対策</u>	<u>警察署、避難班</u>
<u>被災地域の犯罪等を防止するため、警察署は巡回パトロール体制を確立し、避難所等における防犯対策を実施する。</u>	

1. 災害警備・防犯対策

震災編・第3章・第22節「1. 災害警備・防犯対策」に準ずる。（震-3-91参照）

第25節 竜巻等対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 竜巻情報の収集・伝達	本部事務局、罹災班
2. 竜巻被害への対応	環境班、住宅班
竜巻等の発生が予想される場合は、竜巻注意情報の収集や注意喚起を行う。また、竜巻等の突風による被害が発生した場合は、災害特性を考慮して被災家屋の調査、復旧などを速やかに実施する。	

1. 竜巻情報の収集・伝達

(1) 竜巻情報等気象情報の収集

市は、竜巻注意情報が気象庁から伝達された場合、その確度等を踏まえ、必要に応じて住民等へ速やかな広報を行う。特に、竜巻発生に関する目撃情報が示された場合は、状況に応じて防災行政無線等で速やかに竜巻への注意喚起を周知する。

(2) 被害情報の収集・伝達、調査

市は、被災区域周辺の公共施設所管部に対して被害状況等の確認と報告を要請する。また、状況に応じて国や関係機関から航空写真等を入手し、被災区域や被害の概況を速やかに把握し、災害救助法の早期適用を県に要請する。

なお、竜巻等の突風災害は被災区域が限られ、被災家屋の復旧等が比較的速やかに進むことから、市は被害家屋認定調査及び罹災証明の発行を速やかに実施する。

2. 竜巻被害への対応

竜巻発生時における各種応急措置及び被災者支援は本章各節に定める内容に準ずるが、竜巻等の突風災害では、次の点に留意する。

(1) がれき等の処理

竜巻等の災害では、強風によって敷地内へ運ばれた廃棄物の撤去も必要となるため、市は、がれき収納用の土のう袋等を調達し、被災者へ速やかに供給する。

(2) 被災家屋の復旧支援

竜巻等の突風災害では屋根や開口部の破損が多いため、市はブルーシートを速やかに調達し、被災者への円滑な早期供給に努める。

また、自らブルーシートを設置することが困難な要配慮者の住宅について、自衛隊、消防、専門ボランティア等に協力を要請するほか、その他の被災者についても建設業者のあつせんに努める。

第26節 火山噴火対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 火山情報の収集・伝達	本部事務局
2. 降灰対策	本部事務局、環境班、医療班、土木班、警察署
富士山等の大規模噴火が発生し、市域への降灰が予想される場合は、降灰予報等の情報を収集し、降灰による交通事故や健康被害等を防止、軽減するための対策に着手する。	

1. 火山情報の収集・伝達

(1) 火山情報の収集

市は、市域に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合、気象庁の発表する噴火警報・予報等の情報を収集する。特に、降灰については、降灰予報及び風向き等の情報を収集する。

(2) 火山情報の伝達

市は、市域に影響のある火山情報を把握したとき、防災行政無線等で、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を周知する

2. 降灰対策

(1) 降灰・被害状況の調査

市は、降灰についての通報や公共施設等で降灰を確認した場合、その状況を調査する。また、農作物、交通等の被害状況を収集する。

(2) 交通対策

道路管理者及び警察署は、降灰時の視界不良による衝突事故やスリップ事故等の発生を防止するため、交通規制を実施する。また、管理する道路上の火山灰を、緊急輸送道路を優先して除去する。なお、緊急を要する場合は、道路管理者間で調整して速やかに除灰体制を確保する。

(3) 火山灰の除去

敷地内の火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。

市は火山灰の処分場所を確保し、宅地等の各家庭から排出された灰を回収して処分する。

(4) 健康被害等への対応

市は、降灰の被害状況に応じて健康相談等を実施する。

(5) 農作物等への対応

市は、農業団体等と連携して火山灰の除去等について、適切な措置を検討し、指導する。

第3編 風水害等編

第4章 風水害等復旧・復興計画

第1節 市民生活安定化計画

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 被災者の生活確保	各課、関係機関
2. 住宅の建設等	建築宅地課、県
3. 中小企業への融資	県
4. 農林漁業者への融資	産業振興課、農業委員会、県
5. 義援金の受付・配付	財政課、会計課、社会福祉課
6. 被災者生活再建支援金の支給	社会福祉課
災害により被害を受けた住民が立ち直り再出発するための助成、援助を行うことによって、住民の自己復興心をもたせ、生活安定の早期回復を図る。 なお、各種支援制度については本計画策定時点での情報であり、支援金額等の条件については適用時点で変更されている可能性があるので留意する。	

1. 被災者の生活確保

震災編・第4章・第1節「1. 被災者の生活確保」に準ずる。(震-4-1参照)

2. 住宅の建設等

震災編・第4章・第1節「2. 住宅の建設等」に準ずる。(震-4-4参照)

3. 中小企業への融資

震災編・第4章・第1節「3. 中小企業への融資」に準ずる。(震-4-4参照)

4. 農林漁業者への融資

震災編・第4章・第1節「4. 農林漁業者への融資」に準ずる。(震-4-4参照)

5. 義援金の受付・配付

震災編・第4章・第1節「5. 義援金の受付・配布」に準ずる。(震-4-4参照)

6. 被災者生活再建支援金の支給

震災編・第4章・第1節「6. 被災者生活再建支援金の支給」に準ずる。(震-4-5参照)

第2節 生活関連施設等の復旧計画

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 上下水道施設	上下水道課、県企業局
2. 電気施設	東京電力パワーグリッド(株)
3. ガス施設	東京ガス(株)、京葉ガス(株)
4. 通信施設	東日本電信電話(株)
5. 公共土木施設	道路課、印旛土木事務所、葛南土木事務所、千葉国道事務所
水道・電気・ガス・通信等の施設、農業用施設、道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。 これらの施設については、災害直後には応急復旧を行い、社会全般が落ち着いた段階で、将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。	

1. 上下水道施設

震災編・第4章・第2節「1. 上下水道施設」に準ずる。(震-4-7参照)

2. 電気施設

震災編・第4章・第2節「2. 電気施設」に準ずる。(震-4-8参照)

3. ガス施設

震災編・第4章・第2節「3. ガス施設」に準ずる。(震-4-8参照)

4. 通信施設

震災編・第4章・第2節「4. 通信施設」に準ずる。(震-4-9参照)

5. 公共土木施設

震災編・第4章・第2節「5. 公共土木施設」に準ずる。(震-4-9参照)

第3節 財政援助等に関する計画

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 激甚災害特別財政援助法	各課
大規模な災害はもとより、被害が発生した場合はその復旧にあたり多大な財政措置を必要とする。激甚災害に対処するための特別の財政援助等、国や県からの様々な財政援助を適格に受け、災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施を目指す。	

1. 激甚災害特別財政援助法

震災編・第4章・第3節「1. 激甚災害特別財政援助法」に準ずる。(震-4-11参照)

第4節 災害復興

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
<u>1. 災害からの復興に関する基本的な考え方</u>	各課
<u>2. 復興本部の設置</u>	企画政策課、各課
<u>3. 復興計画の策定</u>	企画政策課、各課
<u>4. 特定大規模災害時の措置</u>	企画政策課、各課
<u>5. 復興対策の研究、検討</u>	各課
被災した住民の生活や企業活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠となる。また、復興によって被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に地域の構造をよりよいものに改変することが望ましい。そのためには、再建の途上にある住民や企業者、その他関係機関が積極的に復興事業に参画できる条件や環境の整備を速やかに行い、調整及び合意形成を十分に行うことが重要である。	

1. 災害からの復興に関する基本的な考え方

震災編・第4章・第4節「1. 災害からの復興に関する基本的な考え方」に準ずる。
(震-4-13参照)

2. 復興本部の設置

震災編・第4章・第4節「2. 復興本部の設置」に準ずる。(震-4-13参照)

3. 復興計画の策定

震災編・第4章・第4節「3. 復興計画の策定」に準ずる。(震-4-13参照)

4. 特定大規模災害時の措置

震災編・第4章・第4節「4. 特定大規模災害時の措置」に準ずる。(震-4-14参照)

5. 復興対策の研究、検討

震災編・第4章・第4節「5. 復興対策の研究、検討」に準ずる。(震-4-14参照)

第 4 編 大規模事故編

第4編 大規模事故編

第1章 大規模火災対策

第1節 基本方針

1. 目的

本章は、大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び災害時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

2. 対策の施者

大規模事故災害対策は、原則として事故の原因者、所轄施設の管理者、警察及び消防が中心となり、救出・救急・消火活動、二次災害の防止等の対応を実施する。

市は、印西地区消防組合を中心に救出、救急、消火等の活動を実施する。

しかし、事故による被害が甚大な場合、あるいは住民等への影響が及ぶ恐れがある場合は、市の機能をもって応急対策を実施する。

3. 組織体制

市は、大規模事故が発生し、消防組合等を中心とする活動だけでは対応が困難な場合は、災害対策本部を設置する。

本部長の命により、事故に必要な対策を行うとともに、対策に必要な職員を動員する。

4. 災害対策本部

本項は、震災編・第3章・第1節「2. 災害対策本部体制」を準用する。

第2節 予 防 計 画

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 防災空間の整備・拡大	都市計画課、道路課、関係各機関
2. 火災に係る立入検査	消防組合
3. 多数の者を収容する建築物の防火対策	消防組合
4. 大規模・高層建築物の防火対策	消防組合
5. 文化財の防火対策	消防組合、生涯学習課
6. 消防組織及び施設の整備充実	消防組合、危機管理課

1. 防災空間の整備・拡大

- (1) 都市緑地法に基づき、特別緑地保全地区を指定することにより良好な緑地を保全し、生活環境を整備すると共に、都市における火災の防止に役立てる。
- (2) 都市公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上の役割も高いため、市及び県は、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進める。

整備に際しては、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて避難路整備や火災に強い樹木の植栽を検討するなど、防災効果の高い公園を核とした面的整備に努める。

2. 火災に係る立入検査

印西地区消防組合は、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

【立入検査の主眼点】

- (ア) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。
また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- (イ) 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、印西地区消防組合火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- (ウ) こんろ・火鉢等、火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、印西地区消防組合火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- (エ) 劇場・映画館・百貨店等、大規模集客施設での裸火の使用等について、印西地区消防組合火災予防条例に違反していないかどうか。
- (オ) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、印西地区消防組合火災予防条例に違反していないかどうか。
- (カ) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

3. 多数の者を収容する建築物の防火対策

(1) 防火管理者及び消防計画

伊西地区消防組合は、多数の者を収容する建築物の管理権限者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- イ 消火、通報、避難等の訓練の実施
- ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- オ 従業員等に対する防災教育の実施

(2) 防火対象物の点検及び報告

伊西地区消防組合は、特定防火対象物の管理権限者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

4. 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるため、大規模・高層建築物の管理権限者又は関係者に対し、前記「3. 多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え下記事項について指導する。

(1) 消防防災システムのインテリジェント化の推進

- ア 高水準消防防災設備の整備
- イ 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
- ウ 防災センターの整備

(2) 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

5. 文化財の防火対策

本市には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。

(1) 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

(2) 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理にあたっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

6. 消防組織及び施設の整備充実

(1) 消防組織

印西地区消防組合は、消防組織の充実強化を推進する。

市は消防団員の確保に努める。

県は、市及び印西地区消防組合の行う消防組織の充実強化を推進するための情報提供等の支援を行う。

(2) 消防施設等の整備充実

県は、印西地区消防組合が作成した印西地区消防組合総合計画に基づき、充足率や財政力等市町村の実情を勘案しつつ、実態に即した消防施設等の整備強化を促進するため支援する。

第3節 応急対策計画

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 応急活動体制	<u>本部事務局</u>
2. 情報収集・伝達体制	<u>本部事務局</u>
3. 災害救助法の適用	<u>総務班・応援班</u>
4. 消防活動	<u>消防組合</u>
5. 救助・救急計画	<u>消防組合、医療機関</u>
6. 交通規制計画	<u>警察署</u>
7. 避難計画	<u>本部事務局</u> 、消防班、避難班、警察署
8. 救援・救護計画	医療班、上下水道班、 <u>総務班・応援班</u>

1. 応急活動体制

- (1) 市及び県は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (2) 市及び県は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

2. 情報収集・伝達体制

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

3. 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、震災編及び風水害等編第3章第2節「災害救助法の適用」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

4. 消防活動

- (1) 消防機関は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。
- (2) 本部長（市長）又は印西地区消防組合消防長は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及び「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、県内消防機関に応援を要請する。
また、要請した消防力では対応できない場合は、県知事を通じて、消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。
- (4) 発災現場の市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及び「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

5. 救助・救急計画

- (1) 市、印西地区消防組合及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 市、印西地区消防組合及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- (3) 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

6. 交通規制計画

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確な交通規制を図る。

7. 避難計画

- (1) 災害時には、市及び印西警察署等は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導にあたっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- (3) 市は、必要に応じて避難所を開設する。

8. 救援・救護計画

食料・飲料水・生活必需品等の供給に関する計画並びに医療救護に関する計画については、震災編第3章第5節「救助・救急・医療活動」、第12節「給水活動」及び第13節「食料・生活必需品対策」に定めるところによる。

第4編 大規模事故編

第2章 危険物等災害対策

第1節 基本方針

本章は、石油等の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。

1. 危険物

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

2. 高圧ガス

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

3. 火薬類

火薬類による災害を予防し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

4. 毒物劇物

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物営業者等、輸入業者及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

第2節 予 防 計 画

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 危険物	消防組合、事業所等
2. 高圧ガス	消防組合、千葉県、事業所等
3. 火薬類	消防組合、千葉県、事業所等
4. 毒物劇物	千葉県、事業所等
5. 危険物等による環境汚染の防止対策	千葉県、事業所等

1. 危険物

(1) 事業所等

ア 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

イ 消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

(7) 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

(4) 危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

(5) 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

ウ 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

(7) 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

(4) 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあつては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

(5) 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

(2) 印西地区消防組合

ア 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、ただちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

イ 印西地区消防組合は、次の予防対策を実施する。

(7) 危険物施設の把握と台帳管理

危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、台帳管理

を行う。

(イ) 監督指導の強化

危険物を貯蔵・取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

(ロ) 消防体制の強化

隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。

(エ) 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての的確な教育を行う。

2. 高圧ガス

(1) 事業所等

災害時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

ア 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

イ 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

ウ 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

エ 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

オ 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

更に、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

カ 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

キ 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 市、県及び消防機関等

ア 防災資機材の整備

(ア) 県及び消防機関は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

(イ) 県及び消防機関は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

イ 保安教育の実施

県及び関係団体は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

ウ 防災訓練の実施

県及び関係機関は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

3. 火薬類

(1) 事業所等

ア 警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。

イ 防災体制の整備

災害時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(イ) 防災組織の確立

事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。

(イ) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

(ウ) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

(エ) 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

ウ 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびごとに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

エ 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 県及び関係団体

事業所等に対して火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

4. 毒物劇物

(1) 毒物劇物営業者及び届出が必要な業務上取扱者

ア 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。

イ 管理体制の整備

毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

ウ 施設の保守点検

危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。

エ 教育訓練の実施

危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

オ 届出が不要な業務上取扱者

上記イからエにより危害防止に努める。

(2) 県（健康福祉センター（保健所））

毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して立入検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。

5. 危険物等による環境汚染の防止対策

県等は、危険物等の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

第3節 応急対策計画

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 危険物	消防組合、県、警察署、事業所等
2. 高圧ガス	
3. 火薬類	
4. 毒物劇物	

1. 危険物

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

ア 通報体制

(ア) 責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番で消防署に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。

(イ) 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。

イ 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

ウ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

(2) 市、県その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び市町村の地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

ア 災害情報の収集及び報告

消防機関は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

イ 救急医療

当該事業所、消防機関、県、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。県警察その他関係機関はこれに協力する。

ウ 消防活動

消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

エ 避難

市は、県警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

オ 警備

県警察は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

カ 交通対策

道路管理者、県警察は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

キ 原因の究明

県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明にあたる。

2. 高圧ガス

(1) 事業所等

ア 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

エ 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

オ 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

(2) 市、県、その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 防災資機材の調達

(ア) 県及び消防機関は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。

(イ) 県警察及び消防機関は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

エ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 市は、必要に応じ避難の指示を行う。

オ 原因の究明

県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

3. 火薬類

(1) 事業所等

ア 緊急通報

火薬類施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

イ 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(2) 市、県、その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 被害の拡大防止措置及び避難

(7) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(4) 市は、必要に応じ避難の指示を行う。

(9) 県警察は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

エ 原因の究明

県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

4. 毒物劇物

(1) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者等

ア 通報

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、県健康福祉センター（保健所）、県警察署、又は消防機関へ通報を行う。

イ 応急措置

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

(2) 県、市町村その他関係機関

ア 緊急通報

県（健康福祉センター（保健所））、県警察及び消防機関は、毒物劇物営業者及び業務上取扱者から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。

イ 被害の拡大防止

消防機関は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

ウ 救急医療

県（健康福祉センター（保健所））、県警察及び消防機関等は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

エ 水源汚染防止

県（健康福祉センター（保健所））は、毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。

オ 避難

市は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難の指示を行う。

第4編 大規模事故編

第3章 航空機事故災害対策

第1節 基本方針

市域において、民間等航空機又は自衛隊機の墜落事故等（以下「航空機事故等」という。）により、多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、関係機関と連携して乗客及び地域住民を迅速かつ適切に救出することにより、被害の軽減を図るため、応急対策について定める。

なお、自衛隊機による航空事故等の対策については、「海上自衛隊下総飛行場周辺において航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡、調整体制の整備に関する協定書」に基づき対応する。

第2節 予 防 計 画

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 情報の収集・連絡体制の整備	県、警察署、消防組合、航空運送事業者

1. 情報の収集・連絡体制の整備

市は、県、印西警察署、印西地区消防組合、海上自衛隊下総教育航空群及び航空運送事業者等（以下「関係機関」という）との情報収集及び連絡体制の整備に努める。

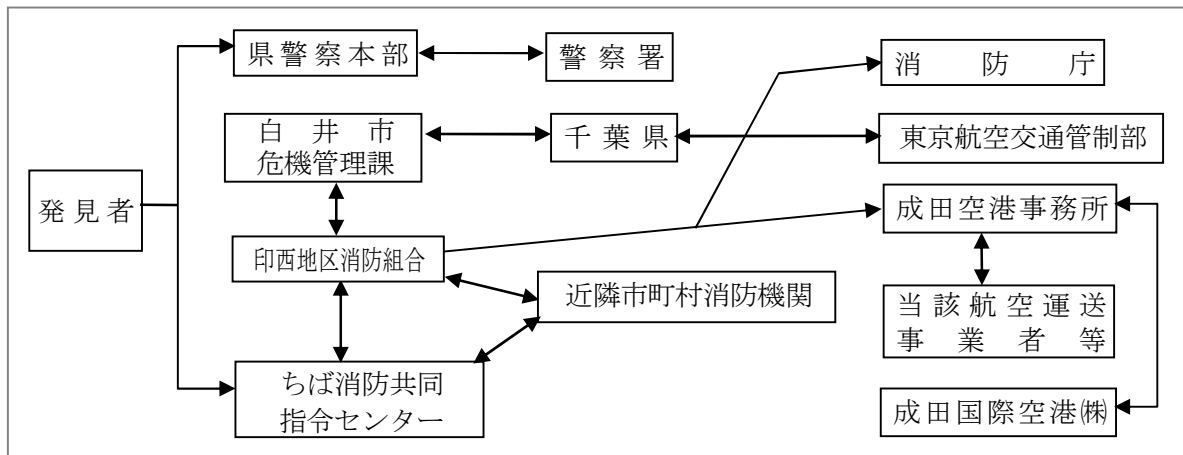
第3節 応急対策計画

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 情報収集・伝達体制	危機管理課、消防組合、警察署、航空運送事業者
2. 消防活動	消防組合
3. 救出・救護活動	消防組合、警察署
4. 遺体の収容	本部事務局、避難班、警察署
5. 交通規制	警察署、土木班
6. 広報	広報班・無線班
7. 防疫	医療班
8. 応援体制	本部事務局

1. 情報収集・伝達体制

発見者からの通報があった場合は、その旨を県及び関係機関に連絡する。



2. 消防活動

印西地区消防組合は、消防車両等及び資機材を活用し消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

3. 救出・救護活動

印西地区消防組合は、乗客、地域住民救出のため担架等の必要な資機材を投入し、迅速な活動にあたる。

負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

4. 遺体の収容

遺体一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。

遺体の収容、埋葬に係る実施事項は、震災編第3章第15節「行方不明者の搜索・遺体の処理等」に定めるものとする。

5. 交通規制

印西警察署は、災害現場に通じる道路及び被災地周辺道路について必要な交通規制を行う。
また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

6. 広 報

市は、災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関を通じ、又は防災行政無線及び広報車等により、周辺住民、旅客、送迎者に対して次のとおり広報を行う。

- (1) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- (2) 避難の指示及び避難先の指示
- (3) 地域住民等への協力依頼
- (4) そのほか必要な事項

7. 防疫

防疫については、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、震災編第3章第14節「保健衛生活動」に定めることにより、的確に応急対策を講ずる。

8. 応援体制

被災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。

第4編 大規模事故編

第4章 鉄道事故災害対策

第1節 基本方針

市域の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により、多数の死傷者等を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救助し被害の軽減を図るため、市のとるべき予防対策及び応急対策について定める。

第2節 予 防 計 画

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 事業者による予防対策	北総鉄道(株)、京成電鉄(株)、千葉ニュータウン鉄道(株)
2. 情報の収集・連絡体制の整備	危機管理課、県、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)、千葉ニュータウン鉄道(株)

1. 事業者による予防対策

北総鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、千葉ニュータウン鉄道株式会社は、車両や輸送に関する安全を確保する。

2. 情報の収集・連絡体制の整備

千葉県、市、関係機関は、鉄道災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

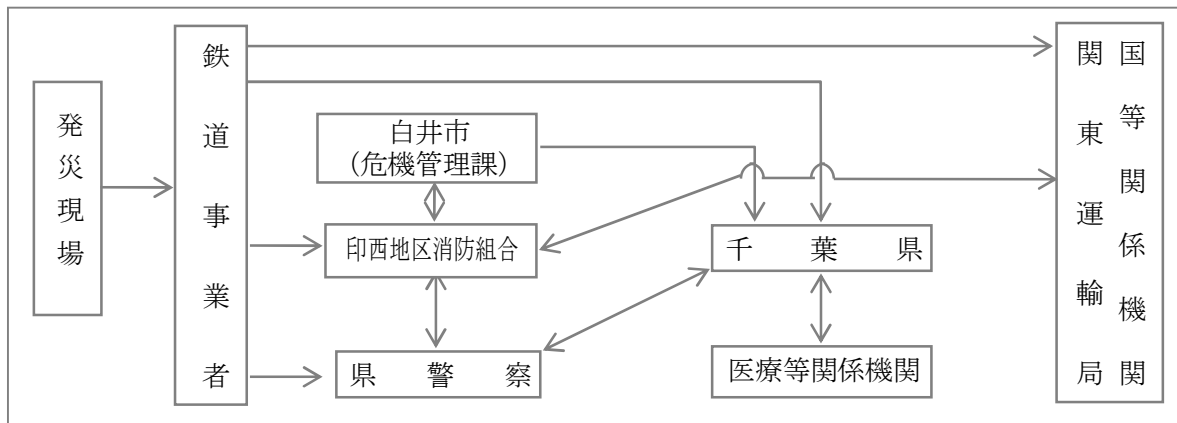
第3節 応急対策計画

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 情報収集・伝達体制	危機管理課、消防組合、県、警察署、鉄道事業者
2. 消防活動	消防組合
3. 救出・救護活動	消防組合、警察署、鉄道事業者
4. 交通規制	警察署
5. 避難	本部事務局、避難班、消防班
6. 広報活動	広報班・無線班

1. 情報収集・伝達体制

発見者から通報があった場合、被災状況を確認し、県及び関係機関に連絡する。



2. 消防活動

印西地区消防組合は、速やかに火災の状況を把握するとともに消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

3. 救出・救護活動

印西地区消防組合は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を編成し、担架等の必要な資機材を投入して救出にあたる。

負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

4. 交通規制

印西警察署及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、道路管理者と協力し、迂回路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

5. 避難

列車事故により影響を受ける区域の住民に対しては、避難指示を発令し、安全な地域に避難場所を開設する。

また、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、災害現場に近い場所に避難場所を開設する。

避難誘導に際し、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

6. 広報活動

事故発生状況や地域への影響等について、市防災行政無線及び広報車により広報を行うことを基本とし、状況によってホームページ、しろいメール配信サービス等を活用し行うものとする。

第4編 大規模事故編

第5章 道路事故災害対策

第1節 基本方針

橋梁の落下、擁壁の崩落、危険物等を積載する車両等の事故に対し、災害の発生を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

第2節 予防計画

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 道路構造物の被災防止	道路課、印旛土木事務所、千葉国道事務所
2. 危険物等積載車の災害防止	輸送事業者

1. 道路構造物の被災防止

道路管理者は、災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し監視体制を強化する。

また、被災した施設の早期復旧を図るため応急復旧用資器材の保有に努める。

2. 危険物等積載車の災害予防

輸送事業者は、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、危険物の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

第3節 応急対策計画

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 情報収集・伝達体制	危機管理課、消防班、警察署、輸送事業者
2. 消防活動	消防組合
3. 救助・救急	消防組合
4. 流出危険物等の拡散防止等	本部事務局、土木班、印旛土木事務所、千葉国道事務所、警察署、輸送事業者

1. 情報収集・伝達体制

危険物積載車両の事故が発生した場合、輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防隊に流出危険物等の名称及び事故の際に講ずべき措置を伝達する。

印西地区消防組合は、被災現地に職員を派遣する等により、被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。また、流出危険物等に関する安心情報や被害の拡大を防止するための警戒情報を広報する。

2. 消防活動

印西地区消防組合は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、危険物の拡散防止等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

3. 救助・救急

印西地区消防組合は、事故現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他市に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

4. 流出危険物等の拡散防止等

- (1) 輸送事業者及び道路管理者等は、流出危険物等の防除活動を実施する。
- (2) 道路管理者及び県警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通規制を行う。
- (3) 市及び県警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、地域住民等に対して避難指示及び立入禁止区域の設定等を行う。

第4編 大規模事故編

第6章 放射性物質事故対策

第1節 基本方針

市内及び県内には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。

また、「原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）」上、県外の原子力事業所の「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）」には入っていない。

さらに、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、市及び県は、核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。

さらに、放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法などの問題が生じたことから、放射性物質事故に係る予防対策、応急対策及び復旧対策について定める。

なお、放射性物質事故発生時等の具体的な対応などについては、県が定める「放射性物質事故対応マニュアル」によることとするが、放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後も国の動向を踏まえ、本計画を改訂することとする。

第2節 放射性物質事故の想定

市内の放射性物質取扱事業所は医療機関や企業の研修所等であることから、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないことから、地震、風水害等の自然災害及び火災等に起因する事故を想定する。

また、核燃料物質の運搬については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。

さらに、県外に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波等の自然災害、火災及び人為的ミス等による事故などを想定する。

第3節 放射性物質事故予防対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 放射性物質取扱事業所の把握	危機管理課、消防組合、県
2. 情報の収集・連絡体制の整備	危機管理課、県、警察署、消防組合、放射性物質取扱事業者
3. 通信手段の確保	危機管理課、県、電気通信事業者
4. 応急活動体制の整備	危機管理課、県、警察署、消防組合
5. 環境放射線モニタリング体制の整備	県、環境課
6. 緊急時被ばく医療体制	健康課
7. 退避誘導體制	危機管理課、社会福祉課、障害福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課
8. 広報相談活動体制	秘書課、危機管理課
9. 防災教育	県、危機管理課

1. 放射性物質取扱事業所の把握

市は、県と連携し、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2. 情報の収集・連絡体制の整備

市は、県と連携し、国、関係市町村、印西警察署、印西地区消防組合、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制にするものとする。

3. 通信手段の確保

市及び県は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

また、電気通信事業者は、市、県等の防災関係機関の通信確保を優先的に行うものとする。

4. 応急活動体制の整備

(1) 職員の活動体制

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部又は災害即応体制を設置できるよう整備を行うものとする。

(2) 防災関係機関の連携体制

応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また、事故の状況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、県、国その他の関係機関との連携を図る。

(3) 広域応援体制

放射性物質事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、応援協定等により、広域応援体制を整備、充実するものとする。

(4) 防護資機材等

市、防災関係機関及び放射性物質取扱事業所の事業者は、放射性物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

5. 環境放射線モニタリング体制の整備

市は平常時又は緊急時における市内の環境に対する放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器、検出器等を整備するものとする。

6. 緊急時被ばく医療体制

市は、県の緊急被ばく医療体制と連携するとともに、消防、医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備するものとする。

7. 退避誘導体制

放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者に関し情報を把握するとともに、放射線の影響を受けやすい乳幼児及び妊産婦については十分配慮した避難誘導体制を整備するものとする。

8. 広報相談活動体制

放射性物質事故発生時に、教育施設、社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに、住民等からの問い合わせに係る窓口の設置や報道機関等により住民に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平常時から広報相談活動体制を整備するものとする。

9. 防災教育

放射性物質事故の特殊性を考慮し、防災関係職員及び住民に対して平常時から地域住民、自治会及び自主防災組織等の協力を得て、放射性物質事故に関する知識の普及を図る。

第4節 放射性物質事故応急対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 情報の収集・連絡	危機管理課
2. 応急対策活動の実施	事業所等、県、 <u>消防組合</u> 、 <u>本部事務局</u> 、医療班、上下水道班、環境班

1. 情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者、放射性物質の運搬を委託された者は、放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼす恐れのある場合には、速やかに以下の事項について、国、県、市、警察、消防などの関係機関に通報するものとする。また、市は、必要に応じ、国、県、関係機関等と随時連携を図るものとする。

- (1) 事故発生の時刻
- (2) 事故発生の場所及び施設
- (3) 事故の状況
- (4) 放射性物質の放出に関する情報、予想される被害の範囲程度等
- (5) その他必要と認める事項

2. 応急対策活動の実施

- (1) 放射性物質取扱事業者等による応急対策

放射性物質取扱事業所の事業者、放射性物質の運搬を委託された者は、汚染の広がり防止、立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を行うものとする。

- (2) 緊急時の放射線モニタリング活動の実施

市は、県が行う緊急時のモニタリング活動などに協力を行う。

また、モニタリング結果などから放射性物質による環境等への影響について把握するものとする。

〈県が実施する緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目〉

○大気汚染調査	○市場流通食品等検査
○水質調査	○肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査
○土壌調査	○農林水産物への影響調査
○廃棄物調査	○食物の流通状況調査
※この他、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施するものとする。	

- (3) 災害対策本部の設置

市は、必要に応じて災害対策本部又は災害即応体制を設置するものとする。

- (4) 避難等の防護対策

市は、県から緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報の提供を受けた場合は、地域住民に速やかに公開する。

また、国、県から必要に応じた退避・避難・一時移転の指示又は要請等を受けた場合は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、住民に対して「屋内退避」又は「避難」等の必要な措置を講ずるものとする。

〈O I L（運用上の介入レベル）と防護措置〉

出典：原子力災害対策指針

	基準の種類	基準の概要	初期設定値*1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
			(地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2)			
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	B 線：40,000 cpm*3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
			B 線：13,000cpm*4【1ヶ月後の値】			
(皮膚から数 cm での検出器の計数率)						
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。
			(地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2)			
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h*6 (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種*7	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg*8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

*1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

*2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当っては空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

OIL1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が OIL1 の基準値を超えた場合、OIL2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が OIL2 の基準値を超えたときから起算しておおむね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が OIL2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

*3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

*4 *3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には計数率の換算が必要である。

*5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

*6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

*7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 値を参考

として数値を設定する。

*8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

*9 IAEA では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準である 0.1Bq/g を設定しているが、我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

(5) 緊急時被ばく医療対策

県は、必要に応じ、国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等々の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行うものとする。

(6) 広報相談活動

放射性物質事故が発生した場合、住民等が動揺と混乱を起こすことなく、秩序ある行動がとれるよう、モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ住民等からの問い合わせに係る相談窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。

(7) 飲料水及び飲食物の摂取制限等

市は県と連携し、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の必要な措置を行うものとする。

〈参考 食品衛生法に基づく放射線セシウムの基準〉

対象	放射線セシウム（セシウム134及びセシウム137）
飲料水	10ベクレル/キログラム
牛乳	50ベクレル/キログラム
乳児用食品	50ベクレル/キログラム
一般食品	100ベクレル/キログラム

(8) 消防活動

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合は、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

(9) 広域避難

市域を越えて広域的な避難が必要となる場合には、被災者の受入れについて他の市町村長と協議する。また、受入れ先市町村の選定や紹介、県域を越える広域的な避難、被災者の輸送について運送事業者の協力を得る必要がある場合は、県に要請する。

市は、受入先の市町村等と連携して被災者の居所の把握等を行うとともに、広報紙の送付やインターネット等による情報提供、被災者台帳を活用した支援等に努める。

第5節 放射性物質事故復旧対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 汚染された土壌等の措置	県、環境班
2. 各種制限措置等の解除	県、本部事務局、上下水道班
3. 被災住民の健康管理	県、医療班
4. 風評被害対策	県、本部事務局
5. 廃棄物等の適正な処理	県、環境班

1. 汚染された土壌等の措置

市は、県と連携し、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行うものとする。

また、放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置等を行うものとする。

2. 各種制限措置等の解除

市は、県と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除するものとする。

3. 被災住民の健康管理

市は、県と連携し、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

4. 風評被害対策

市は、国、県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

5. 廃棄物等の適正な処理

市は、県、国等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずるものとする。